

---

# 咸宜園教育研究センター 研究紀要

---

## 第 7 号 咸宜園開塾200年記念号

- |   |         |
|---|---------|
| 咸宜園開塾200年記念事業 記念講演会講演録<br>偉大なる教師－広瀬淡窓と吉田松陰      | 海原 徹    |
| 平成28年度咸宜園教育顕彰事業(教育文化部門)優秀賞<br>咸宜園関連書の点訳及び点訳書の寄贈 | たんぼぼの会  |
| 咸宜園開塾200年記念事業の開催にあたって－これまでの顕彰事業の歩み－             | 吉田 博 嗣  |
| 廣瀬淡窓の易の思想－『義府』について                              | 深 町 浩一郎 |
| 早稲田大学図書館蔵・平野五岳『五岳詩集』(市島春城旧蔵)について                | 川 邊 雄 大 |
| 史料紹介「広瀬青邨文庫」(国文学研究資料館所蔵)にみる咸宜園関係<br>の新出史料について   | 溝 田 直 己 |

---

咸宜園教育研究センター年報(平成28年度)

咸宜園教育研究センター要覧

---

日田市教育委員会  
2018.2

---

咸宜園教育研究センター

# 研究紀要

第七号

二〇一八年二月



咸宜園開塾 200 年記念事業 記念式典 平成 29 年 2 月 19 日（日） 於：日田市民文化会館



咸宜園開塾 200 年記念事業 記念鼎談 平成 29 年 2 月 19 日（日） 於：日田市民文化会館  
右から大分県知事 広瀬勝貞 氏、京都大学名誉教授 海原 徹 氏、東京学芸大学副学長 大石 学 氏



第 12 回千年あかり 平成 28 年 11 月 11 日（金）～ 13 日（日）

於：史跡咸宜園跡



平成 28 年度「日本遺産子どもガイド」（日本遺産の構成文化財・咸宜園跡や豆田町の解説案内）

目次

咸宜園開塾200年記念事業 記念講演会	
「偉大なる教師―廣瀬淡窓と吉田松陰」(講演録)	
平成二十八年年度咸宜園教育顕彰事業(教育文化部門) 優秀賞	京都大学名誉教授 海原 徹……………一
「咸宜園関連書の点訳及び点訳書の寄贈」 受賞者 点訳ボランティア「たんぼの会」 代表 宗 宏司……………八	
咸宜園開塾200年記念事業の開催にあたって	
―これまでの顕彰事業の歩み―	
廣瀬淡窓の易の思想―『義府』について	咸宜園教育研究センター 吉田 博嗣……………十一
資料紹介 早稲田大学図書館蔵・平野五岳『五岳詩集』(市島春城旧蔵)について	咸宜園教育研究センター 深町 浩一郎……………二七
	二松學舎大学非常勤講師・SRF研究支援者 川邊 雄大……………四九
史料紹介『広瀬青邨文庫』(国文学研究資料館所蔵)にみる咸宜園関係の newly 史料について	咸宜園教育研究センター 溝田 直己……………六三
咸宜園教育研究センター年報(平成二十八年年度)	
I. 教育普及事業(展示事業、講座・講演会等)……………1	
II. 調査研究事業……………6	
III. 資料収集事業……………14	
IV. 咸宜園開塾200年記念事業……………21	
V. 教育顕彰事業……………23	
VI. 世界文化遺産登録推進の取り組み……………26	
VII. 利用状況・日誌抄……………34	
VIII. 各種委員会・職員名簿……………35	
咸宜園教育研究センター要覧	
1. 沿革……………36	
2. 施設の概要・組織……………37	
3. 利用案内……………38	
4. 条例・規則……………39	

## 偉大なる教師―広瀬淡窓と吉田松陰

海原 徹

### はじめに

只今ご紹介にあずかりました海原でございます。本日は、講演タイトルに掲げましたとおり、江戸時代を代表する有名私塾、咸宜園と松下村塾を主宰した二人の偉大なる教師、広瀬淡窓と吉田松陰を取り上げて、お話し申し上げます。

私に与えられた時間は、およそ一時間ということですので、お手元にお配りしたレジュメで予告した一三の項目を、すべて詳しくご説明することは、多分出来かねるかと思存じます。なるべく順序立て、過不足ないようにお話し上げるつもりですが、時間の関係上、資料参照というかたちで、適宜お話を端折り、説明を取捨することもあるかと存じます。その辺のところは、よろしくご容赦のほど願います。

なお、省略した部分は、あとで、お手元のレジュメでご確認頂ければ幸いです。

### (1) 生・没年と出自・身分

広瀬淡窓は、天明二（一七八二）年四月一日、豊後日田郡御幸通豆田魚町の掛屋・八軒土、広瀬三郎右衛門の長男として誕生しました。幼名は寅之助、修業時代は一時玄簡、長じて求馬と称します。よく知られた淡窓という呼び名はその号であり、文政元（一八一八）年、三七歳の頃から使い始めたようです。

早くから健康に恵まれず、成人してからも大病を繰り返し、病床に伏すことの方が多かった淡窓ですが、晩年は、体調もやや安定し、概して無難な老年時代を過ごしています。安政三（一八五六）年一月一日没、享年七五歳。平均寿命四〇歳そこそこの当時としては驚異的な長寿を全うした人です。

吉田松陰は、文政一三（一八三〇）年八月四日、萩藩の無給通士（二六石）杉百合之助の次男として長門萩城下松本村に生まれました。幼名は生年の寅年にちなみ虎之助、長じて大次郎、松次郎、寅次郎などと称します。

五歳のとき、父方の叔父吉田大助、大組士山鹿流兵学師範（五七石）の養子となり、六歳でこの家を継ぎますが、嘉永五（一八五二）年二月、一三歳のとき、藩許を得ずに出発した東北脱藩行を咎められ士籍削除、浪人となります。なお、人口に膾炙した松陰という呼び名は、幾つかあった号の一つであり、脱藩行の罪で国元萩へ送還され、藩の裁きを待つ自宅謹慎中に使い始めたものです。

安政六（一八五二）年五月、井伊大老の安政大獄で江戸檻送となり、一〇月二七日、老中間部詮勝暗殺計画の罪で刑死、僅か三〇歳という若さで世を去ります。同時代を生きた二人ですが、松陰は、淡窓より四八年遅く生まれており、実に半世紀近くの年齢差があります。世代的には、祖父と孫のような関係といえます。

### (2) 生い立ち、家庭環境、学歴

正確な理由は分かりませんが、淡窓は、二歳から六歳まで生家を離れ、堀田村で秋風庵を営んでいた伯父月化（平八）の元で大切に育てられています。俳諧の分野で第一人者、日田有数の文人として知られたこの伯父の存在は大きく、早くから読み書きの手ほどきを受けていますが、本格的な勉強は、生家に戻った頃からです。初め能書家で知られた父三郎右衛門や長福寺の法幢上人、やがて椋野玄俊や頓宮四極らの先生に学んでいます。寛政二（一七八〇）年、九歳の頃、日田に現れた久留米の浪人松下勇馬（西洋）に師事します。九州三才の一人といわれた高名な学僧、竹田村広圓寺の法蘭上人の門を叩いたのも、同じ頃です。

叔父大助の死後、六歳で吉田家の当主となった松陰は、山鹿流兵学師範、藩校明倫館教授になるための猛烈な個人レッスンを受けています。初め父百合之助や叔父玉木文之進、やがて藩から任命された大勢の代理教授者や家学後見人らについて学びます。山鹿流兵学だけでなく、長沼流兵学、萩野流砲術、西洋陣法なども学んでおります。

なお、彼には明倫館への入学経験はありません。天保九（一八三八）年正月、九歳で家学教授見習として出仕、以後、ずっと教師の身分であったためと思われる。

### (3) 遊学経験、行動半径の違い

生来病弱な淡窓は、七五年の生涯を通じ、九州の北半分を数回旅したことがあります。馬関より先の地へ足を延ばしたことはありません。他国の情報は、諸国を旅した友人知己や全国各地から来る塾生たちから聞き、幕閣や海外の最新情報は、日田代官所経由で入手しております。

遊学経験も極めて少なく、十代半ばの頃、二度しかありません。寛政七（一七九五）年四月から八月まで、佐伯城下の藩校四教堂で教えていた松下西洋について学び、また寛政九年正月から一一年二月まで、福岡藩儒亀井昭陽に教えを乞うております。一四歳の佐伯遊学は四カ月ほどで終わりますが、一六歳から一八歳までの福岡遊学も、火事で師家が焼失する事故や疫病流行を恐れて数カ月間帰郷するなどの空白があり、実際に在塾したのは、二年足らずにとどまります。両度の遊学を合わせ、ただか二年余の短期間です。

松陰は、嘉永三（一八五〇）年八月、二一歳のときに試みた九州遊歴から七年三月のアメリカ密航計画、いわゆる下田踏海事件まで、僅か四年足らずの間に、大小七回の遊学を経験しており、その足跡は、北は津軽半島の竜飛崎から、南は九州の長崎、島原半島にまで及んでいます。残された旅日記によれば、総計二三六・五里、すなわち九四五〇キロメートル、日本列島を一往復半するくらいの長い距離となります。松陰が海防問題を論ずるとき、自らの足で歩き、目と耳で見聞した情報をふんだんに織り込み、話に説得力があり、授業が面白かったというのも納得がいきます。

### (4) なぜ教師になったのか

広瀬家の長男として家業を継ぐことを周囲から期待されていた淡窓ですが、十代後半の頃は、病気がちでたえず医者にかかり、ほとんど半病人の状態でしたから、もはや誰の目にも家業を継ぐのは無理、天領日田はもとより、全国各地を駆け巡る御用商人のような激職は務まらないことが明白でした。

亀井塾から戻った頃の淡窓は、初め医師、それも比較的容易な眼科医になろうとしましたが、良師に恵まれず、早々に断念します。体調がよくになると、時おり周囲の人びとに教えていますが、これを本職にしようとしていたわけではありません。上洛して学問を続け、諸藩への仕官の道を探すという話は、健康上の理由

で諦め、また対馬藩学問所や江州彦根藩儒官の口も家族の反対などでうまくいかず、何を生涯の仕事にすべきか、しばらく悶々とする日々を送っています。たまたま出会った医師倉重湊に教えを乞い、君の行くべき道は天が定めたとおり、教師になる以外にない、「儒ト為ツテ活計ニ窮セハ、何ソ飢エテ死セサルヤ」との一喝で、ついに開塾を決断します。文化二（一八〇五）年三月、二四歳のときです。

幼少時から山鹿流兵学師範の家を継ぎ、教師になることを宿命づけられていた松陰には、職業選択の自由などまったくなく、物心ついたときから、ひたすら教師になるための勉学に励んでいます。九歳で家学教授見習、一〇歳で家学教授に任じた頃は、まだ名義上の教師にすぎませんが、弘化五（一八四八）年正月、一九歳のとき、家学後見人をすべて解かれ、独立の師範となっています。明倫館兵学教授として本格的なスタートです。

### (5) 教えた期間、教職歴

文化二（一八〇五）年三月一六日、二四歳のとき、豆田町の長福寺学寮を借りて開塾した淡窓は、数カ月後には魚町の生家に戻り、南家後園の土蔵を教室として教え始めます。ただ、これはあくまで一時の仮住まいであり、間もなく花月川を臨む大阪屋林左衛門の家に転居します。八畳と六畳の二間をあてた成章舎と称する塾舎です。この塾舎も長続きせず、しばらくもとの土蔵に教室を移していますが、文化四（一八〇七）年五月、長福寺から東へ二、三〇メートル入った地に桂林園を設けました。文化一四年二月、三六歳のとき、子ども時代を過ごした堀田村の秋風庵に隣接する地に咸宜園を創め、七五歳で没するまで教えました。長福寺学寮時代から数えれば、実に計五一年七カ月の長きに及ぶ教職歴です。

弘化五（一八四八）年正月、一九歳で兵学師範として独立した松陰は、藩校明倫館で教鞭を執り、嘉永五（一八五二）年一二月の土籍削除まで約四年間在籍しています。途中、九州や江戸、東北地方など、諸国遊歴に忙しく、実際に兵学教室で教えたのは、二年二カ月余にすぎません。

松下村塾は、安政三（一八五六）年三月、獄舎を出て自宅閉居中の松陰が、秘かに周辺の人びとを対象に教えたことに始まります。教室は、初め生家の一室をあてた三畳半の幽室でしたが、翌四年一月には、もと厩舎を修復した八畳一間の塾舎に移り、三カ月後にはこれを増築して、今の一八畳半の大きさとなってお

ります。この間、塾生がしだいに増加し、塾舎が手狭になったためです。

安政五年七月二〇日、家学教授が公許され、幽室時代から続いたお上の目を憚る、いわば非合法の授業も、ようやく陽の目をみるようになりますが、一二月末には、早くも野山再獄となり、閉塾を余儀なくされます。結局、松陰が村塾で教えたのは、幽室時代をふくめ二年一〇カ月余、それ以前の明倫館教授としての在職期間を合わせても、計五年余の教師経験にとどまります。半世紀を超える淡窓の教職歴とは雲泥の相違です。

#### (6) 二人の接点、出会いを阻んだもの

もと萩藩士の松陰が、嘉永七（一八五四）年三月二七日、国禁を犯してアメリカ密航を企てた、いわゆる下田踏海事件は、朝野の耳目を驚かせた大事件であり、すぐに全国各地に喧伝されました。天領日田の地にも、公私両面のルートで伝えられ、早々と淡窓が耳にしたのは間違いありません。

欧米列強の圧倒的な軍事力をみれば、幕府の祖法、鎖国政策をこのまま継続することはもはやできないと考える淡窓は、開国の要求を拒否、戦火に焼かれ焦土と化しても断固戦うべしと叫ぶ鎖国攘夷を書生の暴論として退け、今は開国和親、交易の道を歩むべきと唱えていました。幕府の開国路線を積極的に支持する立場であり、海外遊学をめざす松陰の行動は、国法を犯したとはいえ、それなりに評価できる壮挙であつたはずですが、この件については終始沈黙し、感想めいたことも一切口にしません。永年に及ぶ塩谷代官との確執に悩まされたこともありますが、官府の塾経営への関与を嫌い、政治的問題に関する発言には、とくに慎重であつた淡窓らしい反応です。事件に言及すれば、黒船来航をめぐり、攘夷が開国かで対立しているホットな政治的議論に巻き込まれかねない、それが官府との新しいもめ事の種になることを怖れたのかもしれない。ともかく、この件については、奇妙なくらい無関心の姿勢を一貫しております。

松陰が九州遊歴を試みた頃、防長二国から日田への遊学生はすでに一五〇人近くを数えており、萩城下からも沢山の来学者がありました。若い好奇心旺盛な松陰がこうした動きに無関心であるはずはなく、帰国した卒業生を通じて、淡窓や咸宜園に関するさまざまな情報を得ていたことは想像に難くありません。

松陰自身は、嘉永三（一八五〇）年夏の九州遊歴、三年後の六年秋、ロシア軍

艦を求めて江戸と長崎を往復した時、何度も日田の近くを通過していますが、咸宜園に淡窓を訪ねようとしたことは、一度もありません。九州遊歴のさい、松陰が教えを乞うた佐賀の草場楓川や長崎の高島浅五郎らはかねて淡窓と親しく、また長崎では、咸宜園で数年間学び、月旦二権八級下、権舎長で卒業した佐藤謙太郎を訪ねており、その都度、淡窓や咸宜園が話題になったことは、十分うかがえます。旅に出て新しい国に入ると、真つ先に、その地の名士の門を叩き、意見を交わすことをテーマにしていた松陰が、日田を素通りするとは、いささか理解に苦しむ行動ですが、あるいは淡窓を詩文に優れているが、時事問題には疎い文人・学者のタイプとみて、あえて接触を避けたのかもしれない。

淡窓には無関心を装った松陰ですが、大坂で開塾していた弟旭莊（謙吉）、下田踏海の拳を共にし、獄中で死んだ金子重之助を悼む詩を寄せた彼には、早くから強い親近感を抱き、同志の一人と見ております。安政五（一八五八）年二月、萩城下に旭莊が来たときには大いに喜び、その意見を藩政改革に役立てるように進言していますが、獄中の松陰には、それ以上のことはできませんでした。

#### (7) 学塾の性格、タイプ

幕府昌平校や諸藩藩校などの官・公立学校がなお未発達な時代に封建教育を實質的に担ったのは、民間在野の私塾です。幕藩体制の維持・運営に必要なさまざまな人材、とりわけ政治の枢要に連なる上級武士、専門的な学者、高級医師などの育成は、すべて私塾という教育の場で行われました。その意味で、私塾は官・公立学校の代替物であつたといえます。伊藤仁斎の古義堂や中江藤樹の藤樹書院など、もっとも早く登場した私塾です。

時代が下がり、官・公立学校がしだいに整備、充実されてくると、今度は私塾がその周辺や空白を埋める役割を果たすようになります。入学資格のない他国人や農・町民に広く門戸を開放、また朱子学中心の漢学だけでなく、国学や蘭学など諸学を教授したのも、やはり私塾です。要するに、官・公立学校の欠落部分を補い、封建教育を全体として実りあるものにしたという意味で、私塾はその補完物にほかなりません。江戸中期以後、全国各地に登場した多くの私塾がこのタイプであり、咸宜園は、その代表例でした。

幕末期になると、単なる代替物や補完物に飽き足らず、学校革新の一種として、

既成の学校体制に対抗する、いわば反対物に傾斜する私塾が出てきました。政治結社の私塾の名にふさわしく、官・公立学校との関係でいえば、しばしばその反対物でした。

その先駆は、おそらく天保八（一八三七）年二月、大塩平八郎の乱へ多くの塾生を送り込んだ大坂天満の洗心洞塾あたりを遡ると思われませんが、代表例は、やはり吉田松陰の松下村塾でしょう。幽室時代から数えて、僅か三年足らずの短期間に、高杉晋作や久坂玄瑞ら、幕末維新史を彩る多くの政治的人間、いわゆる志士の輩出を結果したのは、よく知られた事実です。

### （8）何のために学ぶか、人づくり論

咸宜、ことごとく皆宜しいという塾名が端的に物語るように、淡窓は、すべての人を大いなる天命を受けた、それぞれに潜在的な能力を約束された代理不可能の存在であるとみています。各人の賢愚や才不才の違いを、すべて掛け替えのない個性、さまざまな可能性であると肯定的にとらえ、教師の仕事は、そうした能力をうまく引き出し、十分に発展させることにあると考えました。

咸宜園の三奪法、年齢の大小でなく、「入門の先後」、学識の有無でなく「課程の多少」、階級の上下でなく「月旦の高下」、すなわち年齢、学歴、身分の如何を一切問わず、学に志す人ならば誰でも平等に迎え入れ、学力の高低ですべてランキング化する、徹底した門戸開放と実力主義の教育は、こうした人間解釈を踏まえたものです。

では、何のために学ぶのか、咸宜園の塾生たちは、彼自身の修業、人格完成のために、今この場に会し、懸命に頑張っているものであり、それ以外の何ものでもありません。誰の命令、どこから強制されたわけでもなく、各人の自由な意思で咸宜園の門を叩き、自らが納得するまで学に励みました。

教育の内容や方法は、同時代の多くの学塾とさして変わらず、四書五経に代表される漢学的教養を基本としていますが、その際、淡窓がもっとも重要視した、いかにも咸宜園らしい特色は、訓詁の学を徹底的に排し、漢籍を読む力だけでなく、むしろ詩を学ぶことを通じて豊かな情感を身につけ、人間形成に至ると考え、詩作を教育の中心に位置つけたことです。詩の道から教育に入り、しだいに道徳や文章をプラスしながら、それぞれの人間形成を全うできるというわけです。

野山獄中で書いた「福堂策」と題する獄制改革論で、人の犯した罪は一時の病であり、この病が治ればもとの健康体に戻るといふ松陰は、「人賢愚ありと雖も、各々一二の才能なきはなし、湊合して大成する時は必ず全備する所あらん」、獄に繋がれている罪人をふくめ、すべての人にそれぞれ長所や利点があり、否定されるべき人など、どこにも存在しないと、あらゆる人間に潜在する可能性の発現に期待しています。根っからの悪人などいない、誰でも努力すれば善人になれるという徹底した性善説、教育へのほとんど全幅の信頼であり、この点は、咸宜園のことごとく皆宜しいとまったく同じ人間観であり、またその教育論にも通底する部分が多々あります。

塾の教育方針は、安政三（一八五六）年秋、外叔久保五郎左衛門のために書いた「松下村塾記」に詳述されています。村塾の教育が松本村の風教を興し、それがしだいに萩城下から藩内全域、やがて全国各地へ拡大されて世直しに至る、そのことを可能にする人材教育をめざすというわけです。

何のために学ぶかという塾生たちの問いに、いつも松陰は、「経世済民」、世の中を治め、民を救うためであると答えています。新人生がくると、必ず松陰は、「学者になつてはいかぬ。人は実行が第一である」、学ぶのは何かを為すためである。世のため人のために役立つのは何かを常に考えながら学ぶべきである、と繰り返ししたといいます。眼前の時事問題、今の世の中をどうとらえ、いかに関わっていくのかを絶えず考える勉学の中から、政治的活動に身を投じる多くのいわゆる志士を輩出したのは、当然の帰結でいえます。この辺は、詩文を大切にされた咸宜園の教育などとは、はっきり一線を画しています。

### （9）実力主義、競争主義の導入

三奪法を積極的に活用し効果的にするには、年齢、学歴、身分に取って代わる新しい評価基準が必要になります。咸宜園では、それが一カ月の教育活動の成果である塾生各人の学力判定、毎月九回実施される定期試験と平常点を合わせた点数の大小による月旦評システムで行われました。塾生が十数人しかいない成章舎時代には、まだ四等級しかありませんが、塾生が増加し、学力差が際立つようになると、六、七、八としだいに等級を増やし、天保一〇（一八三九）年三月改定の月旦評では、九級上下に無級を合わせ、実に総計一九ランクの多くに及んでい

ます。学力に見合った等級にクラス分けし、徹底的に競争させることで、各人の能力を最大限に展開できると考えたわけです。

幽室時代から数えて二年一〇カ月余の間に、松下村塾の門を叩いた塾生は計九〇余人に達しますが、彼らが一度にやって来たわけではなく、常時出入りしたのは、多くて五、六人、少ないときは二、三人にすぎません。安政五（一八五八）年二月、増築して一八畳半の塾舎となった最盛期でも、稀に十数人の塾生が会したことはありますが、いつもは、これまでと変わらず、数人を相手にするミニ・サイズの授業でした。

それゆえ、塾生全体を対象にした時間割や教科書のようなものは一切必要がなく、不定期的に現われ、学力もそれぞれに異なる塾生に対して、各人ばらばらの授業が行われました。所定のカリキュラムなど存在しない、その意味ではもつとも学校らしく学校、いわばフリースクールのような存在でした。

塾生の少ない松下村塾には、もともと競争主義を持ち込む余地がなく、現に、点数評価して塾生を序列化したことは一度もありません。ただ、個人レベルでは、松門の竜虎と並び称された高杉晋作と久坂玄瑞をあえて比較して、互いに競わせたように、ある種の競争主義を持ち込んでいます。同年配の塾生がいると、その名前を挙げて、君はまだ勉強が足りない、このままでは彼に負けてしまう、もっと頑張れと励ます、つまり競争意識をかき立てるのも、松陰がよく使った手法です。むしろ、点数の大小を競わせてランク化するのが目的ではなく、塾生を互いに競わせ、すべてが同じレベルに達することをめざしていたのです。

#### (10) 塾を選んだ理由

文政三（一八二〇）年に一二〇人を数えた咸宜園の月旦評は、その後も順調に増え続け、嘉永元（一八四八）年には二〇〇人を超え、五年六月の最盛期には、実に二三人の多くを数えました。官・公立学校をふくめ、近世期最大の学塾として人気絶大を誇ったわけですが、その最大の理由は、おそらくこの塾に数年間在学して真面目に勉強すれば、確実に高い学力が身につくという、完成度の高い教育システムへの期待でしょう。実力主義に裏打ちされた咸宜園の月旦評の上位にランクされれば、社会的評価が高く、卒業後の就職にも大いにプラスする、その意味では、教育投資が目に見える確実な成果につながる、費用対効果に優れた、

いわば役に立つ勉強が保証される学塾だという評価にほかなりません。

萩城下の人びと、とくに親たちの世代は、国禁を犯した大罪人という前歴を持ち、獄を出たが、なお自宅塾居中の松陰に強い違和感を抱き、村塾に子弟が近くことを喜びませんでした。家人には夜遊びのふりをして、秘かに出入りしたという高杉晋作のエピソードは、必ずしも珍しいものではなく、親族会議を開いて絶縁すると脅され、入門を断念した門田吉勝のような場合もあります。開塾早々は、当局の監視が厳しく、幽室への往来すらままならなかったといえますから、親たちの拒絶反応も当然でしょう。

一方、好奇心旺盛な若者たちには、海外密航という前代未聞の事件を起こした松陰は、常識ではとうてい計り知れない型破りの人物であり、一度その顔を見てみたい、会って話を聞いてみたいと思つたようです。親たちが忌避すればするほど、彼らは松陰という人物に興味を持ち、強い関心を募らせることになりました。なかには面白半分、怖いもの見たさにやって来た者もいます。その他、兵学門下生の関係で来た者、学塾の先生や先輩たちに勧められて来た者、先に入った友人知己に強く勧められて来た者もいます。

開塾間もない頃は、村塾への出入りを嫌う親たちが多かったという塾生の天野清三郎（渡辺蒿蔵）が、一方でまた、「当時は松陰先生の評判がよく、誰も彼も松下に行つて居るといふやうで、云はば流行であつた。又松下塾へ行けば何か仕事にありつけると思つて居つたものだ」などというように、村塾で学べば藩の仕事につき、出世できるのではないかという世俗的な利益をあてにして来た者も、ごく少数ですがいます。塾の評判がよかつたのは、増築工事が完成した安政五（一八五八）年の春から夏へかけての短い期間ですが、六月一九日の日米修好通商条約の調印、井伊大老のいわゆる違勅事件をさかいに、松陰が過激な政治的主張を繰り返すようになると、事情は一変します。当局の取り締まりが、先生の言動だけでなく、村塾に出入りする塾生たちの身辺にも及ぶようになると、単なる評判、いわば流行でやって来た人びとは、早々に姿を消し、二度と現われませんでした。

#### (11) どのような教師であつたのか

門人たちの先生評に、「温恭篤敬、言笑を苟くせず、而して門生を率いること

懇切を極めぬ」とあるように、授業中の淡窓は謹厳そのもの、威厳に満ちた、どこちらかといえば怖い先生でしたが、放課後は一転、周囲の誰に対しても、いつも温顔を絶やさない、万事に穏やかで親切な人であったといえます。

生来、温厚で人と争うことを好まない性格のためか、淡窓は、塾生が何か不都合なことをしても、大ていの出来事には目をつぶり、またストリートに反応したことはありません。たとえ間違いや過ちがあっても、面と向かって激しく責め、大声で叱るようなことはしません。相手の立場や感情の赴くところを考え、順序を踏みながら少しずつ分からせようとしました。回りくどいといえ、これ以上ない手法ですが、淡窓にとつて、じっくり時間をかけて問題に取り組み、手間暇かけて解決する、しかも、そのさい、言葉や理屈に頼るのでなく、できるだけ内面の良心に訴える、いわば徳化を何より優れたやり方であると信じていました。

肖像画の穏やかで君子風の外見とはうらはらに、松陰は感情の起伏が激しく、喜怒哀楽のはっきりした、理性よりもむしろ情緒の勝った人物であったようです。人に接するのに極めて穏やか、決して極端なものの言い方をせず、面白いこともいわず、しごくおとなしい人であったと弟子たちに見られた松陰は、一方でまた、東北脱藩行や下田踏海のような大胆不敵な行動をあえてする、直情径行の人でした。普段は物静かで優しいタイプだけに、一旦激すると、その変化は想像を絶するほど極端でした。授業中、教材に触発され興奮して溢れ落ちる涙で本を濡らすかと思えば、突然大声を発して、怒髪天をつく勢いで怒り出すなど、感情の起伏が激しく、それをまた、少しも隠そうとしていません。いつも齒に衣着せぬ言い方で、極端に褒めるかと思えば、また極端に罵っています。誰に対しても単純率直に接した、赤ん坊がそのまま大きくなったような天真爛漫の人でした。

## (12) 二つの塾に共通するもの

### ① 教師自らがやってみせる

咸宜園の卒業生たちがすぐに先生になり、教えたがることを憂える淡窓は、弟子の行状はその師に似るものであり、人の師になろうとすれば、まず自らが学問を修めるだけでなく、絶えず徳を高め人格を磨いて、弟子たちの模範になるようにしなければならぬ。学問が少しできる、知識や技術が優れているから、師となり教えようとするのは、あたかも未熟な医者が人の命を預かるようなもので、

危険きわまりないと批判します。むろん、そのようにいう淡窓自身、学問、道徳いづれの面でもなお未熟であり、人格完成にはほど遠いことを謙虚に認めています。欠陥だらけ、万事に未熟な自分であるがゆえに、日々反省の念を新たに、研究に努めなければならないというわけです。十数年の歳月をかけてようやく達成した「万善簿」（日々の生活の中で徳を積み善事を重ね一萬善に至る）への挑戦を何度も繰り返し、懸命に頑張る姿勢を終生貫いた理由でもあります。

孟子の「人の患は、好んで人の師となるに在り」を評して、「学をなすの要は己が為めにするにあり」「己が為めにするの学は、人の師となるを好むに非ずして自ら人の師となるべし。人の為めにするの学は、人の師とならんと欲すれども遂に師となるに足らず」などというように、松陰は、少し学問ができるようになるとすぐ教えたがる、安易に人の師となる世間一般の風潮を厳しく批判します。いかに頭がよく学問が立派にできたとしても、単なる博学、物知りに人を教える資格などない。本当に人の師となろうとすれば、ただひたすら、「己れを修め、実を尽くし、言語を容易にせず、実行を以て自ら責任」とする。何よりもまず、教師自身が立派な人にならなければならない。そのために、いくら口で上手に説明しても効果はなく、黙って実行してみせるほかはない。要するに、松陰にとつて、教えるということは、教師その人がお手本を示し、自らが正しいと信ずるところ、理想とする生き様を弟子たちの前にさらけ出して見せる。その意味では何も教えない、何かを教えるというより、無為にして化すやり方でした。「義卿（松陰）が嘔起の人」となる、「一人にても遣る」と叫び、自ら進んで死地へ赴いた、最晩年の松陰の姿をほうふつとさせます。

### ② 学習者中心、学ぶ自由

幕府昌平校や諸藩藩校などの官・公立学校では、中級以上のサムライの子弟が何歳で入学し、何年間在学し、何をどう学ぶか、すべて上から決められており、学習者各人に選択の余地はありませんでした。一方、民間在野の私塾では、入学から卒業まで、学習カリキュラムのすべてが、塾生各人の意思、選択によって決まりました。さまざまな点で違いすぎる、ほとんど対極に位置するかに見える咸宜園と松下村塾でも、この一点に関しては、まったく異なるところがありません。学に志し、笈を負うて故郷を出た若者たちが、数多くの学塾の中から淡窓と松陰、いづれの先生を選び、いつ、どのような勉強を始めるか、すべて学習者本人の意

思、自由な選択に委ねられていました。誰に強制され、どこから押し付けられたわけでもなく、各人の自由な意思で入学し、納得のいくまで勉学に励んだのです。

(13) 結びに代えて

インディアナ大学のR・ルビンジャー教授は、「私塾 *Shukū*」と題する本に、「近代日本を拓いたプライベート・アカデミー」というサブ・タイトルをつけていますが、咸宜園と松下村塾、二つの学塾が、近世期日本にあつた何千にも及ぶ多種多様な私塾の代表的存在であり、近代日本を担う有為の人材を多数輩出した、ルビンジャー教授のいわゆる「人材の重要なエスカレーター」「新しい職業分野のための人材のプール」であつたことに、誰しも異存はないでしょう。

すでに繰り返し見たように、松下村塾は僅か三年足らずの短期間で活動を停止し、その間、たかだか九〇余人の門下生を擁したのに比べ、咸宜園は、創立者の淡窓に続く九人の塾主に次々に受け継がれ、実に九十余年の長きにわたり存続し、全国各地、六十余カ国から五千人近い塾生を集めております。

松陰亡きあと、村塾は事実上閉鎖を余儀なくされました。松陰先生の代わりは誰にもできず、その教育を再現することなど、とうてい不可能であつたからです。代理不可能、一回かぎりの村塾の教育に比べ、月旦評システムを確立した咸宜園は、淡窓先生がいなくなつても、後継の教師たちの手で立派に受け継がれ、多くの優れた人材を世に送り出しました。

二つの学塾の果たした役割は必ずしも同じでなく、その評価もプラス、マイナス、さまざまに分かれるところですが、一つだけ、間違いなくいえるのは、明治五(一八七二)年八月の「学制」頒布に象徴される教育の近代化路線は、ある日、突然外から持ち込まれた、欧米先進諸国の教育の移入・模倣などではなく、咸宜園や松下村塾に代表される近世期日本の私塾によって早くから着々と準備されてきた、新しい学校の体制や教育の仕組みは、そうした教育史的背景を直接・間接に踏まえながら、着実に大きな成果に結びついていったということでしょう。

## 「咸宜園関連書の点訳及び点訳書の寄贈」

受賞者 点訳ボランティア「たんぼぼの会」 代表 宗 宏司

はじめに 点訳ボランティア「たんぼぼの会」の成り立ちについて

日田市において、点訳した「広報ひた」を提供する以前は、視覚障がい者の方々に対し、社会福祉協議会（以下、社協と略す）が「声の広報」（広報をカセットテープに録音する）として情報発信を行っていました。

その後、カセットテープでは知りたい情報を探す際、テープを巻き戻したり早送りするのが面倒であることや、次号配付時にはテープを回収していたため情報が手元に残らない等の理由から、「点字広報」を出して欲しいとの声が社協まで寄せられました。

しかし、点字には色々な規則等があり、社協の職員だけでは発行が困難であることから、これまでに社協が主催する点字講座を受講し、修了された方及び点字講座を受講されている方へ協力をお願いする形となり、点訳「ボランティアたんぼぼの会」が発足することとなりました。

そして、平成一五年四月から市より委託を受けて社協が行う「障がい者参加促進事業」の一つとして、「広報ひた」の点訳が始まりました。

我々、点訳ボランティア「たんぼぼの会」の主な目的は、視覚障がい者の方々の社会参加と情報提供です。現在、毎月の「広報ひた」の一日号と「パトリアニュース」、また二月月に一回発行される「社協だより」を点訳して、後述します色々な資料と共に希望者の方に郵送にてお届けしています。「たんぼぼの会」の構成員は、社協の点字講座を卒業した方に加えて頂いており、現在は二二名です。点字の概要について

「点字」とは視覚障がい者が「触覚」で読む文字です。視覚障がい者が文字を読んだり書いたりするための工夫は、古くから行われていました。紀元四世紀頃には、視覚障がい者自身が木片にアルファベットを彫って文字を読む工夫をしていたという記録が残っています。

現在の点字は、パリの訓盲院の生徒で、のちに同校の教員となった「ルイ・ブラリュ」（一八〇九〜一八五二）によって、一八二五年にアルファベットと数字が考案されたものです。そして、一八五四年にフランスで採用されたのを皮切りに、次第に各国で用いられるようになりました。

日本語の点字は、東京盲啞学校の教員であった石川倉次（一八五九〜一九四四）が考案したもので、一八九〇年に制定されたものです。現在、「一月一日」を「日本点字制定の日」としています。また点字は、読書・学習・コミュニケーションの手段として用いられているほか、選挙の際の点字投票（一九二六年に点字投票が認められる）や進学・就職の為の点字受験（一九四九年に点字受験がみとめられる）など、視覚障がい者やそれを取り巻く人々の間で「最も有効な文字」として広く用いられています。

### 点訳者の役割

人間は、生きて行く為には様々な情報を取得していますが、その内の約八〇％が「視覚」によるものと言われています。その視覚に障がいのある視覚障がい者にとつては「情報収集」が、「歩行・移動」と並んで大きな不自由となっています。特に高度情報化時代と言われる現代では、視覚的な情報がますます増えており、視覚障がい者にとつて情報の高度化が、その入手をさらに困難にしていると言う面も見られます。

そこで、点訳で最も重要なことは、視覚障がい者の求める情報を正しく迅速に提供する事です。その為には、点訳者が情報提供者としての役割を正しく認識することが不可欠になります。

しかし、限りなく広がる情報化時代においては、求められる点訳も専門化・多様化してきており、情報の即時性も以前にも増して要求されています。

### 著作権法

公表された著作物の点字の複製は、著作権法第三七条によつて認められています。そのため、点字化に際しては著作権者から許諾を得る必要はありません。また、点字データを記録媒体（USB等）に記録したり、ネットワークを通じて送信したりする事も自由にできます。

### 点字用郵便

点字の郵便物は、無料で送ることが出来ます（一九六一年に盲人郵便物が無料

となる)。ただし、通常郵便物の範囲（長さ・幅・重さ）を出ず、開封（約三分の一）とし、切手貼付位置に「点字用郵便」と記載する事が必要です。

#### 下調べの徹底

点訳にあたっては、原文を下読みして、その本のレイアウト、用いられている記号や図表の扱いなどについて方針を定める。また、漢字の読みについては国語辞典や漢和辞典を有効に使い、「適切な読み下し」を心がけ、「思い込み」にとらわれたり、安易に個人の意見に従ったり、曖昧に済ませたりしない様に留意します。とりわけ「人名・地名」などについては、各種辞典などを用いて「可能な限り」調べることが必要です。

こうした「読み方調べ」については、まず手元の資料を徹底的にあたり、わからなければ「公共図書館」を利用します。また、誤植などについては原本の出版社に問い合わせる必要がありますが、著者に個人的に直接尋ねる事は避けず、年間実施事項

日田市社会福祉協議会では、点訳ボランティアを育成するために「点字講座」を行ってしています。講座期間は六月から翌年の三月まで。開催日は第一・二・三金曜日午後六時五〇分から八時五〇分まで。場所は日田市社会福祉協議会三階会議室。受講料は「無料」ですがテキスト代のみ必要です。

受講する事で、視覚障がい者への理解も深まりますので、ご興味のある方は是非、講座を受講いただきたいと思えます。

#### 毎月の事業について

「たんぽぽの会」では、毎月「広報ひた」一日号と「パトリアニュース」、また二ヶ月に一度の「社協だより」の点訳版を作成し、希望者の方へ郵送しています。点訳工程は、まず各広報の発行日に合わせ、編集会議を開きます（編集ページの担当決めや留意事項の確認等）。その三〜五日後に、編集作業に入ります。（点訳したページを持ち寄り、誤字・脱字の確認、ページのつなぎ合わせを行います）。そして、その二〜三日後に製本化して点字郵便にてお届け致します。また、点訳広報は毎月、「日田市役所」・「日田市立淡窓図書館」・「日田駅図書館」などにもお届けしております。

#### 咸宜園関連刊行物の点訳に関する取り組みについて

私は点字講座を修了した翌年である平成二六年度に咸宜園教育研究センターが

主催する「名誉館長講座」に初めて参加しました。講師の先生は、別府大学名誉教授でセンターの名誉館長でもある後藤宗俊先生で、その頃はセンター内の研修室（和室）で講座が行われていました。

毎回、センターへ講座のために通ううちに、玄関口のパンフレット置場に「広瀬淡窓と咸宜園」の英訳と中国語訳のパンフレットがあることに気づきました。点訳本のパンフレットがあれば多くの視覚障がい者の方々に、廣瀬淡窓先生と咸宜園について紹介できますし、学びたい時、再度学習

したいところを自分で学べます。淡窓先生の「平等教育」（三奪法）の教えは、今日の障がい者福祉教育の教えにも通じるものがあると思えました。

市内においては、点字図書もまだ少なく、視覚障がい者の方々にとつても情報の収集は困難な状況です。そこで我々「たんぽぽの会」では微力ながらも、淡窓先生の平等教育を実践していければと話し合いを行って、「広瀬淡窓と咸宜園」の点訳に取り掛かることにしました。「下調べの徹底」でも前述した通り、特に「塾に学んだ門人たち」の名前と身分、そして教育システムの名称、漢詩の読み方、地名の下調べ等に約一〇カ月は要しました。

点字入力では特に「広瀬家の略系図」に手間取り時間を要しました。また、校正に関しても「点訳本」として残ります。「たんぽぽの会」・「点訳者」・「校正者」の責任上、三〜五回の見直しを行いました。よって、最初の「広瀬淡窓と咸宜園」の点訳本の完成に至るまで約二年間を要しました。

また、「教育遺産世界遺産登録推進国際シンポジウム二〇一四」が平成二六年一月八日にパトリア日田大ホールで開催され、その記念講演・基調講演で東京大学大学院教授のロバートキャンベル氏は「教育遺産」としては最低でも「英訳本」の必要性を強調されました。その時、視覚障がい者の方々にも「点訳本」が必要であると痛感しました。

そして、平成二七年四月二四日に日田市の近世日本最大規模の私塾「咸宜園」が、



点字講座の様子

茨城県水戸市の「弘道館」、栃木県足利市の「足利学校」、岡山県備前市の「閑谷学校」と共に、「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」として「日本遺産」の第一号に認定されました。

これを機に「たんぼぼの会」においても英気と団結力が一層高揚し、センターの刊行物である「史跡・咸宜園」（無料パンフレット）、「淡窓先生ものがたり」の点訳本を完成させ、「敬天」（有料パンフレット）も四回目の校正を現在進めています。

「淡窓先生ものがたり」は市内の小学校の五・六年生が学ぶ本です。視覚障がい者の方々のために少しでもお役に立てればと思います。日田市教育委員会を訪問し、市内一八校の図書館の一角に点訳本を配置させて頂きました（大分県盲学校にも「淡窓先生ものがたり」の台本と点訳本を紹介出来ました）。

日田市内の視覚障がい者の方々にも、「広報」と共に、郵送にて紹介させて頂きました。

おわりに「咸宜園教育顕彰事業 教育文化部門 優秀賞受賞」について

「咸宜園開塾二〇〇年記念事業」の式典が平成二九年二月一九日（日）に、パトリア日田の大ホールで行われました。

その中で、平成二八年度咸宜園教育顕彰事業の表彰式が行われ、点訳ボランティア「たんぼぼの会」の咸宜園関連書の点訳や点訳書の寄贈などの活動が廣瀬淡窓先生や咸宜園の普及・啓発に寄与したと、教育文化部門の優秀賞を頂きました。この様な開塾二〇〇年という記念すべき式典において、栄誉ある賞を賜り大変光栄に思っております。

以上、点訳ボランティア「たんぼぼの会」の「成り立ち」、「点字の概要」、「日本遺産・咸宜園の取り組み」等について紹介させて頂きました。

「咸宜園」は「近世日本の教育遺産群」として「世界遺産」への登録を目指しておられます。私達「たんぼぼの会」も点字・点訳を通じて微力ではございますが、咸宜園の普及・啓発に少しでもお役に立てればと思います、これからも頑張ります。誠にありがとうございました。感謝申し上げます。



咸宜園教育顕彰事業 教育文化部門 優秀賞受賞



大分合同新聞 2017年1月19日



大分合同新聞 2015年7月24日

## 咸宜園開塾200年記念事業の開催にあたって

—これまでの顕彰活動の歩み—

咸宜園教育研究センター 吉田 博嗣

### はじめに

平成二十九年（2017）二月、廣瀬淡窓（1782～1856）が開いた私塾「咸宜園」は文化十四年（1817）の開塾から二百年の節目を迎えた。そこで日田市では平成二十九年二月から今年二月までの二か年にわたって、記念式典や講演会、シンポジウムなどを開催したほか記念誌の刊行などに取り組んだ。これらの事業を総称して「咸宜園開塾200年記念事業」と呼んでいる。これまでも廣瀬淡窓を記念する事業は生誕や没後の周年を機に幾度となく開催されてきたが、今回のように咸宜園を記念した事業なかつたように思われる。

そこで、この度の記念事業を開催するにあたって、改めて咸宜園の歴史を振り返り、過去に実施された廣瀬淡窓や咸宜園、廣瀬家に関する顕彰活動と記念事業について、限られた紙数でかつ十分な内容とは言えないがこの時点でのまとめをしたい。

廣瀬淡窓が最初の塾を開いたのは文化二年（1805）三月、淡窓二十四歳のときであった。淡窓は幼少期に豆田町にある長福寺の法幢上人から『詩経』を学んでいるが、最初の塾は学僧の集う長福寺学寮（楽法楼）と呼称）の一室を借りて開いている。その後、間もなくして豆田町一丁目の大坂屋林左衛門の敷地内に移居し、塾名を「成章舎」と名付けた。ここでは咸宜園を代表する教育内容の一つで「月旦評」と呼ばれる成績評価制度が誕生し、この時から学力による塾生の評価が始まった。しかしながら「成章舎」での学問教授は生活環境に恵まれず長くは続かなかつた。その後も生家である廣瀬本家の土蔵を使用して塾を続けるなど塾の経営が軌道に乗るまでには今しばらくの時間がかかっている。

長福寺学寮の開塾から二年が経過した文化四年、淡窓はかねてより切望していた教育環境を手にすることができた。豆田町の有力な商家・手島家の土地を借用し、自らの建設による新塾を開くことが出来た。塾名は「桂林園（別名は桂林荘）」

と名付け、豆田町の東側に位置し町の喧騒を離れた静かな良地であった。

その後、次第に入門者も増え始め、塾の経営は安定するかに見えたが、次に直面したのは淡窓自身の健康面での不安であった。その頃の淡窓は後に人生の「三大厄」とされた大病を患っており、実家の豆田町から桂林園へと日々通い続けながら教授していた。しかしながら、およそ十年が経過した頃に新塾の建設移転を決意する。そこで開塾したのが咸宜園である。

咸宜園は文化十四年二月に開いた私塾の名前で安政三年（1856）の淡窓没後も塾は継続され、明治七年に一時閉鎖されたこともあったが同十二年には咸宜園出身者により再開され、その後は明治三十年まで継続した。

これまでの廣瀬家や咸宜園の顕彰活動を振り返ると、廣瀬家では従前から先祖供養とともに「廣瀬八賢」など先賢の偉業を顕彰する意識が高く、また淡窓没後の明治期には咸宜園出身者や門下生たちによって淡窓の蔵書を保管するために書蔵庫の建築を行うなど保存顕彰の動きが始まっていた。続いて、大正・昭和期に入ると咸宜園出身者が中心となり市民を巻き込んだ活動へと発展する動きも見えてくる。次第に広がっていく顕彰活動や記念事業については、廣瀬家や咸宜園出身者、関係団体や行政等がそれぞれの役割をしっかりと果たしてきて現在につながっている。淡窓の没後から明治三十年の咸宜園閉塾以降、現在までの取組みを明らかにし、今後の顕彰活動や記念事業の参考となるよう整理したい。

### 一、明治期から大正期までの廣瀬淡窓・咸宜園に関する

#### 顕彰活動および記念事業

幕末維新时期には淡窓に学んだ多くの門人たちが全国各地でその実力をいかんなく発揮していた。中でも明治新政府では文部官僚として「学制」の制定に大きく関わった長三洲や地方官僚として中央から派遣された県令たちの中には、松田道之（滋賀県令・東京府知事ほか）や島惟精（右手県令や茨城県令など）、中村元雄（群馬県知事）などがいた。東京では咸宜園出身者たちが集まり、「玉川吟社なるサークルも生まれているがその構成メンバーの多くは官僚で、維新前は漢学者であったものが多く含まれていた。新しい時代を担う人材が多く活躍し、新政府におけるその影響力も多少なりともあったのではないだろうか。咸宜園出身者の中には

咸宜園関係略年譜と顕彰事業一覧

西暦	和暦	月	事業・出来事	備考（主催者・発行者等）
1782	天明 2	4	廣瀬淡窓生まれる	
1805	文化 2	3	長福寺学寮（「楽法楼」）で最初の塾を開く	
1805	文化 2	8	豆田町一丁目大坂屋の敷地内で私塾「成章舎」を開く	
1807	文化 4	6	豆田裏町に転居して私塾「桂林園」を新設	
1817	文化 14	2	堀田村（現在地）に私塾「咸宜園」を新設	
1856	安政 3	11	廣瀬淡窓死去（享年 75 歳）	
1874	明治 7	-	咸宜園一時閉鎖（廣瀬林外死去）	
1879	明治 12	-	咸宜園再開	
1890	明治 23	1	雑誌『咸宜園』の創刊	
1890	明治 23	12	咸宜園内に書蔵庫を建設	
1897	明治 30	9	咸宜園閉塾	
1913	大正 2	7	廣瀬淡窓頌徳祭（生誕 130 年祭）・咸宜園絵図の作成	
1915	大正 4	11	廣瀬淡窓が正五位に叙任される。	
1916	大正 5	4	咸宜園敷地内に淡窓図書館が開館	
1919	大正 8	12	休道之詩碑の建立（咸宜園跡地に現存）	日田郡教育会
191 ?	大正中期	11	「淡窓祭」の開催（毎年 11 月 1 日） 現在も「平成淡窓祭」として継続	現在は淡窓会主催
1925	大正 14	11	広瀬淡窓 70 年忌祭の開催	日田郡教育会
1925	大正 14	11	盛典（広瀬淡窓 70 年忌祭）の開催（場所：華族会館）	清浦奎吾伯爵の主催
1925	大正 14	12	『淡窓全集』刊行（～昭和 2 年 1 月）	日田郡教育会
1930	昭和 5	-	廣瀬淡窓の「万善簿」が国定教科書に掲載	
1932	昭和 7	7	「咸宜園跡」が国史跡に指定	
1936	昭和 11	6	咸宜園写真帖の刊行	大分県日田淡窓図書館
1948	昭和 23	1	「廣瀬淡窓墓」が国史跡に指定	
1952	昭和 27	12	淡窓会（日田）が発足。本格的な始動は同 29 年 11 月。	淡窓会
1955	昭和 30	11	淡窓先生百年祭（100 回忌）を開催	淡窓会
1965	昭和 40	-	廣瀬八賢顕彰会（日田）が発足	
1967	昭和 42	-	淡窓研究会（東京）が発足	淡窓研究会
1969	昭和 44	秋	廣瀬先賢文庫の建設	廣瀬宗家
1969	昭和 44	-	玉川大学内に咸宜園の秋風庵を模築	玉川大学
1970	昭和 45	3	『廣瀬青邨詩鈔』の刊行	吉川孔敏
1971	昭和 46 頃	-	『廣瀬家学全集』の刊行が計画される	廣瀬宗家
1972	昭和 47	-	『敬天』創刊号（淡窓会）の刊行	淡窓会
1972	昭和 47	-	『旭荘全集』刊行に向けた作業開始	昭和 57 年から発刊
1973	昭和 48	8	『日田廣瀬家三百年の歩み』の刊行	廣瀬先賢顕彰会
1974	昭和 49	5	『咸宜園出身八百名略伝集』の刊行	廣瀬宗家
1975	昭和 50	5	『咸宜園出身二百名略伝集』 咸宜園出身八百名略伝集続編（一）の刊行	廣瀬宗家
1981	昭和 56	11	廣瀬淡窓生誕 200 年記念式典を開催	日田市
1982	昭和 57	6	『廣瀬旭荘全集』第 1 巻の刊行	編）廣瀬旭荘全集編集委員会
1990	平成 2	3	咸宜園跡の歴史公園化を計画	『日田市第 3 次総合計画』
1990	平成 2	-	全国咸宜園門下生子孫の集い（～同 6 年）	地域活性化懇話会
1992	平成 4	3	史跡咸宜園跡保存整備基本構想の策定	日田市
1997	平成 9	-	史跡咸宜園跡の公有化（～同 13 年度：史跡地東側）	日田市
2005	平成 17	11	広瀬淡窓没後 150 年記念事業の開催	日田市・日田市教育委員会
2005	平成 17	12	広瀬淡窓没後 150 周年記念シンポジウムの開催	大分県・大分県教育委員会
2010	平成 22	10	咸宜園教育研究センター開設	日田市
2011	平成 23	-	咸宜園教育顕彰事業の創設	日田市教育委員会
2012	平成 24	2	「咸宜園の日」を制定	日田市教育委員会
2012	平成 24	8	廣瀬旭荘没後 150 年記念事業を開催（～ 9 月）	日田市・日田市教育委員会
2013	平成 25	3	「廣瀬淡窓旧宅」が国史跡に指定（「廣瀬淡窓墓」に追加指定）	
2015	平成 27	4	「咸宜園跡」や「廣瀬淡窓旧宅」などが「日本遺産」に認定	
2017	平成 29	2	咸宜園閉塾 200 年記念事業開幕「記念式典・記念講演・記念鼎談」開催	日田市・日田市教育委員会
2017	平成 29	3	史跡咸宜園跡の公有化（史跡地西側）	日田市
2017	平成 29	11	咸宜園閉塾 200 年記念事業「嚶鳴フォーラム in ひた」開催	日田市・日田市教育委員会
2017	平成 30	2	咸宜園閉塾 200 年記念事業「咸宜園門下生子孫の集い」開催	日田市・日田市教育委員会

教育者も多く、以前は塾を主宰し、寺子屋の師匠なども多かったが明治政府が打ち出した新たな教育制度のもとで、公教育における指導者としても大いに活躍している。

一方で明治期における咸宜園の経営は新教育への対応が遅れ、高等教育の中心は英語や法律の専門学校が多く新設された都市部へと移り変わり、地方における学校経営は厳しさを増し、とりわけ伝統ある咸宜園などの漢学塾は次第に閉鎖されていった。

淡窓没後からおよそ四十年後の明治三十年に咸宜園は閉塾となったが、その間も新教育への対応を図ったこともあったが現実的には塾の維持活動は衰え、咸宜園は教育の場から史跡としての記念すべき場所として、また淡窓顕彰の場所として変化をしていった。

この時期における主な取組は次に掲げるとおりである。

#### 一、書蔵庫の建設

#### 一、咸宜園文庫設立と淡窓図書館の建設

#### 一、廣瀬淡窓が正五位に叙任

#### 一、「休道之詩」碑の建立

大正八年、咸宜園出身者の高取悦堂ら有志により咸宜園跡地内に建立

一、広瀬淡窓七十年忌祭の開催 大正十一年十一月一日実施

#### 一、「淡窓祭」の開催

大正中期頃に始まったとされる「淡窓祭」は淡窓の命日である十一月一日に毎年開催された。現在も淡窓会により「平成淡窓祭」と名称を変更して継続されている。

### (1) 咸宜園出身者による顕彰活動

淡窓没後の咸宜園出身者による事業として、まず最初に行われたのは明治二十三年に建築された「書蔵庫」の建設である。当時の咸宜園塾主は淡窓時代の門人で諫山菽邨（1888～1893）であった。菽邨は咸宜園の蔵書が火災で失われぬように、咸宜園内の東塾（寮舎）を売却し、その収益で建設したことが棟木の墨書に残されている。これも一つの顕彰事業として捉えることができる。書蔵庫は現在も咸宜園内に現存し、史跡咸宜園跡を構成する文化財として適切に

保存されている。

次に、咸宜園第八代塾主の廣瀬貞文（号は濠田・1853～1914）による取組である。この人物の実父は咸宜園在塾中に淡窓の養子となり、淡窓没後の咸宜園を引継いだ第三代塾主の廣瀬青邨（1819～1884）で、貞文は咸宜園西家で生まれたとされる。実子のなかつた淡窓にとつて貞文の誕生は初孫にあたる存在であった。

貞文の咸宜園入門簿は現存しないが咸宜園に在塾した証拠は月旦評への記載である。成績は優秀で明治四年四月の月旦評では四権八級下まで昇級しているが退塾時の月旦評は不詳である。その後の貞文は後に咸宜園出身者で福澤諭吉門下となつた朝吹英二の紹介を受けて慶応義塾に入塾したことが分かっている。

前置きが長くなつたが貞文の咸宜園顕彰活動は特筆すべきである。明治四十年から日田町長を務めた貞文は、大正二年（1913）に淡窓生誕一三〇年祭とする頌徳祭を開催した。豆田町に生まれた咸宜園出身の画家で長岡永邨による「咸宜園絵図」（図1）もこの時に作成され、現存する「秋風庵」の写真を使用した絵葉書も同年に作成された。

さらにこの年の十二月には「咸宜園文庫設立趣意書」が作成されている。また、続く二年後の大正四年には「淡窓図書館」建設の動きとなるがこれも貞文在任中のこととされている。

この趣意書の原案とも言える史料は国文学研究資料館の「広瀬青邨文庫」から発見されている。詳しくは本書の六五・六七頁を参照願いたい。史料名は「宜園文庫創立趣意書草案」とあり、明治四十二年五月に作成されたものであるが、当時はすでに青邨は他界しており、文庫や文書の性格から青邨の長子であった廣瀬貞文によつて作成された可能性が高い。当時、貞文はすでに日田町長に就任しており、大正二年に実施した「廣瀬淡窓頌徳祭」では主催する側でその中心にあつた人物である。この趣意書の成文化にも大きな影響力を持っていたと思われるのである。

その後、本計画は大正五年に咸宜園東家側に建設された日田郡教育会所管の「淡窓図書館（現在の日田市立淡窓図書館）」の完成につながり、咸宜園蔵書などは図書館において一時は所蔵管理されることになった。その後、淡窓の蔵書などは現在の公益財団法人廣瀬資料館へと返却されている。

・咸宜園文庫設立趣意書

往時淡窓先生家塾咸宜園ヲ開キ帷ヲ下シテ教授セラル、ヤ青衿ノ士遠近來リ學ブモノ前後四千餘人星霜實ニ五十年ニ及ベリ旭莊、青邨、林外三先生箕裘相繼テ育英ノ任ニ當リ四先生門下ノ秀才ニシテ名ヲ天下ニ揚ゲシモノ實ニ屈指ニ違アラズ蓋咸宜園ガ世ノ文化ヲ裨益シ風教ヲ維持シタル其功ヤ偉ナリト謂フベシ

維新以降茲ニ四十餘年其間青邨、林外ニ先生前後相繼テ東京ニ歿セラレ村上姑南、諫山菽村ニ氏ノ如キ一時咸宜園ヲ守リテ子弟ヲ教育セシモノ亦已ニ歿シ爾後絃誦聲絶テ塾舎頽廢シ松杉漸影老テ庭園荒涼タリ今ヤ昔日ノ紀念トシテ見ルヘキモノ僅ニ淡窓先生ノ舊居和肅堂、遠思樓及ビ藏書五千餘卷ヲ存スルノミ今ニシテ之方保存ノ方法ヲ講ゼズ空シク荒廢散逸ニ歸セシムルハ誠ニ千歳ノ恨事ニシテ亦實ニ風教ヲ維持スルノ道ニアラス

抑青年子弟ヲ薰陶シ其品性ヲ高尚ナラシムルハ單ニ學校教育ニ一任スヘキニアラス務メテ古今ノ賢哲偉人ニ私淑セシメ自然ノ感化ニヨリテ其徳性ヲ涵養セシメザルヘカラス泰西諸國カ先賢偉人ノ遺物ヲ蒐集スルニ斷簡零墨モ尚且千金ヲ吝マザルハ此主旨ニ外ナラサルナリ我國現時風教ノ陵夷スルヤ特ニ其必要アリ豈一日モ之ヲ忽ニスヘケンヤ是ニ於テ本會ハ本會ノ事業トシテ咸宜園文庫ヲ設立シ以テ藏書遺墨等ヲ不朽ニ傳ヘント欲ス大方諸彦幸ニ贊助アランコトヲ冀フ

大正二年十二月

日田郡教育會



図1 咸宜園絵図（大正2年 長岡永郵作）

この絵図が作られた当時の園内には、図の左側に和肅堂と記された現在の秋風庵のみが残っていたと思われる。この淡窓百年祭には咸宜園出身者も多く参加しており、咸宜園で実際に学んだ門人たちにより集められた情報をもとに日田出身の門下生で画家の長岡永郵が描いた。当時の日田町長は廣瀬貞文で彼は咸宜園で生まれ育ち、また学んだ場所であっただけに往時の面影の薄くなった旧知の場所を絵図として再現するのは感慨深いものであったと想像する。平成一年から始まった咸宜園の発掘調査では絵図に描かれた建物の遺構(痕跡)が発見され、この絵図の信ぴょう性の高さが証明されている。

二、昭和期の廣瀬淡窓・咸宜園に関する顕彰活動および記念事業

この時期は戦前と戦後に分けて大きな画期を迎える事柄がいくつかあった。まずは昭和七年の「咸宜園跡」の国指定史跡の動きである。全国では近世の私塾で教育遺産として国の指定文化財となつて保護されているのは僅かに五例だけであ

る。藤樹書院（滋賀県）、古義堂（京都府）、適塾（大阪府）、松下村塾（山口県）、咸宜園跡（大分県）のような指定の動きがあった。また各地では地域における先人・先哲の顕彰活動が活発化する時期でもあった。

この時期における主な取組等は次に掲げるとおりである。

一、『淡窓全集』（大正十五年から昭和二年）の刊行

一、国定教科書への採用

昭和五年に淡窓が実践した「万善簿」が国定教科書高等科一年生用の修身書『反省』の題として取り上げられた。（前掲、『敬天』創刊号より）

一、文化財の指定

昭和七年には「咸宜園跡」が、昭和二十三年には淡窓らの墓が眠る通称「長生園（指定名称は「廣瀬淡窓墓」）」が国の史跡に指定された。

一、昭和天皇の行幸（昭和二十四年六月九日 咸宜園にて廣瀬八賢の著書を御覧）

昭和二十一年十月十八日、昭和天皇に京都大学名誉教授の小西重直氏が「教育家としての広瀬淡窓先生と其の学制論」と題して御進講された。内容は「教育家としての淡窓」と「其の著迂言と学制論」であった。

一、淡窓会の発足と淡窓百年祭

淡窓会の正式な発足は昭和二十七年、百年祭の開催は昭和三十年十一月一日、淡窓会により実施。詳細は淡窓会の項で後述する。

一、淡窓研究会の発足

昭和四十二年に東京で発足した研究会で詳細は後述する。

一、淡窓生誕二百年祭

昭和五十七年に開催

昭和期には日田の地で「淡窓会」が誕生し、次に東京では「淡窓研究会（旧称「淡窓会」）」が生まれ、この二つの団体が当該時期の市民を巻き込んだ顕彰活動や研究活動などが始まる契機となっている。また各地の先人や先哲を顕彰する団体との交流も生まれ、地域間での活動も盛んになっている。まずはこの二つの団体の沿革や活動内容について説明した後、廣瀬本家を中心とした「廣瀬先賢顕彰会」の取組についてもふれる。その後について昭和五十六年に実施した「廣瀬淡

窓先生生誕二百年」の取組を紹介する。

## （1）淡窓会

淡窓会の発足は会報誌『敬天』（創刊号）によれば、その始まりは昭和二十五年頃までさかのぼるようである。五年後（昭和三十年）には淡窓没後の百年忌を迎えることから日田郡市の有志や教育関係者の間で百年祭の開催を望む声が大きくなっていった。そこで当時の日田市長が委員長となり、「廣瀬淡窓先生百年準備委員会」が結成されている。

その後、昭和二十七年の十二月には準備委員会に代わる組織として「淡窓会」が誕生し、百年祭を開催するにあたって趣意書や規約、祭典祝典、記念行事、記念事業等の予算案（三千四百万円）を作成するなどの作業を進めていた。

しかしながら本格的な取組を行おうとした矢先に日田市は大きな災害を被ることになってしまった。昭和二十八年六月に発生した「昭和二十八年西日本水害（筑後川水害）」である。九州地方北部を中心に大雨による水害が発生し、被災者数は百万人を超える九州史上、最も大きな災害であった。本市も市内の三隈川（筑後川）を中心に起こった洪水で市民生活は甚大な被害となり、淡窓会の活動も中止せざるを得なかったようである。活動を再開したのは翌二十九年の十一月からで、組織には大分県知事を名誉会長に迎え、事務局は当時咸宜園の外に移築されていた「遠思楼」（現在は咸宜園内に現存）内に置かれていた。

当時の事業計画は次のようなものであった。

一、淡窓百年祭典・式典（昭和三十年十一月一日実施）

一、記念文化行事（三日間）

一、遠思楼の移築 ↓ 現在、咸宜園跡地内に移築され整備されている

一、淡窓胸像作製（朝倉文夫作） ↓ 咸宜園教育研究センターで常時展示

一、長生園・秋風庵修築整備 ↓ 長生園は咸宜園より徒歩五分の位置に現存

一、淡窓詩軸の頒布

一、記念出版（『教聖広瀬淡窓』古川克己著）昭和三十年刊行

また、大正五年建築の「淡窓図書館」の改築（昭和三十五年）や「日田市立博物館」（昭和三十六年）などの事業も記念事業に関連したものであったと『敬天（創

刊号』には記されている。

また百年祭に際して、熊本県出身のジャーナリストで思想家として活躍した徳富蘇峰は次のような祝辞を用意したとある。当時は蘇峰の最晩年にあたる九十三年の年であった。

淡窓広瀬先生ハ、日本ニ於ケル卓越ノ詩人ニシテ、偉大ナル教育家ナリ、咸宜園ノ門ニ出入スル子弟幾百人、其ノ流風餘韻ハ今猶巖然トシテ存ス

先生ノ遺徳実ニ大ナル哉、今茲ニ郷党ノ諸君ハ先生ノ為ニ百年祭ヲ営ムニ際シ、予ニ一言ヲ徹セラル、予曾テ日田ニ遊ビ先生遺跡ヲ訪ヒ其ノ郷人ニ接シ、咸宜園ノ盛時ヲ緬想シ感慨禁スルモハザルモノアリキ、今ヤ我国師弟ノ道義地ニ墮チ、教育ノ根本義殆ント亡滅セントスルニ幾シ

此時ニ於テ先生百年祭ヲ見ル、豈ニ偶然ナランヤ、若シ先生ノ遺徳ヲ顕彰シ、之ニヨツテ反省省覽、挙世ノ弊風ヲ一掃スルヲ得ハ、其ノ慶更ニ大ナリト謂フ可キ

火国後学 蘇峰菅原正敬頌令九十三

### 〔淡窓会会則〕

#### 第一章 名称および所在地

第一条 本会は淡窓会と称す

第二条 本会の事務局を日田市教育庁内に置く

#### 第二章 目的および事業

第三条 本会は広瀬淡窓先生の遺徳を顕彰し、広く宜園の教育精神を昂揚し、もつて文化の興隆に寄与することを目的とする

第四条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行う

- 一、遺徳の顕彰に関する事項
- 二、淡窓先生の資料蒐集に関する事項
- 三、淡窓先生の遺跡等整備に関する事項
- 四、その他本会の目的達成に必要な事項

#### 第三章 会 員

第五条 本会の趣旨に賛同し、定められた会費を納入した者を会員とする

第六条 本会に功労ある者はその労に酬ゆるため会員に推せんする

#### 第四章 役員

第七条 本会に左の役員を置く

会長一名 副会長二名 委員若干名 会計監査二名

第八条 会長は日田市長の職にある者、副会長は総会の同意を得て会長が選任する

第九条 委員は会員中より会長が委嘱する

第十条 会計監査は委員会において選出する

第十一条 役員の任期は、その職により就任した者はその在任期間とし、その他の役員は二ケ年とする

第十二条 会長は本会を代表し会務を統轄する

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する委員は本会の事業の企画、推進、実現を図るために、これが案件の処理にあたる。委員中より常任委員若干名を会長より委嘱する。常任委員は常時本会の案件を処理する

第十三条 本会に必要と認めるときには、会長は顧問を委嘱することができる

#### 第五章 会議

第十四条 会議は総会、委員会、常任委員会とする

第十五条 総会は毎年一回開かなければならない

委員会および常任委員会は会長の必要に応じて適宜開くことができる

第十六条 会議は左の事項を審議する

- 一、第四条に関する事項
  - 二、予算決算に関する事項
  - 三、役員選出に関する事項
  - 四、会則の制定改廃に関する事項
  - 五、その他重要な事項で、会長が必要と認めた事項
- 第十七条 会議は出席者の過半数をもってこれを決する、可否同数のときは議長が決するところによる

#### 第六章 事務局

第十八条 本会の運営を円滑ならしむるため、事務局に書記若干名を置く

第十九条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる

第二十条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る

淡窓会の活動は、淡窓百年祭の執行後も淡窓会の目的にあるとおり、淡窓先生の顕彰活動を通じて、地域の文化的発展に寄与する働きを果たしてきたのである。会は平成二十三年度咸宜園教育顕彰事業の教育文化部門において、これまでの活動とその成果が評価され、優秀賞を受賞されることになり、また同事業の最高賞に位置付けられる「廣瀬淡窓賞」も併せて受賞された。本会の活動とその研究成果をまとめた会報誌『敬天』は平成二十四年に第四十号を刊行した。

## (2) 淡窓研究会

淡窓研究会は昭和四十二年（1967）に廣瀬家第十世の廣瀬正雄氏（当時は衆議院議員）と石川謙氏（当時は日本大学教授。お茶の水女子大学名誉教授）、石川松太郎氏（当時は和洋女子大学勤務。後に日本女子大学教授等）、淡窓研究家の中島市三郎氏の会合をきっかけとして東京にて発足した。設立当初は「淡窓会」と称し、廣瀬淡窓や咸宜園教育に関心を抱く研究者を中心とする研究会である。初代会長は石川謙氏が務めた後、古川哲史氏（東京大学教授）などが会長を継いでいる。当時の会員には教育史学の分野で武田勘次氏や小久保明浩氏などがいた。その後、平成元年に一時休会となったが、平成十二年に第十一世の廣瀬貞雄氏を会長として活動が再開された。その間、会の名称は変更され現在の「淡窓研究会」に至っている。

現在の活動は年二回の定例研究会で、毎年六月と十二月の第一土曜日に都内で開催しており、平成十七年に『淡窓研究会会報』の創刊号を発行して以降、現在八号までが刊行されている。

## (3) 廣瀬宗家による顕彰活動「廣瀬八賢顕彰会」及び「廣瀬先賢顕彰会」

昭和四十二年に廣瀬家が発行した『教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢』の奥付には著作者、発行所として「廣瀬八賢顕彰会」なる団体名が記されている。所在地は「大分県日田市御幸通魚町 広瀬宗家方」とあり、現在の廣瀬家の中に事務局を有し

た会であったことがわかる。しかしながら、先書の刊行以外にこの団体名活動を見ることはできない。また同じ昭和四十年代には廣瀬宗家内において、「廣瀬先賢顕彰会」なる組織が立ち上がっている。先ほどと同様、設立の背景は不詳であるが、現在の日田廣瀬家が江戸時代に筑前博多より豊後日田に移住してから満三〇〇年を迎える昭和四十八年八月五日が大きく関係しているようだ。

これは昭和四十八年という年が廣瀬家にとって大きな節目の年であり、記念事業の実施に向けた大きな動きの一つであったことがわかる。先の顕彰会と同じく、当然ながら本会の組織も廣瀬宗家（大分県日田市豆田町九の七）を中心としたものである。

なお、当時の廣瀬家当主は第十世の広瀬正雄氏で、昭和四十年（1965）頃の正雄氏は衆議院議員当選六期目の任期中で同四十六年には郵政大臣に就任、翌年には九期目の当選を果たしている。

昭和四十年からの十年間で廣瀬宗家やその他の関係団体から多くの書が刊行されている。

- 廣瀬正雄（1965）『教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢』廣瀬八賢顕彰会
- 日田郡教育会編（1971）『増補淡窓全集』（全三巻）思文閣
- 池田範六（1972）『淡窓先生遺徳顕彰のかずかず』（『敬天』創刊号）淡窓会
- 廣瀬先賢顕彰会編（1973）『日田廣瀬家三百年の歩み』廣瀬先賢顕彰会
- 廣瀬正雄先生伝記刊行会編（1974）『廣瀬正雄伝』（全三巻）
- 廣瀬先賢顕彰会（中野範）編（1974）『咸宜園出身八百名略伝集』広瀬宗家
- 廣瀬先賢顕彰会（中野範）編（1975）『咸宜園出身二百名略伝集』咸宜園出身八百名略伝集続編（一）広瀬宗家

このほか昭和四十四年には「廣瀬先賢文庫」の建設が行われ、後の昭和五十七年から刊行が始まった『廣瀬旭莊全集』（全十一巻）もこの頃から計画されていたようだ。廣瀬家による廣瀬淡窓や咸宜園だけでなく、廣瀬家の歩みも含めて総合的な顕彰活動の一端であり、この時期の廣瀬家の取組みは現在文化財として保存されている「廣瀬淡窓旧宅及び墓」や「咸宜園跡」など文化遺産の保存と継承にもつながっている。

また、先にふれた『廣瀬旭莊全集』も廣瀬家による顕彰活動の一環といえるが、

昭和五十七年の刊行から平成六年には『日間瑣事備忘』の全9巻が揃い、その他にも昭和六十一年に随筆編、平成二十二年には詩文編などが発刊されている。

#### (4) 廣瀬淡窓先生生誕二百年記念事業

本会は昭和五十六年十一月十一日に日田市の主催により開催された事業である。会場は日田中央公民館ホールであった。

記念式典後には、西南女学院の井上義巳院長より「淡窓先生の心」永遠に生きる人」と題して記念講演が行われた。

また関連して次のような事業も記念事業に併せて実施されている。以下の内容は記式典当日に準備された資料より抜粋。

##### ◇演劇公演

昭和五十六年十月九日(場所 日田市民会館ホール)

「風光り水澄む郷」大友宗麟物語(榎本滋民作・演出、田村高広主演)

##### ◇文化講演会

昭和五十六年十一月二日(場所 日田市民会館ホール)

演題「現代日本の社会構図」

講師 社会評論家 草柳 大蔵 氏

##### ◇記念展

昭和五十六年十一月一日から十五日まで(場所 日田中央公民館ギャラリー)

「廣瀬淡窓、その一門ならびに咸宜園出身者の書画、遺作、遺品の展覧」

出品数は百三十点

##### ◇記念展図録発刊

「書画、遺作、遺品集」 頒布価格 1000円

##### ◇淡窓読本発刊

廣瀬淡窓先生の伝記(小学生でも読める本)

著書 大久保 正尾 氏

頒布価格 500円

##### ◇現代名書家展

昭和五十六年十一月一日から十六日まで(場所 日田岩田屋ホール)

名書家の廣瀬淡窓詩揮毫展覧(書家三十六人)

#### (5) 記念碑の建立

##### A、詩碑

昭和期には市内各所に淡窓会などが詩碑を建立している。このような淡窓の漢詩を刻銘した詩碑が最初に立碑されたのは先に触れたように大正八年のことであった。咸宜園出身者で地方判事として活躍した高取悦堂ら有志で建立したとある。題材は「休道之詩」で「桂林莊雜詠示諸生」四首の二番目にあたる詩が採用された。

後に悦堂は『淡窓全集』(全三巻)の編集にも関わるなど当該時期の顕彰活動の中心メンバーと目される人物でもある。

この他、日田市内には淡窓会などにより設置された石碑が十九箇所ある。

##### B、歌碑

心静かに観ればみな宜しとてなひて

咸宜園とは名つけましけむ

比露思

この歌碑は咸宜園西家側(西塾)の井戸の側に名譽市民井上正之翁(号紫山)が昭和四十二年四月に建立した。咸宜園の塾生たちの生活を偲ぶ古井戸を含んだ土地を整備して、日田市に寄贈したものである。

歌の作者は元大分大学学長の花田大五郎氏であった。氏は「あけび歌の会」の主宰者で号を比露思と言った。書は花田氏が当時病気であったため、「あけび歌の会」同人の今田哲夫氏が揮毫し、碑陰は古川克己氏の手によるもの。

#### 三、平成以降の廣瀬淡窓・咸宜園に関する顕彰活動および記念事業

平成期の咸宜園に関する事業は文化財としての保存整備や教育普及での活用に重点が置かれた取組が目立つようになる。

昭和七年に国指定の史跡となった「咸宜園跡」は指定から半世紀以上が経過した平成四年に「史跡咸宜園跡保存整備構想」が作成され、その後は史跡地内の発掘調査や秋風庵・遠思楼などの建造物の保存修理事業に着手した。また平成九年

度からは史跡地東側の公有化が始まり、本格的な整備事業に着手したのは平成十五年度のことであった。

現在は史跡東側の整備が一段落し、史跡地西側も平成二十九年度に公有化が終了して、史跡全体の公有化が終了した。これにより将来的な文化財としての保存が可能となったのである。

この時期における主な取組みは次に掲げるとおりである。

一、「秋風庵・遠思楼」の平成の大修理と国史跡「咸宜園跡」の公有化

一、廣瀬淡窓没後百五十年記念事業

平成十七年に大分県及び日田市で開催された記念事業。詳細は別項を参照。

一、史跡「咸宜園跡」東側の第一次整備完了

事業の詳細は『史跡咸宜園跡保存整備事業報告書』（2016）に詳しい。

一、咸宜園教育研究センターの開館

平成二十二年十月に史跡咸宜園跡のガイダンス施設として、また廣瀬淡

窓や咸宜園に関する調査研究や普及啓発を行う機関として創設

一、廣瀬旭荘没後百五十年記念事業

一、世界遺産登録の推進と日本遺産の認定

一、咸宜園開塾二百年記念事業

平成に入つての最初の記念事業は平成十七年に実施された淡窓先生百五十年祭（二五〇回忌）の開催である。ここでは日田市による「廣瀬淡窓没後百五十年記念事業」と大分市を中心に開催された大分県主催による「廣瀬淡窓没後百五十年記念シンポジウム」を紹介する。

### （1）廣瀬淡窓没後百五十年記念事業（日田市開催分）

この事業は廣瀬淡窓が逝去した安政三年（1856）から百五十年が経過した平成十七年（2005）に実施した事業で、日田市教育委員会が中心となり文化団体や学校など市民と一体となった事業が展開された。以下、開催順に紹介する。

#### 【日田市・日田市教育委員会主催】

平成十七年十一月二日（水）

#### ◆記念式典及び記念講演会

（式典） 場所：日田市中央公民館（文化センター）ホール  
（講演会） 演題：「廣瀬淡窓先生の教えを 今日教育に活かす」  
敬天の思想と実践を中心に

講師：元日本女子大学教授 石川 松太郎 先生  
場所：日田市中央公民館（文化センター）ホール

#### ◆咸宜園「夜なべ談義」

（1）日 時：平成十七年十一月二日（水）午後四時～午後七時

（2）場 所：史跡咸宜園跡（秋風庵・遠思楼）

テーマ：「咸宜文化」と「人・まちづくり」

サブタイトル：「淡窓先生が目指したもの：」

#### ◎日 程

開会行事 史跡咸宜園跡秋風庵前

基調講話（淡窓会副会長） 史跡咸宜園跡秋風庵前

全大会／秋風庵1階座敷床の間

#### ◎分科会（各職名は当時のもの）

第1分科会（秋風庵1階茶の間） 参加人数 二十四名

・テーマ 「町づくりを語る」

・講師 後藤 宗俊（別府大学教授）

・座長 木下 弘一郎（豆田伝建保存会事務局長）

第2分科会（秋風庵1階座敷床の間） 参加人数 十六名

・テーマ 「ひとを育てる」

・講師 末広 利人（別府大学教授）

・座長 渡辺 良枝（咸宜小学校教頭）

第3分科会（遠思楼2階） 参加人数 十七名

・テーマ 「芸術にふれる」

・講師 深町 浩一郎（大分県文化振興課課長補佐）

○咸宜小学校・桂林小学校の公開授業

場所：日田市立咸宜小学校、桂林小学校

対象：保護者、一般

○廣瀬淡窓先生の足跡さがし（オリエンテーリング）

場所 日田市中央公民館（文化センター）集合、豆田地区

対象 日田市立咸宜小学校、桂林小学校4年生児童及び一般五十名

◆広瀬淡窓没後150年展（遺墨展） 場所 天領日田資料館

期間 十月二十七日（木）～十一月八日（火）

◆長三州遺墨展（場所は日田豆田文化交流館）

期間 十月三十日（日）～十一月六日（日）

◆創作和紙人形展『咸宜園の四季』及び『咸宜園発掘調査遺物遺品展』

場所 日田市役所1階ロビー

期間 十月二十五日（火）～十一月七日（月）

◆明治維新を駆け抜けた咸宜園の門人たち（上野彦馬、大村益次郎、清浦奎吾展）及びふるさと日田の歴史フォトコンテスト作品展示

期間 十月三十一日（月）～十一月六日（日）

場所 日田市中央公民館（文化センター）

受付期間 十月十八日（火）～十月二十日（木）

◆小中学校書写展（文教祭事業） 場所：日田市中央公民館（文化センター）

期間 十一月二日（水）～十一月四日（金）

◆淡窓図書館所蔵『全国古今書家名品展』 場所 淡窓図書館2階研修室

期間 十月二十九日（土）～十一月三日（木）（※但し、三十一日は休館）

【日田市が後援した関連行事】

◆第9回「平成淡窓祭」（主催 淡窓会）

期日 平成十七年十一月一日（火）

場所 史跡咸宜園跡（秋風庵）

内容 慰霊祭ほか

◆広瀬淡窓没後150年記念 文化講演会及び一絃琴演奏会

期日 平成十七年十一月二日（水）

場所 かんぼの宿日田

演題 廣瀬淡窓と長茨

講師 宇佐市文化財調査委員 中島 三夫 氏

演奏会 清虚洞一絃琴 宗家四代 峰岸 一水 氏ほか  
主催 日田簡易保険保養センター（かんぼの宿日田）

（財）簡保加入者サービス協会日田支部

◆淡窓一門書作展並びに古硯展

場所 ヤマニランド2階展示場

主催 榎ヤマニ

◆別府大学日田歴史文化講座

テーマ 広瀬淡窓・咸宜園とひたのまちづくり

期間 平成十七年九月から十二月まで（全七回）

場所 別府大学日田歴史文化研究センター

主催 別府大学日田歴史文化研究センター・日田市

◆第30回吟剣詩舞道大会

期日 平成十七年九月十一日（日）

場所 日田市中央公民館（文化センター）

主催 淡窓伝光霊流日田詩道会

【その他の協賛行事】

○吟詠奎堂流正吟伝詩館（藤本奎月館長） CD「広瀬淡窓玉韻集」製作

（2）おおいだ教育の日関連事業 「広瀬淡窓没後百五十年記念シンポジウム」

期日 平成十七年十二月十七日（土）

〔基調講演〕 演題 咸宜園・広瀬淡窓の全人教育

講師 京都学園大学学長 海原 徹 氏

〔吟 詠〕 構成吟「広瀬淡窓 詩の旅」七首

吟者 大分県高等学校文化連盟 吟詠剣詩舞部

〔パネルディスカッション〕

演題 咸宜園・淡窓の教育理念と人材育成を学ぶ

パネリスト

京都学園大学学長 海原 徹 氏

神戸女子大学名誉教授 林田 慎之助 氏

長崎大学教育学部助教授 鈴木 理恵 氏

学校法人東明館学園 中学校・高等学校副校長 西村隆司 氏

コーディネーター

大分大学教育福祉科学部教授 豊田 寛三 氏  
場所 平和市民公園能楽堂（大分市牧緑町）  
主催 大分県・大分大学・大分県教育委員会

平成二十二年度

### 【3】咸宜園教育研究センターの開館

平成二十二年度には廣瀬淡窓や咸宜園教育の調査・研究を行う機関が教育委員会の中に設立された。国内においては教育をテーマとする博物館・資料館は玉川大学教育博物館、京都市学校歴史博物館、唐澤博物館など数えるほどしかなく貴重な研究機関といえる。

市の組織図では教育庁文化財保護課の一機関であり、本課は文化財としての保存や整備、管理などを担当し、当センターでは調査研究や普及啓発の分野を担っている。詳しくは「咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例」などを参照願いたい。

平成二十三年度

### 【4】咸宜園教育顕彰事業の創設

受賞者一覧（所属や役職名などは受賞当時のもの）

#### 【淡窓賞】

- ・平成二十三年度（第1回）教育文化部門で優秀賞となった「淡窓会」が受賞した。  
（受賞団体） 淡窓会  
（活動名） 会報誌『敬天』刊行事業  
（評価内容） 廣瀬淡窓や咸宜園に関する唯一の定期刊行物として、会報誌の発刊活動は来年で四十年の節目を迎える。会員による長年の調査研究の成果は秀逸で他にこのような例は見当たらない。

#### 【学術研究部門】

- ・平成二十三年度（第1回）  
（優秀賞） 明治期における東本願寺の清国布教について  
二松学舎大学 非常勤講師 川邊 雄大 氏

・平成二十四年度（第2回）

- （優秀賞） 下関開業時代における岡研介の事績および寄寓背景に関する考察  
本州西端の海港に見る文政末蘭医学の展開  
九州国際大学客員教授 亀田 一邦 氏

・平成二十六年度（第3回）

- （優秀賞） 廣瀬淡窓とシーボルト事件  
大分県立国東高等学校双国高校教諭 田本 政宏 氏

#### 【教育文化部門】

・平成二十三年度（第1回）

- （優秀賞） 受賞団体 淡窓会  
（活動名） 会報誌『敬天』刊行事業

・平成二十五年度（第3回）

- （優秀賞） 受賞者 豆田上町祇園山鉾振興会事務局長 梅山 秀人 氏  
作品名 「廣瀬淡窓時代の日田祇園」  
（優秀賞） 受賞者 佐伯史談会 佐藤 巧 氏  
作品名 (1) 「中島子玉の日本史」「中島子玉の人物志」（和綴じ本）  
(2) 「若き日の松下筑陰」「松下筑陰の人物志」（和綴じ本）

（優秀賞） 受賞者 三花公民館長 中島 龍磨 氏

作品名 「咸宜園の教えを道徳教育に取り入れ、豊かな心を培う」淡窓教育の学校教育・社会教育への転用」（実践報告書）

・平成二十七年（第5回）

- （優秀賞） 受賞者 日本写真作家協会会員 香川 良海 氏  
作品名 「写真を通じた咸宜園教育の普及と実践『門下生・上野彦馬（写真家）が見た日田・咸宜園』」

・平成二十八年度（第6回）

- （優秀賞） 受賞団体 点訳ボランティア「たんぼの会」 代表 宗 宏司 氏  
活動内容 「咸宜園関連連書の点訳及び点訳書の寄贈」

・平成二十九年（第7回）

- （優秀賞） 受賞団体 淡窓研究会 会長 廣瀬 貞雄 氏  
活動内容 昭和四十二年（1967）に東京で設立した研究会で廣瀬淡窓

や咸宜園教育関係者の顕彰及び学術研究を年二回行っている。

平成二十四年度

〔5〕廣瀬旭莊没後五十年記念事業

廣瀬旭莊（1807～1863）は淡窓の二十五歳年下の弟で幼少から淡窓に学び、九歳の頃に咸宜園に入門している。その後、十七歳で筑前福岡の亀井塾に遊学し、日田に帰郷してからは淡窓の咸宜園経営を援けている。一時は淡窓の養子となった時期もあったが天保七年（1836）に当時の日田郡代塩谷大四郎との確執が原因となり日田を離れ、大坂で開塾することになる。江戸での開塾や仕官の思惑もあったがかなわず、人生の後半は主に大坂で過ごしている。

晩年は大坂町奉行から大坂城の儒官として「御城入り儒者」の声がかかるほど著名な文人の一人として活躍したが文久三年（一八六三）摂津池田で没した。墓は大阪天王寺の統國寺と淡窓らが眠る日田の長生園にある。

現在、旭莊の墓には墓石のみが建っているが、没後しばらくは、旭莊の門人たちによつて墓誌（墓碑）の建立も計画されていたようだが実現しなかった。

その後、旭莊の顕彰や記念する事業は管見のかぎり見当たらないが、大正十三年刊行の『池田人物誌下』（稲束猛・吉田鋭雄共著）や大正十四年に橋爪兼太郎箸の『廣瀬旭莊』（非売品）が刊行され、その人物の事績を知ることができる。また、昭和五十九年（平成八年復刻）に刊行された『日田の先哲』（日田市教育委員会）などにも紹介されている。

次に廣瀬旭莊に関する記念事業を紹介する。

【日田市・日田市教育委員会主催】

◆記念講演 詩人廣瀬旭莊の「絆」

講師 東京大学大学院教授 ロバート キャンベル 氏

期日 平成二十四年八月十九日（日）

場所 日田市民文化会館パトリア日田（小ホール）

記念鼎談

登壇者 佐賀大学名誉教授 井上 敏幸 氏

東京大学大学院教授 ロバート キャンベル 氏

直木賞作家 葉室 麟 氏

司会（門下生子孫） 米谷 奈津子 氏

期日 平成二十四年八月十九日（日）

場所 日田市民文化会館パトリア日田（小ホール）

主催 日田市・日田市教育委員会・財団法人自治総合センター

後援 総務省・大分県・大分県教育委員会・財団法人廣瀬資料館・大分合同新聞社・西日本新聞社

◇特別展「廣瀬旭莊・東遊大坂池田」

期間 平成二十四年八月十七日（金）～九月三十日（日）

場所 咸宜園教育研究センター

◆定期講座（全4回）

九月二十七日（木）「淡窓・旭莊の往復書簡」

佐賀大学名誉教授 井上 敏幸 氏

九月二十八日（金）「大塩の乱と廣瀬旭莊」

帝塚山学院大学准教授 福島 理子 氏

十月 六日（土）「廣瀬旭莊と幕末の大坂」

大阪大学講師 合山 林太郎 氏

十月二十七日（土）「江戸における廣瀬旭莊」

明治大学教授 徳田 武 氏

場所 咸宜園教育研究センター

◇ロバート キャンベル氏と高校生との交流会

「ロバート キャンベル氏の漢詩を楽しむ方法（高校生編）」

内容 日田市内五つの高等学校の生徒が詩吟や書道を通して廣瀬旭莊や廣瀬淡窓の漢詩に触れることにより、漢詩の意味や楽しむ方法を学ぶことを目的とした。

期日 平成二十四年八月十九日（日）

場所 日田市民文化会館パトリア日田（小ホール）

主催 咸宜園教育研究センター

協力 昭和学園高等学校・日田高等学校・日田三隈高等学校

日田林工高等学校・藤蔭高等学校（順不同）

【その他の協賛行事】

◆平成二十四年度特別展「廣瀬旭荘と池田・大坂」

期間 十月十九日～十二月二日

場所 池田市立歴史民俗資料館

主催 池田市立歴史民俗資料館

平成二十八～二十九年度

(6) 咸宜園開塾二〇〇年記念事業

平成二十八年度

・平成二十九年二月十九日(日)日市民文化会館)

記念式典 参加者 八五〇名

記念講演会 「偉大なる教師・廣瀬淡窓と吉田松陰」

京都大学名誉教授 海原 徹氏

記念鼎談 「江戸の教育に学ぶ・咸宜園の軌跡」

京都大学名誉教授 海原 徹氏

東京学芸大学副学長 大石 学氏

大分県知事 広瀬 勝貞氏

記念アトラクション

(合唱) 日田少年少女合唱団 題目「東天寮歌」(自由学園男子寮歌)

題目「清風寮歌」(自由学園女子寮歌)

(詩吟) 淡窓伝光霊流日田詩道会 題目「桂林荘雑詠示諸生」「隈川雑詠」

・『図説咸宜園―近世最大の私塾―』の刊行(二二〇〇部)頒布価格 1千円

・市内小中学生の書道展の題材を「廣瀬淡窓と咸宜園」とした。

・二松學舎大学との共催

記念講演会「明治期の咸宜園関係の漢詩人たち」

講師 二松學舎大学学長 石川 忠久氏

期日 十二月五日(月)

場所 日田市役所七階大会議室

主催 日田市・日田市教育委員会

共催 二松學舎大学 文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

「近代 日本の「知」の形成と漢学」

平成二十九年年度

・平成二十九年九月三日(日)～十七日(日)

展示 咸宜園門下生遺墨展

場所 日市民文化会館ギャラリー

主催 日田市・日田市教育委員会

共催 日田先哲研究会

・平成二十九年十一月十日～十一日(全二日間)

◇「嚶鳴フォーラム5」

全国十四自治体が加盟する嚶鳴協議会の日田大会を記念事業の一環

として取り組んだ。協議会では、例年「嚶鳴フォーラム」(講演会、

シンポジウム等)を実施し、併せて市町長会議、教育長会議、担当

者会議等を開催している。日田大会では、フォーラム内の記念対談

について一般の参加が可能な公開事業とした。

期日 平成二十九年十一月十一日(土)

記念講演 「先哲に学ぶ・歴史が現代に語りかけるものとは？」

講師 童門冬二氏(歴史小説作家)

鼎談 童門冬二氏(歴史小説作家)

吉田公平氏(東洋大学名誉教授)

後藤宗俊氏(別府大学名誉教授)

聞き手 岡野涼子氏(大分大学COO+推進機構コーディネーター)

主催 日田市・日田市教育委員会

共催 嚶鳴協議会

企画協力 P H P 研究所

場所 咸宜小学校・日市民文化会館ほか

主催 日田市・日田市教育委員会

共催 嚶鳴協議会

・平成三十年二月二十四日(第一部～第三部)・二十五日(第四部)

第一部から第四部まで二日間にわたり開催された。

【第一部】「咸宜園の日」記念式典・「咸宜園門下生子孫の集い」

オープニング 詩吟「休道之詩」(日隈こども園)

表彰式典（咸宜園教育顕彰事業）

【教育文化部門】優秀賞 淡窓研究会

講評 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏

表彰式典（日本遺産活用アイディア募集事業）

【アイディア部門】優秀賞 春末京香さん（大分県立日田高等学校三年）

特別発表「咸宜園世界遺産登録推進小学生作文コンクール」作文発表会

（豆田地区振興協議会主催）

門下生子孫の集いの開催

司会進行 米谷奈津子氏（門下生子孫）

開会宣言 廣瀬 貞雄氏（廣瀬家十一世・公益財団法人廣瀬資料館理事長）

記念講話 「咸宜園と門下生たち」

講師 後藤宗俊 咸宜園教育研究センター名誉館長・別府大学名誉教授

【第二部】記念講演会（於…日田市民文化会館パトリア日田小ホール）

司会進行 米谷奈津子氏（門下生子孫）

記念講演 テーマ「江戸時代の人々にとつての学び」

講師 法政大学総長 田中優子氏

【第三部】交流イベント「咸宜園門下生子孫の集い」（於…「みくまホテル」）

司会進行 米谷奈津子氏（門下生子孫）

記念対談（対談者）

法政大学総長 田中優子氏

別府大学名誉教授／咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤宗俊氏

門下生子孫代表挨拶・乾杯 岩尾昭和学園理事長 草野義輔 氏

アトラクション

演奏 日田祇園囃子などしこ会

門下生子孫及び先人顕彰会のご紹介

門下生子孫 筑紫女学園大学学長 中川 正法氏（釈僧鑑子孫）

高野長英顕彰会会長 今野 健氏

【第四部】

「淡窓ゆかりの地ウォーキング」（対象…門下生子孫）

咸宜園や長生園、豆田町などの関係施設を約八十名が巡った。

・『廣瀬淡窓日記』の刊行

長崎大学名誉教授の井上源吾氏の手により『廣瀬淡窓日記』一〜四（文

化十年から弘化三年七月まで掲載（1998〜2005）が発刊された。

漢文体であった淡窓日記の現代語訳に取り組まれたが、惜しくも志半ばで

逝去されたことでこれらの著が遺作となったものである。そこで日田市で

は氏の遺志を継ぎ、淡窓日記の翻刻作業を再開することにした。今回は井

上氏がすでに翻刻した弘化三年一月から七月までを含んで、改めて弘化三

年一月から嘉永二年の十二月までの間を刊行することにした。

以上、これまでの主な顕彰事業や記念事業を紹介してきたが、ここで廣瀬淡窓が作詩した漢詩一首を紹介する。

淡窓は現在の地で「咸宜園」を開設して間もない時期に「卜居」と題した漢詩を作っている。

## 卜居

### 廣瀬淡窓作

永山南二里

有邨名濠田

茂林互榮帶

流水自潺湲

維歲之丁丑

我始經營焉

屋以白茅葺

籬以枯竹編

籬前種楊柳

屋後種琅玕

圃有葵與藿

庭有菊與蘭

室中僅容膝

蕭疎三四間

上架一小樓

永山 南のかた二里

有邨あり 濠田と名づく

茂林 互いに榮帶し

流水 自から潺湲たり

惟れ歳の丁丑

我始めて焉に經營す

屋は白茅を以つて葺き

籬は枯竹を以つて編む

籬前に楊柳を種え

屋後に琅玕を種う

圃に葵と藿有り

庭に菊と蘭有り

室中は僅かに膝を容るのみ

蕭疎たり 三四間

上に一小樓を架し

歴見南山  
 西北開家塾  
 蒙士所周旋  
 書聲穿亂竹  
 旦夕琅琅然  
 東是伯父宅  
 棲隱已多年  
 竊追二阮迹  
 與結林下歡  
 邑民十餘戶  
 信步亦往還  
 每時買村酒  
 相會話團樂  
 我有煙霞疾  
 而無名利緣  
 既卜樂郊居  
 將學碩人寬  
 臨水弄遊魚  
 望林數歸鶩  
 何以名吾室  
 請名以考槃

歴見として南山を見る  
 西北に家塾を開き  
 蒙士の周旋する所  
 書声 乱竹を穿ち  
 旦夕 琅琅然たり  
 東は是れ伯父の宅  
 棲隱して已に多年  
 窃かに二阮の迹を追い  
 与に林下の歡を結ぶ  
 邑民 十余戸  
 歩みに信かせて亦た往還す  
 毎時 村酒を買ひ  
 相い会して団樂を話す  
 我に煙霞の疾有り  
 而るに名利の縁なし  
 既に卜して郊居を樂しむ  
 將に碩人の寛に學ばんとす  
 水に臨みて遊魚と弄れ  
 林を望んで歸鶩を数う  
 何を以つて吾が室を名づけん  
 請名するに考槃を以つてす

〔現代口語訳〕

永山城（堀の南側は後の日田御役所）の南方二里のところ、  
 濠田（堀田）と呼ばれる小さな村がある。  
 樹木が繁茂した林がたがいに帯のようにとりまいていて、  
 一筋の小川が清らかな音をたてて流れている。  
 今は文化十四年丁丑（ひのとうし）にあたる歳。  
 私ははじめてここに塾を新しく経営することになった。  
 屋根は白い茅でもって葺き、

間垣はよく枯れた竹でもって編むことにした。  
 間垣の前には、楊柳、しだれ柳を植え、  
 家屋の後には、琅玕、しなやかな竹を植えた。  
 屋敷の畠には、葵（ひまわり）と藿（豆）があり、  
 その庭には菊と蘭が咲いている。  
 部屋はわずかに膝をいれることができるだけの狭さだが、  
 ほかに、蕭疎、すがすがしい部屋が三つ四つある。  
 家屋の上に小さな楼を架けて二階の小部屋をこしらえたが、  
 そこから南山をはつきりみるができる。  
 家の西北で家塾を開き、  
 そこは、蒙士、若い学生たちが自分たちの手できりもりしている。  
 そこから書物を読む声が乱竹の間をつきとおって、  
 朝な夕な鳥のさえずりのように清らかに聞こえてくる。  
 東は伯父月化の居宅だが、  
 すでに多年ここに隠棲して、  
 ひそかにあの竹林の七賢の阮咸の事迹を慕い、  
 私ともども竹林の遊びをたのしもうと誓い合っている。  
 村人の家といえは、十余戸あるだけで、  
 歩みにまかせてそぞろに往来する。  
 ことあるごとに私は地酒を買ひ、  
 出会うとなごやかに村人と語り合っている。  
 私には煙霞、山水を愛するつよい気持ちがあるが、  
 名誉や利益にはまったく縁がない。  
 すでにこの地に屋をかまえて村住いをたのしんでいるし、  
 これからは徳ある人の寛容さを学びたい。  
 小川に遊んでは、流れに遊ぶ魚にたわむれ、  
 林をはるかにみて巢に帰る鶩の群を数える。  
 どんな名を私の居家につけようか。  
 できれば考槃、世俗を離れて隠遁を樂しむという意味の名を与えることにしよう。

おわりに

今回はこれまでに実施されてきた咸宜園や廣瀬淡窓に関する顕彰活動ならびに記念事業の内容について整理してきた。当局で把握していない顕彰事業などもあるかと思われるが、これまでまとまったものが無かったため、咸宜園開塾二百年を機に取り組んだものである。中には大正十四年に咸宜園出身者である清浦奎吾伯爵が華族会館で執り行ったとされる盛典（淡窓の七十年忌にあたる年）などその詳細を明らかにできなかったものもあるが今後明らかとしていきたい。

また紙面の都合により詳細な活動内容まで触れられなかった点については、今年度実施の「咸宜園開塾二百年記念事業」の全事業が終了した後に、これまでの取組をまとめて「咸宜園開塾二百年記念事業記録集―廣瀬淡窓と咸宜園の顕彰活動の歩み（仮）」の刊行を予定している。

今後、本稿が廣瀬淡窓や咸宜園に関する顕彰活動や記念事業のあり方を考える際にその一助となれば幸いである。

〔附記一〕

「咸宜園の日」に関する要綱（平成二十四年二月一日施行）

「咸宜園の日」に関する要綱を次のように定める。

（目的）

第1条 この要綱は、江戸時代後期、身分や階級制度の厳しい時代に、儒学者であり詩人であった廣瀬淡窓が、学歴・年齢・身分を問わない三奪法により全ての門下生を平等に教育し、文化十四年（1817年）から明治三十年（1897年）までの八十年間続いた咸宜園の理念と業績、廣瀬淡窓や門下生等についての理解を深め、郷土を愛する心を育むことを目的に「咸宜園の日」を定める。

（期間）

第2条 廣瀬淡窓が咸宜園を開いた日である二月二十三日を毎年「咸宜園の日」とする。

（咸宜園の日の促進）

第3条 当該日を、廣瀬淡窓や咸宜園の教育及び門下生等についての理解を深め、

郷土を愛する心を育む日とし、咸宜園の日又はその前後に日田市教育委員会が主催する講演会や講座に対して広く市民の参加を促進する。  
附則  
この告示は、平成二十四年二月一日から施行する。

【主な参考文献】

日田郡教育会編（1913）『淡窓先生小伝』日田郡教育会  
 日田郡教育会編（1916）『贈従五位廣瀬久兵衛小伝』日田郡教育会  
 橋爪兼太郎（1925）『廣瀬旭莊』（私家版）  
 大元玄一（1934）『孝弟烈女廣瀬秋子』廣瀬正雄  
 廣瀬正雄（1965）『教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢』廣瀬八賢顕彰会  
 池田範六（1972）『淡窓先生遺徳顕彰のかずかず』（『敬天』創刊号）淡窓会  
 廣瀬先賢顕彰会編（1973）『日田廣瀬家三百年の歩み』廣瀬先賢顕彰会  
 廣瀬先賢顕彰会（中野範）編（1974）『咸宜園出身八百名略伝集』広瀬宗家  
 『廣瀬正雄伝』（全三巻）（1974）（廣瀬正雄先生伝記刊行会編）  
 廣瀬先賢顕彰会（中野範）編（1975）『咸宜園出身二百名略伝集』咸宜園出身八百名略伝集統編（一）広瀬宗家  
 大久保正尾（1981）『淡窓先生』（廣瀬淡窓先生生誕二百年記念）日田市教育委員会  
 日田市教育庁文化財保護課編（2016）『史跡咸宜園跡保存整備事業報告書』  
 日田市教育委員会  
 海原徹・後藤宗俊・吾妻重二・江面嗣人・吉田博嗣ほか（2013）  
 『廣瀬淡窓と咸宜園・近世日本の教育遺産として』日田市教育委員会  
 海原徹・後藤宗俊・豊田寛三・高橋昌彦・鈴木理恵ほか（2017）  
 『図説 咸宜園・近世最大の私塾』日田市教育委員会

## 廣瀬淡窓の易の思想―『義府』について

咸宜園教育研究センター研究員 深町 浩一郎

### はじめに

廣瀬淡窓の思想は、学問思想の系譜においては、徂徠学の亀井南冥・昭陽に師事したため徂徠学派とされたり、徂徠学のほかに独学で朱子学などを学び独自の思索を展開したため折衷的見解をとる折衷学派とされたり、儒学のほかに老荘学と仏教学にも関心が深くとくに老子についての関係書を著しているため老荘学派などと評されている。しかし、淡窓は「六橋記聞」などで、自分は折衷学ではなく中立の立場であり、徂徠学・朱子学の二説ともに採ると述べており、また死去する直前に自ら書いた墓誌「文玄先生之碑」では、学者としての自分は「通儒」であると評し、儒学だけでなく歴史や詩文をはじめ諸子百家の学や仏教学にも広く通じていたことを語っている。淡窓は、特定の学派に捉われずに博く学んで諸々の学問に通じた学者であって、むしろさまざまの思想を統合しようとした、いわば独立学派とも言うべきものであらうと思われる。

ただ、そうではあっても、やはり淡窓が根底としたのは儒学であり、それを自分の思想の基礎として老荘思想などの他の諸学を広く学んだのであって、自分では「純儒(純粹の儒者)」とはいえないと謙遜してはいるものの、淡窓はあくまで「儒学者」であった。その基本とするのは儒教經典の「六経」(『詩経』『書経』『礼記』『楽経』『易経』『春秋』)であり、その「六経」の根底にあるものを探求して淡窓が唱えたのが「敬天思想」である。著作としては、とくに『書経』『詩経』等をもとに考察したのが主著の『約言』であり、さらに、『易経』をもとに陰陽の「理」について考察したのが最後の著作の『義府』である。

『義府』は、内容的に見て淡窓の思索の総決算とも言えるもので、それだけ難解であるが、その思想内容は重要なものである。淡窓の実像を知るにはその理解は欠くことはできないと思われる。しかしながら、その概要さえ一般に知られているとは言えず、考察した学術論文もほとんど書かれておらず、もっと広く研究されてもよい著作であると考えられる。

ここでは、その内容を原文(漢文)に即して私なりに整理して紹介するとともに、さらに『易経』という書物や易思想についての考察を行い、『義府』についての私の見解を述べてみたい。

### (1) 淡窓の思想の変遷―儒学(徂徠学・程朱学)と老子

まず、晩年の『義府』に至るまでの淡窓の思想の変遷について見てみたい。

淡窓は自分の思想の変遷について、『六橋記聞』巻十で簡潔に「予、少き時、物徂徠の説を喜ぶ。既にして其の徒たる者多く浮華放蕩に流るるを薄んじて、程朱に帰す。又、其の徒矯飾不情の者有るを憎んで、乃ち中立の意有り。此れ皆な末流の弊を惡むにて、經説の異同には在らざるなり」と述べている。十六歳から福岡の亀井塾で徂徠学を学んでその説を好んだというが、しかし、十八歳の冬に大病のためやむを得ず亀井塾を退塾し日田に帰郷し自宅で療養生活を送ることとなり、このとき程朱学(宋学)を独学で学び、また老子や仏教書も読んで関心を寄せている。そのうちに、徂徠学派の人々が修養に努めず浮華放蕩に流れる傾向にあるのを疎んじるようになり、程朱学に帰順したという。このことについて『夜雨寮筆記』巻一に「其ノ学(徂徠学)、經濟ヲ第一義トシ修身ヲ第二義トス。故ニ身心ノ工夫ニ至ツテハ宋儒(程朱学)ノ百ガ一モ、心ヲ用ヒズ。其ノ余流タル者、専ラ詩賦文章ヲ事トスルニ過ギズ。且ツ、道ヲ作り者ト見ル所ヨリシテ末流ノ徒ニハ放逸無慙ノ者多ク出来レリ」と説明している。ところが、その程朱学派の人々もうわべを矯飾して薄情な者が多いのをみるのでそれを嫌って離れ、どの学派にも属さない中立の立場にいる意思をもったという。それは、学説の違いによるのではなく、弟子たちが陥ったその思想傾向の弊害を嫌ったからであるという。淡窓のいう中立とは、各学派から距離を置いた客観的立場にあつて、学説の思弁的な考察ではなくて、己の修養に実践的に役立つとおもわれるものをその中に探求するという学問的な態度である。しかし、それは「世の所謂折中學者と相似たるも、其の実は則ち非ざるなり」と述べ、各学派の学説を取捨選択し妥当な折衷的見解をとるいわゆる折衷学ではなく、それとは似て非なるものであるとしている。さらに、『夜雨寮筆記』巻一に「我、学問スルハ古人ニ奉公ノ為ニ非ズ。唯ダ己ガ身ノ為ニスルナリ。故ニ聖人ノ言ト雖モ己ガ身ニ切ナラザルコトハ之ヲ除キ、

諸子百家ノ言タリトモ己ニ益アル事ハ之ヲ取ル。其ノ弟子ヲ教フル、亦カクノ如シ」とあるように、孔子などの儒教の聖人の言葉であつても納得のいかないものは除き、老子などの諸子百家の言葉でも己の修養上に有益なものは採るといふ問態度をもつていた。

そこで、次に、若年より関心があつた『老子』についての淡窓の思想の遍歴を見てみると、当初は病弱な体を養生するための、いわば不老長寿の心得が書かれている書として『老子』に目を向けたことが分かる。『夜雨寮筆記』卷三に、「予、少キヨリ多病ナルヲ以テ養生ニ汲々たり。老子ハ仙家ノ祖タルニヨリ、養生ノ訣ヲ得ンガ為ニ、此ノ書ニ心ヲ留メたり。因テ其ノ旨ニ於テ頗ル得ル所アルヲ覺ユ」と述べており、その後は『老子』が淡窓の好みにすこぶる合致したためかなり深く愛好したことが語られている。『自新録』には「予が性は柔懦なり。弱冠の時に当たり、老氏の書を読み其の柔を致し静を守るの術を觀て、大いに好む所に符す。是に於て二十年來の行事、皆な此の中より來る。水の益々深きが如く、火の益々熱するが如く、其の勢ひ殆んど救ふ可からざるなり」とある。

淡窓の思想を見る場合、それは淡窓の病気の生涯と深くかかわっている。淡窓は生來非常に病弱な体質のため、一生を闘病生活に費やしたともいわれる人である。彼の「日記」をみると、自身が「三大厄」と語っている生死の境を彷徨うような大病に生涯に三度遭つているほか、常に重い病に遭つたり、時に流行の病いに罹つたり、胃腸病・胸部疾患・眼疾など多くの持病をもつていたのである。思うに、淡窓は、儒学や漢詩文の勉強に励み自分の才能を磨いて行く中で、死線をさまよう程の大病を何度も得て自分の絶望的ともいえる運命を真剣に考えざるを得ない状況になり、現実的な政治に関与する君子（指導者）の在り方を中心に説く儒学ではなく、人間の存在そのものの本質や運命、また人智を超えた存在について説くようないわば哲学的・形而上学的な思想に大きく関心が向かつたものと考えられる。そこで、おのずと『老子』や仏教思想に深く共感したものであらうと思われる。

ところが、淡窓は四十三歳の文政七年に、これまでの自己の行為を反省して新たな志を述べるため書いた『自新録』の中で、『老子』に対する批判と反省の言葉を述べ、これからは儒教の教えに服していくという決意を述べている。「伯陽（老子）の術は剛を以て柔を用ふるにあり。予、乃ち柔を以て柔を用ふ。失する所以

なり。（中略）今より以後、努めて聖教（儒教）に服し、剛柔動静、唯だ義に之れしたしめば猶ほ大過なかるべし」と述べ、実に「伯陽（老子）の説の本質は「剛」によつて「柔」を用いるところにあつたのであり、自分が「柔」を以て「柔」を用いてきたのが大きな誤りであつた、これからは「剛」を心がけ、努めて「聖教（儒教）」に従つて行動を律して修養を重ねていけば大きな誤りは起こさないだろうとしている。つまり、二十年來好んできた『老子』の消極的な「柔弱」の態度を改め、積極的な「剛強」の態度に改める決意をしたのである。そして翌文政八年、淡窓四十四歳のとき『敬天説』を書き、翌年『約言』と改稿し、二年後更に改稿して『改稿・約言』を著わしたのである。

その後、五十四歳のとき、天保六年に、淡窓は再び自省自戒の書である『再新録』を著したが、ここでは、前に『自新録』で述べた『老子』に対する批判は誤解であつたと評価を改めている。「伯陽（老子）の学は、楊朱の為我の祖、柔弱は用を為し、専ら自私自利に由りて來る者なり。苟しくも其の私を去れば柔と雖も必ず剛、弱と雖も必ず強なり。聖人云く、仁者は必ず勇有りと。力を仁に用ふれば、安んぞ其れ終に賁育と為らざるを知らんや」と述べ、実は老子（伯陽）の学の柔弱は有用であつて、楊朱の唱えた為我の説の元であり、自分の利益だけをはかる自私自利に由つて自己中心的な行為となりやすいものであるが、その私利を去れば柔弱も剛強となるし、聖人（孔子）の言うように仁を心がければ、伝説の勇者である孟賁や夏育のような勇者となるであらうと述べている。

この時期は、淡窓の周囲で身近な人が相ついで亡くなつたり、代官の塾政への干渉である「官府の難」などの苦難が続き、自分の生き方を深く自省した時期であつて、この五十四歳の七月から「善」の行為の具体的実践の記録である『万善簿』の実践を始めているが、このような実践を重視する中で、再び『老子』の思想を見直したものであらう。淡窓はこの三年後に、老子の思想を解析した書『析玄』を著すこととなる。

また『再新録』の記述の、自分のこれまでの思想の遍歴を反省した文章の中で、「幼時、物氏の学を狃問し、志は經濟文章に在り。正心修身は、諸を高閣に束ねて稍や長し。而して老子の専ら收斂し自了するを務むるを喜び、而して濟物の念亡ぶ。是れ我が一生の失脚する処なり。抑も伯陽、孔子は畏るる所、物氏も亦た一世の豪傑、唯だ我れ之を學びて方を失するのみ。咎を古人に歸すべからざるな

り」と述べ、若い時に亀井塾で徂徠学(物氏の学)を学び、自分の志は経世済民と漢詩文にあつて、正心修身については長く顧みることがなかった。その後、病気で帰郷してからは『老子』の、心を引き締め自ら悟る説を好んで、そのため経世済民の心を亡くした。これはどちらにも偏った態度であつて、これが自分の一生の過ちとなつたところであつた。言うまでもなく、伯陽(老子)も孔子も尊敬すべき賢人であり、物氏(荻生徂徠)もまた学問世界を風靡した豪傑であつて、自分がそれを学ぶのに方法を誤つただけであり、それらの古人に責任はないと述べている。つまり、結論として、孔子の思想も、老子の思想も、また徂徠の学も、どれも尊重すべき重要な思想であり、自分がその偏つた学び方をしていたと反省しているのである。ここに至つて、淡窓は、儒教思想も老子思想も同等に評価して、自分の思想を形づくっていくようになったと言えるであらう。そして、天保九年、五十七歳のとき『老子』についての書『析玄』を著し、天保十二年、六十歳で儒教の『易経』についての書『義府』を著したのである。『約言』『析玄』『義府』は、「三説」と称され、淡窓の主著とされるものである。

これらの書には、大病を重ねた淡窓の経験や生死の理を深く考える人生観、また地道に謙虚に修養に努めていく処生観が根底に横たわつていられると思われ。

## (2) 『義府』の概要

『義府』という名称は、その第一則に「理は義の府なり」と述べるように、「理」は「義」の蔵されている「府(庫)」であるという意味で名づけられた書名である。つまり「義府」とは「理」のことを指すもので、主に『易経』によつて「陰陽」の「理」を解明した著作である。

『義府』は、天保十二年十一月七日、淡窓六十歳のときに脱稿している。淡窓の日記『進修録』の天保十二年十一月七日の条には「義府脱稿。凡そ四千五百言余」とあり、その脚注に「予、此の書を著さんと欲すること久し。近く疾の閑を得るに因つて、遂に之を成就す。未だ知らず、約言、析玄と鼎立を得るや否や」と記しており、自分はこの書を著すことを志して久しかったが、近ごろ病気が小康を得たので遂にこの書を完成させることができた。この『義府』と『約言』『析玄』が、鼎の足のように三方から互いに支え合つて立つことになるかどうかは分か

らないと記している。

淡窓の自叙伝『懐旧樓筆記』の天保十二年十一月七日の記事には「十一月七日、義府脱稿セリ。凡そ四千五百言余ナリ。予、眼疾アルヲ以テ、広ク書ヲ読ムコト能ハズ。易ヲ読ムニ因ツテ了悟スルコトアリ。天地ノ間、陰陽ノ二字ニ泄ルルコトナシ。只ダ此ノ二字ニ就テ精思セバ足レリト。苟モ間暇アレバ、瞑目静坐シテ、其ノ理ヲ推究ス。ココニ至ツテ、平生眼中ノ得ル所ヲ録シテ、是ノ書ヲ成セリ。固陋ノ見、世ニ公ニスベキ者ニアラズ。然レドモ、他日有識ノ士ニ逢ハバ、共ニ論定センコトヲ願フノミ」と語っている。これによると、淡窓は、眼疾のために書物を広く詳細に読むことができないため、経書の本文だけを熟読して瞑目静坐してその意味を探索する学問姿勢を採つていたが、『易経』を読んでその理をいつも推究して悟るところがあつたので、ここに至つてその瞑目の中で得たところを記してこの『義府』という書を作つたと述べているが、その了悟した内容とは「天地ノ間、陰陽ノ二字ニ泄ルルコトナシ。只ダ此ノ二字ニ就テ精思セバ足レリ」ということであつた。つまり「陰陽」の「理」について精思した内容を著した書であることを語っている。ただ、これは「固陋の見解」であつて公けにするようなものではないので、今後有識の人々に意見を求めて完全なものにしたいとも述べている。

日記『進修録』では、脱稿の十日後の天保十二年十一月十七日に「義府の講を開く」とあり、十九日には「夜、門生の上等者を招いて義府を輪講す。毎夕、常と為す」とあり、はやくも塾で『義府』を講義したことがわかる。その後、淡窓の日記には、「義府開講」「義府を講す」などの記事が度々見えている。日記『再修録』では、淡窓六十九歳の嘉永三年十一月十日の条に「義府を再考成」とあり、脚注に「三十九則、刪りて三十五則と為す。範治の注、唐坊の批評を加ふ。將に時機を俟つて上梓し析玄と並び伝えんとす」と述べており、これまでの講義などでの経験を踏まえてかなりの推敲を加え、最終的に現在の形に整理したことが分かる。そして、淡窓七十一歳のとき、嘉永五年閏二月二十一日に「義府の摺本十五葉、大阪より至る」とあり、六月十九日に「浪華書肆、義府の刻本百部を致す」として、脚注に「未だ官允を得ずと云ふ。其の製、略ぼ析玄と同じ。大いに老懷を慰む」とあつて、嘉永五年には出版を果たし、晩年になつて淡窓の心を大いに満足させている。

「序文」である「義府の首に題す」には、「名づけて義府と曰ふ。又、言、古に徴せず、訓みを為すべからざるを以て、改めて放言と称し、敢て世に公にせず。兇範、受けて読むこと多年、頗る了する所有り。箋註を作為し、以て帰趣を標す。因りて之を併せ録し、門生の読者に便ならしむ」とあり、淡窓は、この書は言葉を古い書物に証拠を求めておらず、意味を解釈することができないことを以て「放言（無責任な言葉）」と名付けて、あえて世間に公にしないこととしていたが、義子の範治（青郵）が読むことが多年に及んで非常に了解するところがあり、注釈を作りその成果を記したので、これを併せ収録して、門弟の読む者の便益になるようにしたと、その経緯を述べている。そのため『義府、一名放言』と題して出版されている。

『義府』三十五則（原漢文）の内容について、以下その概要を解説してみる。

### ①著作の意図について（序文・第三十五則）

『義府』を著した意図・目的については、最終の第三十五則と序文に述べられている。第三十五則では、「我れ世に理に拘り義に泥み変通する能はざる者有るを見る。此の編を作る所以なり」と述べている。淡窓は、世の中に「理」にこだわり「義」にとらわれて、それぞれの関係が分からなくなり、旧来の物事を変えたり今日の状況に通じることができない者が多いのを見るので、それがこの著作を作った理由であると言っているのである。これは『夜雨寮筆記』巻三で少し詳しく説明されており、「卷末二「我れ、世二理二拘り義二泥ミ変通スル能ハザル者有ルヲ見ル。此ノ編ヲ作ル所以ナリ」ト。此レ予ガ此書ヲ著スノ本旨ナリ。夫レ周孔ノ教、我ガ邦ニ於テ天下ノ同ジク尊崇スル所ナレドモ、古今情ヲ異ニシ、水土宜ヲ同ジクセズ。儒者、其ノ処ヲ察セズシテ、彊テ古道ヲ此ニ行ハントスルヨリ、人情ニ逆ヒ、時宜ニ悖リ、敗ヲ取ルモノ多シ。或ハ其ノ事ニ懲リテ、道ハ当世ニ行フ可ラズト思フ者アリ。此レ道ノ行ハレザル所以ナリ。予、此ニ慨スルコトアリ。故ニ卷首ニ「唯ダニ其レ理ヲ見ルヤ達ス、是ヲ以テ義ヲ立ツルヤ活ス」ト云フニ句ヲ掲ゲ置キタリ。此処ト前ニ申セシ結語ト二眼ヲ付ケナバ、一書ノ大旨ヲ々々ルベシ」と述べ、儒教の教えは我が国においても尊崇するところであるが、周公・孔子の時代と今の時代では人情が異なっているし、中国と日本では気候風土が異

なるのに、それをよく知らずに強いて旧来のままの道を実行しようとして、人情に逆らい適切な時期を間違えて失敗する者が多いし、その失敗に懲りたため、儒教の道は今日の世の中では実践できないと思う者もある。それが儒教の道が行われない原因であり、これに憤慨して『義府』の書を著したと述べている。また、『夜雨寮筆記』巻三では、『約言』との違いを述べて「『約言』ハ君師タル人ニ勸ムルニ民心ヲ結ブノ道ヲ以テシ、『義府』ハ諸生道ヲ学ブ者ニ時処位ヲ知ルコトヲ示ス。同ジカラザル所以ナリ」としている。

第三十五則では、「理」と「義」について、古代の賢人の越の「范蠡」の事績の例を引いて、これを彼の重宝（大事な宝）に譬えて「其の古今に亘り変わらざるべきものは、独り理義有るのみ。此れ吾が道の重宝にあらずや」と述べて説明している。「范蠡」は春秋時代の越王勾践に仕えた功臣で、越王を補佐して二十余年余り、ついに呉王夫差を討つて呉を滅ぼし「会稽の恥」をすすいだが、直後に官を辞し、斉（山東省）に移り名を鴟夷子皮と改めてそこで大金持ちになったが、財産を全部他人に譲ってしまい、さらに陶（山東省陶県）に移って名を陶朱公と改め、再び巨万の富を蓄えたが、それも貧者に分け与えたとされている人物である。淡窓の説明は、「范蠡」が斉を去る時、居宅・田畑・衣服器物・書画などを悉く親戚朋友などに分け与え、ただ重宝（大事な宝）だけを懐に抱いて陶に行ってしまったのだが、周公・孔子などの古代の聖人が教えを設けて人々を導き治めた礼楽制度・刑罰法律制度は、ちょうど居宅・田畑・衣服・書画などの財産と同じで遠くへ持って行けないように、異なった地域や異なった時代では実施が難しい。ただ「理」と「義」のみは、古今に変わらないもので、ちょうど懐に携えて持つて行ける重宝のようなものであるというのである。そして、漢時代の儒者は古い処に拘り瑣末な文にかかわって遠くへは行けなかったが、その後、宋の賢者たち（程朱など）が「理義」を強調しだしたのは、「范蠡」の事績に倣ったもののように、重宝を見出したことで善いことであった。しかし、宝が宝となるのは、それが自在に用いられることであり、懐に在るだけならば宝とは言えない。そこで、前述のように「理に拘り義に泥み変通する能はざる者」が多いのを見ることとなつていたので、この著作を作ったのであると述べている。

なお最後に、淡窓はこの著作が、『詩経』にある「他山の石、以て玉を攻むべし」の言葉のように、他人のつまらない言行でも自らを修養する材料になるといふこ

とを信じており、また狂夫（氣の狂った男）の言葉であるので世の君子たちの咎めを受けることにはならないだろうと書いている。

序文「義府の首に題す」では、宋の儒者の程明道の言葉に感銘し味わうべきものがあって、その意味を静坐瞑想し究明してその得た見解を述べたものが『義府』であると言っている。それは、「明道先生曰く「万物の理、必ず対有りて独り無し。自然にして然り、安排に由るに非ず。中夜以て思へば、手の之を舞ひ足の之を蹈むを知らざるなり」と。余、壯にして眼疾を得、力を読書に専らにする能はず。常に瞑目暗想す。而して程子の言に味有り。天地人物の理よりして鬼神幽明の故、治乱古今の変に及ぶまで、尋思推究し、其の見る所を録す。名づけて義府と曰ふ」と述べているものである。程明道の言葉は朱子編の『近思録』の「道体篇」にあり、「天地の万物には、すべて必ず対があつて、ただ独りで存在するのは無いというのが理である。これが自然な在り方であつて、人為的に程よく処置したものではない。夜中にひそかにこの理に思い至ると、躍り上がるほど嬉しくて喜びにたえない」という意味である。ここで対があるというのは、陰と陽のことで、天地万物にはすべて陰陽の理があることをいうのである。淡窓は壮年になつて眼病を患い読書に専念することができなかつたので、常に目を閉じて深く瞑想したのであるが、この程明道の言葉に味わうべきものがあり、天地人物の理より鬼神幽明の意味、治乱古今の変遷に及ぶまで思いめぐらし推究して、その結果得た見解を記録し、『義府』と名づけたと語っているのである。つまり、『義府』は、天地の理から鬼神の意味、人事治乱の変遷までを探索したもので、その陰陽の「理」と「義」について解明した書物であることをいうのである。

### ①「大旨」について（第一則）

第一則は、『義府』の大旨について述べた重要な部分である。「理」と「義」の定義及び関係を示しているものである。「物に在るを理と為し、物に処するを義と為す。理は天より出で、義は我に由りて立つ。天に在る者は既に明らかにして、我に在る者は諸れを左右に取りて、其の原に逢ふ。故に理は義の府なり。古の理を窮める者は、理を以て義を立て、義を以て礼を制し、礼を以て事を行ふ。唯だ其れ理を見るや達す。是を以て義を立てるや活す。礼と事とは其の中に在り」と定義するのがその要点である。

はじめの「物に在るを理と為し、物に処するを義と為す」という言葉は、宋の儒者の程伊川の言葉で『近思録』「道体篇」にある語である。事物に内在しているものが「理」であり、自分の心に図つて宜しきを得るように事物に対処するのが「義」である、という意味である。宋学（程朱学）では、天地万物には存在の根拠として「理」があり、人間にも本性として「理」が内在しているとするので、宇宙自然界のあらゆるものを意味づけ根拠づけるものとして「理」の存在が強調される。そのため、宋学はまた「理学」とも呼ばれている。「義」は一般的には正しい行為・正義といった意味であるが、また適切な行為の意味でもあり、『中庸』には「義とは宜なり」という言葉があつて、その時の宜しいところに従つていくことをいうので、事物の宜しきを得るように対処していくことを「義」と言うとするのである。

「理は天より出で、義は我に由りて立つ」という語は淡窓の言葉である。ここに淡窓の独創的な考えが表現されていると思われる。宋学（程朱学）では「天は即ち理なり」とされ、宋学のいう「理」は「天」とイコールであるとされるが、淡窓はすべての根源は「天」にあるとするので、「理」は「天」を根源としてそこから出ているとするのである。そして「義」は自分の心を拠り所として定まるとするのである。

なお、宋学との違いについて『夜雨寮筆記』巻三に「宋賢ノ説ハ、理ノ外ニ義ナク、義ノ外ニ理ナシト定メタル様ニ見ユ。予ガ説ハ、理ヲ体トシ義ヲ用トシ、理ハ古今一定ノ者トシ、義ハ時ニ從ツテ變動スルモノトス。宋賢ノ理二分殊ト云フ説モ、大抵相似タル事ト覺ユ」と述べ、宋学では「理」と「義」は一体とされているようだが、自分の説は「理」は本体であり、古今変わらないもの、「義」は作用であり、時によつて変化するものであるとするのであるという。これは、宋学で説く、「理」は万物を通じて一つであるが「氣」によつて万の変化をもつて万物に個性を生じているとする「理二分殊」の説と同じような考えであろうとしている。

次の「天に在る者は既に明らかにして、我に在る者は諸れを左右に取りて、其の原に逢ふ。故に理は義の府なり」は、その関係について述べる。天に在る「理」は、あらゆる事物に在ることは明白であつて、人に在る「義」は、これを日常の到るところのあらゆることに取り上げて処理して、そしてその根源である「理」を知るのであるとする。そこで、「理」は「義」の多く蔵されている「府（宝庫）」で

あるといえるというのである。これがこの書の題名を「義府」とする理由である。つまり「義」とその宝庫（府）である「理」について説く書であることを表わしている。

最後の「古の理を窮める者は、理を以て義を立て、義を以て礼を制し、礼を以て事を行ふ。唯だに其れ理を見るや達す。是を以て義を立つるや活す。礼と事とは其の中に在り」では、窮理につとめた聖人の事績を述べる。古えの「理」を窮めた人、つまり聖人は、その「理」によって「義」を確立し、「義」によって「礼」を制定し、「礼」によって「事」を実施した。つまり、「理」を見究めることに通達し、そのため「義」を定めることが活発であったのである。そして、礼楽制度やその事業の実施は、その活動の中に含まれるものであったとする。要するに、聖人は「理」を見究め「義」で活達に物事に対処していたのであり、淡窓はこうした姿勢を理想とするのである。なお、このことについて『夜雨寮筆記』巻三に、孔子が『論語』で述べている「殷の三仁」、つまり殷の暴君の紂王に対して異なつた対応をとつた三人の人物（微子・箕子・比干）は、それぞれかなり異なつた行動をしたが、いずれも国を憂え民を愛した「仁人」であつたとした言葉を引用して「孔子ハ仁ノ理ニサヘ叶ヘバ義ハ一定スルニハ及バズトシタマフ。是レ理ヲ見ルコト達ナルガ故ニ義ヲ立ツルコト活スルナリ」と説明している。

さらに、第一則で淡窓は、窮理の説と自分の窮理の姿勢を述べる。窮理の説は、古えの聖人のときに始まり、宋の時代に盛んになり今日に至つていゝるもので、先賢（朱子ら）のいう窮理は心を以て事物の理を求めるものであるが、後人はそのまま旧来の完成した説を述べるだけであつた。自分は賢くないために、昔の賢人の言を守るだけで後人には雷同することができない。自分の姿勢は「閑居静座して、輒ち事物の然りとする所以の理を求め、之を徴するに心を以てす。心の安んぜざる所は旧説有り」と雖も欠如たり。見る所有るに至りて、敢て自ら隠さず」といゝもので、瞑目静坐して事物の理を窮め、それを自分の心を以て証し、心の満足できない所は旧説があつてもそのままにして置くが、はっきりした見解を持つに至つた所は敢て隠さない、とするものである。これによれば、淡窓の窮理の在り方は宋儒（朱子ら）の説を踏まえたものであるが、自分の心によつて事物の根拠を探り、心の確信できない所は省いて触れず、自信のもてる所は公開して論じるといゝものである。

第一則の最後では、以上の見解は極めて個人的な憶測の説なので、世間の識者の嘲笑を買うことはわかっているが、『論語』に出てくる隠居し放言したという人物（虞仲・夷逸）に比べられれば結構であると述べる。この書を「一名、放言」とも題して、勝手な言いたい放題の説を述べていると断つていゝるのである。

## ②「陰陽」について（第二則・第三則）

第二則と第三則は「陰陽」について述べた重要な部分である。第二則に「易伝に曰く、「天の道を立てて陰と陽と曰ひ、地の道を立てて剛と柔と曰ひ、人の道を立てて仁と義と曰ふ」と。是れ聖人、万世の理を窮むる者の為に其の標準を定む。異説の者有りと雖も、また問するを得ざるなり。・・・三才の道、陰陽之れを尽くせり」として、『易経』説卦伝にある言葉を引用して、これが万世にわたつて窮理を努める者のために聖人が定めた標準であると述べ、異説を唱えるものでもこれには疑いを挟むことはできないという。そして、陰陽の属性から言えば、剛と仁は陽に、柔と義は陰に属するので、この三才の道（天の道、地の道、人の道）は、陰と陽によつて尽くされているという。淡窓の引用した『易経』説卦伝の箇所は「昔者、聖人の易を作るや、將に以て性命の理に順わんとす。是を以て天の道を立てて陰と陽と曰い、地の道を立てて柔と剛と曰い、人の道を立てて仁と義と曰う。三才を兼ねてこれを両にす。故に易は六画にして卦を成す」、また、『易経』繫辞伝下には「易の書たるや、廣大にして悉く備わる。天道あり、人道あり、地道あり。三才を兼ねて之を両にす。故に六なり、六とは它にあらす。三才の道なり」とあつて、むかし聖人が天命と人性の理法にしたがおうとして易を作り、その書には廣大にしてあらゆる道理が備わり、天・地・人の三才の道が定義されているが、それぞれに陰と陽など二つの徳があり、そこで六画で一つの卦が形成されることとなり、そのため卦は六爻であるという説明をしているものである。これを淡窓は、易での三才の道は陰と陽でこれを尽くしていると解釈しているのである。つまり、天地人のすべての物事は陰と陽のどちらかに属していることを言うのである。

次に第三則で「窮理の要に三有り。一に曰く、万物皆な陰有り陽有り。二に曰く、陽は尊くして陰は卑し。三に曰く、陽は尊しと雖も孤立すべからず、陰は卑しと雖も偏廢すべからず」として、易の窮理の要点に三つある、一つは、万物に

は皆な陰と陽があること、二つには、陽は尊く陰は卑しいということ、三つは、陽は尊いが陽だけで孤立すべきではないし陰は卑しいが陰を廢すべきではないこと、つまり陰陽の両者ともに存在すべきこと、を述べている。これは、物事には二つの相い対立するものがあり、対立しながらもお互いに引き合う関係つまり依存の関係があるという考え、中国思想でいう「对待」という見方をいつているものである。よく例に出されるように、男女の関係が、男女の片方だけでは存在できず対立しながら依存する関係にあるのであり、また、磁石のSとNが反対の性質であってもお互い引き合い、また電気のプラスとマイナスがお互いに引き合うという関係にあることなどを見れば分かるであろう。淡窓は、物事にはすべて対立関係があり、しかも両者の存在が必須であることを、陰と陽の関係として理解するのであり、その場合、陽は価値的に高く尊いものとし、陰は価値的に低く卑しいもの、つまり陽尊陰卑とするのである。たとえば、天は陽、地は陰であり、君は陽で臣は陰であり、君子は陽で小人は陰であるというように価値づけるのである。これは『易経』繫辭伝上に「天は尊く地は卑くして乾坤定まる。卑高以て陳なりて貴賤位す」とあり、天は高く上に在って万物を覆い、地は低くして下に在って万物を載せている事実法に法って、易の基幹である純陽の乾☰と純陰の坤☷との二卦が定立され、さらに天地間の万物があるいは高くあるいは低く連なつて序列をなしている事実法に法って易の卦の六爻の貴賤の位置が定まった、という意味だが、淡窓はこれによって陽尊陰卑の道理を述べているのである。そして淡窓は、「其の至れるに及びては……大賢と雖も亦た尽くす能はざるところあり」と、この三つの道理の極まるところは賢人と雖も説明できないし、これ以上考察すべきものではないとする。

次に、淡窓は「窮理を貴ぶ者は、將に之に処するに義を以てすべきなり」として、陰陽の理を窮める者は、それに対処するのに「義」を以てすべきであるとする。その場合、例えば君子と小人については対処のしかたに違いがあるので、その対処すべき「理」を窮めないわけにはいかなが、鳥が黒く白鳥が白という違いは（同じ鳥であるから）対処のしかたでは分けないので、その「理」を窮める必要は無いと説明する。つまり、物事に対処する「義」が必要とされる場合は、その然りとする「理」を窮める必要があるとするのである。

### ③「五行説」の否定（第二則・第四則）

戦国時代から漢代にかけて別々に現れた、『易経』に基づく陰陽説と、『書経』洪範に記されている五行（木火土金水）に基づいた五行説が結合して、漢代に陰陽五行説として流行し、後世の中国思想に大きく影響を与えたとされる。淡窓はこの五行説を否定する。第二則に「後人、五行を以て陰陽を補い、五常を以て仁義を補う。其の言愈々繁にして愈々晦し。吾は其の簡にして明らかなるものに從わん」とあり、聖人によって易の陰陽の説が立てられたのを、後人が五行説や五常説を補い加えてますます繁雑で分かりにくいものにしたので、私は簡単に分かりやすい陰陽の説に従うと述べている。また第四則には「万物の数必ず五を以て紀と為し、諸れを五行に配するに至る。或いは是れ繁を御するの術にて、昧き者認めて以て真と為すのみ。夫れ造化を言う者、易より備わるは莫し。易は陰陽を言いて五行に及ばず。乃ち八卦を以て之を論ず」とあり、五行説は万物の数は必ず五という数を基とするとして五行に配することとしたのを、愚かな者はこれを煩わしさを除いたものとして真実であると誤って認めているだけである。万物の造化を説くもので『易経』のように備わっているものは無い。そもそも『易経』は陰と陽の二つを言うのみで五行については全く言及していないし、八卦を以て論じているものだと述べている。

### ④火氣水土の説（第四則・第五則）

淡窓は、万物の生成変化を説明する五行説（木火土金水）を否定するが、それに代わるのに火氣水土の説を提示する。第四則では、「天の体は氣なり、其の精は火なり。地の体は土なり、其の精は水なり。火氣水土の説、加うるべからざるのみ」とする。これは淡窓独自の説であろうと思われる。天の本体は氣、地の本体は土というのは、天空には空氣が充滿しているし、大地は土で出来ているということを使うのであろうし、天の精粹（エキス）は火というのも光や熱を生じる現象をいい、地の精粹は水というのも生命・万物にとって欠くことのできない物質であるからであろう。またこれは「或いは地水火風と曰う、亦た同じくして名異なる」ともいい、仏教でいう万物を構成する四元素の「地水火風」と同じで名を異にするのであるともしている。これは、地は土と、風は氣と同じであると考えるものであろう。

そして「夫れ造化を言う者、易より備わるは莫し。易は陰陽を言いて五行に及ばず。乃ち八卦を以て之を論ず。離・震、火と為る、乾・巽、氣と為る、坎・兌、水と為る、坤・艮、土と為る。今の天文を言う者と、未だ嘗て二ならざるなり」という。『易経』には宇宙自然の道理が備わっており、それは陰陽を基として八卦（乾兌離震巽坎艮坤）でそれを論じているといい、その八卦を火、氣、水、土に配する。これは『易経』説卦伝の中で八卦を自然現象に配しており、つまり、離☲は火、震☳は雷、乾☰は天、巽☴は風、坎☵は水、兌☱は沢、坤☷は地、艮☶は山に配されているので、それぞれ離（火）と震（雷）が火と為り、乾（天）と巽（風）が氣と為り、坎（水）と兌（沢）が水と為り、坤（地）と艮（山）が土と為るとするものであろう。そしてこれは、今日、天文を観察して論じるものと同じ説明であるとしている。

なお、五行についてはその名目（木火土金水）は的外れであるという。それは、金と木は同じく土より生ずるものであって、物の生じたものと物を生じるものとは異なるのに、三つ一緒に並べており、物好きな者が五の数にあわせてこれを作ったのであるとしている。

また、『夜雨寮筆記』巻一に「五行ト云フコト漢土ニテハ来歴久シキコトナレドモ、追々ト伝会シテ万事ニ配当セリ。予ハ、火氣水土ヲ以テ五行ニ代フルコト『義府』ニ出セリ。・・・五行ノ理、是レニ拘泥スレバ頗ル害アリ。拘泥セザレバ害ナシ。然レドモ、終ニ火氣水土ト分ツノ明確ナルニハ及バズ。是レ蘭説漢説ニ勝ルナリ」と、火氣水土の説にかなりの自信を述べている。

#### ⑤造化の妙用について（第五則）

第五則では、万物自然の創造の巧妙な働きについて述べる。「火氣水土は、物の質なり。其の離合有るなり。離るれば、則ち天地位し万物生ず。合すれば、則ち天地混じて万物滅す。一離一合、百億万歳に亘りて長く存す」として、水氣水土は、物の本質であってその離合により万物が生じ、また滅するという。この四元素が離れると天と地が在るべき位置に分かれそれぞれの物質が生じ、合すれば天と地が混じり合つて物質が消滅するとし、この離合の活動は永遠に続いているとする。この論理は、宋学（朱子学）で論じられている万物生成論「太極図」の説、つまり宇宙の本体である太極が分かれて陰陽が生じ、その活動が陽で、静に

なると陰となつて、その陰陽の交流から五行（木火土金水）が生まれ、そこから万物が生成されるという論理を、陰陽を天地に、五行（木火土金水）を火氣水土に置き換えているものではないかと考えられる。なお、青邨の注によるとこの部分は「十二元会の説に本づく」とある。

続いて、この万物創造を司るものについて述べる。「豈に離ると離れざる、合うと合わざる者ありて、之を運用するに非ざらんや。抑も之を見て見えず、之を聴きて聴こえず、之を言いて明らかにすべからざるなり。是を以て聖人取て之の名を定めず。其の上に在るより言いて之を天と謂い、尊崇すべきを以て之を帝と謂い、妙用不測を以て之を神と謂う。三者同じく出でて名を異にするなり」と述べる。この不可思議な離合の運動については、これを運用するものが存在するのではないかとし、それは見ようとしても見ることができず聴こうとしても聴くことができず、言葉では言い表せないものであるとする。これは、『詩経』の「上天のことは声も無く臭いも無し」をふまえて、「天」の存在を述べるものである。そして、そのために聖人はあえて名を定めなかったのであるが、上に在るところから「天」といい、尊び崇めるところから「帝」といい、測ることのできない神秘的な作用から「神」といい、三者は同じもので名を異にするという。淡窓は『約言』の中で「天」の存在を論じている箇所でも同じような説明を述べているが、これは、宋の儒者・程伊川の言葉に「形体を以てこれを天と謂い、主宰を以てこれを帝と謂い、妙用を以てこれを神と謂う」とあるのによつていられると思われる。

なお、『六橋記聞』巻十に、淡窓が宋学（理学）で宇宙の本体とする「太極」を説かないことについて「太極を説かざるは、・・・天を敬するを聞くも、未だ太極を敬するを聞かざるなり。予の意は天を敬して其の理を窮めざるに在り」と述べている。淡窓は人格神的な「天」を認めて、「理」そのものともされる「太極」については認めないのである。

#### ⑥陰陽の在り方について（第六則）

淡窓は第六則で、万物に皆な存在する陰と陽の在り方について説明し、その何層にも重なり合う在り方を述べる。それは、動物を陽とし、植物を陰とする。動物では人を陽とし、禽獣を陰とする。人では神知（精神）を陽とし、形体（身体）を陰とする。神知においては思慮を陽とし、情欲を陰とする。思慮においては是

非（善悪の判断力）を陽とし、利害（損得の判断力）を陰とすると説明し、このように陰陽は何層にも重なり合い互いに包み込まれているものであると述べている。それを、あたかも芭蕉の皮を剥ぐような状態であると譬えている。そして、陽が尊く陰が卑しいという尊卑の区別はきちんと順序が整って乱れないとする。これは、物事をすべて陰と陽に分けて考えて行き、価値的に高いものと低いものとを分けて認識していくやり方であろう。

### ⑦天地から稟ける性について（第七則・第八則・第九則・第十則・第十一則）

第七則以下で天地から稟けている「性」について論じている。人と禽獣は性を天地に稟けているが、人は多く天に基づき禽獣は多く地に基づいて稟けているので、人は霊明な智慧を備え禽獣は知覚はあっても愚かなのであるという。また、植物は専ら地（水土）に基づいているので無知であるのだという。『易経』乾の文言伝に「天に本づく者は上に親しみ、地に本づく者は下に親しむ」とあるように、動物（人と禽獣）の頭は天に向かい、植物の根は地に向かっているのがこのことであるとしている。

第八則では、人の心について論じる。人は万物の霊であって鳥獣や植物はその使役となるものである。人では心が精粹であって身体はその機能となるものである。したがって、人の神識（精神）は小さくて微かであっても天地の精英（特に優れたもの）が萃まったものなので、磨いて明らかになるようにしていけば完全な人格に至るであろうという。

第九則では、物の陰陽は偏廃すべきでないことを論じる。無知である植物の草花には芳しい香りがあり、真珠宝石は鮮やかで美しいし、逆に、智力の優れた人間でも穢れや濁りが集まっているところがある。したがって、物には愛すべき所と憎むべき所が必ずあるのであり、それは陰陽がお互いに離れないものであるためである。すなわち、物の陰陽は単独ではなく、そのため片方だけを廢てるべきではないということを述べるのである。

第十則では、人が均しく天から性を稟けながら同じでないのは、稟けた性質に偏りがあるのを免れ得ないからであるという。淡窓によれば、天地の元素である「火気水土」で、気が勝れば清、土が勝れば濁となる。清は条理に明るく、濁は昏い性である。火が勝れば剛、水が勝れば柔となる。剛は行動に鋭敏で、柔は怠

惰な性である。清で剛を包めば智となり君子となる、濁で柔を包めば愚となり小人となる。清を柔に重ねれば大人しく素直な者となり、剛を濁に重ねれば非常に悪賢い者となるという。これより先はさまざまに変化していくが、根源はこの剛柔清濁の四つの性質を稟ているに過ぎないとする。

第十一則では、人の性には智慧はあるが、しかし、善悪があるのは性に基づくのではないという。智慧は、刀に利鈍の別があるごとく、善悪は、刀に人を衛ると害するとの差があるがごときであって、利鈍は刀そのものであり、衛ると害するとはその刀の用い方にあるのである。つまり、善悪は性の本体ではなく、作用であることを言うのである。故に、淡窓は、孔子も性を論じるのに「唯だ上知と下愚とは移らず（論語・陽貨篇）」とあって、智慧を言つて善悪には及んでいないし、また、人を論じる場合にも「君子は義に喻り、小人は利に喻る（論語・里仁篇）」、「君子は和して同せず、小人は同じて和せず（論語・子路篇）」、「君子は諸れを己れに求む、小人は諸れを人に求む（論語・衛霊公篇）」など、君子・小人を論じて善悪には及んでいないのであると説明している。

### ⑧思慮と情欲について（第十二則・第十五則）

第十二則は、人の情欲と思慮について論じる。情欲は身体に生じ精神がこれを受け、判断するのに思慮がある。思慮は天が授けたものであるが、飲食と男女といった情欲があるのも、天が生命を愛しむという理により人を生存させ人を生む根拠として授けたものであるという。情欲に従う者は、陰が主となるので小人となり、思慮に努める者は、陽が主となるので君子となるが、情欲と思慮とはすべての人元来有するものなので、陰が卑しく陽が尊いことを小人に理解させれば、（小人にも思慮はあるので）欲を制御することができるであろうし、また、陰陽の一方だけを偏つて廢してはならないことを君子に覚らせれば、（君子にも情欲はあるので）小人にうまく対処することになるという。

第十五則では、思慮が主となり情欲を制するというのが身を修める要点であるとする。そこで、君子が政治を行い小人は命令によって用務を勤めるのが国を治める原則であり、これが陰陽が位置を得ていることだとする。（暴虐であった殷の）紂王の不善（悪）は、彼がきわめて愚かで修養でも変わることでできない者であったのではなく、性が剛濁（悪賢い者）でかつ高い位にいて、欲望のままにふるまっ

て思慮による善悪の判断ができなかったのであり、もし聖人が上に在って導けば、どうして過ちを改めて善に赴かないことがあったであろうかとも言っている。

### ⑨君子と小人について(第十三則・第十四則)

生物の性は陽が大で陰が小であって、人には大人すなわち君子と小人とがある。君子は他人を自分のことのように見て広く愛して私心が無い。小人は自分を大事にして他人を軽んじ思慮が一身に止まる。したがって、聖人の定めでは、君子が内部で重要な権限を握り、小人が外部で奔走する用務の役目に任じるのであり、これは二者が位置を得ていて、いわゆる善である、もし逆に君子が外部で小人が内部に入れば、二者は位置を失っていて、いわゆる悪であるという。これを「天地物を生ず。唯だ陰陽有り。二者位を得るを善と為し、位を失うを悪と為す。得失は人に在りて、天地与からざるなり」また「物に在るの理は、善無く悪無し。物に処するの義は、当有り不当有り。其の当を善と為し不当を悪と為す」と説明している。要するに、「理」には善・悪は無く、善・悪は物ごとに対処する「義」の当・不当にあり、陰陽の正しい位置を得るのが善であり、それを失っているのが悪であるというのである。

第十四則では、小人の望みが、財貨を好み妻子を私物化し君父を弑逆して国家を覆すというのは、その性にあるのではなく、教化を施さず制御の手段を失ったからであるという。舜帝は臯陶を臣下に用い、(殷の)湯王は伊尹を臣下に用いてそれぞれ不仁の者は遠ざかったし、堯帝が上にいれば四悪人は反乱を起こさず、(漢の)高祖・太宗の時代には呂后や則天武后は盛大に暴れることはなかったのである。それは、それらの者に権力を在らしめなかったということである。つまり、教化しうまく制御していたのである。もし、(暴虐な君主であった)桀王や紂王の父君に、このことに思慮を及ぼさせて(教化・制御させて)いたら、どうして討伐の声が勢いよく拡がるに至ったであろうかと述べている。

### ⑩仁と義について(第十六則・第十七則・第十八則)

第十六則以下で仁と義について述べている。仁義の教えという道の場合は、仁は陽の道であり、義は陰の道である。仁は、博く分け隔てなく愛して差別なく受け入れるもので、天がすべてを普く覆うのを象っている。義は、千差万別であっ

て少しも誤らないもので、地が形を与えて広さがあるのを象っている。異端曲学の者は仁を執って義を廢するし、見識の狭い儒者は義に随って仁を忘れているが、陰陽はその一方のみを廢すべきではないとする。

君子の道は、仁義でないことは無い。『大学』にある「齊家・治国・平天下」は仁の到達点であり、「誠意・正心・修身」は義の出発点である。仁義は道を尽くしている。そこで、礼樂では、樂は仁の声、礼は義の容である。政刑では、政教は仁の実施であり、刑罰は義の裁きである。

陰陽がどちらも並び行われれば万物は繁榮する。国を治めるのに(陽と陰である)徳と刑は並び行われるべきである。周が徳を執って刑を廢し、秦が刑を尊んで徳を卑しんだので、どちらもその繁榮が永く続かなかつたのであるという。

### ⑪義と利について(第二十則)

人が禽獸に勝っているのは、人がよく利にむかい害を捨てることのできる利害の心をもっているからである。利は廢するべきものではない。ただ、義を行うにあたって、利は捨てなければならないことがあるが、これは義と利に尊卑のけじめがあるからである。つまり、義は陽、利は陰なのである。孟子が言う「利を追求するのは盜賊の仲間である」などというのは、天子・諸侯・士大夫などの位にある人のことであり、農夫が耕作するのも商人が商売するのも利であって、そういった酷なことは当たらないとしている。

### ⑫死生について(第二十一則・第二十二則・第二十三則)

第二十一則以下で、死生について述べている。淡窓によると、人身は陰陽の集まりであるとし、四元素の「火・氣」が陽となり、「水・土」が陰となり、それが相い集まって人身が生ずるといふ。そして、互いに動かし磨きあつて智慧が生じ、その死に至るのであり、死すれば、「火・氣」は上昇して鬼(靈魂)となり、「水・土」は沈んで屍となるという。鬼(靈魂)には氣はあるが形はなく、物に付随してあらわれる。これが、宗廟があつて祭祀を行う理由である。屍には形はあるが氣はなく、最後には土に化してしまふ。これが、棺を設けて葬る理由であると説明している。

骨肉は土に化し、精神が天に歸すというのは、ちょうど薪が燃えて灰になり、

火が消えて煙が空に漂うようなものであるという。そこで、煙（精神）が散ってしまわないように閉じ込めてしまうために宗廟が設けられたのであると述べ、世俗の言では、死して地下で相い見ると言うが、これは惑った語であり、精神は天に帰すので、礼を行うには廟を祭るのであつて墓を祭るのではないと言っている。この死生についての考えは、淡窓が死の直前に自ら書いた墓誌銘『文玄先生之碑』にある「遺命して曰く、精神は天に帰す、骨肉は遺蛻なり。然れども、子孫たる者則ち埋葬せざるべからず。その事業を表すに至つては何ぞ一片の石を仮らんと」という文章の一節にそのまま表れている。

### ⑬ 天道と鬼神・天道の応報・知命について

#### （第二十四則・第二十五則・第二十六則）

第二十四則以下で、天道に関して述べている。聖人は天道鬼神を以て教えを設けた。聖人は、自分の氣と天地の氣が感応するのを見て、天命と鬼神を明らかにして人々の根本の道とし、天道・鬼神を敬い畏れ、善を行つて惡をさせないようにしたのであるという。このことは、理を見るのに明らかにして、義を立てるのに巧妙なところである。後世の儒者は、民衆が鬼に惑うのを心配して、無鬼の論を唱えるが、これは小さなことで大事なことを止めるようなものであると言っている。

この聖人の教えは、淡窓が『約言』で論じているものとほぼ同じ内容である。『義府』に批評を施している門人の津島唐坊長は「先生嘗て約言を著し敬天の旨を明らかにす。此の章は、即ち一部の小約言なり」と評をしている。なお、聖人のみが死生と鬼神のを知ることについては、おそらく『易経』繫辭伝上の「（聖人は）仰いで以て天文を觀、俯して以て地理を察す、この故に幽明の故を知る。始を原ね終りに反る、故に死生の説を知る。精氣は物を為し遊魂は變を為す、この故に鬼神の情状を知る」という言葉を基としているものと思われ、『約言或問』第七にもこの言葉を引用して「コレ聖人、窮理ノ功ニヨリ死生鬼神ノコトニモ通ジタマフコトヲ云ヘリ。然レドモ、凡人ハ死後ノ理ニ一々通徹スルコト能ハズ。タダ聖人ノ教ヲ信ジテ、死後ハ鬼神トナルト云フコトヲ知りテ、其ノ情状ヲ明白ニスルコトアタハズ」と述べている。

天道の応報は、愚かな者はこれに惑っているが、それは応報に遅速があるため

であるという。これについては、季節の變化の例でいえば、陽の氣が戻るのは陰曆十一月（冬至）であるが、和やかに暖かくなる反応は始めて陰曆一月に現れ、陰の氣が来るのは陰曆五月（夏至）であるが、涼しく冷やかに寒くなる反応は始めて陰曆七月に現れるという例で説明する。人事にもまた同様な反応がある。例えば、過ちを悔い行ないを改めても、冬至の後に寒さが厳しくなるように、禍難がますますひどくなることもあるが、応報には間違いは無く、やがて穏やかになるのであるが、その応報を待つ事ができないのは惜しいことであるという。

また、聖人は知命を貴び、天道が善を助けるということによって義を立てたという。君子は志が国に殉ずることにあるため、反つて福祿を得ることとなる。これは、天がこれを助けるのである。小人は志が己の幸福を求めることにあるため、反つて刑罰を受ける目に逢うこととなる。これは、天がこれを罰するのである。もし正しいことで禍を受けることがあれば、すでに前もって定まった「数」があつて、天もそれを戻すことはできないので、唯だそれに安んじるのみであるが、これが知命の義であるとしている。後世の儒者の多くは、善が必ずしも福とならず惡が必ずしも禍とならないのを觀て、天道を信じないで、勝手にその知命を論じているのみだという。

### ⑭ 治と乱について（第二十八則・第二十九則・第三十則）

第二十八則以下で、治乱について述べている。国に治乱があるのは、ちようど人に死生が有るようであつて、陰と陽が互いに入れ替わるのであるという。治まっている国も乱れないわけにはいかず、そうでなければ仁を打ち立てることができない。前の人の死が後の人の生を導くように、前代の乱れは後代の治を導くのであるとする。

国は治まっているのを常態とし、治が極まれば乱れる。これはあたかも天氣のようなもので、晴れているのを常態とするが、晴が極まれば雨が降り、雨が盛んに降つた後にもとのように晴れになる。これは順運であり多くの作物が生長する。晴が極まらないのに雨が降りあるいは長く雨が止まないのは、不順であり作物は生長しないこととなる。順運のとき乱れば、徳のある人物が現れて天下が定まるが、不順のときの時代には乱れが止まず、民衆の塗炭の苦しみが極まるのであるという。この箇所の子の注には「陽が陰に勝てば順となる、陰が陽に勝てば

不順となる」と説明がある。なお、淡窓は、我が国には「革命（王朝交代）」というものは無いが、治乱興廢の「数（命数）」は、理が変わらないのであれば中国と同じであろうと付け加えている。

次に、覇道（徳ではなく武力で治めるやりかた）について述べている。淡窓は、考えてみると、世を治める任務は強く実力のある者こそがその責任を引き受けることができるので、覇道もまた廢すべきものではないという。戦国時代に、周の王室が衰えた時に、齊の桓公や晋の文公などの覇者が興ったが、彼らが争乱を鎮め安定させることがなかったならば、人民はまさに滅びてしまふところであったとする。これを、天にある周の祖先の霊が、数人の実力者の力を借りて人民を護ったのであると知らないのであろうかといひ、世の人々が（覇者は）先王に対しての罪人であると言ふのは考えが足りないのであるという。

### ⑮ 和漢の異・古今の異について

#### （第三十一則・第三十二則・第三十三則・第三十四則）

第三十一則以下で、日本と中国の違い、古今の違いについて述べている。親子・兄弟・夫婦の秩序や君臣の身分は、皆な天理であり古今変わらないものである。しかし、たとえば同姓は婚姻しないとするのは中国での義であつて、他の国に押し進めるべきものではなく、我が国の封建制と中国の郡県制でははっきりと異なつていたのでその義を他の国に求めても合わないという。中国人の立てた義が詳細であると言つても、他の国の行ふ義がすべて天理に反しているとは言えないとする。

中国での古代の風俗・制度・祭祀・政治などのきまりで、五行説や魂魄説、分野説、龜卜法、喪礼、宦官制度など、取るに足りないものがあるが、これは古代に理を窮めることがまだ詳細でなかったことによるか、周時代末期のいい加減な文章から出ていることなのであるという。これをその国で行えば滞るところがあり、まして他の国で行えば尚更であるとする。

中国の金玉の埋葬物を墓に入れる厚葬は、愚かな悪い風俗である。しかし、三年の喪のような礼は誠に手厚い道である。ただ、これを我が国に行うのは難しいとし、祭祀は詳密にし葬は簡略にするのがよいと述べる。

古えの義は、後世において通用しないものがある。我が国の制度は、昔は郡県

制であつたが公卿の世襲制であつて中国と同じではないし、今は封建制であるが、中国の三代（夏・殷・周）の制度とは同じではない。この両者の間で何か事しようとしても、細心に静かに思慮して時宜を得なければ無理であるし、古えの義に無いところであつても、理にかなうようにまた起こすべきであるとする。義と理の關係は、ちよど川や谷と海との關係のようなもので、流れる路の真直ぐなものも、曲りくねつたものもあるが、要するにその帰着するところを見失わないことであるという。

### ⑯ 「易経」について（『醒齋語録』より）

淡窓が『易経』について述べている箇所を掲げると、『醒齋語録』卷二に「聖人ノ書、易ヨリ深キハナシ。・・・凡ソ易ハ陰陽ヲ明カスナリ。故ニ一ヲ画シテ陽ニ象リ、二ヲ画シテ陰ニ象ドレリ。陽ヲ君子トシ吉福トス、陰ヲ小人トシ凶禍トス」とあり、さらに同書卷一に「孔子ハ、古ヲ述ベテ其ノ中ニ新義ヲ発シタマフ。・・・易ナドモ、古ハ唯ダ吉凶ヲ筮スル具トセシナルベシ。孔子ニ至ツテ盛ンニ義理ヲ談ジ窮理尽性ノ書トナレリ。礼楽制度ハ古聖人ニ出ルトイヘドモ、義理ハ孔子ニ至ツテ明ナリト云フベシ」、「聖人ノ言行、神明変化シテ測リガタキコト、経ヲ讀ンデ知ルベシ。今、論語孔子ノ言ヲ見ルニ、平正明白ニシテ知り易ク法リ易シ。易ノ十翼ニイタリテハ、其ノ文辞變幻流動シテ捉摸スベカラズ。論語ハ怪力乱神ヲ語ラズ。易ハ鬼神幽明ノ故ヲ知ルヲ以テ言ヲ立テタリ。論語ハ仁ヲ主トシテ知ヲ主トセズ、進退出処専ラ之ヲ義ニ断ズ。易ハ時ヲハカリ機ヲ知ルヲ主トシテ、専ラ知者ノ務ヲ明ニセリ。・・・聖人ノ言語、不同アルトコロ知ルベシ」また「老子ガ」凡ソ数ヲ知ルコトヲ尚ブハ、禍難ノ来ルヲ預メニ避ケンガ為ナリ。聖人易ヲ作リテ人ニ未然ヲ知ラセタマフモ、凶ヲ避ケ吉ニ就カシメンガ為ノコトナリ。若シ避クルコトモ無ク就クコトモナクバ、易モ無用ノ者ナリ。老子ノ学モ亦タ是ノ如シ」と述べている。これを見ると、『易経』が元來は占いの書であつたが、孔子に至つて新しく義理の書（思想の書）となり、とくに孔子が作ったとされている「繫辭伝」「説卦伝」などの十翼の部分は窮理尽性などの深い内容の難解の書であるということ、淡窓がよく理解していたことが分かる。

⑰ 淡窓の易筮の事例について（『懐旧樓筆記』より）

淡窓も、物事の決断に迷った時や突然の不幸に見舞われた時には易の占いを  
行っている。淡窓の自叙伝『懐旧樓筆記』に出ているその例を二つ紹介する。

文政十一年五月二日、淡窓四十七歳のとき、三年前に書いたものを二年前に大  
幅に改稿しこの年また三たび改稿しこの日に『約言』として脱稿したのである  
が、淡窓はこれを世に公にすべきかどうか迷い、易筮を行っている。その記事  
によると「約言脱稿セリ。凡ソ改ムルコト前後三度ナリ。初ハ乙酉ノ夏ナリ、凡  
ソ四千言ナリ。第二稿ハ丙戌ノ夏ナリ、五千余言ナリ。是ニ至ツテ七千言ニ及ベ  
リ。是ノ後ハ、今ニ至ツテ加フル所ナシ。此ノ書世ニ公ニスベキヤ否ヤ、自ラ是  
ヲ筮セリ。否ノ觀ニユクニ遇ヘリ。其ノ占此ニ録セズ」とあり、易筮の結果「否」  
の本卦と「觀」の之卦が得られたと記すが、その結果、時期が未だ到来していな  
いという判断をしたのである。そのため、『約言』は生前には出版されていない。

天保六年七月九日、淡窓五十四歳のとき、一歳半の孫娘の病が重くなったとき  
に、憂え悲しんでどうしたらよいか分からなくなり、祖先の位牌の前で易筮を行っ  
ている。この三日後に孫娘は亡くなるが、これを期して淡窓は「万善簿」の記録  
を始めている。八月二日の記事に「初メ前月ノ九日ニ当リ、孫女ノ疾極メテ重シ。  
予、退隱以來憂戚ノ事重リ至リ際限アルコトナシ。此ノ後如何ナルベキヤ、憂歎  
ノ余リ、心ノ置クベキ所ナシ。因ツテ又祖先ノ位前ニ至リ、一筮ヲ設ケタリ。屯ノ  
益ニ之クニ遇フ、曰ク「馬ニ乘リテ班如タリ、血ヲ泣キ漣如タリ。象ニ曰ク、漣  
如上ニ在リ、何ゾ長カルベケンヤ」ト。予、ココニオイテ以為ラク、運數已ニ尽  
キタリ、祖先モ亦タ力ニ及ビタマハズ、此ノ上ハ憂歎益ナシ、如カズ、聖人朝聞  
夕死ノ訓ヲ奉ジテ、一日ニテモ道ヲ行ハンニハト。其ノ日ヨリ断然トシテ自新ノ  
志ヲ発セリ。……筮後三日、孫女歿セリ。コレ漣如ノ象ニ応ズルナルベシ。時  
ニ憂戚甚シト雖モ、本志巽然トシテ動カズ。此ノ時ヨリ、功過格ヲ立テ、日間ノ  
行事ヲ記シ、一万善ヲ成就センコトヲ誓ヒタリ」とあって、易筮の結果、「屯」  
の本卦と「益」の之卦が得られて「血の涙がとめどなく流れるようではその運命  
もなんで長かろう」という「屯」の象伝の言葉どおりであったことを述べている。

以上『義府』三十五則の主要な内容等についての紹介を終わる。

(3) 淡窓の思想における相互関係

1. 「三説」の相互関係

『義府』は、『約言』『析玄』とともに「三説」と呼ばれる淡窓の主著とされる  
ものであり、最後に書かれた総まとめの書であると考えられるが、それぞれの著  
作で論じている思想相互の関係を見てみたい。

淡窓は、『燈下記聞』巻一に「自ら其の著述の意を明らかにして曰く、『約言』  
は命を明らかにし、『義府』は理を明らかにし、『析玄』は数を明らかにす」とい  
う簡潔な言葉を述べており、『約言』は『書経』などについて「天命」を、『義府』  
は『易経』について陰陽の「理」を、『析玄』は『老子』について「数」につい  
て明らかにしたものであるという。

「三説」相互の関係について、まず『義府』と『析玄』の関係、つまり『易経』  
と『老子（玄）』の関係について考察すると、『析玄』第八則に「玄は其れ易に本  
づくものか。易は数と言ひ、玄もまた数を言ふ。易の数を言ふや陰陽を以てし、  
玄の数を言ふや有無を以てす。易の道は陽を尊び陰を卑しむ。玄は則ち有無互い  
に尊卑をなす」とあり、『易経』も『老子（玄）』も共に「数（命数）」を述べて  
いるものとし、『易経』は「陰陽」をもって論じているが、『老子（玄）』は「有無」  
をもって論じているとする。そして、「陰陽」では、「陽」が尊く「陰」が卑しい  
というのが原則があるが、「有無」では「有」と「無」が互いに尊卑をなすと述べる。  
『老子』では「有の以て利を為すは、無の以て用を為せばなり（第十一章）」など  
と「有」を支えるものが「無」であることを言っているから互いに尊卑をなすと  
いうのであろう。ここでは『易経』も『老子』もどちらも「数」のことを問題と  
していること捉え、その論じ方が違うとしているのである。

また『析玄』第二十六則では、後世の人が「有」を以て「陽」に配し、「無」  
を以て「陰」に配したので、『玄（老子）』は「無」の思想ともいわれるので「陰」  
の道を根本として説いているとされるが、『玄（老子）』の真意はそういった世間  
一般の道理などではなく、「数」を窮めて変化を推し測り天地自然の状態に戻す  
ことであって、とくに知者のために述べているのであり、「玄」は「易」に近い  
と言えは可であるが、「玄」は即ち「易」であると言えは不可であるとする。

ついで、『六橋記聞』巻四には『析玄』は理の変を説き、『義府』は理の正を言ふ。人、老子の言を以て浮虚と爲す。故に『析玄』を著わし以て其の实用を明らかにす。孔子の教えを以て拘腐と爲す。故に『義府』を作り以て其の活達を明らかにす」と述べる。『義府』は「理」の正則を説き、『析玄』は「理」の変化を説いているとする。ここでいう「理」については、『夜雨寮筆記』巻三に『義府』ハ窮理ヲ主トスト雖モ、皆ナ条理ノ理ナリ。理氣ノ理ニ非ズ」と述べており、淡窓のいう「理」は条理という意味、つまり物事の道理・理法の意味であるとし、宋学でいう「理氣」の「理」という特別の意味ではないという。

さらに、儒教（孔子）と道教（老子）との関係については、『灯下紀聞』巻三には「孔子は理の表を見、老子は理の裏を見るもの」との記述があり、その説明に「孔子は陰陽の上に就きて見を起こす。天下の事物は皆な析きて兩と爲す。是非に非ざれば則ち非、利に非ざれば則ち害、我が人の爲す所、唯だこれ非を捨て是を取り、害を去りて利に就く。いわゆる道は取捨去就の方のみ。老子は太極の上に就きて見を起こす。是非利害はもと皆な同根なり。是の中に非有り、非の中には有り、利の中に害有り、害の中に利有り、得て分別す可からず。我が人、虚無因循して心力を勞せずしてまさに道に合ふ」と述べている。儒教思想と老荘思想の関係を「理」の異なつた見方においてとらえ、孔子は「理」の表の面を考察し、老子は「理」の裏の面を考察しているとする。つまり、観点が異なっているだけで、その帰着するところは同じだと考えるのである。そして、『易経』に「易に太極有り。是れ、兩儀を生ず」とあつて、太極（万物の根源）から兩儀（陰陽二氣）を生じたところに基づき、孔子の説は「易」の陰陽二氣の關係で見解を立て、老子の説はより根源である「易」の太極、つまり陰陽二氣（兩儀）に分かれていない状態、陰陽に分別できない状態に基づいて見解をたてているといい、陰陽では事物を二つに分けて是非や利害などとして、その望ましいほうの是や利を取り非や害を捨てるのが道の実践であると説くが、太極の立場では是非利害はもともと同根であり、是の中に非があり非の中に是がある、利の中に害があり害の中に利がある、そのため分別することができない、そこで虚無の状態にいれば心を煩わすことなく道に適うと説明している。宋学で重視する周濂溪の著した『太極図説』では、宇宙の根源を「無極にして太極」であるとしているが、「無極」はそもそも『老子』『莊子』にある語であつて、無限なるものこと、「無」の思想

の説明とされるので、淡窓は「太極」を老子が根拠としたものと考えたものであろう。要するに、「孔子」も「老子」も『易経』に基づいていることをいうのである。

また、『析玄』最終の第三十則では、「儒（孔子）」の説と「玄（老子）」の説との違いについて論じて、最後に儒玄の一致つまり孔老の一致について述べている。最後の箇所淡窓は、儒教の『易経』繫辭伝には「乾は易を以て知り、坤は簡を以て能くす。易なれば知り易く、簡なれば従い易し。……易簡にして天下の理を得たり」とあつて、平易簡潔なあり方が根本であると説かれているが、「易」といえば『老子』の「無為」より容易なことは無く、「簡」といえば『老子』の「不言」より簡単なことは無いので、そこで、孔子と老子の本旨は、それぞれ帰着するところが同じでないとはいえないと結んでいる。要するに、『易経』の乾坤（陰陽）のあり方は『老子』の「無為の事」「不言の教」と同じであるとし、ただその観点が違うということ述べたものと思われる。

また、『灯下紀聞』巻二には「儒教は理を主とし、悪を去りて善に就く。書に曰く、迪に恵えば吉、逆に従へば凶なりと、是れなり。道教は数を主とし、盈つるを損し虚に就く。書に曰く、満は損を招き、謙は益を受くと、是れなり」（『醒齋語録』巻一にも同様の文がある）と述べている。儒教は「理」を主として善悪と吉凶を説いたもので、『書経』の「道に従えば運命が吉に、逆らえば運命は凶になる」ということ、つまり悪をはなれて善を実践する教えであり、一方、道教は「数」を主として盈虚と損益を説いたもので、『書経』の「満つるを望めばかえつて損を招き、謙遜を心掛ければ益を受ける」ということ、つまり満ちた状態を減らして虚無の実践をする教えであると説明している。これは、儒教も道教もどちらも『書経』の言葉に基づいていることを言うのである。

次に、『約言』と『義府』の關係についてみると、同じく儒教經典である『書経』と『易経』について、『醒齋語録』巻一に「六経ノ中ニ於テ第一ノ古書ヲ挙ゲバ、書ト易ナリ。……二書、儒教ノ開基ト云フベシ。書経ノ大旨ハ敬天ニアリ。易ノ極意ハ窮理ニアリ。敬天ハ表ナリ。窮理ハ裏ナリ。此ノ二ノ者、儒教ノ兩門ト云フベシ」と述べられている。『書経』について探求した『約言』と、『易経』について探求した『義府』の關係も、その主旨はそれぞれ「敬天」と「窮理」であるといつてよく、それは儒教においては表と裏の關係であるということになるの

であるとしている。

以上をまとめて考えると、「三説」の説く、『約言』の「命」、『析玄』の「数」、『義府』の「理」は、いずれも、宇宙を主宰している人智を超えたものが関与する、人間の生き方・運命をつかさどる根本の原理といったもので、『書経』『易経』『老子』という經典により、淡窓はそれをそれぞれの中核の概念であると捉えて究明したものであると言えるのではないだろうか。淡窓の考えを具体的に言えば、すべて宇宙の主宰者たる「天」に基づくものであり、天の命令である「天命」、宇宙の本体の理法である「理」、人間の免れ得ない定めである「命数」について探究したものであり、最終的には、「天」を畏敬してその教えに従うべきとする「敬天」思想に集約されるものであるといえるであろう。

## 2. 「程朱学（宋学）」（窮理学）との関係

淡窓は「窮理学」とも呼ばれる「程朱学（宋学）」に対して、どのような考えや評価をもっていたのであろうか。陰陽の「理」の根拠である『易経』を解釈していく上で、「程朱学（宋学）」の程伊川の『伊川易伝』や朱熹（朱子）の『周易本義』という注釈書が最も多く利用されていた書であることから、淡窓も『義府』を書く上で当然多く参考にしたであろうと思われるためである。

まず、「窮理」ということについては、淡窓は「窮理の学」は有用であるとす  
るが、これは宋儒（程伊川・朱熹ら）のみの見解であって、初心者がまず優先し  
て学ぶべき学ではないとしている。『約言或問』第十三に「凡ソ天地間ニアルコ  
トハ、無用ノ事トテハナキモノナリ。・・・況ヤ窮理ノ学ハ天地間一切ノ事物ノ  
理ニ通ズルコトナレバ、必ズ国家ノ大用トナルベキモノナリ。唯、是ヲ以テ初学  
徳ニ入ルノ門トスルハ、宋儒一家ノ見ニシテ、古今ノ通義ニハ非ズ。・・・今ノ  
世ノ急務ニハ非ズト存ズルナリ」と述べている。また、「窮理の学」は真つ先に  
為すべき学問ではないが、今日においては廃してはならないという。『六橋記聞』  
巻十に「窮理の字、一に易に出づ。他には見る所無し。此を以て学問の先務と為  
すは、蓋し古に非ざるなり。然れども今世の学問は窮理より入らざるを得ず。古  
えの道を学ぶ者は、孔子に折衷するのみ。後世、仏説盛んに行はれ、近ごろ又加  
ふるに倭学・洋学を以てし、禹域を以て偏陋と為す者有り。孔子を黜けて中賢と

為す者有り。人は異義を懐き、家は新説を馳す。則ち我は誰に従ひ誰に適かんや。必ずや、我が本心不昧の明を以て事物当行の理を求め、其の至精至確なるを認め  
て以て帰宿の処と為す。既に理に於いて疑い無く、而る後に以て天下の務めに従  
事すべし。是れ窮理の説、今に廃すべからざる所以なり」と述べる。古えには窮  
理の学などはなくて、孔子の道が学ばれていたが、後世に仏教が盛んになり国学・  
蘭学なども興つてきて儒教は衰えたので、今日においては「窮理の学」より入ら  
ざるを得ず、事物の理を求めて精確なところを把握して天下の用務に従事すべ  
きであるため、「窮理の学」は必要なものだとするのである。また、宋学では、学  
問修養の初めとして「格物致知（物に格り知を致す）」を重視するが、淡窓はそ  
の解釈については賛同しないが「窮理」についてはその意味を認めている。『六  
橋記聞』巻十に「格物の字、始めて大学に見る。他に考うる所無し。先儒、窮理  
を以て之を解するは必ずしも当たらざるなり。然れども、今人の学、窮理より入  
らざるを得ず。則ち当たらずと雖も猶ほ当たるがごとし。予、謂へらく、物に格  
るは物に在るの理を窮むるなり。知を致すは物に処するの義を知るなり。医事を  
以て之を喩ふれば、病証を察し病源を審らかにするは、是れ格物なり。其の方劑  
を処するは、是れ致知なり。理を見ることが愈々明らかにして、義に処すること愈々  
精し。学問の要は此に外ならず」と述べている。「格物」の意味を、宋儒が「窮理」  
で解釈するのは当たってはいないが誤りではなく、今日の学問には「窮理」は必  
要で、淡窓は「格物」を「物に在る理を窮めること」で「致知」は「物に処する  
の義を知ること」と解し、これに努めることが学問の要諦であるとしているので  
ある。

しかし、淡窓は「敬天」を唱える立場から「天地の理を窮める」という宋学の  
主張はつよく斥けるのである。『約言或問』第三上に「敬天ハ聖道ノ第一義也。仮令、  
窮理ノ学ニ従事シタリトモ、堯舜ノ教ヲ奉ズル者ハ、如何ンゾ敬天ノ義ヲ廢スル  
コトヲ得ンヤ。・・・我が謂フ所ノ敬天ハ、窮理家ノ天ヲ敬スルト歸スル処ハ同  
ジトイヘドモ、其ノ始ハ異ナリ。窮理ノ学ハ、天ヲ知ルヲ以テ第一トス。先ズ天  
道ノ理ヲ推シキハメテ微細ニ通徹シ、而シテ後ニ其ノ行事ノ理ニ合スル処ヲ以テ  
敬天トスル也。今、我が説ハシカラズ。天地ノ理ヲ究ムルコトハ容易ノコトニア  
ラズ。若シ天理ニ通徹シテ而ル後天ヲ敬スルトナラバ、恐ラクハ終身天ヲ敬スル  
ノ地ニ至ルコト能ハズ。且ツ、「易」ノ謂フ所ノ窮理トハ、聖人ノ事ナリ。聖人

已二天下ノ理ヲ究メタマヒテ、天ノ最尊独貴タルコトヲ知りテ、敬天ヲ以テ天下古今ノ教トナシタマヘリ。衆人ハ唯ダ聖人ノ教ニ從テ天ヲ敬スレバ足レリ。何ゾ必シモ其ノ理ヲ究メンヤ。故ニ我ガ学ハ敬天ヲ先トシテ、窮理ノ一段ハ余力アラバ之ヲ為スモ可ナリ。為サザルモ亦タ可ナリ」と述べる。淡窓は、天地の理を窮めることは容易には出来ないことであつて、『易経』にある「窮理」とは聖人(堯・舜・周公・孔子ら)のみ為し得ること、すでに聖人は天下の理を窮めて敬天を以て教としていたので、我々はその教えに従つて天を敬すればよいとする、そこで「窮理」は余力があれば為すのも可であるというのである。要するに、淡窓は、事物に対する「窮理」は有用であるが、天道という人智を超えたものに対する「窮理」は我々にはほぼ不可能で、ただ聖人のみが為し得たことであり、「窮理」よりも「敬天」が当然に先であるので、宋学のいう「窮理」の後に「敬天」に至るということには賛同できないとするのである。

さらに、淡窓は宋学の言う「天は即ち理なり」という説を批判する。そもそも「天」を「窮理」すること自体が不遜であるとするのである。『約言或問』第十二に「宋儒ノ学ハ理ヲ以テ第一ノ尊キ者トス。故ニ其ノ尊ブ所ヲ以テ天ニ合シタル者ナリ。是レ亦タ敬天ノ意ナルベシ。然レドモ我見ル所ヲ以テイハバ、天ノ神明不思議ナルコト、理ノ一字ニ尽スベキニ非ズ。己ガ智ヲ以テ理ヲ究メテ、天ハ即チ理ナリト云フハ、畢竟私智ヲ以テ天ヲ測ル所ニシテ、不敬ニオツルコトヲ免カレザルベシ。…先儒ノ言ニ、天ハ理ノ出ヅル所ナリト称セバ可ナラント云ヘリ、実ニ然リ」と述べる。人智を超えた靈妙不可思議な「天」を窮めることは、人間の愚かな独善的な知恵を以て「天」を推し測ることであつて、人間の思い上がった不遜な考えであるとする。「天」は、「理」といった概念で論じられるようなものではなく、まして「理」と同じであるなどといえるものではなく、実に「理」が出てくる根源なのであるとするのである。

ここで、宋学との「天」を説く姿勢の違いについて比喻を以て説いている。『六橋記聞』巻十に「予の意は、天を敬して其の理を窮めざるに在り。宋儒の天を説くに、其の条理、整然たること、碁局の画路の如くなることを欲す。予の天を説くに、其の变幻不測なること、双陸の骰子の如くならんことを欲す。是れ同じからざる所以なり」として、宋学では碁盤の目(に碁石を置く)のような整然とした説明をめざすが、淡窓はすぐろくのサイコロのような予測不可能で変化に富んだ

ところを説くのであるとしている。

次に、宋学の言う「理氣三元論」について見てみると、宋学では「理氣三元論」を唱え、宇宙は理と氣からなり、氣は万物を構成する要素で現象のもととなるもの、理はそれを働かせ作用させる根本原理、つまり宇宙の根本原理ないし宇宙の本体という意味とするものである。万物は氣だけで構成されているのではなく、氣を氣たらしめている根拠である理がなければならぬ。氣は有形で存在するものであるが、理は無形のものであり存在を可能ならしめる根拠である。まず、「理」については、淡窓は、『夜雨寮筆記』巻三に、宋学の「理」の学説の当否は分からないとしながらも、「謂フ所ノ理ト言フモノ有ルガ如ク無キガ如シ。得テ知ルベカラズ。故ニ伊物ハ之ヲ無シト言ヒ、宋儒ハ之ヲ有リト言フ。我、其ノ有リニ從フト雖モ、顯然トシテ見ルベキモノ有リト言フニハ非ズ。故ニ之ヲ理ト云ハズシテ天神帝ノ三字ヲ以テ之ヲ形容ス。是レ予ガ宋説ト同中ノ異ナリ。義府、窮理ヲ主トスト雖モ、皆ナ条理ノ理ナリ、理氣ノ理ニ非ズ。天ニ至ツテハ、之ヲ不可知ニ歸ス。即チ敬天ノ義ナリ」と述べて、宋学でいう「理」というものは有るか無いのか分からない概念なので、伊物の説(仁齋学・徂徠学)では存在しないとするが、宋学ではこれを存在するとし、淡窓としてはそういった宇宙の根本原理の存在は有るとするが、それははっきりと見ることでできないものである。「理」といわずに「天・神・帝」という字で言い表すのであるという。これについては『義府』の第五則に論じている。つまり淡窓は、宋学の「理氣」論の「理」は認められないが、同じような概念である宇宙を主宰する存在である「天」を認めるのである。宋学でいう「理」という概念は、宋の程明道によって始めて唱えられた概念で、朱熹(朱子)によって体系立てられたものであり、また、それ以前の儒教にはほとんど現れないもので、むしろ道家の『莊子』に「天理」などとして見えて主に道家系の書に用いられた語であるとされるので、当然に、古代の儒教経典を重視する淡窓はその説を採用しないのである。そこで、『易経』にある「窮理」の「理」も、本来の意味の「条理」、つまり道理とか理法という意味の「理」であるというのである。なお、『約言或問』第十一中で、淡窓は「天理」の語を使わないわけを「天理ノ語、古書ニ多ク見エズ。故ニ我ハ古称ニ從テ天命ト称スル也」といい、「天命」と称するのは「天命ヲ奉ズト云フ時ハ、正ニ処シ変ニ処スルニ皆ナ滯ル処ナシ。天理ニヨルト云ハバ、正ニ処スベクシテ変ニ処シ

難キニ似タリ。是レ我が天命ヲ以テ言ヲ立ツル所以ナリ」と、「天理」と言えば理の当然のことをいうので、その前提条件が変わるなどした場合にその変化に対応できないが、「天命」は変化にも停滞せず対処するものであるからと言っている。

次に、宋学の言う「性」について見てみる。宋学では人間の中にある理を「性」とよぶが、人間は身体をもつ存在であるので理とともに気の要素も含むものであり、「性」を、人の本性となるべき「本然の性」と、気の要素をもつ「氣質の性」を分けて、「本然の性」は理そのもので純粹至善であるが、「氣質の性」は氣としての精粗清濁があつて「人欲」を生ずるものであるとする。つまり、聖人は完全に「本然の性」であるが、現実の人間は不完全で「氣質の性」をもっているので、気の清濁と厚薄によつて賢愚や善悪の性質の人間に分かれることとなると言う。淡窓は「氣質の性」については肯定しているが、「本然の性」については宋学の理論上の概念に過ぎないと考えていると思われる。『夜雨寮筆記』巻一に「性ニ本然氣質ヲ分カツコト……是レ教ヲ立ツル人ノ趣向ナリ。是非ノ沙汰ニ及バズ。宋儒、此ノ説ヲ始ムルモノ「人皆ナ以テ聖人ト為ルベシ」ノ義ヲ成就センガ為ナリ……君子ノ氣質ハ清ニシテ剛ナリ、能ク其ノ情欲ヲ制シテ中ニカナハシム。小人ノ氣質ハ柔ニシテ濁レリ、故ニ情欲ヲ制スルコト能ハズシテ節度ヲ失フニ至ル。若シ、本然ヲ以テ主トナシ、氣質是ガ命ヲ受クルトキハ、氣質ノ濁レルモノ、漸々変ジテ清ニ趣ク。是レ聖人トナルノ義ナリ」と宋学の説明を行っている。また、『夜雨寮筆記』巻三に、淡窓が『易』を題材に詠んだ自分の漢詩の内容について解説したなかに、「易」を作つた聖人の志を「聖人ノ道ハ人ヲ知ルヨリ先ナルハナシ……人ヲ用フルニモ其ノ性ノ不同ヲ知リテ之ヲ器用シ、人ヲ教フルニモ其ノ性ノ不同ヲ知リテ之ヲ進退ス。（『易経』は）皆ナ是レ氣質ノ性ニシテ本然ノ性ニアラズ。然ラバ、学者ノ力ヲ用フル処、氣質ニ付テ工夫ヲ施スベキ事ナリ」と述べて、「是レ『義府』ノ性ヲ論スル、専ラ氣質ヲ主トスル所以ナリ」としている。淡窓は、『易経』でいう「性」は「氣質の性」のことで、「本然の性」などという概念は後世の宋代の儒者が説いた考えであるにすぎない、『義府』で論じた「性」も「氣質の性」のことであるとするのである。

なお淡窓は、宋学の優れた点を語つて、儒教思想上で果たした役割については大いに評価している。『夜雨寮筆記』巻二に「程朱ハ眼前ノ人心物理ニ徴ヲトリ、伊物ハ古ニ徴ヲ取ル。古ニ徴ヲ取ル者ハ古ニ切ナリ。眼前ニ徴ヲ取ル者ハ今ニ切

ナリ。我が説ヲ聞ク者ハ皆ナ今人ナリ。古人ニアラズ。是レ其ノ行ハレ行ハレザルノ別アル所以ナリ」「伊物ノ説、素ヨリ其ノ理アリ。然レドモ、程朱ニ抗スルコトハ迪モ叶ハヌコトナリ。イカントナレバ、其ノ能ク人心ノ同ジク然スル所ヲ得タル故ナリ……徴古ノ説、密ナリトイヘドモ、僅ノ經生文人ヲ服スルノミナリ。イカンゾ天下同ジク是トスルノ心ニ勝ツコトヲ得ンヤ」といい、程朱学（宋学）は、伊物の説（仁齋学・徂徠学）に格段に優れているとするが、それは程朱学が現在の眼前の人間の心や物の道理の問題に根拠を取り人々の心の当然と認めることを説くので、古えに証拠を求める徂徠学などに勝るのであると説明している。また続いて「東漢以後、佛法西域ヨリ来リ、其ノ行ハルルコト曰ニ盛ニシテ、周公孔子ノ教ヘ日ニ徴ナリ。若シ程朱氏道学ヲ興スコトナクンバ、漢土大抵変ジテ佛トナルベキナリ……程朱ナカリセバ我輩モ雜髮染衣ノ身トコソナリテ有ルベキナリ……コレ、一子ノ永ク学宮ニ祭ラルル所以ナルベシ」といい、程子・朱子が道学（宋学）を興さなかつたならば中国はおろか我が国も佛教の社会となつて、自分も僧侶の姿になつていただろうとして、朱子らが学校で祭られている理由もあるのだと、宋学の果たした役割を高く評価している。

また、『約言或問』第十二で、淡窓は宋学の「天ハ即チ理ナリ」の説は、「理」という私智を以て「天」を推し測るもので不敬を免れないと批判するが、逆に功もあつたと評価して「漢儒以来、天ヲ論ズル者……其ノ天道ヲ論ズルコト甚ダ狭ク、且ツ王侯二用フベクシテ衆人ニ切ナラズ。宋儒、天ヲ以テ理トスルニ及ンデ、而後一手ヲ挙ゲ一足ヲ動カスニモ少シク理ニ戻ルコトアレバ、乃チ天ニモトル也ト云ヘリ。是ニ於テ敬天ノ義広ク万事ニ及セリ……是レ宋儒ノ功ナリ」と、儒学では漢代以降、災異説や五行説などで「天」の存在が薄くなつていたので、宋代になつて理氣説で「理」と「天」は同じとされて敬畏の対象として復活したことを宋学の功績とするのである。

#### (4) 中国思想における『易経』について

##### 1. 『易経』の性格

『易経』は、『書経』『詩経』『礼記』『春秋』とともに、儒教の経典「五経」の

一つであり、古代の聖人の説いた古今を通じて変わらない道理の書物である経書の筆頭として重要な經典とされている。『易経』の内容は、占いの部分の「経」と、それを解説した十篇の「十翼」と呼ばれる「伝」の部分からなっている。『易』はもともと単なる占いの書にすぎなかったが、思想的に深い理論をもつ儒教の経書として重視されるようになったのは「伝」つまり「十翼」が加わったためである。そのため、『易経』は「占筮」と「義理（思想・原理）」の二つの性格をもつ書であると言われる。『易経』は、経書のなかでも最も哲学的な書であり、以後の中国哲学は『易経』の解釈をめぐって展開されたこととされ、とくに、宋代に興った新しい儒学、宋学（程朱学）がその理論の多くを『易経』に基づけているとされているのである。

「易」という名称の表わすものに、三つの意味を含んでいられる。「易簡」「変易」「不易」の三つである。「易簡」とは、最も簡単な陰陽の図形の象徴と数によって天地の事物や道を簡単明瞭に説明するものであることを言う。「変易」とは、この宇宙の森羅万象も人事百般も変化しないものは無く、一切の現象は無限に変化しており、その宇宙の諸現象と人間界の動きとの関係を解釈するものであることを言う。「不易」とは、この無限の変化の現象の中にも、規則正しい日月星の運行や四季の巡りなど変化しない法則性があり、これは一定不変のものであつてこれによって未来の先までの予測が可能になるということを言う。この三つはお互いに矛盾したものにみえるが、複雑な変化の中に不変の簡易な法則が存することをいうものであり、矛盾の中に統一があり、複雑の中に調和が存することを示し、「易」にはこの宇宙と人事の一切のものが余すところなく表現されていることをいうものである。

## 2. 『易経』という書

『易経』は、『周易』とも呼ばれ、元来は吉凶をうらなう占いの書である。古代中国では国の大事を決めるのに多くは占いによっており、殷代では亀の甲を灼いてそのひび割れで吉凶を占っていた。周代になると亀卜よりも占筮の方が多く行われるようになり、『連山』『歸蔵』『周易』の三つの占筮があったが、前者は早く亡び、『周易』が現在まで伝わっている。今日見る『易経』は、占いの

六十四種の「卦」という図形についての説明の本文の「経」上・下の部分と、それを解説した「伝」の部分からなっている。「伝」は「象伝」上・下、「象伝」上・下、「繫辞伝」上・下、「説卦伝」、「文言伝」、「序卦伝」、「雜卦伝」の七種十篇があり、「十翼」と呼ばれている。翼とは助け支えるものという意味で、「経」を助け支える十篇の解説の文章ということである。『易経』が儒家の経書として重要な意味をもつのは、「伝」の部分に思想的に深い理論が述べられているからである。つまり、元来占いの書であつたものに解説をして、哲学的な意味づけを加えたのが「伝」である。『易経』は、「占筮」と「義理（道理・原理）」の二つの性格をもつ書であると言われる。

『易』は、陰陽二元論を基盤とし、陰は--、陽は一であらわし、これを爻と呼び、これを三個ずつ組み合わせると八種の図形が得られ、これを卦と呼び、八種で八卦といい、乾☰、兌☱、離☲、震☳、巽☴、坎☵、艮☶、坤☷、と名付けられる。これは、それぞれ天、沢、火、雷、風、水、山、地、の八種の自然物を象徴するとされる。この八卦をさらに二個ずつ組み合わせると、すべてで六十四種の図形、つまり六十四卦が得られる。この六十四卦によって、宇宙人生のあらゆる事象を象徴的にあらわし、人間のさまざまな行動の規準を占って知ろうとするものである。「経」は、この六十四卦について一卦ごとの全体の意味を説明する卦辞（象辞）、および卦を構成する六爻について一つずつその意味を説明する爻辞とからなっている。

「伝」の十翼では、「象伝」は卦辞（象辞）を総合的に解説したものの、「象伝」は形象についてのものので一つの卦を全体的に解説したものを「大象」、六つの爻辞の一つ一つを解説したものを「小象」という。現行の『易経』では、「象伝」及び「象伝」の「大象」は「経」の各卦の卦辞のあとに載せられ、「象伝」の「小象」は各卦の六つの爻辞のあとに載せられている。「文言伝」は、とくに重要な卦である乾・坤の二卦について詳細に解説したもので、現行の『易経』では、乾・坤の二卦のあとにそれぞれ載せられている。

「繫辞伝」は、易全体に対する総合的な解説で、易の哲学と占いの理論が述べられたものである。中国の思想上でも最も重要な内容が含まれているものとされている。「説卦伝」は、その前半は易全体の概論、後半は八卦の象徴する事物事象について解説したものである。「序卦伝」は、六十四卦の配列の順序を説明し

たもの、「雑卦伝」は、六十四卦の各特徴について解説したものである。現行の『易経』では、「繫辞伝」上・下、「説卦伝」、「序卦伝」、「雑卦伝」は、まとめて「経」上・下のあとに載せられている。

『易経』の作者については、儒教の伝統的な言い伝えによれば、「八卦」は古代の伝説的な帝王の伏羲であるとされ、「六十四卦」および「卦辞」は周の文王、「爻辞」は文王の子の周公とされている。これは、「経」の権威を高めるための伝説にすぎないとされているが、これらの発生はかなり古いもので、「経」は相当に古くから存在していたことは否定できないものである。

「伝」の「十翼」の作者は、伝統的に孔子であるとされている。しかし、これまでの考証的研究によると種々の反証が挙げられて、到底、孔子の作とは考えられず、戦国時代から漢代の初めにかけて、孔子の門流によって作成されて順次付加されていったものであろうとされている。

『易経』が「十翼」を備えて完成をみたのは漢の初めの頃とされており、儒教の経典「五経」の一つとされたのも漢代に入ってからのこととされている。「繫辞伝」以下の成立によって深遠な儒教道徳の思想性を備えたものになり、経典として重要視されるようになったのは、その内容が儒教の国教化として漢帝国の中央集権的な秩序体制の確立に適合するものであったためであらうとされている。

### 3. 『易経』の思想

『易』は、聖人によって天地自然を模範として作られたとされている。繫辞上伝に「天、神物を生じて、聖人これに則り、天地変化して、聖人これに効い、天象を垂れ吉凶を見して、聖人これに象る」とあり、天が神秘的な著（占いに用いるめどき）を生じると聖人がそれに則って易の占いはじめ、天地が陰陽の気の変化によって万物を生成させるのを聖人はそれに倣って易の陰陽の原理を立て、天がさまざまな現象によって吉凶を示すと聖人がそれに象って易に吉凶の判断を設けたという。また繫辞上伝に「易は天地と準う。故に能く天地の道を弥綸す」とあり、易は天地自然になぞらえて作られた、だからこそ天地自然の道を洩らすことなく包み込んでいるのであるという。そこで、陰と陽は天と地とのシンボルとして示されている。

『易経』の思想は、陰陽二元論に立脚する。この陰陽二元気の変化運動によって八卦（☰乾・☲兌・☱離・☴震・☴巽・☵坎・☶艮・☷坤）の基本の自然現象（天・沢・火・雷・風・水・山・地）が生成し、二気の相互作用によって万物の変化発展がある。その現象から人事全般のあらゆる変化が表現されるとするものである。さらに、陰陽二元の根源として、陰陽未分の二元気である「太極」によって統合されるとする。繫辞上伝に「易に太極あり、これ両儀を生ず。両儀は四象を生じ、四象は八卦を生ず」とあり、太極から両儀（陰陽）を生じ、両儀はさらに四象（老陽・少陽・少陰・老陰―陰陽の二爻の組み合わせ）を生じ、四象は八卦（乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤―陰陽の三爻の組み合わせ）を生ずるとしている。

そして、この八卦を二つ重ねて組み合わせた六十四卦（陰陽の六爻の組み合わせ）によって、すべての万物の現象を象徴するとする。三爻より成るのは、天・地・人の三才の道を含み備えているので、あらゆる万象の変化を網羅していることとなるのである。そのため、「易」がすべての現象の変化をその中に網羅していることによる物の変化を予測すること、つまり占いをすることが可能であることとなるのである。

陰・陽の属性については、陽は動的であり剛健的なもの、陰は静的で柔順的なものであるとされる。そして、その時処位にに応じて、自然界ならびに人間界の一切の事物はすべて陰・陽の二つに配される。陰・陽は、互いに相対立し相依存するものであり、主なものといえば、天、日、昼、男、父、仁、上、前、明、貴、福などは陽に、地、月、夜、女、母、義、下、後、暗、賤、禍などは陰に配される。しかし、陰・陽はいつまでもそのまま固定するものではなく、動が極まるとなり、静が極まると動となり、剛が柔となり、柔が剛となって相互に変化する。動中に静があり静中に動があり、剛中に柔が潜み柔中に剛が潜んでいるとされるのである。それを繫辞上伝では「一陰一陽、これを道と謂う」として、天地間に或は陰となり或は陽となって変化してやまない作用があり、その原理を道と言いついてはいる。そして、陰・陽に配することですべての道を尽くしていることを、説卦伝に「昔者、聖人の易を作るや、將に以て性命の理に順わんとす。是を以て天の道を立てて陰と陽と曰い、地の道を立てて柔と剛と曰い、人の道を立てて仁と義と曰う。三才を兼ねてこれを両にす」と、陰・陽で三才（天の道、地の道、人の道）を尽くしていることをいうのである。

陰・陽は剛・柔の変化の作用をなすが、陽の剛健を尊び、陰の柔順はそれに従うものとされる。繫辞上伝に「天は尊く地は卑くして乾坤定まる。卑高以て陳なりて貴賤位す。動靜常ありて剛柔断る」とあって、陽である天・乾・剛などは尊く、陰である地・坤・柔などは卑しいという区別が定まっていることが記されている。陰・陽は相対するものであるが、対立あるいは闘争するものではなく、互いに陰となり陽となつて変化して已まず、調和によつて生成発展するのである。これについては、乾の象伝に「大いなるかな乾元、万物を資りて始む、乃ち天を統ぶ。：乾道變化して、各おの性命を正しくし、大和を保合するは乃ち利貞なり」とあり、また、坤の象伝に「至れるかな坤元、万物資りて生ず。乃ち順いて天を承く」とあり、乾という陽の気は、万物を生じるとなり天の働きを統率するのであり、坤という陰の気は、その天に順応してその働きを承けて万物の形を生じるのであり、その陰・陽が常に變化して、万物は与えられた生命の本質を正しく実現し、自然の大いなる調和が保持されるとするのである。繫辞上伝にも「乾は大始を知どり、坤は成物を作す」と同様のことを述べている。

「易」は生成變化の道を示すものである。繫辞上伝に「生生これを易と謂う」とあり、万物が生生して已まないことをさして「易」というのであり、繫辞下伝に「天地の大徳を生と曰う」とあり、万物の生生の働きが天地の偉大な徳であるとしている。そして、繫辞上伝に「陰陽測られざる之を神と謂う」とあるように、この陰陽の働きの人智では測り知ることのできない深遠さを「神」すなわち靈妙さとよぶといい、易が究極においては神秘性を持っていることをいつている。

「易」は天地の道を表すのであるが、それに則つて人道の規範も与えることになる。つまり、天地自然の整然とした秩序・法則に則つて、人間も正しく生きてゆくべきであるとするのである。繫辞上伝に「易は天地と準う。故に能く天地の道を弥綸す。仰いで以て天文を觀、俯して以て地理を察す、この故に幽明の故を知る。始めを原ね終りに反る、故に死生の説を知る。精気は物を為し、遊魂は變を為す、この故に鬼神の情状を知る」とあり、易は天地になぞらえて作られたので、天地の道・自然の理法を洩らすことなく包み込んでいて、そこで、易によつて聖人は、上を仰いで天文を觀察し下に向けては地理を觀察し、目に見えぬ世界も見える世界も知ることができるのであり、さらに生死の問題も知ることができ、吉凶をもたらす鬼神つまり超越的存在の実相も知ることができるのである。そこ

で人は、この聖人の教えに従い、その示す天地の道に則つて正しい道を行うのであるという。繫辞上伝に「易は其れ至れるかな。夫れ易は聖人の徳を崇くし業を広むる所以なり。知は崇く礼は卑し。崇きは天に効い卑きは地に法る。天地位を設けて、易其の中に行なわる。性を成し存すべきを存するは道義の門なり」とあり、易によつて聖人が徳を成し功業を広めるのであり、天の高きに倣い地の卑きに法つた知礼の道によつて人がその本性を成就し、しっかりと保持することは道義すなわち正しい道に入るための門であるとしている。また、繫辞上伝に「一陰一陽これを道と謂う。之を継ぐものは善なり、之を成すものは性なり」とあり、陰陽の變化のはたらきが道であり、これを継承し修養する行為が善であり、その善を成就させる根柢が人間に具わる本性であるといい、つまり人は修養に努めその善性を成し遂げるべきものであることをいうのである。その「易」の天地の道に則つた道德的修養の究極は、繫辞上伝の「天を樂しみ命を知る、故に憂えず」ということ、また説卦伝の「理を窮め性を尽くして以て命に至る」ということで、天道を樂しみ天命を知る境地に至ることであるとされる。『易経』のことばは、人生の教訓・処世訓としての深い意味を考えさせるものでもある。

#### 4. 『易経』の解釈・注釈の變遷

『易経』は本来は占いの書であり、そのためには六十四卦の卦辞と爻辞の意味を読みとつて吉凶を占い、適切な行動に活かすこととなる。六十四卦のそれぞれ卦名は自然や人事になぞらえて命名され、卦辞は卦全体の形象を捉えて表して吉凶・利不利などの占断を述べているとされ、爻辞はその變化を説明するものとされているが、卦辞と爻辞はすこぶる比喩的・抽象的表現であり難解なため、さまざまな解釈がなされることとなつている。また、象伝・象伝・繫辞伝・説卦伝などの「十翼」は「経」を説明・解説するものであるが、思索的な解釈に難しいところがあるためいろいろな立場からの注釈が行われた。

漢代は、象のシンボルの説明や数理による推論が主体の、煩雑な象数による解釈が行われたので「象数易」とよばれる。例えば、十二の卦の形を曆の十二月に配し天象と人事との感応關係を説明する十二消息卦などがあつた。また、儒教国教化をすすめた儒学者の董仲舒の説いた、天象と人事の間に因果關係を認める天

人相関思想、つまり天変地異などの自然の異変はすべて人間世界のできごとに対応して起こるといふ思想は、聖人が天を模範として人の道を立てたといふ易の立場からもきており、占いが神秘的な予知の解釈として政治的にも利用された。

六朝時代には、魏の王弼が漢代以来の易学を一変させ、義理（思想）を主とした解釈を行い「義理易」ともよばれている。卦の象の意味する根本の真理、現象の奥にある真理を探ろうとする哲学的な立場での解釈で、彼は老荘思想で解釈した『周易注』を著わしている。この現象世界を支えているのは究極的な「無」であり、現象にとらわれず自由にその真のすがたをはつきりさせるには根本の「無」の立場に立ち返る必要があると主張している。

宋代には、宋学の程伊川・朱熹（朱子）らが理気論で解釈した。程伊川は『易伝』を著わし、万物の生成は陰陽の「気」によるが、その現象の背後にあつてそれを意味づけ根拠づけるものとして「理」の存在があることを強調し、易は象によって「理」を明らかにしたもので、六十四卦はさまざまな事象の変化のすがたであつて、それを追求しその根源である「理」を把握しようとするものであつた。そして、人間は「理」に依拠する道徳実践の主体であるとして、卦辞・爻辞について主にその道徳的意義を説明している。宋学の大成者である朱熹（朱子）は、程伊川とほとんど同じ解釈ではあるが、義理（思想）だけではなく、象数や占筮も採り上げてその総合を図り『周易本義』を著わしている。朱熹（朱子）の注釈は、元・明・清代を通じて科挙の教科書として用いられ、以後広く普及して読まれることとなり大きな影響を与えた。

清代になると考証学が盛んになり、易の解釈の学問も、より古代のものに近い漢代の注釈に依拠してなされている。その中で王夫之（王船山）は、漢易の象数も義理の思索も一致すべきだとする「気」の二元論による独特の解釈をしている。

## （5）『義府』の説く内容について（まとめ）

淡窓の『義府』は、『易経』の陰陽の「理」を説いたものであるが、それは宋学（程朱学）の「理気論」で言う、万物の根拠という意味の「理」の内容を述べたものではなく、「条理」つまり道理ないしは理法といった意味の「理」を説いたものである。これは「繫辭伝」などに出ている「天下の理を得る」「理を窮め性を尽

くす」などの「理」の語の本来使われた意味であつて、そのため『義府』は『易経』本来の思想の分析をめざそうとしたものであつたといつてよいであろう。つまり、後世の宋学（程朱学）などの解釈以前の姿を探求しようとしたものと思われる。『易経』は、元来占いの書であつて、その占いは筮竹を用いて得られた奇数・偶数により六爻の一つ一つを陽・陰に配して（六爻よりなる）卦を確定して吉凶を占うものであるが、それで分かるようにすべての自然現象も人事も「陰」と「陽」の要素で成立し変化するというのが根底にある考え方である。淡窓の『義府』は、要するに『易経』は陰・陽の原理を説いたものと理解し、相反する二原理である「陰」「陽」の存在のあり方、相互作用、変化運動などを説明しようとしたものであり、それに対する正しい対応のあり方である「義」の行為について説明しようとしたのである。ただ、その「理」については「理は天より出で、義は我に由りて立つ」といい、「理」そのものについては人智を超える深遠なもので明らかにすることは難しいとして深くは論じていないようであつて、むしろ人間の行為のあり方に関心が向いていて、全般的にはいわば実践倫理の論として論じているように思われる。

淡窓は、天地万物の理はすべて陰陽で尽くされているので、後世に五行（木・火・土・金・水）で補った「陰陽五行説」などの複雑な解釈は取らず、簡単な「陰陽説」でよいとし、また基本の八卦（乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤）に配している自然現象を集約したと思われる「火・気・水・土」説を唱えるが、これも後世の余分な解釈を廃して、『易経』のみによる簡素な解釈をめざしたものである。事物の理を窮める「窮理」の要点として、淡窓は「万物には皆な陰と陽があること」「（価値的に）陽は尊く陰は卑しいということ」「陽は尊いといっても陽だけで孤立すべきではなく陰は卑しいといつても廃すべきでないこと」の三つを説くが、これは物事には二つの相い対立するものがあるが、両者ともに存在すべきもので、それは対立しながらもお互いに引き合う関係・依存する関係にあるという、中国の伝統的な「对待」という両面思考的な考え方を、『易経』が原理的に根底にもっていることをよく捉えているものといえよう。これは陽と陰を、男と女、磁石のSとN、電気の＋と－に例えてみればよく理解できるものであろう。

また、淡窓は宋学（程朱学）のいう「窮理（理を窮める）」については、その態度は今日に有用なものと評価しているが、宋学の説く「理気」二元説について

は採らない。万物を構成する素材である「気」という概念は中国古代からあるものであるが、その存在を根拠づける「理」という概念は後世の宋学の二程子・朱熹（朱子）らが持ち込んだもので、本来は気一元論が中国人の世界観であったことを、淡窓はよく理解していたものであろう。そのため人間の本性を論じるにも、理としての性とされる「本然の性」は採らず、気の要素をもつ「氣質の性」だけとするのである。淡窓は、中国の経書の根底にある伝統的な思考などをよく把握していたものと思われる。

要するに、淡窓は『義府』で、経書としての『易経』の説く本来の内容を探求しようとしたのであり、最終的に、すべての根底には「理」の根拠である「天」の存在があることを前提とするもので、淡窓の唱える「敬天思想」に統合集約されるものであるとしてよいであろう。

#### 参考文献

- 日田郡教育会編『増補 淡窓全集』 思文閣  
後藤三郎・柳町達也編『細井平洲・廣瀬淡窓集』 玉川大学出版部  
工藤豊彦『日本の思想家 広瀬淡窓・広瀬旭荘』 明德出版社  
井上義巳『人物叢書 広瀬淡窓』 吉川弘文館  
溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』 東京大学出版会  
赤塚忠・金谷治・福永光司・山井湧『中国文化叢書 思想概論』 大修館書店  
森三樹三郎『中国思想史 上・中・下』 第三文明社 レグルス文庫  
阿部吉雄編著『中国の哲学』 明德出版社  
金谷治『中国古代の自然観と人間観 金谷治中国思想論集 上巻』 平河出版社  
金谷治『中国思想を考える―未来を開く伝統』 中公新書  
宇野精一『儒教思想』 講談社学術文庫  
土田健次郎『儒教入門』 東京大学出版会  
今井宇三郎・堀池信夫・間嶋潤一『新釈漢文大系 易経 上・中・下』 明治書院  
高田真治・後藤基巳訳『易経 上・下』 岩波文庫  
本田濟『中国古典選 易』 朝日新聞社  
三浦國雄『鑑賞中国の古典 易経』 角川書店

- 赤塚忠訳『中国古典文学大系 書経・易経（抄）』 平凡社  
吉川幸次郎・福永光司編『世界文学全集3 五経・論語集』 筑摩書房  
金谷治『易の話』 講談社現代新書  
加地伸行編『易の世界』 中公文庫  
湯浅幸孫『中国文明選 近思録 上・下』 朝日新聞社  
荒木見悟責任編集『世界の名著 朱子・王陽明』 中央公論社  
三浦國雄『人類の知的遺産 朱子』 講談社  
土田健次郎『江戸の朱子学』 筑摩選書

## 早稲田大学図書館蔵・平野五岳『五岳詩集』(市島春城旧蔵)について

川邊 雄大

## はじめに

筆者は、これまで明治初期の東本願寺(真宗大谷派)による中国布教や、東本願寺上海別院における日本人僧侶と清末文人との間で行われた漢詩文などを介した交流について研究を進めて来た。

その過程で、幕末明治期に本山や海外布教(琉球・清国・朝鮮)などで活動した多くの真宗僧が、咸宜園の出身者であったこと点に着目して、松本白華<sup>1</sup>・小栗憲一<sup>2</sup>・小栗栖香頂<sup>3</sup>・田原法水<sup>4</sup>ら咸宜園出身の真宗僧について研究を進めてきた。

拙稿『東瀛詩選』編纂に関する一考察―明治漢詩壇と日中関係との関わりを中心に―<sup>5</sup>では主に、五三七人のべ五三二九首の日本漢詩を収録した愈樾編『東瀛詩選』(四十巻補遺四巻、明治十六年(一八八三)刊)の編纂について検討した。具体的には、当時東本願寺は愈樾の人脈を通じて中国布教を円滑に進める意図があり、その一環として編纂が進められた点や、同詩集の編纂にあたっては北方心泉<sup>7</sup>や松本白華ら真宗僧が、漢詩の採録に関わった可能性について指摘した。

愈樾は『東瀛詩選』の中で、咸宜園出身者である中島子玉・長三洲・平野五岳の漢詩採録について、当時彼らのまとまった詩集は刊行されておらず、北方心泉が提供した稿本を使用したと述べている。しかし、平野五岳の漢詩の採録について、『東瀛詩選』が編纂された明治十五・六年当時は、五岳の漢詩集である『五岳詩鈔』<sup>10</sup>一卷(明治二十一年、以下『詩鈔』)・『続五岳詩鈔』<sup>11</sup>一卷(以下、『詩鈔』)・『古竹老衲詩集』(以下『詩集』)はいずれも刊行されておらず、筆者は拙稿で、白華が所蔵していた「古竹邨舎詩鈔」(白山市立松任図書館白華文庫蔵)が使用された可能性が高い点を指摘した<sup>12</sup>。

## 平野五岳について

平野五岳は、文化六年(一八〇九)に豊後日田の正念寺に生まれた。名は岳・聞慧、字は五岳、別号に古竹園・方外仙史、竹邨方外史、古竹園主、古竹老衲などがある。のち、日田の専念寺に養子に入り、十一歳で咸宜園に入塾し廣瀬淡窓に学んだ<sup>13</sup>。幕末期には、千原夕田・村上佛山ら文人との交流を持ち、維新後は日田県知事として赴任した松方正義の知遇を得、当時東本願寺の後桶となっていた大久保利通を介して、明治天皇へ書画が献上された。西南戦争直前に、西郷隆盛と密会しており、西郷の肖像を描いている。本資料にも、西郷をうたった詩(No. 108 「観西郷隆盛之墳墓図有此作」)を収録する。明治二十六年(一八九三)、八十五歳で歿した。諡は玄通院。五岳の事績について述べたものに、小栗憲一『豊絵詩史』<sup>14</sup>などがある。

五岳は詩画をよくした。これまでに画集については、井原雲涯編『五岳上人神品』第一・二冊<sup>15</sup>、五岳会編『五岳上人遺墨展』<sup>16</sup>、緒方無元編『五岳上人遺墨撰集』<sup>17</sup>、平野五岳展図録 没後100年<sup>18</sup>、五岳顕彰会編『専念寺所蔵五岳上人遺墨遺品集』<sup>19</sup>が刊行されている。詩集については、『五岳詩鈔』<sup>10</sup>一卷(明治二十一年、以下『詩鈔』)・『続五岳詩鈔』<sup>11</sup>一卷(以下、『続詩鈔』)・『古竹老衲詩集』(以下『詩集』)<sup>20</sup>のほか、南條文雄著『南條先生遺芳』<sup>21</sup>、五岳会編『五岳上人詩集五岳上人遺墨集解説』<sup>22</sup>、河内昭圓著『平野五岳詩選訳注』<sup>23</sup>が刊行されている。また、写本として前述の「古竹邨舎詩鈔」と本資料『五岳詩集』がある。

## 解題

『五岳詩集』(以下、本資料)は、早稲田大学図書館に所蔵する市島春城の旧蔵資料の一つで、平野五岳の漢詩を鈔録したものである。

本資料は、版心に「愛海書屋」と印刷された十行の用箋に、のべ一五六首の五岳の漢詩が鈔写されている。

本資料がいかなる人物によって筆写されたかは不明だが、刊行された五岳の漢詩集である『五岳詩鈔』・『続五岳詩鈔』に収録する漢詩を全て採録しているだけでなく、前者については排列の順序もほぼ同じとなっている。また、同じく刊行された五岳の漢詩集である『古竹老衲詩集』に収録する漢詩も多く、同書から抜粋した印象を受けることから、多くはこれら刊行された漢詩集によったものと思

われる。

しかし、本資料と刊行された漢詩集（三種）は内容に異同が見られるほか、題名も必ずしも一致しないものがある。また、本資料には刊行された詩集にない漢詩も収録することから、本資料の作成にあたっては、その他の五岳の写本や詩稿なども参照した可能性がある。

五岳の漢詩を鈔写したものは、現在のところ筆者が確認し得た限りでは、前述の「古竹郵舎詩鈔」と本資料のみであり、五岳の漢詩の受容を知ることができる貴重な資料であると考えている。よって、本資料の重要性に鑑み、このたび翻刻を行うこととした。

## 凡例

- 一、漢字表記については、原則として現在通行の印刷字体を用いた。
- 一、本文中の句読点は、原文に従った。
- 一、判読不能の箇所は、□で表記した。
- 一、括弧「」は朱筆による加筆を、括弧（）は墨筆による加筆をあらわす。
- 一、題目には便宜上括弧「」を附し、各漢詩の冒頭には通し番号を算用数字で附した。

一、「古竹郵舎詩鈔」に採録するものには○印を、『詩鈔』に採録するものには○印を、『続詩鈔』一卷に採録するものには△印を、『詩集』に採録するものには◇印を、それぞれ附した。

一、丁数等については、（一表）のように、（）内に漢数字と表・裏を用いて丁数と表裏を標記した。

## 翻刻

〈帙題簽〉 五岳詩集 写本

〈封面題簽〉 五岳詩集 完

18 3270

「昭和十五年三月一日／市島謙吉氏／寄贈」印

「早稲田／大学／図書」印

## 五岳詩集

「天長節 一山中口占<sup>26</sup>」

1 ○○○ 乱山堆裡掩柴門、繞屋松泉聞不喧、誰使老僧高臥穩、白雲一片亦天恩

「庚子正月十八日夜、盜入予家、会予未寐、遂不得志而去<sup>27</sup>」

2 ○○○ ◇東家啼兒声漸収、西家織婦梭初休、窓燈影凍霜氣重、斜月一痕帶茅樓、有人偃僕循墻入、遲々暫歩又暫立、定是鄰友訪問

（一表）

来、門扉微鳴任彼開、外堂入室猶未已、遂成梁上之君子、盜亦有道渠何踈、未入合知有与無、搜而無物梁笑貧、勞而無功我笑愚、夜意蕭然盜去後、我亦欲偷鄰舍酒

「困碁」

3 爛柯席（開）水石囊、半日聊入碁仙班、忘機未忘機外機、一場鬪争見蝸

蛭、白蛇中断中原變、左股墨子先入関、重瞳何事雖不逝、烏江途窮欲渡艱、得隴望蜀太多慾、虞芮争田不暫閑、一時皆知胡眼大、末路為育安祿山、成敗興亡千古迹、想像寄在一局間、須臾敵去殺氣尽、溪堂月白水潺湲

（一裏）

4 ○○○ ◇横截大湖一鞭風、雲濤滂渤馬如竜、万兵瞪若空在後、空明唯望飛電蹤、君不見本能寺裡鼠食馬、凶兆早見惡夢中、天王山下争天運、猴面豎子終

成功、桀狗吠堯豈得已、逆中守順亦是忠、不忍崑玉付一火、輪之歎當何雍容、嗚呼君心澗於琵琶澗、清風留在唐崎松

「○」 「看紅葉<sup>28</sup>」 一秋函閑話

5 ○○○ ◇伶俜老境心、有如秋暮蝶、古徑尋殘芳、徘徊移步履、塵海風波驕、畏途悔昨陟、禪榻茶烟颺、閑侶都（※欄外註 都一作喜）今接、魚躍与水忘、人静与山愜、西牕夕陽好、支頤看紅葉

「墜葉」

（一表）

6 ○○○ ◇寒爐好拾墜紅燒、不用採薪追老樵、古井已埋微有口、低牆稍没欲無腰、秋皆在地空狼籍、月独守枝何寂寥、倦枕醒來清曉夢、時聽隣響響蕭々

「雪」

7 ○ ◇四望濛々白勢驕、瓊葩頰向曉風飄、松猶未屈誇強項、竹独何緣甘折腰、貧裡照書非耐久、愁辺粘鬢或難消、晴簾撥起詩思動、不必乘驢過灞橋  
〔丙申歲暮感懷<sup>3.0</sup>〕

8 ○ ◇蝗後村閭物色荒、欲春唯有野梅香、免租敢望漢文帝、移粟未逢梁惠王、鳥並簷端啄殘雪、魚浮水面恣斜陽、詩人元自少溫飽、不妨酸吟搜餓腸  
〔二裏〕

9 ○ ◇奇勳庄倒大頭公、深惜先鞭不善終、想像將軍當日恨、芭蕉暮暎立秋風  
〔義仲寺〕  
〔詠史<sup>3.1</sup>〕

10 ○ ◇一領袈裟豈偶然、早知皇祚遂難全、宮中忽失片辺月、落在江湖四十年  
〔探梅<sup>3.2</sup>〕

11 ○ ◇花之於美人、形容差可擬、櫻不堪其艷、有似歌舞妓、桃不堪其粗、有似村女子、梨花太冷淡、東婦謝羅綺、紅杏如銜妍、海棠自  
〔三表〕

12 ○ ◇韓休一去直臣稀、天下日瘦天子肥、金鑑書蠹玉環進、明皇不明倦万幾、有子三人同日戮、翻養胡兒入房闈、銀盤潑艷御溝水、猪龍蜿蜒浴其裏、彩綉金輿光照宮、嫦娥微晒天顏喜、報吉  
〔題楊妃洗祿兒圖<sup>3.3</sup>〕

13 ○ ◇野日嫩暄花亦開、閑游探句恰時哉、四人將向溫泉浴、二豐翻為勝地煤、一路微風春暈散、他山殘雪暮寒來、此行尤喜伴韓愈、手勢何勞敵与推  
〔山中旅行<sup>3.4</sup>〕

14 ○ ◇旅客望前駢、棧長瘦馬嘶、寒山行不尽、日落古関西  
〔訪山寺<sup>3.6</sup>〕

15 ○ ◇空山尋古寺、攀上白雲層、唯有松風在、蕭々吹老僧  
〔〇〕〔梅<sup>3.7</sup> 一題墨梅〕

16 ○ ◇暗香浮月影橫斜、想得孤山处士家、詩債幾多償未了、一年容易又梅花  
〔醉中揮毫〕

17 ○ ◇一醉吹除古研塵、縱橫詞賦筆生春、老僧狂態任他笑、五十猶為鬪酒人  
〔〇〕〔到太宰府<sup>3.8</sup>〕

18 △◇飽着蕭寺竹、佛恩俗慮醒、偶尋菅廟梅、神德拜餘馨、此心原無競、所以樂且寧、守痴逃人事、省欲避天刑、意行不太遠、徐々広野峒、春月初生白、暮山未斂青  
〔〇〕〔癸酉<sup>3.9</sup> 一月念九日月庵上人手造雪佛一軀見贈因有此作<sup>4.0</sup>〕

19 ○ ◇一佛現來何飄忽、相好端嚴晶々潔、此佛難留火宅中、色即是空々即色、上人贈我有心哉、報知無常之迅速、佛耶雪耶兩不存、流入研池水一滴、嗚呼今日有我明日無、我亦人間一雪佛  
〔供花<sup>4.1</sup>〕

20 ○ ◇馬齡頻加已七十、悠々方外一閑民、何心未慕無量壽、多病猶憐有漏身、老腕揮毫唯酒力、虛名布世豈詩人、今朝偶見梅花發、折向佛前先獻春  
〔〇〕〔觀高山彦九郎書<sup>4.2</sup>〕

21 ○ ◇不向青山賦采薇、江湖迹似独鴻飛、北遊燕市悲歌發、西入秦関知己稀、身後千金駿骨貴、胸中万里鵬心違、天涯何処埋孤憤、牛斗茫茫劍氣微  
〔過妓王故居〕

22 ○ ◇何須姊妹競恩華、一入禪場与世賒、不做昭陽蠱成帝、敢同西子誤夫差、佳人末路多歸佛、名妓前身是落花、舞袖翻々今那

処、唯看遺像着袈裟

〔一〕「寄梅長外<sup>4.3</sup>」

〔二本偶成〕

23 ○◇兵戈和幾日、天地一新間、破敵付兒童、先生坐見山

〔晚江<sup>4.4</sup>〕

24 ◇沙鷺立寒柳、蕭々不作烟、行人渡江去、殘月照空船

〔一〕「自得<sup>4.5</sup>」

25 ○◇人生貴無事、不爭名與功、鳥遷喬木後、幽谷亦春風

〔一〕「偶作<sup>4.6</sup>」

一山齋夜坐

26 ○◇舊習未除文字緣、滄桑幾<sup>⑤</sup>迎苦吟邊、青燈一穗猶相對、夜雨中七十年

〔六表〕

〔詠史<sup>4.7</sup>〕

27 ○◇芙蓉變態任浮雲、大麓茫茫海色分、斧鉞授來理蓑笠、新漁人是旧將軍

〔東山口占〕

28 茶席酒場飲不窮、留連猶詠落花風、樓臺宛爾南朝寺、春老東山烟雨中

〔立春〕

29 ○ 臘中春至未知春、時事如雲變態頻、瓶插梅花夜呼酒、人間猶有旧閑人

〔一〕「觀梅<sup>4.8</sup>」

〔六裏〕

30 ○◇世間無処不風塵、誰向此中能賞春、今日梅花心一笑、水邊籬落遇閑人

〔一〕「探梅」

31 ○△◇寒声在屐老冰遮、南澗尋春不厭賒、寄謝當年澹臺子、暫時由徑為梅花

〔神梅<sup>4.9</sup>〕

32 ◇石缸東去路二叉、行傍青溪踏白沙、寂寞林神威福歇、人未一拜為梅花

〔一〕「夢梅<sup>5.0</sup>」

33 ○◇湖波漣蕩蕩、蕪辱顏、遙憶梅花夢寐間、吟斷暗香疎影句、分明一

〔七表〕

夜到孤山

〔一〕「偶成<sup>5.1</sup>」

一自嘲

34 ○◇風波或恐及袈裟、慙愧斯心未出家、天地百年真是夢、笑看寒月上梅花

〔五裏〕

〔別友人<sup>5.2</sup>〕

35 ○◇故人別手已三朝、独倚溪亭宿酒消、休向東風弄長笛、梅花零落雨蕭々

〔癸京都<sup>5.3</sup>〕

36 ○◇紅塵欲染白雲情、累月淹留在帝京、空使松風吹万壑、青山少我讀書声

〔七裏〕

〔芳野懷古<sup>5.4</sup>〕

37 ○◇旅人懷古立斜曛、草没荒陵路不分、杜宇一声春似夢、南朝恨在夏山雲

〔題桃源図〕

38 ○◇雞犬声聞不見家、仙凡分処白雲遮、無心却是洞中水、流向人間送落花

〔閑居 四首〕

39 門外風塵多險艱、胸中日月自安閑、不須身任白雲裡、一片茶烟隔世間

40 雌伏投閑士所慙、揚々或見得登三、人才甲乙丙丁戊、官爵公

〔八裏〕

公侯伯子男、數片白雲隔浮世、一痕明月照澄潭、老僧畢竟我知我、長在

山中守小庵<sup>5.5</sup>

41 馬齡八旬容易過、先生日夕醉顏酡、自知詩画才全尽、猶有大言依旧多

42 ○◇十年飲苦甘微吟、世路回頭迷亦深、安得清和仿夷惠、但因愚魯慕柴參、

鳥寒徒結遷喬夢、虫凍猶凍<sup>⑥</sup>啓蟄心、万物俟時々未到、偷春梅猶笑墻陰<sup>5.6</sup>

〔※欄外 一际学生〔一〕〕

〔用東坡題郭河陽画韵<sup>5.7</sup>〕

43 ○◇塵海滔々波難閑、吾儕上策不出山、何人欲賦夜愁曲、長星影落一杯間、

白雲紅樹秋色遠、數声呦鹿林日晚、有人独对西江

〔八裏〕

水、坐待初月上青巖、我画何擬郭河陽、興到偶拈鬢絲霜、安得筆力如坡

公、亦使此幅生輝光、噫噓天地何処無閑日、閑忙之際只一髮、門外傾洞

風吹塵、題詩誰弄此水石

〔懷古〕

44 ◇曾是淮南歌舞家、池臺何処問芳華、美人魂返春霄月、猶唱當年揚白花

〔酒興〕

45 漠々吹塵門外風、看他論利又爭功、養神將学無懷氏、在世宜如亡是公、

梅僅開花春意足、人唯對酒俗緣空、一年三百六十日、日夕何曾不醉中

(九裏)

〔偶成<sup>5.8</sup>〕

◇袖手閑觀世上埃、茶烟芋火意悠哉、山田二頃生涯足、却恐兒孫佩印來

〔贈某先生〕

47 日暮家童買酒還、小橋流水認柴關、書樓高構松雲上、頭白先生坐見山

〔辨天坂<sup>5.9</sup>〕

48 攀躋漸覺近天關、空翠霏夕撲我顏、半日山程步虛似、白雲相送到人間

〔遊志賀島〕

49 波濤萬里接尊前、也學長鯨吸百川、欲舉一杯酌箕子、鵬雲低處是朝鮮

〔牡丹〕

50 魏紫姚黃園色明、花欄日暖睡思生、何來忽地風吹雨、聽作漁陽鼙鼓聲

〔又一〕

51 東風滿目捲黃埃、梨雪櫻雪次第頽、亦是花中孟之反、牡丹緩夕殿春來

〔松〕

52 宛然磊落大男兒、曾受秦官彼一時、只恐人知棟梁之質、青山

〔築後途上作<sup>6.0</sup>〕

53 深護歲寒姿

〔和西秋谷翁韻〕

54 新綠埋村不見家、輕烟遙上午時茶、行人四月筑南去、一路薰風鳥栖花

〔其二〕

55 戈高早被喚寧馨、老作江湖一客生、風月有緣遊不俗、功名無意迹先屏

〔其一〕

56 旧交厚識君心赤、新句頻令我眼青、筆研未焚請休笑、欲將文學慰殘齡

〔其一〕

57 英明在上德風馨、廊廡名臣列北星、能撫兆民除疾苦、都將萬

〔其二〕

58 国比藩屏、鬢端微雪看添白、世上浮雲何望青、我輩唯欲逢聖代、從心所欲送餘齡

〔其三〕

59 瓶裏梅開夜意馨、偶繙梵籍眼如星、宿禽何事鳴離樹、倦僕此時眠触屏、才子佳人骨皆白、新墳古墓草空青、先生早既觀三世、不羨彭鑑保永齡

〔鏡坂(景行天皇遺跡)〕

56 我武維揚西狩時、行觀風土六龍遲、地形依旧猶如鏡、落日空山誦古碑

〔〇〕〔普門寺(有征西將軍墓)〕

57 塔傾堂破佛威滅、猶有殘僧守寂寥、欲問征西皇子迹、茫茫秋草沒南朝

〔濱市(二呼郡市)〕

58 綾羅滿目競光彩、汗漫聊遊歌吹海、唯恐匆匆成夢來、邯鄲市上觀傀儡

〔題松帶凌霄花圖〕

59 高処何緣托此身、凌霄有意附龍鱗、長松心作毛生笑、恰似囚人成事人

〔懷友<sup>6.1</sup>〕

60 遙望故人天一涯、三春寂寞在京華、對郎去後無消息、落尽玄

〔舟過須磨〕

61 都觀裡花

〔歸家〕

62 鄉思殊向暮天多、肱枕搖々卧海波、月入蓬窓人不覺、孤舟載夢過須磨

〔画讚<sup>6.2</sup>〕

63 柴門鳥雀有歡聲、率爾歸家帶旅情、簞笈未收因作枕、夢中猶在客迹行

〔贈某先生<sup>6.3</sup>〕

64 孤洞窅然深、丹爐烟未起、方書誰得窺、藏在古雲裡

〔〇〕〔富士<sup>6.4</sup>〕

65 雨後苔痕合、階前竹色多、先生有微恙、終日誦維摩

〔晚涼<sup>6.5</sup>〕

66 急雨從東到、涼生戶牖間、殘雷聲已遠、又見夕陽山

〔入洞<sup>6.6</sup>〕

67 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二〕

68 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三〕

69 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四〕

70 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五〕

71 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六〕

72 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七〕

73 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八〕

74 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九〕

75 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十〕

76 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十一〕

77 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十二〕

78 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十三〕

79 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十四〕

80 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十五〕

81 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十六〕

82 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十七〕

83 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十八〕

84 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其十九〕

85 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十〕

86 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十一〕

87 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十二〕

88 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十三〕

89 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十四〕

90 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十五〕

91 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十六〕

92 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十七〕

93 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十八〕

94 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其二十九〕

95 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十〕

96 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十一〕

97 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十二〕

98 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十三〕

99 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十四〕

100 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十五〕

101 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十六〕

102 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十七〕

103 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十八〕

104 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其三十九〕

105 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十〕

106 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十一〕

107 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十二〕

108 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十三〕

109 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十四〕

110 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十五〕

111 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十六〕

112 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十七〕

113 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十八〕

114 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其四十九〕

115 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十〕

116 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十一〕

117 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十二〕

118 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十三〕

119 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十四〕

120 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十五〕

121 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十六〕

122 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十七〕

123 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十八〕

124 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其五十九〕

125 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十〕

126 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十一〕

127 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十二〕

128 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十三〕

129 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十四〕

130 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十五〕

131 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十六〕

132 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十七〕

133 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十八〕

134 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其六十九〕

135 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十〕

136 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十一〕

137 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十二〕

138 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十三〕

139 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十四〕

140 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十五〕

141 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十六〕

142 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十七〕

143 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十八〕

144 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其七十九〕

145 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十〕

146 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十一〕

147 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十二〕

148 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十三〕

149 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十四〕

150 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十五〕

151 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十六〕

152 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十七〕

153 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十八〕

154 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其八十九〕

155 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十〕

156 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十一〕

157 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十二〕

158 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十三〕

159 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十四〕

160 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十五〕

161 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十六〕

162 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十七〕

163 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十八〕

164 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風

〔其九十九〕

165 孤行幽谷中、陰氣忽料峭、天容現小青、瀑聲飛長皎、吁喁如有人、山風



入斯裡

〔見練兵〕

87 邦有防辺策、秋郊方練兵、絶無烽信到、雁外暮雲平

〔晚江<sup>7.8</sup>〕

88 ◇城外步斜陽、鷓鴣沙路冷、楓陰有老漁、舉網漉秋影

〔對酒<sup>7.9</sup>〕

89 ◇慶海外胡易、除胸中鬱難、酒如一敵國、為我破天寒

〔富士山<sup>8.0</sup>〕

90 ○◇日出処山日没処山、芙蓉崑崙伯仲間、自余群山皆雌伏、泰華

（二六表）

高衡豈抗顏、我忽生翼一擊揚、風斯在下迹茫茫、須與飛上芙蓉頂、天闕咫尺仰玉皇、脚踏三峯睨八紘、山与宇宙同洪荒、東望靺鞨北朝鮮、支那印度天西辺、南溟渺茫無際涯、蛮虜信絶水栢天、脚根平有州六十、俯視山河与城邑、如今海東正文明、詞林往々出俊英、鼓旗相分幾壇場、恰似中原逐鹿情、畢竟不出蜻蜓裏、何異蝸牛角上争、唯須如日出処山、向日没処競崢嶸、大笑一声天風迅、吹落我夢五千仞

〔凌霄花〕

91 ○凌霄非無術、喬木互交加、嗟汝被人誘、甘為架上花

〔題髑髏〕

（二六裏）

92 ○拔山力安在、傾国色已休、秋風吹破塚、骸骨橫荒邱、貴賤已難辨、輿儻与王候、好醜誰能分、西施与宿瘤、四大分散後、魂〔魄〕何処留、或沈泥黎底、万却無由浮、或生安養界、長得寿无量、今日憶他由憶他日、我輩与汝侔、汝輩心一笑、髑髏詠髑髏

〔春日偶成〕

93 ○一水分流繞翠微、龜陰形勝四方稀、柳連妓館煙難霽、花隱僧樓雲未飛、湊消春風人正樂、瀟湘夜月雁將歸、唯憐寂寞養病痾客、独卧西窓夢洛沂

〔支那本願寺別院開業式<sup>8.1</sup>〕

94 ○弘教時哉渡海行、支那別院已徑營、好風報喜自西至、四百餘

（二七表）

州念佛声

〔蘭〕

95 ○与世分鴻溝、山中有老屋、先生臥榻傍、只許白雲宿

〔淡窗先生廿五忌辰追遠〕

96 ○夫子高風四海流、巍然人仰遠思樓、閑居待座空成夢、遺詠朗吟徒惹愁、諸体詩都存衆妙、一家言自耐千秋、所生今日多來会、拜向墓前皆白頭

〔題山水画<sup>8.2</sup>〕

97 ○百舌声寒野有風、飄蕭歸袖度川東、茅花遠接蘆花白、一路人行暮雪中

〔失題<sup>8.3</sup>〕

98 ○業海滔々不見涯、願船幸遇破波時、津梁開道釈迦遠、出現待期弥勒遲、六字称來嘗酒肉、三衣着得帶妻兒、真宗々意君知否、只向西方仰大悲

〔見真大師諡号会<sup>8.4</sup>〕

99 ○諸山聖道追日寒、果然月藏經佛勅、相似学者有如無、末法今時誰修得、憶昔吉水空上人、淨土一門開化新、会下大衆悉龍象、却聞報土得生因、三經七祖承法脉、成立現生不退益、教行信証大法門、他人未談妙判釈、不標捨家〔棄〕欲姿、〔※欄外〕姿下脱佛願正機示愚癡車有兩輪鳥双翼、真俗二諦互相資〔二十一字〕現當皇恩以何報、勤王護法須教導、此日主恩蒙寵光、甞賜見真大師号

〔其二<sup>8.5</sup>〕

100 ○滄桑幾度眼前移、我法依然猶護持、皇沢遍霑新雨露、佛恩長仰旧慈悲、僧官廢去貴高德、宗祖贈來称大師、今日九重伝鳳詔、見真二字自天垂

〔山房客室〕

101 ○誰使老僧顏色開、禪房携酒故人來、暫投□尾把鴉髻、去向閑園掘芋魁

〔時事有感<sup>8.6</sup>〕

102 ○請見魚郵農圃間、文明風教化癡頑、壳魚壳菜臨城市、亦為兒孫買葦還

〔全<sup>8.7</sup>〕

103 ○世界遷變何用嗟、旗亭到处酒相賒、近来頻見新奇事、四月春風吹百花

（二八裏）

〔全集〕

104 ○◇農舍原無筆墨因、悠然何異結繩民、児曹今日新知字、老阿爺猶太古人

〔戲贈壳虫人。〕

105 ○◇教人頗有野辺情、虫在籠中種々鳴、生計如君真不俗、長安市上壳秋声

〔奉賀石門先生八十初度〕

(一九表)

106 ○ 姑射老師齡八旬、詞華自成一家春、誰知佛法兼儒教、併說三乘与五倫、

遠近慕來推碩学、鬻頑化去尽良民、能将道德答清世、休比尋常高卧人

〔京寓雜詩。〕

107 ○◇(一)紅塵欲染白雲情、累月淹留在帝京、空使松風吹萬壑、青山少我讀

書声(※欄外 重)

〔觀西鄉隆盛之墳墓凶有此作。〕

108 ○◇ 席宇輪奐峙海濱、歲時伏臘肅祭儀、長松落々柏森々、髣髴當年蜀相祠、

想見維新復古際、功非不偉天下知、末路变成白頭賊、惱殺生靈罪属誰、

賊魁死後遭人祭、天亦何心我意疑、君不

(一九裏)

見勤王忠臣喪魚腹、我憐先死月照師

〔芙蓉峯凶〕

109 ○ 石屋陰沈陋巷間、寓公容膝有餘閑、時看豪氣筆端発、写出扶桑第一山

〔寒夜読。〕

110 ○◇寒風帶雪压林扉、仰望天文星斗稀、独笑却從孤憤発、有人深夜説転非

〔詠一河。〕

111 ○◇遣喚有人西又東、道穿水火一条通、多生無限恆沙劫、自力何争泰溜功、

秋蜨魂寒衰草露、春禽声怨落花風、百年遊戯娑婆

(二〇表)

夢、誰入彌陀大会中

〔過田原坂 二。〕

112 ○◇砲声乱発萬雷驚、賊与宿軍此地平、戦後僅過三十日、田原阪上詠詩行

〔重九〕

113 ○ 天涯流落感常長、佳節今年幸在郷、濁酒黄花秋欲老、頻遇四十七重陽

〔秋暮偶作。〕

114 ○◇我年過五十、情況稍蕭然、手熟画差俗、才衰詩却凹、殘楓難照水、老柳

不成煙、吮筆凶平遠、江南秋暮天

(二〇裏)

〔書懷。〕

115 ○◇寒厨有酒不知寒、差覺醒中天地寬、驚馬寧堪千里遠、鷓鴣早占一枝安、

從心所欲齡初及、与世推移事亦難、富貴功名皆是夢、殷懃何必慕邯鄲

〔湖樓所見〕

116 ○ 水閣知秋衾枕間、消餘殘熱病初閑、曉簾看失老蠟影、夢自白蓮花裡還

〔歲暮偶作。〕

117 ○◇誰擊嘸壺歌古詩、寒風蕭颯扒虬髭、乳狼吼月山難睡、鳴鶴在臯天未知、

名士寧無一狐腋、閑人徒有五羊皮、乾坤納々年将

(二二表)

暮、榴櫨爐辺舉酒厄

〔呈某將校〕

118 ○ 昨属王師入薩州、刀瘢来愈血猶流、歸田夢覺戍楼曉、喇叭声中又一家

〔新年詞。〕

119 ○◇往事回頭淡夢同、過來世路幾窮通、愁三千丈髮如雪、人七十齡心似童、

天地自然消殺氣、柳梅容易又春風、老餘至樂一杯酒、醉在児孫团坐中

〔秋郊散策。〕

120 ○◇水澗秋江沙嘴長、簾花如雪映殘陽、禾双原上雀声少、雲尽天

(二二裏)

心鶴意揚、田送餉時無葛伯、社分肉処有陳郎、閑遊深感昇平沢、野店自

由呼酒觴

〔明治九年十一月十日鹿兒島本願寺別院開業式〕

121 ○ 恰遇優曇華始生、道場忽地此経營、自今仰佛薩隅日、百二城皆舍衛城

〔歲寒三友凶〕

122 ○ 柯疎却見雪霜氣、花少能知天地春、一笑論心君子我、似梅人又似松人

〔法臺巡化恭賦一詩〕

(二三表)

123 ○ 恰遇迦陁弘教時、何須跋涉憚勞疲、奮飛不是凶南鳥、自笑鷓鴣辭一枝

〔觀蓮〕

124 ○ 蓮發吟心冷、簾櫳絕暑塵、晴波涼影醉、午枕遠香親、幽賞封君子、閑居不小人、菰蒲亦何意、池上漫成鄰

〔即事〕

125 ○ 愧我名字着袈裟、塵事紛紜不出家、獨喜風流緣未盡、三春三府見梅花

〔胡枝花〕

126 △ 秋花一簇庄房櫳、嫵娜無西又靡東、搖似有情親嫩日、嬌如無

(二三裏)

力怯微風、晴階貓戲香雲底、夕徑人迷紫暈中、地上還憐花狼藉、掃除何

用促家童

〔觀螢〕

127 △ 斗折沿溪細路通、野渡行愛抑陰風、流螢撲落不知處、一点乍明深草中

128 ○◇◇一路多楊柳、江郵澹暮煙、得魚人已去、沙上有遺筌<sup>100</sup>

〔煙草〕

129 △ 火食自高古、未知煙可餐、百年新味出、不是燧人恩

130 △ 紅芍藥開映碧紗、黃茶薇亂卧晴砂、春園日夕歸來蝶、不宿此

(二三裏)

花定彼花<sup>101</sup>

〔南筑途上口号〕

131 △ 入筑志艱路、出豐吟遠風、平田三百里、国在菜花中

〔北筑途上口号<sup>102</sup>〕

132 △◇避雨志巴馱、衝風患楚邨、野人春壳雀<sup>103</sup>、花落古關門

〔荷城夕下漫成〕

133 △ 萍多水無面、何処涵蟾彩、老洩大魚潛、不知隣有海

〔秋蝶〕

134 △ 遊心寒不動、猶抱老芳眠、忽被秋風誘、強飛斜日前

(二三裏)

135 ○△ 昨宵有癡梵、慚愧道學淺、心兵觸時動、妄想無由殄、独起漱寒泉、閑詠

空王典、梵唄震空林、天籟与之伴、真源雖未近、差覺世年遠、宿鳥忽一

声、微月上翠巘<sup>103</sup>

136 ○△ 孤亭突兀倚林頭、野菊花開溪路秋、不見風流歐太守、青山依旧遶滁州<sup>104</sup>

137 ○△◇天官酒易醒、聽雁江湖裏、借問故山秋、白雲無恙否<sup>105</sup>

138 △ 江行三百里、一帶逐輕鷗、湍急風生水、浪揚花打舟、孤城辭白

(二四裏)

帝、長峽下黃牛、想像古人迹、似吾今日遊<sup>106</sup>

139 ○△ 紛夕海防策、未見虜氣除、雀語乱平野、雀心冲大虛、儒將併蠻学、僧亦

讀兵書、世状看如此、雲峯石磬疎<sup>107</sup>

140 ○△ 老境蕭然樂事空、強呼杯酒对春風、一条白道未行尽、猶在東西遣喚中<sup>108</sup>

〔寄呈了典上人〕

141 △ 大法弘通恰遇秋、寧辭孤錫遠方留、夢魂来往六千里、家在羽州身薩州

(二四裏)

〔贈月耕上人〕

142 △ 佛恩祖恩報無由、忽遇殊邦弘教秋、萬里憐君耐勞苦、一年兩度到琉球

143 △◇四圍皆山色、諸澗集成川、髣髴滌之地、作亭穴何辺、謝君技屨、為我

挹 偶煙、峰巒經品華、水石得因緣<sup>109</sup>

144 △◇孤洲一墟落、水匝地形圍、沙平欲無斫、盤極弄潺湲、白鷗初識面、新交

莫相楫<sup>110</sup>

(二五裏)

145 △ 不栽自有柳、門処已宛然、醉翁果常到、我亦学智儂<sup>111</sup>

〔賦喜<sup>112</sup>〕

146 ○◇◇僧家未免世間情、名利紛紜罪豈輕、多劫將沈阿鼻獄、真心直入涅槃城、

佛恩師德仰他力、何肉周妻笑此生、無戒比丘須慙愧、春風隨意賞花行

〔過田原坂〕

147 ○◇◇一路猶迷戰後塵、空山落日足悲神、姓名標在埋死処、頻吊春閨夢裏人

〔惠燈大師<sup>113</sup>〕

148 ○◇ 當年能起法威衰、恰遇兵戈紛乱時、文章平易論愚癡、身迹艱

(二五裏)

難化都鄙、人皆欽仰同宗祖、天亦恩褒贈大師、長使慧燈光不断、中興遺

業自巍巍

〔贈演說師某〕

勤勞防異教、国体念維持、滿腔忠愛志、只有老天如

〔送南條文雄氏留学于海外〕

男子宜遊五大洲、何唯六十有餘州、老懷笑我未開化、送汝今朝一淚流

〔祝久留米富安大婦人八十〕

寿席開來白髮尊、慈顏一笑見春温、本支方業宅連宅、男世滿堂孫抱孫、

雪筍氷魚能養志、断機變舍尤思恩、君家百事都如

(二六表)

意、為作图画題數言

〔小倉西秋谷君有詩曰苦海乘慈筏唯、心信不疑不思議三字芥子包須彌又

曰今生失慈筏我意是蹉跎不修戒定惠但念阿彌陀因賦此詩贈焉〕

万卷(読) 儒書、一朝知佛意、先生信不疑、亦是不思議

〔島水聞口僑居<sup>114</sup>〕

◇島水近涵林脚行、潺湲達夢有餘情、滿城多少笙歌耳、誰又夜窓聽此声

〔閑居<sup>115</sup>〕

◇内務外交王事紛、人才登庸職相分、故人多向東京去、独坐寒

(二六裏)

山見白雲

〔芭蕉贊<sup>116</sup>〕

能使鬼神泣、老嫗亦解頤、文字僅十七、平易寓妙思、芭蕉翁出世、俳風

又復移、風神伝一脉、遂為百世師、我写翁之像、并録翁之詞、曰鴉棲枯

木、曰蛙投古池、二句真天籟、何用題我詩

〔偶成<sup>117</sup>〕

◇古旧団欒酒滿壺、閑談時事飲吾廬、將軍辭職霸廷廢、封建改凶候家除、

武士或成裁断客、儒生亦読蟹行書、請君休嘆滄桑變、即是文明開化初

(二七表)

※空白

(二七裏)

註

(1) 松本白華は、天保九年(一八三八)に加賀松任の本誓寺に生まれ、本名は嚴護、白華・西塘・仙露園と号した。嘉永三年(一八五〇)に、京都で宮原節庵に書を、海原謙蔵・劉昇に漢学を学び、嘉永五年(一八五二)に大坂の廣瀬旭壯塾(大坂成宜園)に入門している。

明治四年(一八七二)、東京で宗名恢復(一向宗↓浄土真宗)に従事する一方、秋月橋門や長梅外ら成宜園出身者を中心に漢詩結社・玉川吟社が結成され、白華も参加した。白華はここで漢詩文による交流を行ったほか、主宰者の一人である長三洲(長梅外の子)を通じて、江藤新平との関係を構築することに成功した。

明治五年(一八七二)から明治十年(一八七七)まで教部省の官吏をつとめたが、この間、明治五年(一八七二)九月から約一年間に亘つて、大谷光瑩(現如)、石川舜台、関信三、成島柳北とともに海外視察を行っている。明治十年(一八七七)から十二年(一八七九)まで上海別院輪番をつとめ、帰国後は本誓寺に戻り、主に地元子弟の教育にあたり、大正十五年(一九二六)に歿した。

著書に『正因弁惑論』(明治十七年)が、漢詩集に『金城繁華三十園』(明治四年)、『西塘俚歌』(明治二十二〜二十四年)、『越蓑能笠』(明治二十二年)、『白華餘事』(大正二年)があるほか、歿後に洋行日記『白華航海録』(加越能史談会『加賀文化』第二号・第四号)・柏原祐泉編『真宗史料集成』第十一卷(維新期の真宗)、同朋舎、昭和五十年)・北川伸三『松本白華航海録(抄)』(『郷土と文化』第十五号〜第十八号、松任郷土研究会編、松任市教育委員会、昭和六十三年〜平成四年)や、『白華護法録』(大谷大学国史学会、昭和初期)、『白華備忘録』(同、昭和八年)、『白華教部省雜纂』(同、昭和九年)、『露珠閣叢書』(常盤大定編輯『明治仏教全集』第八卷(春陽堂、昭和十年))、『備忘録』(『明治仏教全集』第八卷(同)が翻刻されている。

(2) 小栗憲一(一八三四〜一九一五)は、元園のち布岳と号した。豊後・妙正寺に生まれ、兄の小栗栖香頂と同じく成宜園に学んだ。幕末維新期にかけて、長崎などで教会に謀者を潜入させるなどの対キリスト教活動に従事した。維新後は宗名回復運動に参加し、弾正台・監部・宮内省・教部省・大蔵省で勤務したほか、真宗京都中学校長や善教寺住職をつとめた。明治十一年(一八七八)に琉球を、明治三十一年(一八九八)に韓国を訪れている。著書に、『豊絵詩史』(西村七兵衛、

明治十七年・『真宗興隆縁起』（哲学書院、明治二十五年）・『小栗栖香頂略伝』（明治治館、明治四十年）などがある。

(3) 小栗栖香頂（一八三二〜一九〇五）は、豊後戸次・妙正寺住職で、八洲または蓮泊と号した。咸宜園の三才子といわれ、弟の小栗布岳（憲一）も咸宜園出身であった。維新後、本山を東京に移転することを提唱した。明治六年（一八七三）七月渡清、北京で中国語を学ぶかたわら、日本・清国・印度で仏教三国同盟を結び、キリスト教に対抗することを説いた。翌年八月帰国。この間、布岳は香頂からの書翰を編輯して「支那開宗見込」を本山に提出し、清国布教を提言した。明治九年（一八七六）七月、再渡清し上海別院開設に関わる（十年一月迄）。著作に『真宗教旨』（漢文、真宗東派本願寺教育課、明治九年）・『喇嘛教治革』（石川舜台、明治十年）・『北京護法論』（漢文、明治三十六年）などがある。

(4) 田原法水（一八四三〜一九二七）は、豊後国大野郡井田村字長峰の常満寺住職、欣浄の二男に生まれた。矢田希一（速見郡石垣村）が設立した塾で塾長の長南梁（梅外）に、慶応元年（一八六五）に咸宜園で廣瀬林外に漢学を学ぶ。明治元年（一八六八）に細川千巖（筑後国竹野郡伯東寺）に、明治六年（一八七三）に大分小教院で小栗栖香頂に仏学を学ぶ。明治九年（一八七六）以降は沖繩布教に従事し、のちに那覇に設置された真教寺第一世住職となり、監獄説教や免囚保護事業にも尽力した。

(5) 『日本漢文学研究』第八号（二松学舎大学日本漢文教育研究推進室、平成二十五年）。

(6) 兪樾（一八二二〜一九〇六）は、河南学政提督を担任し、曾国藩・李鴻章らと関係が深かった。『東瀛詩選』編纂にあたった当時、兪樾は蘇州に居住し、杭州に別荘を持っていた。

(7) 北方心泉（一八五〇〜一九〇五）、金沢・常福寺第十四世住職。名は蒙、心泉・小雨・月莊・文字禪室・聴松閣・酒肉和尚などと号した。明治十年（一八七七）から明治十六年（一八八三）まで清国布教事務掛として上海別院に勤務する。明治十六年（一八八三）に肺病のため帰国し、長崎での療養生活を余儀なくされる。その後、三宅真軒の助言のもと書学を学び始め、明治二十三年（一八九〇）に開催された第三回内国勸業博覧会に書作を出品し入賞しており、一般には楊守敬とは別になわが国に北派書風を持込んだ人物として知られる。

(8) 『東瀛詩選』卷三十九に二首（題楊妃洗祿兒図、「丁酉春日」）が採録されている。

(9) 妻木直良編『真宗全書』第四十八卷（蔵経書院、大正三年）。本書には、小栗憲一「五岳翁小伝」を収録するが、小栗憲一『豊絵詩史』（註2に掲出）に収録する文章とほぼ同文である。

(10) 『真宗全書』第四十八卷（註9に掲出）。

(11) 『真宗全書』第四十八卷（註9に掲出）。

(12) 「白華文庫蔵・平野五岳「五岳道人 古竹邨舎詩鈔」について」（『日本漢文学研究』第十二号、平成二十八年）に、「古竹邨舎詩鈔」全文を翻刻する。

(13) 咸宜園入門簿には、「日田郡隈町 釈聞恵 入門 文政二年三月十九日 紹介 釈智英」とある。

(14) 註2に掲出。

(15) 晩翠軒、大正十五年。

(16) 五岳会、昭和五十七年。

(17) 五岳上人顕彰会、昭和五十八年。

(18) 大分県立芸術会館、平成四年。

(19) 五岳百年祭実行委員会、平成四年。

(20) 『真宗全書』第四十八卷（註9に掲出）。

(21) 『真宗全書』第四十八卷（註9に掲出）。

(22) 『真宗全書』第四十八卷（註9に掲出）。

(23) 大谷大学、昭和十七年。

(24) 五岳会、昭和六十年。

(25) 朋友書店、平成二十二年。

(26) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「米法山水図」に、『詩鈔』は「山中口占」に、『詩集』は「偶作」に作る。

(27) 天保十一年（一八四〇）の作。「古竹邨舎詩鈔」は題名を「庚子正月十八日、盗入予家、会余未寐、不得志而去」に、『詩集』は「庚子正月十八日夕即時」に作る。

(28) 「古竹邨舎詩鈔」は、題名を「題左馬助渡湖之図」に作る。

(29) 『詩鈔』は題名を「秋窓閑話」に、『詩集』は「遊岳林寺」に作る。

(30) 天保七年（一八三六）の作。「古竹邨舎詩鈔」は題名を「丙申歲暮」に作る。

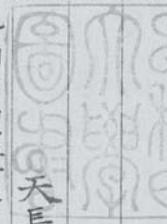
- (31) 「古竹邨舎詩鈔」は、題名を「詠史 明建文帝」に作る。
- (32) 「古竹邨舎詩鈔」は、題名を「詠梅」に作る。
- (33) 『東瀛詩選』に採録される。
- (34) 天保七年（一八三六）の作。
- (35) 『詩集』は題名を「無題」に作る。
- (36) 『詩集』は題名を「無題」に作る。
- (37) 『詩鈔』は題名を「題墨梅」に、『詩集』は「村居 三」に作る。
- (38) 『統詩鈔』は題名を「無題」に、『詩集』は「竹村」作る。
- (39) 明治六年（一八七三年）。
- (40) 『詩鈔』は題名を「某上人手造雪佛見贈因有此作」に、『統詩鈔』は「無題」に作る。
- (41) 『南條先生遺芳』（註23に掲出）は、本詩を収録するとともに、戊寅（明治十一年）新年の作とする。
- (42) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「読高山彦九郎伝」に、『詩鈔』は「観高山彦九郎書有感」に、『詩集』は「読高山子伝有感」に作る。
- (43) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「二河譬図」に、『詩鈔』は「偶成」に作る。
- (44) 『詩集』は題名を「題画 四」に作る。
- (45) 『詩鈔』は題名を「答某先生」に、『詩集』は題名を「偶作」に作る。
- (46) 『詩鈔』は題名を「山斎夜坐」に、『詩集』は「偶成」に作る。
- (47) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「慶喜公垂釣図」に、『詩集』は「西郷隆盛」に作る。
- (48) 『詩鈔』は題名を「梅」に、『詩集』は「野行」に作る。
- (49) 『詩集』は題名を「村居」に作る。
- (50) 『詩鈔』は題名を「題墨梅」に、『詩集』は「詠梅」に作る。
- (51) 『詩鈔』は題名を「自嘲」に、『詩集』は「偶作」に作る。
- (52) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「送長三洲之浪華、別後有懷」に、『詩集』は「別後有懷」に作る。
- (53) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「題画三首」に、『詩鈔』は「京寓雜詩」に、『詩集』は「京都寓中作」に作る。
- (54) 『詩集』は題名を「芳野」に作る。
- (55) 『南條先生遺芳』（註23に掲出）および『平野五岳詩選訳注』（註25に掲出）に本詩を収録する。

- (56) 『詩鈔』は題名を「眎学生」に、『詩集』は「早梅」に作る。
- (57) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「用東坡題郭熙画詩韵」に、『詩集』は「偶成 用東坡題郭熙画詩韻」に作る。
- (58) 『詩集』は題名を「感作」に作る。
- (59) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「辨才坂」に作る。
- (60) 『詩集』は題名を「南筑途中」に作る。
- (61) 『詩集』は題名を「憶友人」に作る。
- (62) 『詩集』は題名を「即事」に作る。
- (63) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「病中」に、『詩集』は「題画」に作る。
- (64) 「古竹邨舎詩鈔」および『詩集』は題名を「題富士山図」に、『詩鈔』は「芙蓉峯」に作る。
- (65) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「題山水図」に、『詩集』は「無題」に作る。
- (66) 『詩集』は題名を「嶺研嶺」に作る。
- (67) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「二河譬図 其五」に、『詩鈔』は「偶作」に、『詩集』は「無題」に作る。
- (68) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「京城逢秋寓居寂寞讀書於窓下偶逢故人話」に、『詩集』は「無題」に作る。
- (69) 「見真大師」とは、明治九年（一八七六）十一月二十八日、明治天皇より親鸞に下賜された大師号（諡号）で、明治十一年（一八七八）には勅額「見真」が下賜された。「古竹邨舎詩鈔」は題名を「祝贈号」に、『詩鈔』は「見真大師諡号会」に、『詩集』は「見真大師」に作る。「古竹邨舎詩鈔」および『詩鈔』は結句を「更令寰宇仰威儀」に作る。
- (70) 五岳の代表的作品。明治十年（一八七七）の西南戦争をよんだもの。「古竹邨舎詩鈔」および『詩鈔』は題名を「丁丑夏日熊本城下作」に作る。
- (71) 『統詩鈔』は題名を「客中漫成」に、『詩集』は「失題」に作る。
- (72) 『平野五岳詩選訳注』（註25に掲出）は題名を「閑夢」に作る。
- (73) 『平野五岳詩選訳注』（註25に掲出）は題名を「中洲」に作る。
- (74) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「庚辰新年」に作る。明治十三年（一八八〇）の作か。
- (75) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「入薩」に、『詩集』は「東肥田原途中」に作る。
- (76) 『詩集』は題名を「題画 六」に作る。

- (77) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「読陸詩」に作る。
- (78) 『詩集』は題名を「題画 二」に作る。
- (79) 『詩集』は題名を「偶作」に作る。
- (80) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「夢上不二山」に、『詩集』は「富岳歌」に作る。
- (81) 明治九年（一八七〇）の作。東本願寺上海別院は同年八月十二日に開院した。「古竹邨舎詩鈔」は題名を「賀支那別院開業」に作る。
- (82) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「京城逢冬」に、『詩集』は「村居 二」に作る。
- (83) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「二河譬図 其二」、『詩集』は、題名を「無題」に作る。
- (84) 明治九年（一八七〇）の作。
- (85) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「祝贈号」に、『詩集』は「見真大師」に作る。
- (86) 『詩集』は題名を「偶作」に作る。
- (87) 『詩集』は題名を「偶作」に作る。
- (88) 『詩集』は題名を「無題」に作る。
- (89) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「戲贈売虫翁」に、『詩集』は「即事」に作る。
- (90) No.36の再録。
- (91) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「観西郷隆盛墳墓図有此作」に作る。五岳は西南戦争直前に西郷隆盛と密会しており、五岳が住職をつとめた専念寺には五岳が描いた西郷の肖像画が所蔵される（現在、個人蔵）。
- (92) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「寒夜読」に、『詩鈔』は「寒夜讀書」に作る。
- (93) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「二河譬図 其三」に、『詩集』は「無題」に作る。
- (94) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「田原坂」に作る。
- (95) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「題画」に作る。
- (96) 『詩集』は題名を「酔後吟」に作る。
- (97) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「小春日書懷」に、『詩鈔』は「歲暮偶成」に、『詩集』は「失題」に作る。
- (98) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「小春日書懷」に、『詩集』は「失題」に作る。
- (99) 『詩鈔』は題名を「秋晴散步」に、『詩集』は無題に作る。
- (100) 『統詩鈔』および『詩集』は、題名を「題画 三」に作る。
- (101) 『統詩』は題名を「春園」に作る。
- (102) 『詩集』は題名を「北筑途上」に作り、「黒木宮何処、千年遺跡存、野人春売酒、

- 花落古関門」となっている。
- (103) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「安政乙卯書事 其四」に、『統詩鈔』は「無題」に作る。
- (104) 『統詩鈔』は題名を「無題」に作る。
- (105) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「臨臯亭」に、『統詩集』は「無題」に作る。
- (106) 『統詩鈔』は題名を「無題」に作る。
- (107) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「偶感」に、『統詩鈔』は「無題」に作る。
- (108) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「老境」に、『統詩鈔』は「無題」に作る。
- (109) 『統詩鈔』は題名を「無題」に、『詩集』は「淡窓先生遊中州為余觀卜居之地有詩見示賦以謝呈」作る。
- (110) 『詩集』は題名を「無題」に、『詩集』は「淡窓先生遊中州為余觀卜居之地有詩見示賦以謝呈」作る。
- (111) 『詩集』は題名を「無題」に作る。
- (112) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「二河譬図 其六」に、『詩集』は「無題」に作る。
- (113) 『詩集』は題名を「慧燈大師諡号」に作る。
- (114) 『詩集』は題名を「鳧水開口僑居即目」に作る。
- (115) 『詩集』は題名を「有感」に作る。
- (116) 「古竹邨舎詩鈔」は題名を「芭蕉公」に作る。
- (117) 己巳（明治二年（一八六九））の作と思われる。「古竹邨舎詩鈔」は題名を「己未新年」に、『詩集』は「失題」に作る。

五岳詩集



天長節 一山中口口

亂山堆裡掩柴門、繞屋松泉聞不喧、誰使老僧高臥穩、白雲一片亦天恩、

庚子正月十八日夜盜入予

家會予未寐、遂不得志而去、

東家啼兒聲漸收、西家織婦梭初休、窓燈影凍霜氣重、斜月一痕帶茅樓、有人徬徨循墻入、遲口暫步又暫立、定足鄰友訪聞

市島謙吉氏贈

五岳詩集

写真①『五岳詩集』一丁表 (早稲田大学図書館より掲載許可済)

馬齡頻加已七十、悠々方外一閑民、何心未暮無量壽、多病猶憐有漏身、老眼揮毫唯酒力、虛名布世豈詩人、今朝偶見梅花發、折向佛前先獻春、

觀高山彦九郎書

不向青山賦采薇、江湖迹似獨鴻飛、北遊燕市悲歌發、西入秦關知己稀、身後千金駭骨貴、胸中万里鵬心違、天涯何處埋孤憤、中斗茫茫劍氣微、

過妓王故居

何須姊妹競恩華、一入禰場與世賒、不做昭陽盡成帝、敢同西子誤夫差、佳人末路多歸佛、名妓前身足落花、舞袖翻々今那處、唯看遺像着袈裟、

寄長梅外 一本偶成

兵戈知幾日、天地一新開、破敵付兒童、先生坐見山

晚江

沙鷺立寒柳、蕭々不作烟、行人渡江去、殘月照空船

自得

人世實無事、不爭名與功、身還喬木後、幽谷亦春風

偶作 一山中前夜坐

舊習未除文字錄、澹柔幾處苦吟邊、青燈一穗猶相對、夜雨聲中七十年、

五岳詩集

写真②『五岳詩集』五丁裏(右)・六丁表(左)

## 史料紹介

『広瀬青邨文庫』（国文学研究資料館書蔵）にみる

### 咸宜園関係の新出史料について

溝田 直己

#### はじめに

咸宜園の研究をする上でその中心となる史料は廣瀬淡窓や久兵衛・旭荘らを輩出した日田・廣瀬家が所蔵する「広瀬先賢文庫」（以下、先賢文庫と略す）である。先賢文庫に収められている淡窓の日記や回顧録、著述・漢詩集などの一部は、日田郡教育会より大正一四年（一九二五）に刊行された『淡窓全集』において活字化されており、咸宜園研究を志す者にとつて基本的な文献となっている。

しかし、先賢文庫にはまだ活字化や紹介されていない膨大な書類類、久兵衛や源兵衛らの「廣瀬本家日記」などの史料がまだ多く所蔵されており、平成七年（一九九五）に刊行された『広瀬先賢文庫目録』には多くの史料が収蔵されていることがわかる。

また近年、旭荘の四男である廣瀬敬四郎の子孫宅から旭荘や敬四郎に関わる史料が発見され、「咸宜園蔵書目録」や「御遺置書付」、「御教戒書」など先賢文庫に所蔵されている史料と同様のもの（旭荘子孫家に伝わったものは、その写しもしくは控えと考えられる）などが存在している。その他、咸宜園と大坂の旭荘塾で学んだ古谷道庵関係の史料群などもあり、その日記については『山口県史』において活字化されている。

このように咸宜園関係史料の大半は日田廣瀬家の先賢文庫がその中心を占めるが、近年では新出の史料が発見されるなど、史料の発掘も進みつつある。そのような中、咸宜園の第三代塾主廣瀬青邨、第八代塾主廣瀬濠田の子孫に伝来した史料群が東京都立川市に所在する国文学研究資料館（大学共同利用機関法人人間文化研究機構）に特別資料『広瀬青邨文庫』（以下、青邨文庫と略す）として収蔵されている。

青邨文庫は、咸宜園関係の史料群としては、先賢文庫に次ぐ規模である。しかし、咸宜園関係の研究においては、まだ十分に活用が図られていない史料群であることから、今回は、文庫の概要と史料の一部について紹介したい。

## 青邨文庫の概要

青邨文庫は、咸宜園の第三代塾主を務めた廣瀬青邨の子孫（ひ孫）である吉川孔敏氏により寄贈されたもので、現在二三九件の史料件数を数える。寄贈者である吉川孔敏氏については、大野氏の研究に詳しく述べられている（註1）。それによると、吉川孔敏氏は、体育局学校保健課長や大学芸術局留学生課長などをつとめるなど文部省（現文部科学省）に奉職したという（註1）。現在、青邨文庫は国文学研究資料館において、特別資料として整理・保管されており、閲覧等の利用の便宜が図られている。

青邨文庫は、月化（一件）、桃秋（一件）、淡窓関係（一六件）、旭荘関係（九件）、青邨関係（五六件）、林外関係（二二件）、濠田関係（一五件）、門人関係（一八件）、咸宜園関係（一二件）、東宜園関係（八件）、学習院関係（五件）、徽典館関係（一件）、その他（四件）、蔵書目録関係（一五件）、和漢籍類（五六件）の計二三九件により構成されている。史料の受け入れを担当した宮崎修多氏による目録が作成されており、史料の全体が把握できようになっているが、この史料群を用いた研究はまだ活発に行われていないようである。ただ青邨文庫の中にある「東宜園」関係の史料を用いて、宮崎氏が「東宜園」（青邨が牛込神楽坂の自宅敷地内に開いた私塾）について紹介したものがあ（註2）。

### 青邨文庫の中に見える咸宜園関係史料

一二件ある咸宜園関係史料のうち、紙面に限りもあることから、今回翻刻を行う一〇点について紹介したい。

#### 「家塾職掌及年中行事」（84・139）

咸宜園では規則正しい生活が求められたが、「癸卯改正規約」（天保一四年）の冒頭に、「職任」とあり、塾内における様々な職務を月旦評の上位者である九級から下位である無級の塾生まで全ての塾生が何らかの塾内での役割を負っていた。この「家塾職掌及年中行事」には、咸宜園における職掌、つまり「職任」についての一覧と咸宜園における一日の生活、一ヶ月の流れ、また年中行事について書かれており、咸宜園における生活を知る上で大変貴重な史料である。年中行事の中で、お盆の時期にあたる七月一四日に「謁文玄先生墓展塾生墳」とあり、

淡窓の墓である長生園を塾生がお参りすること、正月三日に「若先生開講（放學止於是日）」とある。この「若先生」が廣瀬林外と考えられることから、淡窓が亡くなった安政三年（一八五六）一月一日以降から青柳が日田を去って、府内に赴く文久三年（一八六三）六月頃までの間の史料と考えられる。

#### 「新令集」（84・140）

咸宜園には塾生に向けて定められた諸規約があった。その中身は塾全体に関するものや特定の問題・課題を扱ったものや発行主体が塾主や都講など様々であった。淡窓は様々な規約を定めて塾を運営したが、そのことに影響を与えたのが、師の亀井南冥・昭陽であったことが三澤氏の研究において指摘されている（註3）。淡窓は文化十一年（一八一四）の桂林園時代に「規約」、「新令三条」を策定したことが淡窓の日記に書かれているが、現存していない。天保五年（一八三四）、「都講勸学都検心得方二十一則」（『淡窓全集』中巻所収）、天保七年（一八三六）、「丙申改正規約」（現存せず）を制定したことがわかっている。現存する規約類で、時間的に最も早いものは天保十二年（一八四一）に作られた「辛卯改正規則」であり、先賢文庫に現存している。

この「新令集」は丙午（弘化三年「一八四六」）二月の新令二条を皮切りに、戊申（嘉永元年「一八四八」）、己酉（嘉永二年）、辛亥（嘉永四年）、壬子（嘉永五年）に改正もしくは追加された条項が掲載されており、先賢文庫の「辛卯改正規則」の後を補則するものである。また一緒に綴じられている史料に丁未（弘化四年「一八四七」）一〇月から嘉永二年一月までの「褒賞点控」や「真権点数差等」、「庚戌八月ヨリ定法」（嘉永三年）、「課程月考客席定制」、「己亥三月二十七日席序改革二付申渡候事」（天保一〇年）、「己亥十一月ヨリ定制」（天保一〇年）、「庚子三月ヨリ會讀点数定制」（天保一一年）、「庚子九月ヨリ定制」（天保一〇年）、「甲寅閏八月ヨリ新制」（安政元年）がある。この史料には月旦評において、仮進級である「権」を消す（消権）ために必要な点数や、試業や会読に関わる事項が書かれており、咸宜園の塾則や規約、昇級制度について考える上で貴重である。特にこの史料で興味深いのは「褒賞点」である。その仕組みは、現役の塾生が新たな門人を咸宜園に紹介し、その入塾した塾生が月旦評において、昇級すると紹介者である塾生に「褒賞点」（モライ点）として加点されるという制度である。

しかし、この制度は「己酉閏四月廿日新例」において、「褒賞点、他人ノ点ヲモライ候事、以後禁之」とあり、完全に廃止したわけではないようだが、嘉永二年（一八四九）頃より制限をかけるように改正している。

#### 「旧幕府領地内家塾」（84・141・142）

咸宜園についての概略が書かれたもので、廣瀬濠田によるものか。塾の名称や所在地、塾主氏名、学科、教師の数、生徒の概数、授業の順序、教科用書、学習年限、束脩謝儀、塾主行事及著書蔵書、塾主の身分、沿革略及び雑事、極めて盛りなりし年代などの項目に分けて、書かれたものである。国文学研究資料館の目録では、明治一〇年代のものではないかと推定され、草稿も現存している。

#### 「宜園再興保存ノ儀ニ付淡窓先生門下諸君え御相談書」（84・143・144）

明治一五年（一八八二）二月付の書簡で、咸宜園門下生らに送られたもので、差出人は「宜園保存会」発起人である平野五岳・諫山東作・南正次・棕野元卓・平島尚綱・兒玉文貞・石田又元・草野忠右衛門らである。明治一三年に門下生の村上姑南が咸宜園に入り、塾を復興させたが、塾舎は人手に渡っているために家賃を払っており、塾運営が厳しい旨が書かれている。そこで五岳らは「宜園保存会」を発足させ、咸宜園を義塾の体に改めて、会員諸氏から基金を募り、その運用益と近隣に田地を買い求め、その「保存田」から得られる作徳米の処分益から咸宜園を維持するべく、咸宜園門下生諸氏に書簡を送ったものが本資料である。

#### 「咸宜園開校式記録」（84・145）

明治一八年（一八八五）二月二二日に廣瀬濠田を新たな塾主（園主）として、「咸宜園開校式」が開かれた際の資料である。日田郡長の祝辞や諫山東作の答辞、濠田による挨拶文が書かれている。そのほか五岳を始めとする咸宜園門下生らの咸宜園開校式を祝う漢詩や和歌が掲載されている。

#### 「咸宜園学則」（84・146）

廣瀬濠田が塾主を務めている時期である明治二〇年一〇月改正の咸宜園の学則。濠田は咸宜園塾主を務める前に日田教英中学において校長を務めており、教

英中学閉校の後は、その教科書類について咸宜園への貸出を求める書類が先賢文庫に遺されており、咸宜園においても近代教育が行われていたことが推察されていた。本資料によると、濠田期の咸宜園においては、修身・歴史・文学・英語・算術・代数・幾何・三角法・地理・物理・化学・生理・経済学・図画・習字・体操が教科として挙げられており、咸宜園の近代化教育を試みたことが伺える。淡窓の咸宜園の職任制と同様に塾生の中から、寮監・監察・舎長・助教・会計監・当直・録事などを置いている。

「學術雜誌出版条例二依り出版並二手続省略願」(84・147)

本資料は、明治三十二年一月三日付で、内務省に提出された「學術雜誌出版条例二依り出版並二手続省略願」である。明治一〇年(一八七七)、東京牛込神楽坂に移居した廣瀬青郵は、自宅内に私学校である本立学校(東宜園)を開いた。青郵は明治一七年に亡くなっており、この省略願は、編集者兼発行者の竹内菊五郎が申請者となっているが、青郵の長男である濠田が大きく関わっていたものと思われる。内務省から明治三十二年二月五日の許可を受け発行された雑誌が『咸宜園』である。雑誌『咸宜園』は発行所を東宜園とし、咸宜園関係者の漢詩を掲載する「詩府」、漢文の文章を紹介する「文林」、会員からの投稿された和歌(短歌)を紹介する「歌苑」、歴代塾主らの著作等を紹介する「雜著」などから構成されていた。全国に散らばる咸宜園門下生らを会員として、四号の巻末では会員数が六〇〇名近くに及んでおり、雑誌『咸宜園』が門下生らの交流の場となっていたことが伺える。

「宜園文庫創立趣意書草案」(84・148)

明治四二年(一九〇九)五月に作成された文書である。明治三〇年九月に咸宜園が完全に閉塾したのち、咸宜園を偲ぶものは和肅堂(秋風庵)と遠思楼、そして咸宜園の蔵書のみとなっていた。この状況を憂いた人々の間から、咸宜園の保存運動が起り、「宜園文庫」を創立し、咸宜園の蔵書や施設を永久に遺すべく、その賛同者を募る旨が書かれている。この時は、文庫の設立には至らなかったが、大正五年(一九一六)に咸宜園の東塾側の旧講堂跡に淡窓図書館が建設され、咸宜園の貴重な資料が図書館に納められた。のちの昭和四四年(一九六九)には、

廣瀬家敷地内に廣瀬家に関わる史料を保管する「廣瀬先賢文庫」が廣瀬正雄氏により建設され、平成元年に淡窓図書館が移転開館するに伴い、咸宜園関係の史料類も廣瀬家に返却され、現在に至っている。

以上、青郵文庫の中にある咸宜園関係の史料について簡単に紹介したが、今後咸宜園研究の深化のため、新たな史料の発掘と紹介に努めていきたい。

【註1】大野雅之「淡窓先生手書克己篇」にみる廣瀬淡窓の苦悩『史料館研究紀要』第一五号、平成三二年(二〇一〇)六月

【註2】宮崎修多「私塾本立書院(東宜園)『江戸文学』二二号ペリかん社、平成一一年(一九九九)

【註3】三澤勝己「咸宜園の規約と塾則」『廣瀬淡窓と咸宜園―近世日本の教育遺産として―』平成二五年(二〇一三)三月

【凡例】句読点は執筆者が付したが、濁点等は原文のままである。原則、原文に従って旧字体を採用した。しかし一部フォントの代用がきかないものに関しては別字で置き換えた。■は虫損で判読不可、□は字として見えるが執筆者が判読できなかったものである。太字のものは原文において赤字(朱)で書かれたものである。

『広瀬青邨文庫』（国文学研究資料館所蔵）

84、139 「家塾職掌及年中行事」

（表紙）

醉弥□□桃源

職掌

命舎長 司計 經營監 常侍史 必稟之師家、其

他專決而可

都講

講師 都講兼職有疾病事故、則舎長撰之

西塾長

東塾長

東樓長

南塾長

南樓長

講堂長

瓊林館長 準都講或舎長閑職者任之、以統司計

無其人則以司計長任之、或西塾長撰之

外塾長

試業監 試業生上等等者任之

新來監 東樓長任之

司計

經營監

常侍史

輪講監 舎長兼職

輪讀監

威儀監 舎長兼職

外来監 南塾長兼職

東家蔵書監 講堂長兼職

西家蔵書監

洒掃監

素讀監

徭役監 司計兼職

履監 舎長兼職

捨紙監

書會監

典藥

書記

雜職

句讀師 免侍史

盛飯 自舎長至五級生

夜番 除都講舎長司計常侍史耳

給事 四級以下

侍史

洒掃

徭役

小使 免侍史・徭役

上等免給事・洒掃・徭役・侍史・下等

任一職者典藥書記之類、免洒掃・徭役・侍史

一日

卯牌輪讀 先生講

辰牌朝飯 洒掃 若先生講 素讀

己牌都講講 會讀 書會

午牌午飯 輪講

未牌史記會讀

一月

朔日書會 問安 素讀大閱

二日月旦評

三日下等書會

四日書會

五日

六日下等書會

七日句讀切

八日

九日下等書會

十日

十一日句讀切

十二日

十三日下等書會

十四日句讀切

十五日問安 素讀大閱

十六日下等書會

十七日文會

十八日

十九日下等書會

二十日

廿一日文會

廿二日

廿三日下等書會

廿四日詩會

廿五日

廿六日詩會

廿七日通計前閱

廿八日通計

廿九日内會計  
晦日會計

一年

正月 元日禮謁 二日開講 三日若先生開

講(放學止於是日) 七日師家宴 十日起素讀

二月

三月 上巳禮謁 十五日山行

四月

五月 端午禮謁

六月 朔起水打自釘夜行 十五日許觀山

車 三伏曝書

七月禮謁 十三日大洒掃 十四日謁

文玄先生墓展塾生墳 中元禮謁 廿

日水打夜行自釘止於是日

八月禮謁 放生會 觀劇

九月重陽禮謁 十五日登高

十月

十一月冬至禮謁(是日禁喧嘩)

十二月

84、140「新令集」

丙午二月 新令二条

一、内外塾共ニ、塾生在塾ノ日ト、其費用トヲ會計

スルコト、舊例ト雖モ、此節ヨリ、課程録一同ニ師家

ニ蔵シ置、数月相互ノ上費用過多ナル者ハ罰ヲ

加ヘ又導引生ナトノ貧生ニ非スシテ節儉ナル者ハ賞ヲ

加ヘ候事 但シ賞罰ノ法預メ定メ難シ時ニ臨

テ議スヘキ事

一、都講・舎長ハ重任タルニヨリ在勤ノ間ハ都講ハ

九級下、権ハ八級上、舎長ハ八級上、権ハ八級下  
ノ所二月旦ヲ置、且在勤ノ日数課程録ノ内

二控へ置、能ソノ任ニ堪へ、又日数久シキ者ヲ首  
ニ相用、タトヒ後來上席ノ者出来候トモ、役席  
ハ夫ニカカワラス、別段ノワケニ致スヘキ事

新例

□□□堅役出精、且来月出納  
ニ付格別褒賞点一ヲ加へ、九級下へ  
昇進致候事

已力褒賞点ヲ人ニ遣スコト九級・八級

ニ限ル、七級以下ハ□アラソロテモ遣スコト無用

【欄外】(未十二月廿日定)

戊申十一月より新例

八級上試業者、書會二度、詩若ハ文

ヲ以テ換へ、詩會二度、文ヲ以テ換ルコトヲ

許ス、○詩會・書會、両ナカラ文ヲ以テ

換ルコトハ許サス、一事ニ限ルヘシ

【欄外】

(書會ヲ詩文ニ換ル者ハ線香一本、大試ノ点四十ヲ限トス)

同十二月ヨリ新例

上等四権以上ノ者ハ、三権ニ至ル迄ハ、試業ニ

出ルコトヲ禁ス、○此段ニ上ヲツケタル者ハ此

一級ヲ加ル迄ハ、出席苦カラス

己酉二月新例

省吾三権六級下ニテ、浪華ニ轉シ、七級下ニ

進ム、此度歸塾、五権七級下ニ除ス、然處、四

権以上ニテハ試業出席叶サルニ因テ、カリニ三権

格ニ準シ、出席ヲ許ス、五権ノ数ハ他例ノ如ク、

追々消ス可キコト

己酉三月新例

一、獨看書消権ノコト、今マテ階級ニ付テ、書ヲ  
限リタレトモ、此後ハ人々ノ心ニ随ヒ、所讀ヲ以テ  
消権スヘシ、只豫メ其書目ヲ書出シメ、此方ニ伺フヘキ  
事

一、拔萃ノコト、是亦此方ノ檢閲ヲ受ケ候カ、  
又外ニ慥ナル証拠アレハ、必シモ拔萃差出  
スニ及サルコト

己酉閏四月廿日新例

一、褒賞点、他人ノ点ヲモライソコ事、以後禁  
之

一、紹介セラレタル者、級ニ進ソロ節、紹介人ヨリ  
褒賞願出テ、此方ニ着帳スヘシ、其節歸郷  
ニテアラハ、歸塾早速申出ヘシ、時過レハ申立  
不叶コト

一、新令ニ當惑ノ者アラハ、五日ノ日延ヘ致スヘキ間、  
廿一日ヨリ廿五日マテニ届ケ後ハ申出ヘシ、モライ点  
モ相談致シ申出ヘシ、但シ遣シソコ者ヨリ申出  
ヘシ

月旦新評

- 一、御下有法 多而不乱者 為檢靜品
- 二、作事固詳 無有疎論者 為檢靜品
- 三、據法持正 不畏強禦者 為方正品
- 四、換字後進 誘諭不倦者 為長上品
- 五、澹泊自守 費用不多者 為寧靜品
- 六、日外月進 進取不倦者 為發達品
- 七、博涉子史 強記不忘者 為博通品

七、親昵尊長 志在■酬者 為順良品

九、 功成事遂 不心進■（取カ）者 為安養品

十、 閑居養痾 不就職掌者 為安養品

十一、 專志訓話 不求理義者 為童蒙品

是堯非桀 他死

十二、 ~~旅進旅退~~ 無所取捨者 為童蒙品

十七、 一作一休 執持不固者 為進退品

十三、 依樣作文 絕無新意者 為佞佻品

旅進旅退

十四、 沈默固密 無所建白者 為佞佻品

十八、 課程數少 飲食費多者 為流蕩品

十九、 巧弄鄭聲 喜談淫褻者 為流蕩品

廿一、 奇服異貌 喜駭世俗者 為褻剝品

二十、 豪飲兼人 狂歌駭衆者 為流蕩品

廿二、 作事惰慢 數遭糾正者 為褻剝品

廿三、 食言失信 假而不反者 為棄暴品

廿四、 結黨連類 忤違法則者 為棄暴品

補十五、 任事作文 不顧題面者 為鹵莽品

十六、 任意用財 不記出入者 為鹵莽品

此序ノ通ニ寫スヘシ

先入為主不能就■者 為固陋品

己酉十一月新例

廿（五）然上四ニテ昇進ノ處前月●有之仍而

褒賞点八ツヲ以て之ヲ□シ、昇進致候事

辛亥七月申渡

句讀キリ、讀ヲ切ラサルコト旧例也、然レトモ、往々讀ヲ切ル者アリ、從來之ヲ恕スト雖モ、人遂ニ句讀ノ事

ヲ知ラサルニ至ル、因テ以後ハ禁之

壬子二月定

（無級ヨリ）四級下マテハ四權試業出席差許スコト

消權讀書

左傳 敏之進四級上綱鑑前半考之助七級下

辛亥七月新刻

四級以下、新ニ昇進之者、一權一等ヲ退ケ、二權八二  
等ヲ退ク、五級以上ハ仍舊、○從來中下等四權三權

ノ徒、此節迄ハ仍旧ト雖モ、到底消權セサル者ハ  
追々席ヲ退クコト

追テ席ヲ退クコト預定ノ法

八月末、四權・三權一等サケ、九月末二權又一等サケタル

【欄外】

（壬子閏二月改 試業四上ニ而、昇進致候時、前月●ナレハ、五上ニテ  
昇ルコト、旧例也、但新入再入ノ徒、其月末及出席分ハ、四上昇進不苦事）

【欄外】

（子十月新法 四級下より以下試業下ヨリ以下ハ一切控へ不申事）

十月末 ○權一等サケ終

十一月末 三權四權又一等サケ終

十二月末 二權又一等サケ畢

四級下昇進新例 辛亥十月より

四級下ハ□試業ノ点、會讀ノ内ニ入シ候事、旧例

之為共、其上ヲツケル程之力量ノ者ハ外他級ノ

試業同様ニ上中下ヲ以テ、勘定致又事

辛亥十一月より新例

一、四級下ノ試業、會讀点数ニ出ル事

以後相止メ候事

一、四級下ノ者試業、一切上等同様之勘定

二而一月四上ノ者、真権皆昇進ヲ加ヘル事

一、消権ノ詩文獨見皆課程録ニ控ヘ候事

十月より其通

一、消権ノ古詩十二句、以下ハ可為無用事、五七〇〇

様子ノ長篇ハ解数ヲ書出シ可申候事

一、十一月末より四級以下之者皆一権より席ヲ

一嶋ツツ下ケ候事、上等ハ旧例之通候事

新評補

未當其任 喜議塾政者 為悖乱品

有疑不問 終始蒙昧者 為覩心品

受業多年 不識師意者 為童蒙品

不掟其故 屈而相伸者 為癡達品

褒賞点控 丁未十月ヨリ

紹介

十月昇進 養律・春洞註 良悦・多三郎

丹宮 織吉・半右衛門 春樹・春洞註

徳太郎 浩然・壺仙

十一月昇進 修三・暹三郎 春英・咸一郎四 玄純・量策

連・志賀氏

十二月 儀市・文五郎 福次郎・俊治四

褒賞旧点追考 戊申正月考○帰省者来考

益太郎 章一・鼎三 内十九点用 吞海・暹峯四

退蔵・豊太郎九四四

褒

綱次郎 祐哉・鴨二郎

壮次郎・護市

良作 正

雀番・慎市

六郎・元貞

追考 右膳・礼司三 謙太郎内十四用

乘雲・法瑞

**内四点用**

善八郎三 龍静・道眼三三三

周策・多三郎

**内四点用**

敏之進 ○俊治・弟吉三

錫之助・喜三郎

**内九点用**

龜次郎 大哉善八郎 大珍三 圓宗九

純明三 法爾 薩蔵 内一点用三三 仁六・真情

直馬寛吾三四

蘆菴 数馬寂然 碩齋 主一郎

道慶三 民蔵輝蔵三三 養貞 志英三三

申正月無 二月騶虞・五郎兵衛 玄吾・碩齋

慎吉・省吾 可喜蔵 武一郎・良蔵三

三月縫之助・咸一郎

琢磨・法林寺 春齊・謙哉四 剛八・良蔵

綱次・良蔵 雲岱・蘆庵三

【欄外】(名上ニ〇ヲツケル分ハ木札をニ相渡ス分也)

吉次郎乞

四月秋菴・光太郎三三三 獨園・久市

三三三

慶山・善次 主計・斎太郎

六郎・劉三郎 虎吉・劉三郎

又ム

「玄為」・乙吉郎三 鉄太郎・乙吉郎

三三三

五月天心・池田

宰相・按察

武七郎・莊敬<sup>⑤</sup>

治三郎・吉田

礼太郎・莊敬

俊次郎・和田二平

六月〔貞三・養貞<sup>①②③</sup>〕

山壽・養貞

精一・右膳

七月龍心・德壽

董次郎・周策<sup>①②</sup>

法英・郁二郎

八月米次郎・多三郎

九月卯太郎・多三郎

小太郎・雲岱

超逸・春齋<sup>④</sup>

政吉・伊藤

森次郎・春溪

十月槐

純明・龜二郎

○庸造・董二郎

十一月○正・春英<sup>①</sup>

○大昌大珍大五郎<sup>④</sup>

文逸・直二郎<sup>⑤</sup>

德三郎・<sup>擬</sup>巖

十二月環・元芳<sup>①②③</sup>

觀明・壯藏<sup>⑧⑨</sup>

西正月水明

二月忍成

信軌

○法月・俊次郎<sup>①②③</sup>

莊之助

三月文藏・七郎<sup>①</sup>

元敬

元春

四月久六

主水

○惠命・宇太郎

彦市・良活<sup>②</sup>

雲溪

健貞・文之助<sup>⑧</sup>

○隼人・直馬<sup>①</sup>

觀海・光了<sup>②</sup>

惠市

主計

玄悟

寛治・徳三郎<sup>①②</sup>

閏月軍平

大五郎

五月吉郎

○峯三郎・主一郎<sup>①②</sup>

養貞・俊次郎<sup>②</sup>

六月元淑

栄・豊吉

七月修祐

啓助

○八月甚三郎・辰二郎

九月敬二(次)郎

尚綱

○俊三・元淑

十月儀作

○十一月吉十郎・龍静

節藏

吉太郎

宗二郎

秀三郎

左門・虚舟<sup>⑧</sup>

蘭圃

○元昌・彦市

三折・法瑞<sup>①</sup>

廉平

壽峰・道眼<sup>②</sup>

先之進・謙太良<sup>④</sup>

○大嶺・肩吾<sup>④</sup>

涉

○仲太郎・辰二郎

○恕一・孝次郎<sup>①②③④</sup>

○駒市・富五郎

○申吾・孝之助

文獅

淳仙

蘭圃

蘭圃

蘭圃

蘭圃

蘭圃

蘭圃

蘭圃

- 一、紹介褒賞ノ事、戊二月より制ヲ定メ木札相渡候事
- 一、以後ハ毎月二十七日ニ有申出者、節間合不申候得共、重而ハ木札不相渡事○紹介人物郷ニテ昇進之者代り而札ヲ受取候ハ不出候事○以後人へ褒賞点ヲ譲リ候事、格別之申立無之而ハ不叶事

- 一、戊二月以前之分ハ取調へ二月十二日札渡系さ此節都合叶心不申候ハ、追而可申出事

真権点数差等 乙卯八月ヨリ

- 一、無級百ニテ進ム
- 二、真一級下 百点ニテ進ム 権一級下 百五十点 以下一権二付五十点増
- 三、真一級上 百 以下如前例
- 四、真二級下 百以下如前例
- 五、真二級上 二百 権二級上 三百 以下一権二付百点増
- 六、真三級下 三百 権三級下 四百五十 以下一権二付百五十増
- 七、真三級上 四百 権三級上 六百 以下一権二付二百増
- 八、真四級下 五百 権四級下 七百五十 以下一権二付二百五十増
- 五級下 二百ヨリ二百四十九マテ
- 五級上 二百五十ヨリ

戊戌八月ヨリ定法

- 一、試業ノモノ四級以上、試業ノモノ急ニ昇進スル事不能時ハ姑ク試業ヲ止テ、詩文推敲、及ヒ獨見等ヲ勤メ、其力ヲ養フコト、一月ヨリ二三月ニ及ヒ、再ヒ試業ニ出席スヘシ、
- 一、右ノ如クスル者ハ、月首ニ先ツ其事ヲ届置ヘシ、而後月末ニ及テ、一月中ノ推敲ヲ受タル詩文、或ハ匿名稿ノ内ニ出シタル分ヲ、浄寫シテ、一卷トナシ、此方ニ呈スヘシ、推敲ヲ歴ス、匿名稿ニモ見ヘサル詩文ハ、數ルコトヲ許サス、

【欄外】

(如此者ハ課程録ノ中ニ其通ヲ録スル事許ス也)

- 一、右ノ詩文、數多キ者ハ、試業ノ中ニ準ス、數少キハ、下ニ準ス、與テ●ヲツクルコトヲ免ルヘシ、
- 一、右ノ如クスル者ハ、課程月考ノ時ハ、名ヲ客席ニ置ヘシ、

客席

課程月考定制

- 一、定客席ノ者ハ○其名ヲ前方ニ承リ置ヘシ。点数多時ハ本席ニ入り。サレハ客席ニ入ルコトヲ禁ス。
- 一、帰郷ノ者。塾ニ入来リ中比ヨリ試業ニ出タルハ。客席ニ入ルヘシ。塾ニ在ナカラ出席セス。中比ニ至リ出席スルハ。本席ニ入ルヘシ。
- 一、中比ヨリ出席スル者モ。相當ヨリ点数多キハ。本席ニ入ルヘシ。

己亥三月二十七日席序改革ニ付申渡候事

- 一、下等多人數ニテ、新来ノ徒、急ニ昇進出来兼候ニ付、此節新ニ一級ト無級トノ間ニ、一級ヲ設候テ、以前ノ一級ヲ二級ト改メ、無級ノ中ヨリ、最高點ノ者ヲ、二級下ニ進メ、其次ヲ一級上、其次ヲ一級下ニ進メ候事。
- 一、以前ノ一級ヲ二級ト改メ候上ハ、其上ノ處モ、次第ニ名目ヲ進候テ、九級ニ至候事。
- 一、此後ハ、無級モ上中等同様ニ、點數ヲ定メ置、點數満候ヘバ、何人ニテモ昇進イタシ、點數満タザル時ハ、一人モ昇進無之様、イタシ候事。
- 一、無級并一級上下ノ處ハ、昇進ノ點數、相當ヨリモ多候者ハ、餘点ト名ケ、昇進ノ級へ、書込候テ、スタリ不申様イタシ候、二級以上ハ、旧例ノ通、古点ハ不残スタリ候事
- 一、此後ハ、無級ニテ格別高点ノ者ハ、一級上下ヲ經ス

シテ、直二級下ニモ超遷イタシ候、二級以上ハ、旧例ノ通、超遷ハ無之事。

一、試業ノ者モ、会讀ノ点數ノ趣意ニ循シ候事

【欄外】

(庚子五月定制 試業超遷ノコトハ、会讀ノ点ニ準ス、但シ試業ニハ、餘点ヲ次ニ餘スルコトハナシコト)

一、此節新級ヲ設ケ、何レモ一級宛昇進ニ及候儀、新

來昇進ノ為メ而已ニ非ス、當時都講初、一同心得

宜敷、塾生風儀モ、先年ヨリハ、追々立ナリ候

ニツキ、褒賞ノタメ、右ノ沙汰ニ及ヒ候間、此後モ、力

行勤学懈怠無之様、可相心得事。

右

巳亥六月ヨリ定制

○四級上タル者以後会讀ヲヤメ試業而已ニ致シソコ事

牧右衛門廉哉皆紹介ノ功ニヨリテ褒奨ヲ加ヘ席序

速ニ進ソ口餘人モ其心得致スヘキ由申渡ス

巳亥十一月ヨリ定制

四級下ヨリ以下

○中下等ニ在テ、會讀出席セサル者、加級ノ法、通例上

上上上ト、四ニテ加級スル所ハ、上上上上上上ト、八ニ

テ加級スヘシ、上等昇進ニ比せハ、何事モ、一陪ト心得ヘシ、

試業會讀・双修ノ者ハ、喩ハ、四級下ナラハ、試業上上上上

ニテ會讀二百五十点ナレハ、昇進ス、若試業上上上上

ト五ナラハ、会讀百五十(八六七)ニテ進ヘシ、上六ナレハ、百(廿四五)ニテ進ミ、

上七ナレハ、(一六)五十(三四)ニテ進ミ、上八ナレハ、無点ニテモ進ムヘシ、

其他モ、此例ヲ以テ推スヘシ

庚子三月ヨリ會讀点數定制

八 六 七

四級下 五百点ニテ昇進 三級上 四百

六 五 五

三級下 三百 二級上 二百

四 三 二 一

二級下 一級上 一級下 无級 百

右ノ諸級餘点アレハ皆昇進ノ級中ニ入ル

會讀書

一点會 論語 孟子 孝經

二点會 小学 蒙求 十八史略

三点會 大学 中庸 史記列傳

四点會以上 隨時制宜不預定

庚子九月ヨリ定制

三八ノ□分三六九トナリ一月限リニ捨リ候事

壬寅十一月席序常例ニ異ナル事

大村ヨリ日田分試業凡送り候處、詩試一度分参リ

不申凡八度ニ而月旦相改メ候ニ付、試業相当之法

旧法ヨリ一割リ二分宛ヲ減シ候事

甲寅(閏)八月ヨリ新制

過アル者●ヲ加ルコト旧例ナレトモ法密ナラス人ニヨリ

異同ニ生スル故ニ定制ヲ立ツ ●一ツ

百点ニ当ル 五級下ノ者ハ●一ツ二百点ニ當ル

五級上ナレハ●一ツ二百三十点ニ當ル ○之ヲ差引

ノ法五級下二百点ナレハ上一ツナリ、中三十点ヲ引キ中トナル

罰百七十点残ル上二ツナレハ六十点ヲ引キ上三ツナト八九十点

ヲ引ク、上四十ナレハ百廿点ヲ引ケ △若前罰未終サル  
ニ後罰アル者ハ二度ニ差引ヘシ

【欄外】

(而後二中下等ニ当ル時ハ論セス上ヲツケタル時  
百点ヲ引クナリ 喩ハ五級下ノ者ニ百点ヲ付ケハ  
上一ツ其中百点ヲ引ケハ残テ百点トナリ下下  
トナル其分ニテ罰之至也 次ノ月ヨリハ平人ナリ△)

84・141・142 「旧幕府領地内家塾」

舊幕府領地内家塾

名稱 咸宜園

所在地 豊後國日田郡堀田村

塾主氏名 廣瀬求馬、初名簡、字廉卿、後二建、

字子基ト更ム、淡窓又峇陽ト號ス、

學科 漢學

教師ノ數 塾主一人教頭トナリ、門人先進ノモノ

ヲ以テ補助トス、

生徒ノ概數 生徒一時塾ニ在ルモノ、初ハ二三十人、

中比ヨリ百四五十人、後ハ二百人、前後入門者、

總計五千人ニ及ヘリ、

授業ノ順序 授業ハ、素讀、輪讀、講義、輪講、獨

見、質問、試業等ナリ、試業ハ、毎月九回、書ニ百字ヲ試

ルニ回、唐本ノ句讀ヲ試ムル三回、文詩ヲ試ル各二回、學階

ヲ九級ニ分チ、一級ヲ又上下二等トス、總テ十八級、毎月

生徒ノ勤惰點數ヲ查シ、其進退ヲ月旦ニ定ム、

教科用書 四書、五經、及子集和漢歴史、兼詩文、

學習年限 學習年限ナシ、生徒ハ七八歳ヨリ、廿歳内

外、三十歳ニ至ル、十八級ヲ終ルモノハ、大抵三四年間ト  
ス、

束脩謝儀 束脩ハ金百匹ヲ例トス、貧生ハ其限ニ

在ラス、謝儀ハ一歳兩度、中元歳末 亦百匹ヲ例トス、貧生

ハ亦此限ニ在ラス、

塾主行事及著書藏書

塾主幼年學ニ志シ、

家ヲ弟某ニ讓リ、筑後隱士松下某ニ從學シ、十七

歳、筑前ノ龜井道載父子ニ從ヒ、一年ニシテ歸郷、獨

學、廿四歳、瓊林莊學舎ヲ市東ニ開キ、童兒ヲ教

フ、生徒日ニ集ル、乃遷テ堀田村ニ居リ、塾ヲ開ク、名

テ咸宜園ト云フ、生徒年ヲ逐テ益進ム、毎年新ニ

門ニ入ルモノ百人内外トス、年老ルニ至テ、無子、門人矢

野範治ヲシテ家姓ヲ承シメ、扶テ門人ヲ教育ス、生

平多病ナルヲ以テ、足郷ヲ出デス、但肥前大村侯、豊

後府内候ノ招聘ニ應シ、一タヒ其國ニ至ル、又一タヒ長

崎下関ニ遊フ、其學、敬天ヲ本トシ、處義制數ヲ用トス、

經ヲ解ク、新古ニ拘泥セス、唯本文ニ折衷ス、書ヲ讀ム、古今

和漢内外ヲ問ハス、唯其適用ヲ取ル、人ヲ教ル、偏固狹

隘ニ陥ラス、務テ其材ヲ達スルヲ主トス、年七十五ニシテ

歿ス、著書、既ニ刻スルモノ、析玄一卷、義府一卷、

遠思樓詩抄(鈔)前後編四卷、淡窓小品二卷、老子摘

解二卷、迂言二卷、淡窓詩話二卷、未刻モノ、夜雨寮

筆記四卷、約言一卷、自新錄一卷、再新錄一卷、論語

孟子 懷舊樓筆記五十卷、醒齋語錄 卷數未定

及晋唐宋元明清諸家詩選、凡數十卷、藏書ハ

和漢書籍凡五千卷、

塾主ノ身分 日田郡豆田町ノ商家ニ生ル、後幕

府其教育普及ヲ嘉シ、命スルニ儒官ノ名ヲ以テシ、永

世苗字帯刀ヲ許可シ、西國郡代直支配トナル、

沿革略及雜事 塾主文化ニ三年頃、學校ヲ

開キシヨリ、弟子ヲ教ル五十年、安政三年丙辰ニ至リ  
テ歿ス、初其弟謙ヲ以テ嗣トス、後謙ヲシテ本位ニ復

セシメ門人矢野範治ヲ以テ後ヲ承ケ、謙ノ子孝ヲ以テ嗣トス、範治孝相續テ家塾ヲ承ケ、先規ニ困テ子弟ヲ教授ス、維新後廢藩、諸藩ノ生徒皆退ク、於是塾廢ス、明治十一年ニ至リ、門人某再ヒ瓊林莊ヲ開キ、遺

規ニ困テ生徒ニ授ク、現ニ生徒八十許人アリ

極テ盛ナリシ年代 塾主四十歳 文政七八年 以後、七十五歳

安政初年ニ至ル、三十年間、最盛ナリトス、歿後範治・孝教

授ノ際、生徒一時極テ多シ、

調査セシ事實、計數ニ関スル年代、(此分意味不分明ニ付

之ヲ畧セリ)

84、143 「宜園再興保存ノ儀ニ付淡窓先生門下諸君え御相談書」

壬午三月十五日達五岳到來東添ヒノ規則書也 山梨縣寓居中儀範治

宜園再興保存ノ儀ニ付淡窓先生門下

諸君江御相談書

宜園ノ盛時ハ諸君御承知ノ通ニ有之先生

没後青邨・林外ヲ繼承シ風教ヲ維持シ

專ラ育英ノ事ニ從事致シ來リタルニ時勢

一變青邨ハ官ニ就キ林外ハ不幸ニモ病没

爾來宜園ノ家屋ハ郡役所トナリ、或ハ米會

所トナリ庭園ハ歳二月ニ益以テ荒蕪ス、然ルニ

先生ノ門人諫山・椋野諸輩此地ニ居住シ此現

場ヲ目撃シ、感慨ニ耐ヘサル事、茲二年アリ幸ニ

先生ノ門下ニ村上姑南アリ、豊前國下毛郡中

摩村ニ居住シ、醫ヲ業トスルノ餘暇生徒ノ教

授ヲナセリ、依テ同氏ニ姑ラク宜園ニ入テ教師

ノ責ニ任セラレン事ヲ乞フ、同氏直チニ之ヲ承

諾スルト雖トモ、家事頗ル困難ノ事情アリ、遷延

シ漸ク明治十三年二月ヲ以テ、同氏宜園ニ移

居スル事ヲ得タリ、爾來生徒漸々増加、今日ニ至テハ八十餘名ニ及ビタリ、然ルニ資金ノナキヲ

如何トモスル事能ハズ、僅カニ生徒ノ入社金・月謝金ヲ以テ家賃ヲ拂ヒ 宜園ノ家屋ハ旧ノ如シト雖トモ既ニ他人ノ所有ト

ナリタレハ、家賃ヲ出サ、ル事ヲ得ス

殘額ヲ姑南ノ給料ニ充ツルノミ、就テハ今般銘々共

協議ヲ遂ケ、宜園ヲ義塾ノ体ニ革メ、舊規ヲ永

遠ニ保存スルノ方法ヲ設ケ、廣ク醜金ヲ同志諸君

ニ募リ、其集額ハ(何程ニテモ)之ヲ永世据置金トナシ、

利子ヲ何歩トシ、内何分ヲ即今費途ノ補助

ニ供シ、何分ヲ積立金トナシ、之ヲ元金ニ合并シ、漸次

増殖スルトキハ、後年ニ至リ右利子ノミヲ以テ、宜園ノ

旧規ニ合スル教師ヲ天下ニ求メ、必ス其人ヲ得ラ

ルヘキノ資本トナルニ至リ可申、如此永世保存

ノ基礎相立候テコソ、銘々共所謂本ニ報ヒ、始

ニ反ルノ道ニ相叶ヒ可申歟、右ハ諸君ニ於テモ

御同様ノ訳ト相考ヘ、御相談ニ及ヒ申候、尚

御賢考モ可有之、御伏臆ナク御申聞可被

下候、素ヨリ應募ノ諸君ヘハ一々御協議ヲ

遂ケ取斗方、可仕積ニ御座候得共、先ツ此

節ハ創始ノ儀ニ付、銘々共丈ニ申極メタル

ノ手續・方法左ニ記載仕候、

第一条 宜園ヲ再興シ旧規ヲ永遠ニ維

持保存スル方法ヲ立ツルニ付テハ、先會名

ヲ附セサルヲ得ス、之ヲ宜園保存會ト云フ

第二条 此舉ニ同意シ應分ノ醜金ヲ

出スモノヲ宜園保存會員ト云フ

第三条 此會員ヲ二種ニ分ツ、本郡内ニ

居住スルモノヲ内會員ト云フ、本郡内外ニ居

住スルモノヲ外會員ト云フ

第四條 宜園再興ノ事ハ一昨年未既ニ粗

其端緒ヲ開キタリ、今般更ニ會員ヲ募

リ、永ク宜園ヲ保存セント欲ス、先ツ發起人

ニテ立案ヲナシ、内會員ニ篤ク協議ヲ遂

ケ、其手續方法ヲ確定セサル可ラス、其要

目如左

釀金取扱ノ手續 是ハ當分ノ内隈・豆田両町ノ

内ニテ身元慥ニシテ廣ク世間ニ信認セラレタル

モノニ預ケ置キ何歩ノ利子ヲ附セシムヘシ、其預

リ證書ハ内會員惣代何名ノ宛名タルヘシ、證書雛形別冊ニ具ス

但シ應募諸君ヨリ送金スルニ付テハ直チニ其

預リ人ニ振込ミ其領収証ヲ以テ本會々頭ニ

差出スヘシ

釀金ヲ以テ田地ヲ買入ル、手續 是ハ可成丈宜園

近傍ノ地所賣却スル人アルヲ待テ内會員中熟議

ノ上其買入ヲナスヘシ、尤モ該地券名面ノ儀ハ會計

方一名ノ名面トナシ、會計方ヨリハ該地宜園ノ

保存田タル事ヲ証スル證書ヲ内會惣代何名

宛名ニテ差入ルヘシ

預ケ金ヨリ生スル利子并ニ保存田ヨリ収

入スル作徳米処分ノ手續 是ハ左ノ割合通

處分ス

十分ノ四 積立金トナシ元金ニ合併ス

十分ノ三 教員給料ニ充ツ

十分ノ三 宜園家屋修繕并ニ書籍買入ニ充ツ

但シ右ハ釀金纏マリ高ノ都合ニヨリ内會員熟議ノ上變更

スル事アルヘシ

第五條 廣ク會員ヲ募ルニ於テハ先ツ内會員

丈ニテ宜園ノ体裁ヲ議定セサル可ラス、其議如左

學科教則ハ都テ淡窓先生ノ旧ニ依ル

但シ時勢ノ沿革ニ隨ヒ増損變更スルハ内會員

ノ公議ニ決スヘシ

教員任命給料ノ増減ハ内會員ノ熟議シタ

ル上ニ非サレハ猥リニ断行ヲ許サス

但シ該任免増減ノ擧アル毎ニ外會員ニ報告スヘシ

第六條 決算報告ハ宜園保存ノ最緊要タルニ

付キ追テ釀金纏マリタル上ハ該金額ヲ永世据置

金トナシ、假令如何様ノ時變ニ際會スル共使用

ヲ許サス、之ヲ元金トシテ其惣額ヨリ生スル利子作

徳米ノ遣拂決算表ヲ毎年旧曆十二月限り

遍子ク内會員ニ報告スヘシ

第七條 本會員ニ役員ヲ設ケ分課擔當スル事如左

但シ當分ハ發起人ノ協議ヲ以テ撰任ス

會頭一名 本會一切ノ事務ヲ總括シ内外會員ニ照會

往復等ノ事ヲ掌ル

同助一名 會頭ノ相談相手タルヘシ

會計方何名 金銭出納一切ノ事ヲ掌ル

書記一名 會頭ノ指図ニ隨ヒ往復文章日誌雜録等

ヲ掌ル

第九條 此手續方法ハ内外會員ノ意見ニ由テ増

補改正スル事アルヘシ、尤モ其都度内外會員ニ

報告スヘシ

第十條 今回此手續方法ヲ議決スルニ付テハ

他日ニ異義ナキヲ表スルタメ左ニ記名調印致

スモノナリ

明治十五年二月 發起人 五岳

諫山東作

南 正次

棕野元卓

平島尚綱

兒玉文貞

石田又元(印)

草野忠右衛門

84、145 「咸宜園開校式記録」

咸宜園開校祝辞

日田郡長新庄閑衛

師父ノ遺範ヲ追慕シ其後嗣ノ成業ヲ開張セン事ヲ謀リ以テ其徳ヲ明カニスルハ亦一箇ノ愛國心ナル哉回顧シテ往時ヲ懷フニ今ヲ距ル八十有餘年文化ノ初年ニ當リ淡窓廣瀬先生瓊林学舎ヲ市ノ東ニ開キ聖教ヲ講究スルニ敬天ヲ本トシ處義制数ヲ用トス經ヲ解ク新古ニ拘泥セス唯本文ニ折衷シ書ヲ讀ム古今内外ヲ問ハス偏固狹隘ニ陥ラス務テ其材ヲ達スルヲ主トス人ヲシテ自カラ廉耻禮讓ノ域ニ至ラシム故ニ從学スル者前後五千人々才ヲ得ル最モ多ク世ノ用トナル者哉百人ナルヲ知ラス實ニ一世ヲシテ感服セシムルニ足レリ青邨・林外ニ先生相續テ教授ス学事益隆盛リリシモ維新ノ際朝命ニ從事スル所アリ学事暫ラク廢ス其後明治十二年ノ頃五岳上人姑南村上氏菽村諫山氏ヲ始メ有志ノ諸氏相謀リ義塾ヲ再興シ就中姑南先師ノ遺規ニ因リテ生徒ニ教授ス以テ青邨先生ノ令嗣貞文君ノ成学ヲ待ツ所アリ當時貞文君ハ東京ニアリ英学ヲ修メ法律ヲ攻メ夙ニ司法ノ官トナレリ然ルニ維新以降学問ノ道大ニ闡ケ成徳利用厚生ノ道粲然緒ニ就クト雖トモ人心日々渝薄輕躁唯利是走り道徳仁義ノ道地ニ墜ントス是ニ於テ

皇上聰明治體ヲ明ニシ學術ノ偏陋ヲ憂ヒ夙ニ小中大学ノ設アリ德育智育體育ヲ以テ養育ヲ為スモ都鄙宜ヲ異ニシ智惠俗ヲ殊ニスルアリ貞文君此ニ見ル所アリ断然

官ヲ辞シテ郷里ニ歸リ大ニ祖先ノ志ヲ繼キ有志ノ諸君ト之ヲ謀リ聖教ヲ以テ道徳ノ基礎ヲ占メ教育ヲ受ル者ヲシテ世ニ對シ耻ナカラシメント奮起勇發大ニ為ス所アラントス諸君一心以テ之ヲ贊成セハ何事カ舉ラサランヤ古人曰ク今ノ時然シ易シト一郡以テ一縣ニ及ビ一縣以テ天下ニ及フコトアラハ我日田郡ノ光榮何ヲ以テカ之ニ加ヘン聊蕪言ヲ以テ祝辭ヲ陳述スルコト此ノ如シ

答辞

諫山東作

有志總代諫山東作謹テ郡長新庄君ノ祝辭ニ答フ夫レ宜園ノ主ヲ失スル茲二十有餘年洒掃礼ヲ習フノ地草萊狐居ノ陰窟ヲ藏シ明經子義ヲ講スルノ堂米商就斷ノ賤利ヲ争フ荒涼ノ景紛雜ノ状苟モ心ヲ学事ニ存スル者往來誰カ睨シテ正視セン首ヲ疾シメ額ヲ蹙メテ去ラサルアラシヤ我輩ノ憂以テ知ルヘキナリ今ヤ妖孽ノ跡全ク消シ慶祥ノ瑞方ニ現シ東ニ保存ノ社員ヲ結ヒ西ニ再興ノ有志ヲ集メ淡窓其孫青邨其子慈能ク統ヲ傳ヘ孝能ク志ヲ繼キ官途ノ榮ナル忽チ勇退ヲ急流ニ付シ学海ノ漠タル將ニ狂瀾ヲ既倒ニ廻ントス月辰茲ニ吉ヲ告ケ明治乙酉二月廿二日園ノ講堂ニ就キ先師淡窓ノ遺像ヲ壁ノ正面ニ立テ開業ノ新典ヲ堂ノ中央ニ設ク衆哲遠キヲ憚カラス諸彦旧キヲ捨テス惠然トシテ賁來ヲ辱フシ慶ヲ助ケ儀ヲ添フ乃睨窓ノ柝ヲ傳フ書聲ノ朗々タル耳ヲ洗テ聞クヘク暮庭ノ歩ヲ散スル矜影ノ翻々タル目ヲ刮テ見ルヘキナリ嗚呼宿昔ノ素志望為ニ達シ當今ノ拮据事為ニ遂ク我輩ノ悦亦以テ知ルヘキナリ郡長君ノ茲ニ賁臨ヲ辱フスル其惠ヲ荷フ己ニ大ナリ況ヤ特ニ祝辭ヲ賜ヒ美ヲ贊シ規ヲ存スル此舉ノ光榮花上ノ添錦餘リアリト謂フヘシ豈唯此舉ノ光榮ノミナランヤ實ニ我輩ノ光榮ナリ何唯我輩ノ光榮ノミナランヤ實ニ先師淡窓ト濠田貞

文氏トノ光栄ナリ然ル時ハ則此光栄ヲシテ長く之ヲ將來ニ傳ヘ廢墮ノ辱ナカラシメ勉努力更ニ此園ノ教化ヲシテ普ク一郡ニ及ホシ一郡ヨリ一縣ニ及ホシ天下ノ廣ニ及傳シ以テ君ノ高意ニ副ヘンコト豈服膺敬守セサルヘケンヤ奉答ノ言盡ルアルモ恭謝ノ意盡ルナシ聊有志ノ集意ヲ總表シ區々ノ鄙言ヲ陳述スルコト爾リ

咸宜園主廣瀨貞文

明治十八年二月廿二日不肖貞文我咸宜園開校ノ式ヲ擧ク茲ニ郡長閣下ノ貴臨ヲ辱フシ又賓客諸彦ノ來臨ヲ辱フス郡長閣下祝辭ヲ賜ヒ賓客諸彦モ亦祝詞ヲ賜フ句トシテ金玉ノ清音アラサルハナク人トシテ德行ノ君子ナラサルハナク祥氣藹々春色海ノ如シ嗚呼盛リナリト謂ハサルヘケンヤ不肖貞文ノ光栄何ヲ以テ之ニ加ヘン抑々咸宜園ハ一私塾ノ不肖貞文ハ一寒生身而シテ此盛大ナル開校式ヲ擧クルヲ得タリ是レ之ヲ内ニシテハ五岳上人高山上人諫山國手以下有志諸君ノ力ニ出テ之ヲ外ニシテハ郡長閣下ト賓客諸彦ノ賜ニアラスシテ何ソヤ既ニ此力アリ又此賜アリ不肖貞文ノ幸福亦何ヲ以テ之ニ加ヘン

嗚呼光栄如此其レ極レリ幸福如此其レ大ナリ不肖貞文此光栄ト幸福トヲ荷ヒ以テ淡窓以下祖先ノ遺業ヲ繼キ勉勵刻苦文字ヲ以テ畢生ノ務トシ内ニシテハ家塾ノ業日々就リ月ニ將ニ外ニシテハ教育ノ力天下ニ及ヒ人オヲ養成シテ 皇化ヲ裨補スルノ日アルヲ期シ以テ郡長閣下及ヒ賓客諸彦ノ恩遇ニ酬ヒ又以有志諸君ノ厚情ニ答ヘサルヘカラス若シ否ラスシテ宜園大ニ振ハサルノ日アラハ貞文何ノ面目アリテ復ヒ郡長閣下以下ニ見ルヲ得ンヤ今日ノ光栄ト幸福トハ徒ニ他日ノ嗤トナラン耳嗚呼自カラ警メサルヘケンヤ又自奮ハサルヘケンヤ

然ト雖トモ不肖貞文淺学菲才加フルニ既ニ訓ヲ垂ル、ノ父ナク又教ヲ受クルノ師ナシ父ナク師ナシ何ヲ以テ此大任ヲ荷フヲ得ン否然ラス今ヤ郡長閣下以下有志諸君ノアルアリ或ハ父トナリテ訓誡ヲ座シ或ハ師トナリテ教誨ヲ下シ早晚貞文ヲシテ此大任ヲ達セシムルノ日アルヘキヤ必セリ果シテ然ラハ其恩遇厚情ハ特リ今日ノ開校式ニ止ラス不肖貞文ノ光栄幸福モ亦應ニ今日ニ止ラサルヘシ貞文不肖ナリト雖モ豈努力セサルヲ得ンヤ詩ニ曰靡不有始鮮克有終ト始アリ終ナキハ士ノ耻ル所ナリ不肖貞文郡長閣下以下有志諸君ト興ニ宜園大ニ振フノ日アルヲ期セン耳薄茲ニ蕪辭ヲ呈シ恭謝ノ意ヲ表スルコト爾リ

乙酉新年呈濠田廣瀨先生 五岳

宜園風物又蒼然、絃誦聲颺榭柳邊、志學朋從遠方到、育英業自祖翁傳、重興廢塾是今日、呼做先生猶少年、門下何妨有嘲語、五絳在腹々便々、

祝咸宜園再興開校式 諫山菽村

一郷父老自欣々、新報朝來友好聞、四世遺規興家学、滿堂慶賀現人雲、乾坤改歲瑞烟合、梅柳（カ）迎春和氣薰、開典方逢東帝節、知他長奏育英勳

倍咸宜園再興開校典宴有感賦呈濠田廣瀨先生疊韻二首余從事于斯学再興者有年於茲其間換教師合三人遷居凡六處而例年師其生徒檢藏書於廣瀨源兵衛君樓上詩中故及

先生屢變屢遷居、多少拮据年月除、眞主今朝入園去、平安并賀壁中書、平安并賀壁中書、收取杞憂全掃除、我酒休嘲將及亂、杏林自是得安居、

濠田廣瀨先生自東京回謀宜園再興以明治乙酉二

月念有二日設開校式焉四方諸賢來會者太多明忻然

之餘賦此以呈先生

村上姑南

淡子登僊去卅年、咸宜園閉寂寥然、聊存遺跡吾唯慙、盛繼餘  
光君好全、旧令尹慙無政告、新先生既有名傳、諸賢來聚今朝  
宴、開業祝辭連幾篇、

明治十八年廿二日祝宜園再興開校式

高山雪叟

當年遊學士、誰不說宜園、三代鴻儒出、四方門弟繁、柳風吹綠  
意、梅月照香魂、今日再興主、鄉閭推之孫、

咸宜園興復開校祝詞

秋重梅庵

鹿洞蹤存復出師、園林堂宇得咸宜、蕭々竹冒春寒秀、落々松  
經臘雪歌、欸待合歡茲具禮、溫柔之教又興詩、君看文物粲然  
美、滿座恬熙動祝詞、

祝宜園再興

山鹿春汀

林禽檐雀喜聲頻、有志功成衆意伸、楚語齋言知幾百、滿堂賀  
客四方人、

祝咸宜園興復開校典

石田或鳴

嗣家襲業素非安、興廢開荒事更難、子思能傳先世道、溯明早  
擲當時官、匱中美玉光方現、溟北大鵬勢欲搏、物有盛衰花有  
雨、桂林復見月輪團、

五岳老師菽村詞兄書來有咸宜園再興之報賀以小

詩

友石盛郊

奇才多出淡翁門、林外青邨古竹園、家學從來傳奕世、芳名今  
日及蘭孫、汝南月日新評起、稷下生徒遺範存、想見春風絃誦

聞、喚醒猿鶴旧時魂、

祝宜園再興時余在職於佐賀縣不得陪開校之典賦

此志喜併謝有志諸君

高取皆山

誰謀美舉欲云々、果起名園此奏勲、不獨山川推我土、況由都  
鄙仰斯文、育英須做汝南俗、及弟寧空冀北群、能繼箕裘任尤  
重、贊成功亦屬諸君、

廣瀨先生の開校式を藝參らすとて 千秋

ふミ見るにみたれぬすちの道志るへたよらぬ人のならい  
とそあらめ

宜園の再興儀いはひて 公顯

うゑおきしこと葉の花いとしを經てわかふる  
郷にけふそにはへる

廣瀨貞文ぬし東京より降りて宜園を再興し給ひ

けるとて開校の式を行なはれける筈につとひて

足卅

ふるさとをなほもハすれぬうくひすハミやこの  
春をつけてなくらむ

宜園開校を賀し侍りて 清風舎乙人年六十有六

根芹つむ人 影多し園の春

84・146 「咸宜園學則」

(表紙)

明治廿年十月日改正

咸宜園學則

咸宜園規則

第一章 通則

第一條 本国ハ就學ノ志ヲ抱キ不得已官公立

學校ニ就學スル能ハサル者ヲ教養シ左ノ三

項ヲ知ラシムルヲ以テ其目的トス

一、忠信ヲ主トシ禮讓ヲ重ズ

一、倫理ヲ正シ忠孝ヲ勵ム

一、知識ヲ擴メ事業ヲ立ツ

第二條 役員教員及其職掌左ノ如シ

一、校長 一名

本校ノ全權ヲ掌リ校務ヲ統轄ス

一、幹事 一名

校長ヲ輔佐シ校務ヲ幹理シ校長不在ノ時

ハ之カ代理ヲ為ス

一、教師 定員ナシ

教務ヲ分掌シ教則ニ從テ教授ノ事ヲ掌ル

第三條 紀元節・天長節並ニ神武天皇祭日ニハ

校中ニ於テ祝筵ヲ張り歆ヲ國旗ノ下ニ盡スベシ

第四條 休業日左ノ如シ

但シ臨時休業ハ其都度揭示スヘシ

一、土曜日午後

一、日曜日

一、孝明天皇祭 一月三十日

一、紀元節 二月十一日

一、春季孝靈祭 春分日

一、神武天皇祭 四月三日

一、夏季 八月一日ヨリ同二十日

一、秋季孝靈祭 秋分日

一、神嘗祭 十月十七日

一、淡窓祭 十一月一日

一、天長節 十一月三日

一、新嘗祭 十一月廿三日

一、冬季 十二月廿一日ヨリ一月九日迄

一、大試験後 五日

第五條 寄宿生食費ハ一ヶ月金壹円三十五錢トス

都合ニヨリ現品ヲ入ルタモ妨ナシ

但シ物價ノ高低ニ依テ増減スルコトモアルベシ

第六條 内外生徒ハ授業料トシテ金三十五錢ヲ納ム可シ

但シ毎月十日以内ニ徴収スルモノトス

逐條 毎日ノ授業時間ハ六時ト定メ土曜日ハ三時トス

第二章 學年并ニ教則

第七條 修業年限ハ通シテ五ヶ年トス

第八條 學年ハ一ヶ年前後ノ二學期二分チ一ヶ年

ヲ以テ學級ノ修業期限トス

第九條 晩學或ハ不得止事情アル者ハ特ニ變則科

ヲ設ケ一科若クハ數科ヲ修業セシムルコトアルベシ

但シ校長・幹事ニ於テ適當ト認メ許可シタル

者ニ限ル

第十條 毎週一回競文會・競算會ヲ開設ス

第十一條 毎週一回會話ヲ催シ學友相互ノ切磋

ヲナシ或ハ演說討論ヲナサシム

第十二條 毎月三回隊伍ヲ組ミ大原演習ヲナサシ

ム

第十三條 各學期ノ學科課程表ハ別ニ定ムル處ニ據ル

第十四條 全學科ヲ卒業シ尚留學セント欲スル者ハ

其望ム處ニ任セ高等ノ學科ヲ授クル者トス

第十五條 各學科授業ノ要旨左ノ如シ

第一款 修身 修身ハ人生ノ大本ニシテ身ヲ

立テ道ヲ行ヒ 皇國ノ臣タル本分ヲ盡サ

シムルノ基礎ナレバ幼時ノ涵養尤緊要ナリトス  
是レ本校學科ノ主項ニ置ク所以ニシテ其教授  
ハ聖賢ノ格言ト德行トニ依リ躬行實踐ヲ主

トシ孝悌忠信禮義廉恥等ノ事ヲ知ラシメ

倫理ヲ正シ大義ヲ明ニシ己ヲ成シ物ヲ成スノ  
道ニ達センコトヲ要ス抑彼ノ經典ノ如キハ所  
謂一字千金ノ味アルモノニシテ其不盡ノ意ノ存

スル所ニ至リテハ敢テ翻譯言語ノ及フ所ニ非

ス人々自ラ其蘊ヲ究ムルニ非レバ道腹ヲ味フ

コトヲ得ス是各級ニ通課シテ温見講讀殊ニ殷

懃ヲ加ヘシムル所以ナリ

第二款 歴史 讀史ハ致知ノ一要件ニシテ尤モ

自國ノ事ヲ知ルヲ緊要トス故ニ重複ヲ厭

ハズ各等各級通シテ本邦ノ歴史ヲ課シ我國

體ノ萬國ニ殊絶シ皇統一系特リ君臣ノ義ア

ルノミナラズ自ラ父子ノ親ヲ兼有シ萬國君

臣ノ義ト異ナル者アルヲ知ラシメ尊王愛國ノ

志氣ヲ振起セシムルヲ要トス次テ政治ノ治

華風俗ノ變遷明君賢相ノ効ア效積忠臣義士

ノ遺烈名教ノ盛衰朝廷ノ汚隆ニ影響アル

ト治亂安危ノ萌蘖スル所以トヲ推究シ身ヲ

其中ニ置テ之ヲ處スル所以ノ道ヲ思ハシメ其

知識ヲ開達センコトヲ要スル支那モ亦尤モ久ク

我國ト親密ノ關係アルヲ以テ併セテ其歴史

ヲ課シ次テ萬國史ニ及ホシ其形勢ノ一班ヲ

知ラシメントス

### 第一年生

第三款 文學 文學科豫科素讀ノ要ハ文字

ノ音訓句讀ノ斷讀ヲ明ニシ務メテ讀法ヲ正

クスルニアリ其教法四級三級ハ授讀シ二級

下級ハ自カラ讀マシム其作文ノ要ハ思想ヲ表

彰シ事實ヲ記述シ以テ百般ノ世務ニ應スルニ

アリ故ニ文題ハ務メテ實用ニ適スル者ヲ擇ミ

假名交文及ビ書簡文公用文今世ノ文體

ニ倣ヒ漢文ハ古雅ノ文牀ヲ學バシメ專ラ

簡明着實ヲ主トス詩ハ韻調正雅趣味優

□□

美ナランコトヲ要ス凡詩文ヲ學ブニハ例格ニ依

ラザル可カラズ故ニ各級通ジテ古文ノ作例ヲ配

課シ講讀ノ後暗誦暗書セシムルモノトス

第四款 英語 英語ハ其用殊ニ廣キ外國語ニ

シテ今世要用ノ者タリ故ニ各級通ジテ之ヲ課

シ其綴字ハ英語ヲ教ユルノ始ニ於テ文字ノ名

及音母音子音ノ區別字音ノ分方音符

用法等ヲ授ケ以テ發音ヲ正クスルヲ旨トス稍習

熟スルノ後ハ教師自ラ單語短句ヲ唱ヘ生徒ヲ

シテ或ハ之ヲ分音和誦セシメ或ハ之ヲ書取ラ

シメ以テ綴字ノ法ヲ會得セシメ且ツ時々單語ノ

簡易ナルモノヲ摘採シ其譯語ヲ授以テ譯讀ノ

階梯タラシムルヲ要ス其讀方ハ音聲ノ抑揚句

讀ノ斷讀ヲ明ニシ以テ法讀ヲ正クシ聽者ヲシ

テ容易ク音義ヲ會得セシムルニ在リ且ツ誦

讀ノ際音調ヲ正クシ狀貌ヲ整ヘシメンコトヲ務

ムベシ其讀譯ハ讀方ヲ課スルノ際之ヲ授ク其

要ハ英語ヲ邦語ニ譯シ意義ヲ了解セシムルニ

在リ其譯スル所ノ語句ハ自ラ章ヲナシ或ハ之ヲ

誦シ或ハ之ヲ筆シ得ルニ至ラシメンコトヲ務ムベシ

其讀書ハ讀方譯讀ヲ兼子授クル者トス之

ヲ授クルニハ生徒ヲシテ讀方ヲ正シクシ章句ヲ

誦讀セシメ教師其意義ヲ講明シ或ハ生徒

ヲシテ之ヲ解釋セシメ遂ニ直讀以テ其意義

ヲ了解スルノ力ヲ鞏固ナラシメ實用ヲ助クルニアリ

其習字ハ字形鮮明ニシテ運筆快捷ナランコトヲ

要ス故ニ先ツ姿勢執筆ノ法ヲ授ケ次ニ大字細

字ノ書法ヲ教ヘ漸ク運筆速寫ニ習熟セシムベ

シ其作文ハ先ツ卑近の文題ニ就テ簡易ノ文

章ヲ作ラシメ、或ハ填語正語ノ法ヲ用キテ作例

ヲ知ラシメ作文ノ思想漸進ムニ及ヒ日用適切ノ

題ヲ與ヘ記事文書牘文等ヲ作ラシメ又時々

簡易ノ和文ヲ驛セシム

第五款 算術 算術ハ百般ノ學術日用ノ計算

ニ缺クベカラサル者ナリ故ニ之ヲ授クニハ數理ヲ推究シ

術語ヲ解釋シ法則ヲ論證シ傍ラ簡法ニ通セシ

ムルハ勿論實際適切ノ問題ヲ與ヘテ其應用ヲ

試ミ施算正確ニシテ且ツ迅速ナラシメンコトヲ要ス

第六款 代數 代數ハ記號字母ヲ用キテ施算ノ

繁冗ヲ省キ一術ヲ以テ許多ノ問題ニ活用スルノ便

アルノミナラズ數理ヲ詳明ニスルノ關鍵ニシテ數學

ノ一基本トナル者ナレバ殊ニ順序ヲ正クシテ理論

ヲ推究セシムベシ

第七款 幾何 幾何ハ線面角體ノ性質關係

及其測度法ヲ推究スル者ニシテ物ノ長短容積

等ヲ精測スルニ必要ナルノミナラズ思想ヲ綴密ニシ

推理判斷等ノ力ニ養成スル者ナレバ之ヲ説明スル

ニハ最詳細精確ナルヲ旨トス又常用曲線ハ普

通ノ曲線ヲ撰ビテ之ヲ授ケ其大畧ヲ知ラシムベシ

第八款 三角法 三角法ハ八線ノ性質關係及

三角形ノ測定法ヲ推究スルモノニシテ土地ノ高低

遠近等ヲ測量スル如キモ亦多クハ此科ニ資ス

之ヲ授クルニハ務メテ精密ヲ旨トシ理論實算  
并進マシムベシ

第九款 地理 地理ハ學術及生業上必須用ノ

者ナリ之ヲ授クルノ法日本地誌ニ於テハ全國ノ位置

廣袤形勢氣候人民邦制上ノ區劃等ヨリ各州

ノ疆域形勢物產人口人情風俗郡區都邑ニ

及シ萬國地誌ニ於テハ海外諸國ノ疆域形勢

氣候物產人種風俗都邑等の概畧ヲ以テシ專

ラ暗記ヲ主トス

第十款 物理 物理ハ宇宙萬有形態上ノ規

象ヲ講明スル者ニシテ其用極メテ大ナリト雖教

授器械等ノ具備セサルヲ以テ特ニ其大畧ヲ授

ケ諸物性本原法則等ヲ暗記セシムベシ

第十一款 化學 化學ハ天地間ニ散在セル萬

物即チ金屬非金屬ノ結構形狀ヲ明カニシ諸元

素ノ成立及功用ヲ説キ自ラ造化ノ妙境ニ逍遙

セシムル者ナレバ理學ト齋シク試驗の要ナルハ更

ニ多言ヲ待タス

第十二款 生理 生理ハ人身全部ノ構成組織

ト兼テ壯健軟弱ノ相別ルル所以ノ原理ヲ説キ身

體ノ撰養健全及ビ飲食睡眠過不足ノ利害

ヲ明カニスルノ學ナレバ時々禽獸虫魚各物ニ就キ

解剖ヲ施シ勉メテ實地ノ活用ヲ重ズル者トス

第十三款 經濟學

經濟學ハ國家貧富盛衰ノ基

礎ノ由テ生ズル學科ナレハ百科中最モ必需ナル者トス故ニ富ノ原

理ヨリ生産及ビ消費供給需用利

益勤勞等ノ諸則ニ及ボシ結ブニ通

商貿易日常ノ要務ヲ以テス其用書

ハフオセツト氏ノ著述ニ依ル

第十四款 圖画

圖画ハ美術ノ一ニシテ美ハ心志ヲシテ緻密ナラシムル者  
ナレバ普通科ニハ欠ク可カラザル者ナリ  
自在画法ヨリ延テ幾何画投影法  
等ヲ授クル者トス

第十五款 習字

習字ハ筆力遒勁ニシテ字形  
正雅ナルヲ要シ大字・細字ノ書法及速寫法  
ヲ習練セシメ日用ノ應用ヲ旨トスベシ

第十六款 體操

體操ノ要ハ身體ノ發育ヲ平  
等ニシテ健康ヲ保全シ精神ヲシテ活潑ナラシメ  
紀律ニ服シ事ニ耐得シムルニアリ故ニ步兵操練  
擊劍等ヲ演習セシム

第三章 試驗規則

第十六條 試驗ヲ別テ小試験大試験ノ二種トス

第十七條 小試験ハ各科修行ノ進度ヲ計リ一期内

三度乃至五度臨時ニ之ヲ行ヒ其優劣ヲ判シテ坐

次ヲ進退ス

第十八條 大試験ハ六月十二月之ヲ施行シ期中

(前後ノ各學期ヲ云) 修學セシ學科ヲ試ミ其等級ヲ

定ム

第十九條 試験ノ優劣ハ點數ヲ以テ之ヲ評ス其評

點ハ各科定點平均四分ノ三ニ滿ル者ヲ及第トスト

唯一科四分ノ一未滿ノ者アルモノハ落第トス

但シ四分一未滿ノ科アル者ト雖平生ノ勉強ニ依リ

試補生トシテ上級ニ編入シ置キ其科目ヲ專修セ

シメ臨時試験ヲ行ヒ昇級セシムルコトアルベシ

第廿條 大試験ニ於テハ小試験得點ヲ度數ニテ約

シタルモノヲ小試験割合點トシテ加ルモノトス

第廿一條 試験ノ節ハ學科ノ外受業日數ヲ加ヘン

第廿二條 小試験ニ際シ疾病等止ヲ得サル事由アリ

テ欠席シタル者ニハ其次回若クハ前面ノ月次試験得

點五分ノ二ヲ與フルモノトス

但欠課半數ニ及ブコトハ此限ニ非ズ

第廿三條 大試験ニ欠席シタル者ト雖小試験得

點多數ノ者ハ欠度シタル事由ヲ悉シ特別試験ヲ

行フコトアルベシ

第廿四條 諸科優等ノ者ハ臨時拔擢試験ヲ行ヒ

昇級セシムルコトアルベシ

第廿五條 落第三席ニ及ブモノハ退校ヲ命ズ

第廿六條 大試験成績優等ノ者ニハ褒賞ヲ與フル

コトアルヘシ

第廿七條 試験問題ハ難易ニ依リ嚴ニ時間ヲ限り

之ヲ課スベシ

第廿八條 各科試験法要畧左ノ如シ

第一款 修身科 試験問題下級(二年生以下ヲ云)ハ格

言及實事ノ暗記各一題應用一題ヲ筆答

又ハ口答ヲナサシム上級(三年生以上ヲ云)ハ經典中一章若ク

ハ一節ヲ撰擇シ二問ヲ與ヘ講釋又ハ訓點訓

解ヲナサシメ及ヒ應用一題ヲ筆答セシム

但シ修身科ノ評點ハ定點四分ノ一ヲ豫メ品

行點ニ充テ平素ノ行狀ニ照シ斟酌シテ之ヲ

與フルモノトス

第二款 歴史ハ訓點訓解一問暗記三問ヲ

筆答セシム

第三款 文學下級ハ書牘中一文或ハ數文ヲ

諳誦誦書セシメ其作文ハ書簡文公用文各一

題ヲ課シ上級ハ詩文各一題並文章軌範一

文唐詩選一首乃至三首ヲ諳誦諳書セシム

第四款 英語科其讀書ハ一年前後學期ノ者

ハ既讀ノ書中緊要ノ箇所ヲ擇ヒ音讀上譯讀

セシメ二年生以上ハ既讀書及ヒ未讀書ニ就キ直

讀講義セシム尤未讀書ハ暫ノ自習時間ヲ與

フ其習字ハ各級適宜ノ字数ヲ定メ席上諸躰

ヲ揮寫セシム其書取ハ書中緊要ノ章句ヲ擇ヒ

教師之ヲ暗誦シ筆記セシメ其會話ハ言語ノ

當差巧拙ヲ諦聽シ其優劣ヲ判

第五款 算術代数幾何三角法等ハ各四問題

ヲ與ヘ筆答セシメ數理法則等モ並記セシム

第六款 地理ハ暗記四問ヲ筆答又ハ口答ヲナサ

シム 第七款 物理ハ諸物性本原法則等ニ就キ諳

記四問ヲ筆答セシム

第八款 化學ハ暗記四問ヲ筆答セシム

第九款 生理ハ三問ヲ筆答トシ一問ハ解剖ヲ実

施シテ之カ明解ヲ下サシム

第十款 經濟學ハ諸原則等必需ノ四問ヲ第答セシム

第十一款 圖画ハ画本或ハ實物ニ

就キ一問ヲ與ヘテ之ヲ写サシム

第十二款 習字ハ各級適宜ノ字数ヲ定メ大字

ノ揮寫及ヒ細字ノ速寫ヲナサシム

第十三款 體操科ハ數人又ハ一人毎ニ其技ヲ演

セシム技術ノ巧拙ヲ檢ス

第廿九條 一期ノ學科ヲ卒リ試験ヲ全フセシ者ニハ

第一号書式ノ証書ヲ授與シ全期ノ學科卒業

ノ者ニハ第二号ノ証書ヲ授與スベシ

第一号書式

第二号書式

印割	
何府縣華土族平民	姓名
甲 番号	年齢
乙 番号	年齢
年月日	
大分縣豊後国日田郡豆田	
私立咸宜園	
校長何某	印

印割	
何府縣華土族平民	姓名
番号	年齢
本校制定全科卒業候	事
年月日	
大分縣豊後国日田郡豆田	
私立咸宜園	
校長 何某	印

第四章 入校退校規則

第三十條 入校生ノ年齢ハ十四歲以上トス

但シ年齢未滿ト雖尋常小學卒業ノ者ハ時宜

ニ依リ入校セシムルコトアルベシ

第三十一條 入校セント欲スル者ハ寮監ニ就其手續ヲ

承合シタル後親戚族知巳ノ紹介ヲ以テ校長又ハ幹

事ヘ申出許可ヲ得ヘシ

但シ他府縣人ハ身許引受人ノ証書ヲ要ス

第三十二條 毎月三日十六日ヲ以テ入校日ト定ム

第三十三條 入校許可ノ上ハ左ノ文例ニ依リ履歷書

ヲ差出シ試験ヲ受ケ等級編入ヲ乞フヘシ

文例

履歷書

縣國郡區町村名番地

華土族平民誰子弟又ハ戸主

姓名

何年何月出生

一、何年何月ヨリ何年何月迄何地官・公・私立何學校

ヘ入り教師何誰ニ從ヒ何學科ヲ修メ何級ヨリ何級

迄卒業其用書何々

一、何年何月ヨリ何地ニ於テ何々奉職何年何月辞職又ハ免職

一、何年何月何々ノ件ニ依テ受賞或ハ受賞一、實養父祖父兄弟姓名及ビ其存亡

右之通相違無之候也

第三十四條 官立公立及私立學校ニテ退校ヲ命セラレタル者ハ入校ヲ許サズ

但シ私立學校ニ於テ退校ヲ命セラレタルモノハ事宜ニ依リ許可スルコトモアルヘシ

第三十五條 退校セント欲スル者ハ其事由ヲ記シ親族連署ノ上願出許可ヲ得ヘシ

第三十六條 帰省又ハ外出ノ者三十日毎ニ其理由ヲ届出サルトキハ退校ト見做シ除名ス

第三十七條 校長幹事ノ意見ヲ以テ事由ヲ明示セズ退校ヲ命スルコトアルベシ

第五章 寮内規則  
第三十八條 校舎ヲ分テ役員教員詰間・書籍室・

講堂・教場・當直室・應接間・寄宿所・食堂等ノ数個トシ其寄宿所ヲ称シテ寮トシ寮ヲ分テ各舎トス

第三十九條 學生中校長・幹事の特撰ヲ以テ左職員ヲ置ケ

一、寮監 一名  
役員教師耳目ノ及バザル所ヲ輔佐シ諸職

一、監察 一名  
學生ノ品行並學費遺拂ノ多寡ヲ查察

セシム  
一、舎長 数名

寮監ヲ輔佐シ學生ニ率先シ室内諸事ヲ整理セシム

一、助教 数名

一、教師ヲ助ケ或學科ノ教授ヲ分擔セシム  
一、會計監 二名  
校内ニ関スル金銭ノ出納及學生授業料

取納ノ事ヲ取扱ハシム  
一、當直 数名

學生ノ出入外来ノ應接並ニ洒掃者ヲ監  
督シ朝夕二度ノ在否點檢ヲ掌ル

一、録事 一名  
諸記録及ヒ諸表簿編纂等ノ事ヲ掌ル

第四十條 學生中隊伍ヲ編制シ規則ヲ正シ諸事互ニ保任セシム

第四十二條 出寝入寝ノ時ハ講堂ニ上リ名札を反シ點檢ヲ受クベシ

但シ上校下宿ノ時モ名札ヲ反スヘシ

第四十三條 學校ハ最清潔ヲ要スヘキニヨリ内外洒掃ヲ怠ルヘカラズ且ツ土曜日毎ニ大洒掃ヲナスベシ

第四十四條 洒掃番ハ職員ヲ除クノ外順點從事セシム  
第四十五條 書間褥類ヲ展列スヘカラズ、但シ疾病ニ罹ル者ハ此限ニ非スト雖其旨ヲ詰問ヘ届出ヘシ

第四十六條 室内ニ於テ角抵騒動ハ勿論小説稗史ヲ讀之猥褻ノ談話ヲナス等渾テ他生勤學ノ妨

外トナル所為アルヘカラス

第四十七條 室内ニ於テ焚火ヲ為スハ勿論火ヲ蓄ヘタル儘外出又ハ就民スルコトヲ禁ス

第四十八條 外来人ハ親戚朋友ト雖必ス應接間ニ於テ接見シ之ヲ室内ニ引カント欲スルトキハ詰問ノ許可ヲ受クヘシ

第四十九條 畳類ヲ燒燬シ或ハ障子壁等破壞シ又ハ樂書シ其他校用ノ什器庭園ノ樹木ヲ損傷

シタルモノハ之ヲ償還セシム、若シ本人分明ナラサルトキハ其關係アル各室ノモノヲシテ共擔セシムルモノトス

但シ時機ニヨリ補修料ヲ納メシムルコトアルヘシ

第五十條 出寝入寝喫食就業遊歩等ノ時限ハ

日ノ長短ニヨリ之ヲ定メ其都度揭示スベシ

第五十一條 毎日職員中輪點當直ヲ置キ起臥

就業等ノ報告ヲ首メ日常各般ノ事務ヲ掌

ラシム

## 第六章 生徒心得

第五十二條 生徒入校ノ上ハ教養主旨ノ三項ヲ

躰認シ總テ師命ヲ奉シ諸職員ノ指

示ニ從ヒ規則ヲ遵守スヘシ

第五十三條 毎月未並ニ學期末ニハ受業獨習共修

業届ヲ差出ベシ

第五十四條 在學中節儉ヲ主旨トシ市店ニ立寄

飲食スル等ノコトアルベカラズ

但シ大祭日祝日及毎月第一土曜日第三

土曜日ニ限り校内ニ於テ菓肉ヲ食スル

ハ妨ナシ

第五十五條 在校中金錢物品ヲ貸借シ又ハ掛買

ヲナスコトヲ禁ス

但シ必用ノ物品ニ限り一時止ムヲ得貸

借セント欲スルトキハ詰問ニ伺出許可ヲ受

クヘシ

第五十六條 傳染病若クハ厭悪スヘキ病症ニ罹ル者

ハ外宿ヲ命シ又ハ上校ヲ停止スルコトアルベシ

第五十七條 晨起後直ニ衾褥ヲ収メ机案坐席ヲ

整理シ假ニモ不潔ノコトナキ様ニ注意スベシ

第五十八條 乱臥裸躰乱便足等ノ処行スルベカラズ

第五十九條 授業又ハ外出ノ時ハ洋服若クハ袴ヲ

着用スベシ

但シ外出ノ時ハ校章付ノ帽子ヲ載クベシ

第六十條 入湯其他散歩ノ時ハ伍列長之ヲ引

率スベシ

第六十一條 坐班ハ諸職員ヲ上トシ次ハ等級ノ高下

ニ從ヒ同級生ハ試験得点ノ多少ニ依リ同

点数ノ者八年ノ長幼ニ依ルベシ

第六十二條 寄宿又ハ外出ヲ要スル者ハ其由ヲ記

シ舎長・寮監ノ與書ヲ乞ヒ當直ヲ經テ詰

問ニ願出テ許可ヲ受クベシ

第六十三條 俄ニ発シタル急用ノ外寄宿外出ハ休

業日ニ於テシ其願書ハ前日迄ニ差出ベシ

第六十四條 外出寄宿ノ者願濟ノ時間ヲ經過

シ上校スル時ハ事由ヲ詳記シ其証據書ヲ

添ヘ詰問ニ届出テ處分ヲ待ツヘシ

第六十五條 病氣又ハ事故アリテ欠課スル者ハ其由

ヲ記シ舎長・寮監ノ與書ヲ乞當直ヲ經テ授

業時間前詰問ニ届出ベシ

但シ一課タリトモ病氣ニテ欠課スルトキハ當

日ノ外出ヲ禁ズ、若シ病用ノ為外出ヲ要

スル者ハ願出許可ヲ受ケ歸校ノ上医師

ノ診断書ヲ差出スベシ

第六十六條 各自ノ物品ニハ必ス自己ノ姓名ヲ明記

スヘシ

但シ姓名記載ナキモノハ假令破壊紛失

等ノ患アルモ他人ニ向テ譴責スルヲ得ズ

第六十七條 通學生ハ必ズ授業時間前上校スベシ

第六十八條 授業用書籍・器械並ニ食器夜具類ハ

各自之ヲ用意スベシ

但シ書籍・器械本校備有ノ分ハ貸與ス  
ルコトアルベシ

第六十九條 授業点檢喫食等時間報告後ハ

五分以内必着席スベシ

第七十條 授業又ハ喫食ノ時ニハ假ニモ不行儀ノ

コトアルベカラズ

第七章 勸懲例

第七十一條 勉強尤拔群、品行尤端正ナル者ニハ

左ノ區別ニ從テ之ヲ勸奨ス

一、擇席

室内ノ坐席希望ニ任セ之ヲ授クルヲ云

二、品行點特與

定點ノ外特別ニ與フルコトアルヲ云

三、免役

校中一切ノ雜役ヲ免除スルヲ云

四、特許坐班

等級年齢ニ拘ラズ坐班ヲ進ムルヲ云

五、賞賜

賞品授與スルヲ云

第七十二條 規則ヲ犯シ若クハ德誼ヲ破ル者ハ

左ノ區別ニ從テ之ヲ懲戒ス

一、諭戒

二、寫字

三、洒掃

四、禁足

五、退校

第七十三條 校ノ内外ヲ問ハズ不良ノ行為アルトキハ

規則ニ明文ナキコトト雖渾テ德誼ヲ破ルヲ以

テ處分ス

第七十四條 一ケ月中禁足ノ處分ヲ受ル三

度ニ及フ者ハ退校セシム

84・147 「學術雜誌出版條例ニ依リ出版並ニ手續省略」

學術雜誌出版條例ニ依リ出版並ニ手續省略願

一、咸宜園

右專ラ詩文和歌傳記ノ學術ニ関スル事項ヲ記載シ毎

月一回發行致スヘキモノニ候處出版條例ニ依リ出版致シ

且全條例第三條ノ日限ニ不拘其出版ノ都度御届ニ不及

發行前製本ノミ相納候様致度此段相願候也

明治廿二年十一月三十日 東京牛込區町式丁目廿番地

編輯者兼

發行者 竹内菊五郎(印)

内務大臣伯爵山縣有朋殿

願之聞届ク

明治廿二年十二月五日

内務大臣伯爵山縣有朋(内務大臣之印)

84・148 「宜園文庫創立趣意書草案」

宜園文庫創立趣意書草案

咸宜園ノ名天下ニ聞フルヤ久矣、往時淡窓先生弱

冠園塾ヲ開キ帷ヲ下シテ教授セラル、ヤ青袴ノ士

遠近來リ學フ者前後三千餘人星霜實ニ五十

年ニ及ヘリ、旭莊・青邨・林外三先生衣鉢相傳ヘ

箕裘(十竹冠) 相繼テ育英ノ任ニ當リ四先生門下ノ秀

才ニシテ儒者ニ医士ニ工・商ニ或ハ桑門ニ或ハ官途ニ在リテ名

ヲ天下ニ成セシ者輩出シタリ、蓋シ咸宜園方世ノ文化

ヲ上裨益シ風教ヲ維持シタル其ノ功ヤ偉ナリト謂フヘシ  
維新以降茲ニ四十餘年其間青邨・林外二先生相

繼テ東京ニ歿セラレ村上姑南・諫山菽村二氏ノ如キ一時  
宜園ヲ守リテ子弟ヲ教育セシ者亦相繼テ死歿シ爾

後絃誦聲絶テ塾舍頽廢シ松杉影瘦テ庭園荒

涼タリ、今ヤ昔時ノ紀念トシテ見ルヘキモノ僅ニ淡窓

先生ノ舊居和肅堂、遠思樓及蔵書五千餘卷

ヲ存スルノミ、嗚呼一タヒ其ノ墟ヲ過クル者誰カ禾

黍離々ノ歎ヲ發セサラン、今ニシテ之カ保存ノ方法ヲ

講セス空ク湮滅荒廢ニ歸セシメンカ千歳ノ恨事ニシ

テ亦每只ニ風教ヲ維持スルノ道ニアラス、抑青年子

弟ヲ薰陶シテ其品性ヲ高尚ナラシムルハ決テ學校

教育ニ一任スヘカラス、務メテ古今ノ賢哲偉人ニ私淑

セシメ自然ノ感化ニ困リテ女其徳性ヲ發揮セシメサルヘカ

ラス、△風教ノ陵遲ノスルヤ現時、特ニ其ノ必要アリ、豈一日モ忽

諸ニ付スヘケンヤ

於是乎吾人胥謀リテ廣ク同窓及同感ノ士ノ

贊助ヲ請ヒ左ノ設計ニ因リ先ツ咸園文庫ヲ創

於是乎吾人同志相謀リテ廣ク同窓及同感ノ士ノ贊

助ヲ請ヒ左ノ設計方法ニ因リ茲ニ先ツ宜園文庫ヲ創立

シテ漸次其他ノ施設ニ着手シ以テ斯ノ蔵書遺蹟等ヲ

不朽ニ傳ヘムト欲ス、以テ德育ヲ裨益シ風教ヲ維持セムト欲ス

大方諸彦幸ニ吾人ノ微衷ヲ諒シ陸續贊助アラ

ムコトヲ冀フト云爾

明治四十二年五月

【欄外】

東京ニ在リテ家塾ヲ開キ名ケテ東宜園ト曰フ

△

泰西諸國カ古偉人ノ遺物ヲ蒐集スルニ断簡・零黒モ尚且

千金ヲ吝マサルハ即チ此ノ主旨ニ外ナラサルナリ、我國現時  
此挙ヤ果シテ德育ヲ躰養シ風教ヲ維持スルヲ□ハ四先生  
亦切ニ地下ニ瞑セラルヘシ、豈惟吾人ノ幸ノミナラムヤ

## I . 教育普及事業

### 1. 展示事業

#### (1) 常設展

会 期：平成28年 4月 1日（日）～  
平成29年 2月14日（火）

内 容：廣瀬淡窓と咸宜園をテーマに日田市が所蔵する咸宜園関係史料を中心に展示した。

協 力：公益財団法人廣瀬資料館

#### (2) 企画展：「廣瀬旭荘・廣瀬敬四郎文庫」

会 期：平成29年 2月16日（木）～ 3月31日（木）

内 容：咸宜園教育研究センターでは、去る平成24年（2012）、廣瀬淡窓の末弟である廣瀬旭荘の没後150年記念の特別展「廣瀬旭荘—東遊 大坂 池田—」を開催した。その後、この特別展が契機となって旭荘の四男・廣瀬敬四郎のご子孫である廣瀬敬一氏から、旭荘と敬四郎を中心とする貴重な史資料を当センターにご寄託いただいた。

廣瀬旭荘は25歳の頃、咸宜園第2代塾主となったが、天保7年（1836）、30歳の時に東遊し、以後25年余りの間、大坂・江戸に住み塾を開き、多くの文人たちと交遊を持った。また、この間、山陰など諸国を巡遊している。

旭荘は6男3女をもうけたが、長男の林外（孝之助）は淡窓の養子となり、咸宜園の第4代塾主となったため、4男の敬四郎が実質的に旭荘家を継ぐことになった。

廣瀬敬四郎は嘉永4年（1851）に大坂で生まれ、旭荘の元で成長するが、文久3年（1863）の旭荘没後は、一家で日田に引き上げている。敬四郎は咸宜園に入塾して、兄である廣瀬林外に学び、明治5年（1872）には慶應義塾に横田国臣らと共に入社している。その後は地方官吏として各地へ赴任して活躍している。

今回の企画展では、ご寄託いただいた旭荘子孫家に伝わった旭荘に関わる史料のほか、旭荘と交流のあった文人たちや敬四郎にまつわる史料を中心に展示を行った。

刊行物：平成28年度 咸宜園教育研究センター春季企画展・咸宜園開塾200年記念『廣瀬旭荘・敬四郎文庫』

主な展：廣瀬淡窓・旭荘・林外書（個人蔵寄託品）

示品 廣瀬旭荘書画「夢登富山」（個人蔵寄託品）

抄日間瑣事備忘録 七月二日一則、キャンドルスナッフアー及びそのスケッチ（個人蔵寄託品）

廣瀬旭荘子孫家伝来眼鏡（個人蔵寄託品）

田能村小虎（直入）画「西下図」（個人蔵寄託品）

吉川松谷画「芝仙竹寿図」（個人蔵寄託品）

平野五岳画 廣瀬旭荘書（個人蔵寄託品）

旭荘先生西省（旭荘帰省）卷子（個人蔵寄託品）

廣瀬旭荘送西下漢詩卷子（個人蔵寄託品）

廣瀬青郵作・敬四郎書「七言絶句」（個人蔵寄託品）

廣瀬敬四郎 辞令等（個人蔵寄託品）

廣瀬敬四郎履歴書（個人蔵寄託品）

中洲家具目録（個人蔵寄託品）

故廣瀬謙吉叙位記及び沙汰書（個人蔵寄託品）

「御遺置書付之写」（個人蔵寄託品）

「御教戒書」（個人蔵寄託品）

印章及び印材・文房具等ほか

協 力：廣瀬敬一、公益財団法人廣瀬資料館、廣瀬貞雄、中島龍磨、廣瀬洋一、園田大、大野雅之、二宮健、橋本千和子、松井公男、藤波則子、高倉幸子、十時イミ、重松路子、酒井里佳、財津美穂子、櫻井みどり、松ヶ野彩

（順不同・敬称略）



## 2. 講座・講演会・イベント等

### ■講座

①咸宜園平成門下生講座 対象：咸宜園平成門下生之会（現在、会員数約 186 名）参加者数 延べ 1,321 名

講座	開催日	事業名など	場所	参加者
第1回	平成28年 7月7日(木)	「世界遺産と日本遺産」 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏	パトリア日田 スタジオ1	77名
第2回	7月14日(木)	「国境の島 杵岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」 対馬市歴史のまちづくり 世界遺産登録推進室 室長 宮脇 好和 氏	パトリア日田 スタジオ1	67名
第3回	7月28日(木)	「相良700年が生んだ保守と進取の文化 ～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨」 人吉市歴史遺産課 和田 好史 氏	パトリア日田 スタジオ1	58名
第4回	8月4日(木)	「旧閑谷学校について」 (公財) 特別史跡旧閑谷学校 顕彰保存会 事務局長 國友 道一 氏	パトリア日田 スタジオ1	50名
第5回	9月1日(木)	「日本遺産の取組みについて(大分編)」 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏	パトリア日田 スタジオ1	54名
第6回	9月15日(木)	「日本茶800年の歴史散歩」 宇治市歴史まちづくり推進課 杉本 宏 氏	パトリア日田 スタジオ1	58名
第7回	9月29日(木)	「津和野今昔～百景図を歩く～」 津和野町商工観光課 津和野町日本遺産推進協議会事務局 米本 潔 氏	パトリア日田 スタジオ1	48名
第8回	10月6日(木)	「日本遺産の取組みについて(九州編)」 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏	パトリア日田 スタジオ1	38名
第9回	11月20日(日)	大分県主催「大分県文語シンポジウム」豊の国と古典・ 文語～廣瀬淡窓を中心として～ 市民参加	バス研修	21名
第10回	平成29年 2月19日(日)	咸宜園開塾200年記念事業(記念講演など)	パトリア日田 スタジオ1	850名

### その他

咸宜園平成門下生之会会員による「咸宜園交流事業サポーター」協力事業(登録者:27名)

- ・5月24日 「日田川開き観光祭」どんたくカーニバルへのパレード参加
- ・7月22日 山鹿市主催「立志の道を歩こう」(日田市協力) 事業への協力
- ・11月及び平成29年3月「日本遺産子どもガイド」への協力
- ・平成29年2月 「淡窓先生に学ぶ～学校の取組～」(「咸宜園の日」記念事業)での展示作業協力



「日本遺産子どもガイド」

②咸宜園教育研究センター公開講座「日本遺産を歩く」(年8回) 参加者数 延べ 450名

講座	開催日	演題及び講師	場所	参加者
第1回	7月7日(木)	「世界遺産と日本遺産」 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏	パトリア日田 スタジオ1	77名
第2回	7月14日(木)	「国境の島 杵岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」 対馬市歴史のまちづくり 世界遺産登録推進室 室長 宮脇 好和 氏	パトリア日田 スタジオ1	67名
第3回	7月28日(木)	「相良700年が生んだ保守と進取の文化 ～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨」 人吉市歴史遺産課 和田 好史 氏	パトリア日田 スタジオ1	58名
第4回	8月4日(木)	「旧閑谷学校について」 (公財)特別史跡旧閑谷学校 顕彰保存会 事務局長 國友 道一 氏	パトリア日田 スタジオ1	50名
第5回	9月1日(火)	「日本遺産の取組みについて(大分編)」 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏	パトリア日田 スタジオ1	54名
第6回	9月15日(木)	「日本茶800年の歴史散歩」 宇治市歴史まちづくり推進課 杉本 宏 氏	パトリア日田 スタジオ1	58名
第7回	9月29日(木)	「津和野今昔～百景図を歩く～」 津和野町商工観光課 津和野町日本遺産推進協議会事務局 米本 潔 氏	パトリア日田 スタジオ1	48名
第8回	10月6日(木)	「日本遺産の取組みについて(九州編)」 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏	パトリア日田 スタジオ1	38名



第1回「世界遺産と日本遺産」 後藤 宗俊氏



第2回「国境の島 杵岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」 宮脇 好和氏



第3回「相良700年が生んだ保守と進取の文化  
～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨」  
和田 好史氏



第4回「旧閑谷学校について」 國友 道一氏

■ 交流・教育普及事業

① 東明館中学 1 年生「咸宜園研修」（新入学生を対象）

◇ 期 日：平成 28 年 4 月 15 日（金） 46 名

② 第 16 回「立志の道を歩こう」

（熊本県山鹿市が主催する日田市との交流事業）

◇ 内 容：山鹿市（旧鹿本町）の小学生が地元出身の咸宜園門下生清浦奎吾（元内閣総理大臣）の歩いた道のりを迎える取り組み

◇ 日 時：平成 28 年 7 月 22 日（金）  
午前 11 時～午後 1 時

◇ 参 加：山鹿市 155 名、日田市 42 名

◇ 協力団体：淡窓会

主要地方道日田鹿本線改修促進期成会

JA 大分ひたスイカ部会

◇ 記 念 品：日田市より

③ 「咸宜園入問ぼっくす」移動教室

日田市内の小中学校や地域からの要望を受け、研修室の入問ぼっくすを貸し出し、廣瀬淡窓や咸宜園について興味関心を持ってもらうきっかけとする。

④ 日田市文教祭（書道展）

市内小中学生約 5,500 名が参加（咸宜園にちなんだ課題）



第 70 回日田市文教祭  
「日田市小中学校書写展」  
アオーゼ 2 階美術展示ギャラリー



三芳小学校

大明小学校

戸山中学校

東溪中学校

3. 刊行事業

(1) 咸宜園教育研究センター研究紀要第 6 号

◇ 研究紀要

「写真を通じた咸宜園教育の普及と実践

『門下生・上野彦馬（写真家）が見た日田・咸宜園』 香 川 良 海

廣瀬淡窓と木屋徳令 後 藤 宗 俊

廣瀬淡窓の老子思想—『析玄』について 深 町 浩 一 郎

近世後期の儒者 廣瀬淡窓と長崎 三 澤 勝 己

廣瀬敬四郎と「廣瀬旭莊・敬四郎文庫」 溝 田 直 己

咸宜園門下生略伝（五） 溝 田 直 己

吉 田 博 嗣

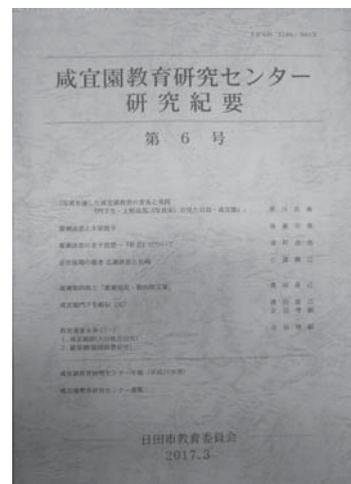
教育遺産を歩く（一） 吉 田 博 嗣

1. 咸宜園跡（大分県日田市）

2. 藏春園（福岡県豊前市）

◇ 咸宜園教育研究センター年報（平成 27 年度）

◇ 咸宜園教育研究センター要覧



#### 4. ふれあい宅配講座（講師派遣実績）

日付	内容	申込団体	人数
平成28年 6月17日	「長三洲について」	日田市立東溪中学校	30人
〃 8月19日	「学園都市豆田町にひろがる淡窓ゆかりの地を歩く」	日田市教育委員会	30人
〃 〃	「咸宜園が学校教育に伝えること」	日田市教育委員会	30人
〃 9月6日	「豆田まち歩き」	日田市咸宜公民館	22人
〃 9月15日	「廣瀬淡窓と咸宜園教育」	暁大学生（高齢者学級）	100人
〃 9月20日	「廣瀬淡窓と咸宜園」	中九州広域商工振興連絡協議会	32人
〃 9月27日	「咸宜園の日本遺産認定について」	日田商工会議所青年部	20人
〃 11月19日	「近世日本の教育遺産群 - 学ぶ心・礼節の本源 -」	ひとよし花まる学園大学	30人
〃 12月24日	「廣瀬淡窓と長生園について」	日田考古学同好会	20人
平成29年 2月25日	「咸宜園と塾内における人権」	小郡部落史研究会	29人

※計10回 343名

#### 5. その他の取り組み

##### ・第18回 平成淡窓祭

淡窓先生の遺徳をしのぶ平成淡窓祭が第20回目を迎えた。主催の淡窓会は廣瀬淡窓を顕彰するため、昭和27年にその前身となる組織を発足。11月1日は淡窓先生の命日。

日 時：平成28年11月1日（水） 午前10時～正午

会 場：史跡咸宜園跡（秋風庵にて）

主 催：淡窓会

##### ・咸宜園開塾200年記念イベント・二松学舎大学創立140年記念事業

日 時：平成28年12月5日（月）午後7時～8時45分

講演会：「明治期の咸宜園関係の漢詩人たち」

講 師：石川 忠久 氏（二松学舎大学名誉教授）

場 所：日田市役所7階 大会議室

主 催：日田市・日田市教育委員会

共 催：二松学舎大学 文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「近代日本の「知」の形成と漢学」



石川忠久先生 講演会風景

## Ⅱ．調査研究事業

### 調査研究について

咸宜園教育研究センターでは、咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集を行っている。以下にその概要を報告する。

#### (1) 廣瀬淡窓著述史料に基づく調査研究

廣瀬淡窓の「淡窓日記」等を市民団体と協働で翻刻作業を行っている。平成 24 年度からの継続事業。

実施内容：「淡窓日記」嘉永 6 年（1853）から嘉永 7 年（1854）まで作業終了

委託団体：漢文日記を読む会（代表：野田高巳氏）

担当職員：深町浩一郎

#### (2) 門下生に関する情報の収集

##### 1. 廣瀬青邨（門下生名：矢野範治）・廣瀬濠田（廣瀬菊ノ助）に関する調査

場 所：東京都立川市（国文学研究資料館）

期 日：平成 28 年 6 月 2 日（木）～ 5 日（土）、  
平成 29 年 3 月 14 日（火）～ 18 日（土）

調査者：溝田直己

内 容：咸宜園門下生でのちに第三代塾主となった廣瀬青邨、第八代塾主となった廣瀬濠田に関する調査。昨年度に引き続き、廣瀬青邨・濠田関係の資料が寄贈されている国文学研究資料館（大学共同利用機関法人人間文化研究機構）において、青邨や濠田、また咸宜園の運営に関わる史料群である「廣瀬青邨文庫」の概要把握のため、閲覧及び写真撮影を行った。

##### 2. 鳥取県出身の門下生 木下習古・松田道之・乾 徳脩

場 所：鳥取県立図書館、妙円寺、興禅寺

期 日：平成 28 年 5 月 17 日（火）～ 18 日（水）

調査者：吉田博嗣

内 容：鳥取県出身の門下生は現在まで 8 名の存在が明らかとなっているが、その内、木下文庵（嘉永 5 年入門）・松田道之（安政 3 年入門）・乾徳脩（文久 2 年入門）の 3 名について関連文献の収集や墓所などの現地確認を行った。

###### ・木下習古（門下生名：木下文庵）

木下家は代々医家を営み、文庵は 25 歳のとき咸宜園に入門している。月旦評は七級下の成績であった。安政 2 年、淡窓が死去した際には咸宜園から山陰地方出身者で唯一、文庵だけに訃報が届けられた。地方で活躍する淡窓時代の高弟であったことがわかる。墓は父の龍淵とともに妙円寺（鳥取市）に所在する。

###### ・松田道之（門下生名：木下俊蔵）

鳥取藩鶴殿氏の家臣で久保居明の次子として生まれた。咸宜園には淡窓が死去する最晩年に入門し、廣瀬青邨や林外に師事した。

明治期には山陰鎮撫使西園寺公の下向に功があり、徴士となるとその後も新政府で重用され、京都府大参事・初代滋賀県令・東京府知事などを歴任した。調査の結果、関係資料は地元鳥取には少ないことがわかり、滋賀県や京都府などが所蔵する史料の確認を今後行う予定である。調査後、鳥取市歴史博物館より松田道之と廣瀬家との関係を示す資料が若干収蔵されていることをご教示いただいた。墓は青山霊園に所在。

###### ・乾 徳脩（門下生名：鶴殿小四郎）

鳥取藩家老職を務める鶴殿家に生まれ、咸宜園では廣瀬林外（第四代塾主）に師事した。後に乾家を継ぎ因州船岡を治めている。幕末には藩の軍制改革を行った人物。今回は乾家の菩提寺・興禅寺も併せて調査した。



木下習古（文庵）墓（妙円寺）

##### 3. 東京都所在の門下生墓所

場 所：多磨霊園、青山霊園（墓地）

期 日：平成 28 年 5 月 26 日（木）

調査者：吉田博嗣

内 容：咸宜園の歴代塾主や門下生らの墓所は都内の多磨霊園や青山墓所にもある。

###### 〔多磨霊園〕

多磨霊園に所在する咸宜園出身者の墓は次のとおりである。

###### ・廣瀬青邨（門下生名：矢野範治）

第 3 代塾主を務めた青邨は明治 17 年 66 歳で死没した。当初は青山霊園に葬られたが、昭和 13 年多磨霊園に改葬されている。青邨の墓は東京と日田にあり、参り墓は淡窓の墓と同じ長生園にある。また先に没した先妻の合原佐久の墓は長生園にあるが、後妻・信子の墓は多磨霊園に所在する。多磨霊園には墓表（墓碑）が建っているが、篆額は三條實美で撰文は漢学者の川田剛、書は咸宜園出身者の長三洲である。

・廣瀬林外（門下生名：廣瀬孝之助）  
 第4代塾主を務めた林外は伯父淡窓の養子となった人物で実父は廣瀬旭莊である。咸宜園に入門したのは僅か8歳のときであった。後に同窓だった長三洲や田代潤卿とともに「宜園の三才子」と並び称された。明治7年洋学研究のため上京していた林外は39歳で病没した。当初は江戸で没した母マツの墓が小石川伝通院境内の見樹院にあったため、同じ境内に葬られたと伝わるが見樹院に尋ねたところマツの記録はあるが林外については記録が見当たらないとのことであった。よって、多磨霊園に改葬されるまでの経緯は今のところ不詳である。墓碑の銘は撰文並びに書ともに同門の長三洲によるもの。廣瀬青邨と同じく墓は東京と日田の長生園にある。その他、多磨霊園には青邨夫妻や旭莊の妻、林外の次男で甫の墓などが同じ区画内に所在する。【参考文献】『廣瀬青邨詩鈔』〔1970〕や『日田金石年史下巻』〔1973〕（武石繁次編）ほか。

・長梅外（門下生名：不詳）  
 長三洲（門下生名：長谷主馬）  
 梅外と三洲は父子である。梅外は淡窓の古くからの門人であるが入門簿は見当たらない。梅外は豊前英彦山で私塾を開き、毛利藩や他塾で講義するなど優れた漢学者・漢詩人であった。明治期には上京し、長子の三洲とともに玉川吟社などを主宰している。明治18年に死没すると遺言により神葬墓として青山の墓地に葬られたと三洲は伝えている。三洲の長男で幕末には志士として転戦し、維新後は文部官僚として「学制」の創設に関わるなど漢学者、書家として著名である。三洲は明治28年東京で没している。当初の墓は遺言により仏葬にて青山霊園に埋葬されたとある。現時点では青山霊園から現在の多磨霊園に改葬された時期は不明であるが、現況写真と古



廣瀬青邨墓：正面は夫妻の墓石で右は墓碑



廣瀬青邨墓碑（正面奥）



廣瀬林外墓：正面右は母マツの墓、後ろは墓碑



長家之墓「長氏塋墓」（現在） 右端は墓誌



長家之墓「長氏塋墓」（古写真）



長家墓誌（現在）

写真を比較すると明らかな違いに気づく。墓石の背後には石組みの円形遺構が両方の写真に写っているが、古写真（廣瀬恒太氏旧蔵）では現存しない盛土が確認できる。古写真はすでに多磨霊園の頃と考えられるが、盛土がいつの時点で失われたのかは明らかでない。なお、墓誌には三洲の父の梅外からその名が刻まれており、現在の代まで続いている。

〔青山霊園〕

青山霊園に所在する咸宜園出身者の墓は、現在のところ松田道之（滋賀県令や東京府知事など）と谷口藍田（鹿島藩儒者など）の2名が確認されている。その他、日田市出身の井上準之助や明治期の日田県知事松方正義など日田ゆかりの人物も見ることができる。なお、本霊園の歴史については『青山霊園』〔1981〕（東京公園文庫33 田中濂著）に詳しい。

・松田道之（門下生名：木下俊蔵）

現在、墓石は「松田家累代之墓」となっているが隣接する墓表（墓碑銘）は周辺のものとは比べてもその大きさが際立っている。篆額は有栖川宮熾仁親王、撰文は重野安繹（漢学者・編修副長官、東京大学教授）、書は金井之恭（明治期の官僚・書家）である。



松田家累代之墓の全景（中央が墓碑、左に墓石）



碑銘「東京府知事松田君墓表」

・谷口藍田（門下生名：山口龍蔵、後に韓介石）

咸宜園では優秀な成績を修め、月旦評では最上級の九級まで進んだ秀才である。鹿島藩校教授や鹿島藩権大参事などを務めた。現在の墓所には「谷口家之墓」と刻まれた墓石とその左には「谷口藍田先生之墓」と刻銘された墓表があり、碑の裏面には明治35年に建立したことが記されている。



谷口家之墓の全景（中央が墓石、左に墓碑）



碑銘「谷口藍田先生之墓」

4. 横井忠直（門下生名：横井壽一郎）

場 所：大分県中津市（耶馬溪風物館）

期 日：平成28年11月28日（月）

指 導：鈴木理恵（広島大学大学院教授・咸宜園教育研究センター専門委員会委員）

調査者：吉田博嗣、溝田直己、深町浩一郎

内 容：門下生横井忠直に関する史料調査。横井家から中津市に寄贈された資料の内、主に忠直に関する史料の写真撮影作業を行った。横井は安政3年、12歳で咸宜園に入門したが同年淡窓が没したため、主に廣瀬青邨や林外に師事した。成績は優秀で17歳のときには最上級の九級に達した秀才である。著述家・陸軍大学校教授・教育者・私塾培養舎主宰と経歴も多彩である。文久3年12月、19歳のときに中津萱津町に私塾「培養舎」を開き、門弟を教授した。その後、明治2年中津藩校「進脩館」の教授も務めている。翌年東京に上り、秋月必山（咸宜

園出身者)の推薦を以て陸軍省御用掛となり、同17年陸軍大学教授となった。また同23年陸軍編修官となり、日清日露両役に従軍し、両戦史の編纂も担当した。

#### 5. 東海地方出身の門下生

場 所：静岡県浜松市・愛知県安城市

期 日：平成29年2月21日(火)～23日(木)

調査者：吉田博嗣

内 容：平成25年3月に日田市がまとめた近世の私塾(学問塾)一覧の中で東海地方、とりわけ静岡県や岐阜県の教育遺産については以前から把握されている数が少なかったため、当地域の教育遺産調査と併せて咸宜園出身門下生についても資料の収集を行った。

- 静岡県出身の門下生はこれまでに10名が知られているが、内7名は僧侶身分で入門しており、中でも臨済宗派が多く特徴的である。今回訪問したのは旧宇布見(現在の浜松市西区)に所在する弘忍寺と妙楽寺(いずれも臨済宗派)である。入門年は前者が天保4年(大坂の旭荘塾)で、後者は弘化2年である。

寺院には入門簿などの資料提供を行い、門下生に関する情報の聞き取りを住職から行った。



栽松山 弘忍寺 遠景 (門下生名：他石)



栽松山 弘忍寺山門 (門下生名：他石)



安養山 妙楽寺山門 (門下生名：瑞弑)



安養山 妙楽寺本堂 (門下生名：瑞弑)

- 愛知県出身の門下生は40名が確認されているが、その内の30名は僧侶である。中でも真宗寺院の出身者が多く含まれている。東国出身の門下生で月旦評での成績が唯一、九級まで昇級した積 謙承を中心に情報収集を行った。積 謙承は淡窓没後の翌年、安政4年に入門した塾生で、入門簿には「三州碧海郡櫻井 法行寺二男 17歳 積 謙承」(出身地は現在の愛知県安城市桜井町)と記されている。咸宜園では廣瀬青邨や林外に師事した。文久元年以降に作成された『咸宜園日記』に「賢承」として記されている人物と同一と思われる。入門から5年目の文久元年に咸宜園では最高位とされた九級に達した秀才であった。謙承は在塾中に3名の入門者を紹介している。内2名は地元碧海郡の人物であったが、1名は安政7年3月に入門した積 惠證(本龍寺出身)でもう1名は積 二位(円光寺出身)である。宗派は謙承と同じ真宗の出身者であった。現在、惠證については後に澁谷良平と姓名を変えたことがわかっており、後に愛知県に出仕し、教育家としても活躍した人物である。



法行寺本堂（門下生名：釈謙承）



法行寺山門（門下生名：釈謙承）



円光寺本堂（門下生名：釈二位）

#### 6. 勝部貫一（門下生名：勝部唯一）

場 所：島根県出雲市

期 日：平成 29 年 3 月 15 日（水）・17 日（金）

調査者：吉田博嗣

内 容：慶応元年に入門した廣瀬林外時代の門下生である。漢学塾を営む父・正三郎の影響で学問を始めている。10 歳の時、近隣の塩冶村で伊藤宜堂が主宰する漢学塾「有隣塾」に入門。13 歳で塾長を務めるほど学問は優秀であった。その後、播磨国の河野鉄兜の門人となり、咸宜園でも学んでいる。咸宜園を退塾した後は、長崎で英語を習得し、明治 7 年からは英国やアイルランドへと留学した。明治 9 年に帰郷すると地元の今市で英語学校「包蒙学館（包蒙館）」を開き、和漢学科も併せて教えるなど明治 42 年まで塾は続いている。今回は文献調査や勝部家旧宅跡、包蒙学館跡地、菩提寺の西楽寺

などの調査を行った。勝部に関する資料は多く、特に出雲市民文庫 18『勝部貫一（其樂）—出雲・英語教育の先駆者—』〔2002〕（半田礼子・米山美保子著、出雲市）に詳しい。

#### 7. 廣瀬敬四郎（門下生名：廣瀬仁（甚）四郎）

場 所：神奈川県足柄下郡

期 日：平成 29 年 3 月 16 日（木）

調査者：溝田直己

内 容：平成 24 年度に廣瀬旭荘のご子孫からセンターに旭荘・敬四郎関係史料をご寄託いただいているが、今回新たに敬四郎関係の資料（什器や勲章など）が見つかったとの連絡を受けて 3 月 16 日に確認調査を行った。

#### (3) 教育遺産の調査（私塾や儒者に関する資料収集）

##### 1. 島根県所在の私塾（学問塾）等調査

場 所：島根県立図書館（郷土資料コーナー）

期 日：平成 29 年 3 月 15 日（水）

調査者：吉田博嗣

内 容：郷土史の刊行物を中心に地域における教育遺産や在地の儒者に関する調査を行った。

私 塾：有隣塾

主 宰：伊藤 宜堂（廣瀬旭荘の友人）

所在地：出雲市塩冶

私 塾：明則誠館

主 宰：秦 主殿・秦 緘斎（ともに咸宜園出身者）

所在地：出雲市塩冶

私 塾：包蒙学館（包蒙館）

主 宰：勝部 唯一（咸宜園出身者）

所在地：出雲市本町



包蒙学館跡（出雲市本町）

調査図書一覧（以下、□ は発行年）

・『島根県近代教育史』第一巻通史 [S53]

編集：島根県教育庁総務課

島根県近代教育史編さん事務局

発行：島根県教育委員会

・『郷土石見の誇る人物』[S57]

著者：山崎克彦

門下生・古和敬一（掲載名は流水）の記事あり

・『江津人物伝』[S48]

編著者：七田 真

発行所：江津市文化財研究会

六、学術・教育の項目あり、家塾一覧が掲載。咸宜園出身者見当たらない。

- ・『島根儒林伝』（覆刻）〔S58、初版 S15〕

著者：谷口廻瀾（谷口為次）

発行所：飯塚書房

黒澤石斎・宇佐美水・桃白鹿・伊藤宜堂・桃節山・松本古堂・雨森精翁・中沼了三・内村鱸香・山村勉斎などの儒者が載る。雨森は主宰する塾名が養正塾、亦楽舎などとある。

- ・『大庭教育史』〔H6〕

編著者：荒川 勲

発行者：荒川 玲子

松江市大庭地区の地域教育史である。寺子屋教育について吉野郡兵衛や蔵本家の記事があるが私塾にはふれていない。近代以降の教育内容が主な内容である。

- ・『島根県歴史人物事典』〔H9〕

発行所：山陰中央新報社

企画・編集 山陰中央新報社

- ・『神門村誌』〔S31〕

編集者：浜村台次郎

発行所：神門村役場

本書は知井宮村が昭和18年神門村として成立するまでの歴史を記述したもので教育に関する記事はなし。

- ・『飯石郡政誌』〔T15〕

編集兼発行者：島根県飯石郡自治協会

第5篇教育の項目あるが関連記事なし

- ・『石見人名録 初編』（和本）〔文政3〕

五鹿涸主人蔵の銘あり。

- ・『石見人名録 二編』（和本）〔天保2〕

末尾に「天保二年辛卯初秋 石見人名録 初編 二編 三編 出板」とある。

- ・『明治三年前後の松江藩（県）の教育施策に関する一考察』〔H8〕 著者：磯辺武雄（＜研究課題番号

06610254＞学制実施における前近代的諸学校の近代公学校への連続・非連続性に関する実証的研究―旧出雲国（島根県）を中心として―（平成7年度文部省科学研究費補助金＜一般研究C＞研究成果報告）

発行者：（株）敬文堂

- ・『古江村誌』〔S24〕

編集者 須藤吉郎

発行所 八束郡古江村立古江中学校

第7章生活 第2節藩政期の状態の一部

四、寺小屋と学校の初期 寺子屋の記事のみ

- ・『三隅町の人物誌』〔S59〕

編集：寺戸常雄

発行者：三隅町文化財愛護会

三隅町出身の咸宜園門下生がいるが記載なし

- ・『石見人物記』〔H9〕

著者：山崎克彦

咸宜園出身者に関する記事なし

（4）廣瀬旭荘日記「日間瑣事備忘」に関する現地調査  
調査地：島根県出雲市

（今市地区・塩冶地区・出雲大社ほか）

調査日：平成29年3月15日（水）～17日（金）

調査者：吉田博嗣

内容：この取組は廣瀬旭荘没後150年を迎えた平成24年度から始まった事業で廣瀬旭荘について普及啓発するため、旭荘の交遊関係や身の回りに起こった出来事、諸国を遊歴した記事など豊富な情報が「日間瑣事備忘」には詰まっており、旭荘の人物像を明らかにする上で欠かせない史料であると同時に最も適した史料と言える。

現在は年に1回程度の現地調査を行っているが今回の調査は安政元年（1854）7月25日に大坂の天保山から出帆し、山陰へと旅立った紀行文の中で、滞在期間が長期でかつ豊富な記事が残る島根県出雲地方を調査対象とした。具体的には出雲市今市や塩冶を中心とした地域から出雲大社までの間を調査した。また出雲周辺の門下生調査も併せて実施した。

ところで、旭荘日記の翻刻については既に津山市教育委員会（岡山県）による『広瀬旭荘の津山紀行』や出雲市教育委員会（島根県）が刊行した出雲市民文庫16『百四十五年前のわが町わが村―広瀬旭荘の山陰紀行』などがあり、調査の際には大変参考となった。いずれも現代語訳がなされており、一般の方の普及にも適した素材である。調査では日記にある街道の風景や旭荘が立ち寄った名所旧跡など当時の景観が残る場所を中心に実査を行い、また当時と現在の状況が比較できる資料になる材料を求めて情報収集をおこなった。また旭荘が交遊した人物の把握や当地で作詩した作品など現地ではしか確認することのできない貴重な成果が得られている。

具体的な調査箇所については出雲市今市から塩冶地区にかけての地域を中心に、そのほか出雲大社周辺も重点的に調査した。併せて、出雲出身の門下生調査も実施することができた。

旭荘が出雲の地で滞在したのは安政元年（1854）のことである。今市に入ったのは10月20日で、旅立ったのは11月24日と1か月以上を当地で過ごしている。その間、今市以外では塩冶に多く足を運んでいるが、その理由は大坂での門人であった秦主殿や永井元厚など多数の門弟がいたためである。また出雲大社にも出かけており、社内の建物の特徴など事細かに見たものを記録している。そこで実際に現地を確認したのは次の4地域で、今市地区（現在の出雲市中心部）、塩冶地区（咸宜園出身の秦主殿宅や友人の伊藤宜堂宅がある）、大社地区（出雲大社周辺と社家、街道筋）、日御碕（日御碕神社）である。今市地区は旭荘が滞在した当時から賑やかな中心地区であった。旭荘はこの場所から門下生の秦主殿・淡路父子や友人の伊藤宜堂宅がある塩冶地区に度々通う。時には秦家に宿泊することもあった。また慶応元年、咸宜園に入門した勝部唯一（号は其楽）に関して、開塾した包蒙学館跡や墓所のある西善寺などの現地を確認した。



旭荘日記現地調査一塩冶地区：旭荘は出雲最大級の円墳、上塩冶築山古墳（国史跡）を見ている。



旭荘日記現地調査一塩冶地区：秦主殿の宅地はこの右手で、近くには儒学者伊藤宜堂の宅もあった。



旭荘日記現地調査一上塩冶築山古墳内部。日記では墓道は10間、高さ2間、幅は1間半と記している。



旭荘日記現地調査一旭荘が出雲の中心地・今市から塩冶地区の間で通った旧道。



旭荘日記現地調査一咸宜園出身者の秦主殿が宮司を務める塩冶神社が遠くに見える。



旭荘日記現地調査一今市から塩冶地区の間にも残る道しるべ。



旭荘日記現地調査一旭荘は秦主殿の招きで塩冶地区を訪問する。近くには秦氏や伊藤宜堂宅がある。



旭荘日記現地調査一今市から出雲大社に繋がる街道の町家。当時は周辺に多くの神職が暮らしていた。



旭荘日記現地調査—松林寺内にある「出雲国造公御墓処」。旭荘も松林寺の前を過ぎて大社に向かった。



旭荘日記現地調査—旭荘もこの道を通って出雲大社に向かった。正面奥は大宮司家の千家氏の宅。



旭荘日記現地調査—旭荘はこの場所から見える社殿群を詳細に記録している。(出雲大社)



旭荘日記現地調査—旭荘が記録した出雲大社内の井戸で、日記には「神供井」と記している。

#### (4) 外部研究機関との共同調査

##### 1. 福岡大学（高橋昌彦教授）

「平成 28 年度廣瀬淡窓に関わる史料の所在調査及び確認調査」

委託期間：平成 28 年 8 月 17 日～3 月 31 日

調査先：山口県下関市（烏山民俗資料館）、東京都千代田区（国立国会図書館、国立公文書館）、東京都立川市（国文学研究資料館）

調査目的：廣瀬淡窓や咸宜園の歴代塾主、またその門人等に関する書簡や書幅等の史料のうち、日田市が把握していない大学等の調査研究機関の所蔵資料を当センター専門委員会委員で、近世文学が専門の高橋昌彦教授（福岡大学）に調査を委託した。この調査を通じて、咸宜園教育の調査研究や展示公開に活かし、広く咸宜園のことを周知する基礎とするために行うものである。

調査成果：これまで当市が把握していなかった多くの史料所在の確認と写真データの提供を受けた。平成 26 年度より継続して調査を行っている咸宜園の塾生でのちに大阪の旭荘塾にも学んだ古谷道庵（門下生名：古谷幾太郎）の子孫家の旧蔵本の整理及び書誌調査を烏山民俗資料館で実施した。今回の調査ですべての典籍 455 点について書誌カードを採り終え、その採取したデータは古谷家旧蔵目録として提供を受けた。

また国会図書館・国立公文書館・国文学研究資料館において調査を行い、廣瀬旭荘の書簡等が掲載されている『老の思ひ出』（吉井良秀著、昭和 3 年 2 月 11 日発行）や古谷道庵関係の学術論文のコピーの提供を受けた。

そのほかこれまでの委託研究等の調査結果をまとめた論稿「廣瀬淡窓の著述—新出資料の紹介—」（『福岡大学人文論叢』48—1）、「廣瀬旭荘の著述—未紹介資料について—」（『福岡大学人文論叢』48—3）の提供を受けた。

今後も廣瀬淡窓や咸宜園歴代塾主、著名な門下生などの関係史料の収集に努めていく。



古谷家旧蔵本の整理及び書誌調査風景  
(烏山民俗資料館 山口県下関市)

### Ⅲ．資料収集事業

#### 1. 寄贈図書

文化財学論集 地域の歴史と文化遺産	後藤宗俊	官学移行期の林家塾昌平齋に関する史料	橋本昭彦
文化財学論集 地域の歴史と文化遺産Ⅱ	後藤宗俊	<< 史料 >> 江戸時代武士教育の日常	橋本昭彦
アジア教育史学の開拓	鈴木正弘	升堂記 (東京都立中央図書館河田文庫本)	
家礼文献集大成 日本篇 五	吾妻重二	翻刻ならびに索引	橋本昭彦
家礼文献集大成 日本篇 六	吾妻重二	「書生寮姓名簿」・「登門録」翻刻ならびに索引	橋本昭彦
苦楽吉祥	川島真人	升堂記 (東京大学史料編纂所蔵) 翻刻ならびに索引	橋本昭彦
泊園 第五十五号	泊園学会	地方教育通史一覽 2015 年版	橋本昭彦
書物・出版と社会変容	鈴木理恵	自治体学	自治体学会
蘭学の里・中津	川島真人	史跡足利学校 研究紀要『学校』第 14 号	足利市教育委員会
医は不仁の術 務めて仁をなさんと欲す	川島真人	史跡足利学校 研究紀要『学校』第 15 号	足利市教育委員会
蘭学の泉 ここに湧く - 豊前・中津医学史散歩 -	川島真人	文化交渉学のパスベクティブ	吾妻重二
墨龍賦	(株) PHP 研究所	緒方洪庵全集第四巻 日記書状 (その一)	適塾記念会
マンガ明治・大正期の教育者 水島鏡也	中津市	大村益次郎	大村益次郎没後 150 年事業実行委員会
日本遺産 時をつなぐ歴史旅	東京法令出版(株)	デジタル文化革命! 日本を再生する	
浄土真宗と近代日本 東アジア・布教・漢学	川邊雄大	“文化力”	一般財団法人デジタル文化財創出機構
水滴は岩をも穿つ	川島真人	適塾 第 49 号	適塾記念会
向野堅一記念館 研究紀要 (創刊号)	向野堅一記念館	私塾咸宜園の研究	林孟蓉
閑谷学校研究	閑谷学校研究委員会	東本願寺中国布教の研究	川邊雄大
平成 28 年度秋の特別展図録 むなかたの		総合 村落史考 - 日田の歴史研究一	長順一郎
山岳信仰 ムナカタの考古学 6	宗像市教育委員会	へいしゅうくんのきのことり	東海市教育委員会
無題	森山智仁	東海市の文化財	東海市教育委員会
下関のオランダ宿一本陣伊藤家と佐甲家	岡松仁	細井平洲の経営学～『嚶鳴館遺草』に学ぶ	東海市教育委員会
下関市立歴史博物館 常設展示図録	町田一仁	細井平洲	東海市教育委員会
収蔵史料目録 9	大分県立先哲史料館	小説 細井平洲	東海市教育委員会
学校	足利市教育委員会	細井平洲『小語』注釈	東海市教育委員会
史料館研究紀要 第二十号	大分県立先哲史料館	嚶鳴館遺稿 初編	東海市教育委員会
史料館研究紀要 第二十一号	大分県立先哲史料館	嚶鳴館遺稿 諸藩編	東海市教育委員会
国東市歴史体験学習年報 第 15 号		嚶鳴館遺稿 文人編	東海市教育委員会
弥生のムラ 安国寺集落遺跡公園	国東市歴史体験学習館	嚶鳴館遺稿 尾張編	東海市教育委員会
津和野百景図	津和野町教育委員会	嚶鳴館遺稿 尾張編②	東海市教育委員会
博物館にゆーす SHU No.46	玉川大学教育博物館	嚶鳴館遺稿 米沢編	東海市教育委員会
玉川大学教育博物館 紀要 第 13 号	玉川大学教育博物館	嚶鳴館遺稿 米沢編②	東海市教育委員会
玉川大学教育博物館 館報 第 14 号		かたりべ文庫< 19 回> 職人の手仕事 vol.19 < 屋根師 >	三苦義久
2015 年度	玉川大学教育博物館	おおいた 春夏秋冬 ぐらしの行事	大分市歴史資料館
日本犬聞録 イヌと人の歴史	大分市歴史資料館	耶馬溪文庫蔵書目録	中津市教育委員会
佐賀県の中近世城館 第 5 集 各説編 4		実践女子学園香雪記念資料館報	
(名護屋城跡並びに陣跡)	佐賀県教育委員会	第 12 号 2014 年度	実践女子大学香雪記念資料館
海の道むなかた館年報Ⅳ 平成 27 年度の報告		実践女子学園香雪記念資料館報	
～郷土文化集交流館年報～	海の道むなかた館	第 13 号 2015 年度	実践女子大学香雪記念資料館
生誕 200 年記念 賀来飛霞 一おおいたから		実践女子学園香雪記念資料館 館報	
日本の近代を切り拓く一	大分県立歴史博物館館長	第 9 号 2011 年度版	実践女子大学香雪記念資料館
戦国日本と聖フランシスコ・ザビエル	大分市	実践女子学園香雪記念資料館 館報	
アーカイブス講座報告書Ⅲ	中津市教育委員会	第 10 号 2012 年度版	実践女子大学香雪記念資料館
京都市学校歴史博物館 研究紀要 第五号		実践女子学園香雪記念資料館 館報	
	京都市学校歴史博物館	第 11 号 2013 年度版	実践女子大学香雪記念資料館
飯塚いま・むかし	飯塚市	実践女子学園香雪記念資料館 館報	
飯塚市史 上巻	飯塚市	第 4 号 2006 年度	実践女子大学香雪記念資料館
飯塚市史 中巻	飯塚市	実践女子学園香雪記念資料館 館報	
飯塚市史 下巻	飯塚市	第 5 号 2007 年度	実践女子大学香雪記念資料館

実践女子学園香雪記念資料館 館報  
 第 6 号 2008 年度 実践女子大学香雪記念資料館  
 実践女子学園香雪記念資料館 館報  
 第 7 号 2009 年度 実践女子大学香雪記念資料館  
 実践女子学園香雪記念資料館 館報  
 第 8 号 2010 年度 実践女子大学香雪記念資料館  
 1797 年、江戸の文化人大集合！一佐藤  
 一斎収集書画の世界― 実践女子大学香雪記念資料館  
 実践女子学園香雪記念資料館 館報 創刊号  
 実践女子大学香雪記念資料館

実践女子学園香雪記念資料館 館報 第 2 号  
 実践女子大学香雪記念資料館  
 実践女子学園香雪記念資料館 館報 第 3 号  
 実践女子大学香雪記念資料館  
 華麗なる江戸の女性画家たち 実践女子大学香雪記念資料館  
 下田歌子賞受賞作品集 家族 恵那市  
 (敬称略)

## 2. 咸宜園関係参考文献

- ・『淡窓の申聞書 旭荘の御請書』廣瀬貞治 1923
- ・『贈従五位廣瀬旭荘先生小傳』廣瀬貞治 1924
- ・『池田人物誌』下 稲束 猛、吉田鋭雄 太陽日報社 1924
- ・広瀬淡窓と広瀬旭荘『西南文運史論』武藤長平 岡書院 1926
- ・『廣瀬家一門の光彩―淡窓先生を中心として―』大分縣日田郡教育會 1934
- ・教賢広瀬淡窓『教育学研究』3 卷 8 - 10 乙竹岩造 日本教育学会 1935
- ・淡窓先生と陰陽録『改修和語陰陽録』袁了凡 四方文吉 1935
- ・教育家としての広瀬淡窓『日本諸学振興委員会研究報告』第 1 篇 小西重直 文部省教学局 内閣印刷局 1937
- ・蛭雪事業鈔『伝記』5-1 森銚三 伝記学会 1938
- ・広瀬淡窓を繰り返す『教育学論集』第 3 輯 小西重直 日本教育学会 新紀元社 1944
- ・『廣瀬旭荘の講學と尊皇思想』『大阪の先賢と史蹟』第三輯 長 壽吉 大阪出版堂 1944
- ・広瀬淡窓における敬天説の成立『人文社会科学研究報告』1 井上源吾 長崎大学学芸学部 1951
- ・広瀬淡窓に於ける内省と実践について『西日本史学』11 井上源吾 西日本史学会 1952
- ・遠思樓詩鈔〔広瀬淡窓〕―近世詩抄その 1『学苑』152 吉田澄夫 昭和女子大学近代文化研究所 1953
- ・広瀬淡窓の思想についての諸説批判『人文社会科学研究報告』3 井上源吾 長崎大学学芸学部 1953
- ・広瀬淡窓の教育意見『人文社会科学研究報告』3 井上源吾 長崎大学学芸学部 1953
- ・広瀬淡窓の教育意見『人文社会科学研究報告』4 井上源吾 長崎大学学芸学部 1954
- ・広瀬淡窓の教育思想、とくに訓育とその方法について『人文社会科学研究報告』4 井上源吾 長崎大学学芸学部 1954
- ・広瀬淡窓の教育管見、とくに教授の方法について『人文社会科学研究報告』4 井上源吾 長崎大学学芸学部 1954
- ・広瀬淡窓の経済思想『經濟學論究』8-3 東晋太郎 関西学院大学 1954
- ・広瀬淡窓の禍福応報論について『支那学研究』12 工藤豊彦 広島支那学会 1955
- ・広瀬淡窓の老荘学について『大分大学学芸学部研究紀要』4 工藤豊彦 大分大学学芸学部 1955
- ・日向と咸宜園『宮崎大学学芸学部研究時報』第 1 巻 第 3 号 黒江一郎 宮崎大学学芸学部 1957
- ・黒江一郎「日間瑣事備忘録」に見える旭荘の詩名と二三の日向人『宮崎大学学芸学部紀要』第 4 号 宮崎大学学芸学部 1958
- ・武谷祐之著「南柯一夢」『九州文化史研究所紀要』10 井上忠 九州大学付属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門 1963
- ・「迂言」小考―その学制を中心として『弘前大学人文社会』第 28 号 教育・心理学篇 前野喜代治 弘前大学人文社会学会 1963
- ・広瀬淡窓の教育精神『芸文』第 4 巻 第 1 号 大久保勇市 近畿大学文科学会 1963
- ・『教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢』廣瀬八賢顕彰会 1965
- ・大谷篤蔵「広瀬旭荘の「追思録」」『文学』34 卷 3 号 岩波書店 1966
- ・広瀬淡窓の詩論『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』17 松下忠 和歌山大学教育学部 1967
- ・咸宜園覚書―九州紀行より『斯文』47 新田大作 欺文会 1967
- ・広瀬淡窓の老子観（人間性研究の一環として）-1-『芸文』第 7 巻 2 号 大久保勇市 近畿大学文科学会 1967
- ・広瀬淡窓の老子観（人間性研究の一環として）-2-『芸文』第 8 巻 1 号 大久保勇市 近畿大学文科学会 1967
- ・広瀬淡窓の老子観（人間性研究の一環として）-3-『芸文』第 8 巻 2 号 大久保勇市 近畿大学文科学会 1968
- ・広瀬淡窓と高野長英『教育学雑誌』2 号 松月秀雄 日本大学教育学会 1968
- ・萬善簿 広瀬淡窓先生の修練ぶり『先覚と共に』第 1 集 青木繁 農林叢書刊行会 1968
- ・淡窓・長英をかばう『日田文化』第 11 号 中島市三郎 日田市教育委員会 1968
- ・広瀬淡窓門下萍華上人の話『日田文化』第 12 号 古川克己 日田市教育委員会 1969
- ・塩谷大四郎正義公の生誕二百年を迎えて『日田文化』第 12 号 中島市三郎 日田市教育委員会 1969
- ・広瀬淡窓の易理観―人間性研究の一環として〔付「義府（放言）」（天保 12 年稿）翻刻〕『近畿大学教養部研究紀要』1 号 大久保勇市 近畿大学教養部 1969
- ・小倉落城〔慶応 2 年〕と日田・咸宜園―「林外日記」

- を中心として『九州大学教育学部紀要 教育学部門』15  
井上義巳 九州大学教育学部 1969
- ・ 広瀬淡窓の思想と教育『日本歴史』第 264 号 青野春水  
吉川弘文館 1970
  - ・ 咸宜園をめぐる政治情勢—咸宜園と日田代官府との関  
係 (近世日田とその周辺地域の総合的研究)『九州文化  
史研究所紀要』 15 井上義巳 九州大学附属図書館付設  
記録資料館九州文化史資料部門 1970
  - ・ 咸宜園最後の講師勝屋明浜先生『大分県地方史』  
第 56 号 高倉芳男 大分県地方史研究会 1970
  - ・ 広瀬淡窓と咸宜園『歴史残花』第 4 広瀬正雄他  
時事通信社 1971
  - ・ 豊後日田の広瀬家史料の調査によせて (研究余録)  
『日本歴史』 第 272 号 杉本勲 吉川弘文館 1971
  - ・ 咸宜園の財政—塾主の会計記録より見た『日本歴史』  
第 276 号 井上義巳 吉川弘文館 1971
  - ・ 幕末経済論の一研究—経世家としての広瀬淡窓  
『三田学会雑誌』64 巻 8 号 島崎隆夫 慶応義塾大学経済  
学会 1971
  - ・ 井上義巳「咸宜園の財政」『日本歴史』5 月号  
第 276 号 吉川弘文館 1971
  - ・ 幕末経済論の一研究—経世家としての広瀬淡窓  
『三田学会雑誌』64 巻 8 号 島崎隆夫 慶応義塾大学経済  
学会 1971
  - ・ 咸宜園と洋学『史淵』第 105・106 合輯 杉本勲  
九州大学大学院人文科学研究院 1971
  - ・ 井上義巳「咸宜園の財政」『日本歴史』5 月号  
第 276 号 吉川弘文館 1971
  - ・ 巻端淳印「広瀬旭荘の来越と越中咸宜園の流れ」『富山  
商船高等専門学校研究集録』4 富山商船高等専門学校  
1971
  - ・ 広瀬淡窓の儒林評とその道統『近畿大学教養部研究紀  
要』4 巻 3 号 大久保勇市 近畿大学教養部 1973
  - ・ 万善簿のねらい〔広瀬淡窓〕『近畿大学教養部研究紀要』  
5 巻 2 号 大久保勇市 近畿大学教養部 1973
  - ・ 咸宜園入門者についての研究 (青山学院創立 100 周年  
記念論文集)『青山学院大学文学部紀要』16 号  
井上義巳 青山学院大学文学部 1974
  - ・ 田中佩刀「詩人廣瀬旭荘論」『明治大学教養論集 84 号』  
明治大学教養論集刊行会 1974
  - ・ 杉本 勲「広瀬旭荘の海外認識と海防思想」『対外関係と  
政治文化』第三 政治文化 近世・近代編 森克己博士古稀  
記念会編 吉川弘文館 1974
  - ・ 適材適育—広瀬淡窓とその教育思想『日本及日本人』  
1548 号 松井康秀 J&J コーポレーション 1978
  - ・ 広瀬淡窓について『東洋研究』49 号 (講演) 広瀬正雄  
大東文化大学東洋研究所 1978
  - ・ 小石元瑞と広瀬淡窓の書簡『混沌』第 5 号 平野翠 中尾  
松泉堂書店 1978
  - ・ 近世教育思想研究 -3- 広瀬淡窓の教育思想『大分大学教  
育学部研究紀要 教育科学』5 巻 4 号 鹿毛基生 大分大学  
教育学部 1979
  - ・ 幕末私塾の学規の研究—咸宜園を中心として『教育研  
究』23 関山邦宏 青山学院大学教育学会 1979
  - ・ 近世私塾の就学形態—淡窓日録の分析を中心に『人文』  
27 海原徹 京都大学教養部 1981
  - ・ 広瀬淡窓の敬天説とその教育方法理論『IBU 四天王寺  
国際仏教大学文学部紀要』14 号 井内嘉美 四天王寺国際  
仏教大学 1981
  - ・ 『日本人の道德思想』[内容]: 福沢以前の「天」の思  
想について (広瀬淡窓) 壺井秀生 文化総合出版 1981
  - ・ 広瀬淡窓の不安—その自己と超越的なもの『季刊日  
本思想史』19 号 高橋文博 ぺりかん社 1983
  - ・ 『約言』の思想について『季刊日本思想史』19 号  
工藤豊彦 ぺりかん社 1983
  - ・ 広瀬淡窓の教育思想『季刊日本思想史』19 号  
関山邦宏 ぺりかん社 1983
  - ・ 教育理念としての「敬天」—『約言』『約言或問』をめぐ  
って『季刊日本思想史』19 号 田中加代 ぺりかん社 1983
  - ・ 天命と人情—広瀬淡窓の敬天論をめぐって『季刊日本  
思想史』19 号 藤本雅彦 ぺりかん社 1983
  - ・ 広瀬淡窓の教育観—「教育」の語を中心に『季刊日本  
思想史』19 号 藤原敬子 ぺりかん社 1983
  - ・ 『万善簿』と『陰陽録』『季刊日本思想史』19 号  
古川哲史 ぺりかん社 1983
  - ・ 広瀬淡窓の倫理思想『倫理学紀要』1 輯 黒住真  
東京大学文学部 1984
  - ・ 広瀬淡窓の生涯とその時代区分『日本女子大学紀要 文  
学部』34 田中加代 日本女子大学 1984
  - ・ 近世塾の近代化過程の研究—咸宜園と慶応義塾を例と  
して - 前 - 近世塾の諸問題『論叢』(玉川大学文学部紀要)  
25 多田建次 玉川大学 1984
  - ・ 梅溪 昇『緒方洪庵と適塾生』  
—「日間瑣事備忘」にみえる— 思文閣 1984
  - ・ 近世塾の近代化過程の研究—咸宜園と慶応義塾を例と  
して - 後 - 家塾から義塾へ『論叢』(玉川大学文学部紀要)  
26 多田建次 玉川大学 1985
  - ・ 広瀬淡窓研究史試論『国学院雑誌』第 86 巻第 5 号  
三澤勝己 国学院大学総合企画部 1985
  - ・ 広瀬淡窓の社会思想—『迂言』を中心に—『邂逅』  
3 号 山崎謹哉 岡山大学倫理学会 1985
  - ・ 近世広島における私塾教育の研究—咸宜園の系譜— (1)  
『芸備地方史研究』150・151 号 鈴木理恵  
芸備地方史研究会 1985
  - ・ 近世広島における私塾教育の研究—咸宜園の系譜— (2)  
『芸備地方史研究』152 号 鈴木理恵  
芸備地方史研究会 1985・広瀬淡窓の府内紀行『大分県地  
方史』第 120 号  
甲斐素純 大分県地方史研究会 1985
  - ・ 咸宜園の教育 (伝統を活かした学校教育)『学校教育研  
究所年報』29 鹿毛基生 学校教育研究所 1985
  - ・ 日本教師論 -6- 広瀬淡窓とその師道論

- 『東北福祉大学紀要』10 小野禎一 東北福祉大学 1985
- ・日本教師論 -7- 広瀬淡窓とその師導観  
『東北福祉大学紀要』11 小野禎一 東北福祉大学 1986
  - ・広瀬淡窓「読大学」について『東洋文化』復刊第56号 三澤勝己 無窮会 1986
  - ・広瀬淡窓の学統と「読論語」『国史学』129 三澤勝己 国史学会 1986
  - ・広瀬淡窓と九州の儒者 緒論—同時代の交流について—『大倉山論集』21 三澤勝己 大倉精神文化研究所 1987
  - ・広瀬旭荘「日間瑣事備忘録」考—諸儒との交遊を中心として -1-『大倉山論集』22 三澤勝己 大倉精神文化研究所 1987
  - ・広瀬淡窓の学問と思想について『天領日田』第7号 深町浩一郎 天領日田を見直す会 1987
  - ・日本教師論 -8- 広瀬淡窓とその師導観『東北福祉大学紀要』12 小野禎一 東北福祉大学 1987
  - ・亀井昭陽の教育思想における「運命観」および「天命観」について『日本女子大学紀要』38 田中加代 日本女子大学 1988
  - ・広瀬淡窓・旭荘の漢詩指導例—松永顯徳甫著「草稿」について—『近世文芸』49 市場直次郎 日本近世文学会 1988
  - ・「広瀬淡窓」井上義巳『國學院雑誌』89 巻8号 三澤勝己 国學院大學総合企画部 1988
  - ・晨霜如雪—広瀬淡窓「休道」詩の成立について—『皇学館論叢』21 巻1号 鬼頭有一 皇学館大学人文学会 1988
  - ・広瀬淡窓「万善簿」について『亜細亜大学教養部紀要』37 栗田充治 亜細亜大学教養部 1988
  - ・市場直次郎「廣瀬淡窓・旭荘の漢詩指導例」『近世文芸』49—松永顯徳甫著「草稿」について— 日本近世文学会 1988
  - ・衣笠安喜編「江戸の学問—よみ・かき・そろばんまで」『週刊朝日 百科日本の歴史九—近世から近代へ③』朝日新聞社 1988
  - ・日本教育史学の確立過程下における広瀬淡窓関係記事—明治期, 師範学校用教育史教科書を中心に—『人間研究』26 天野晴子 日本女子大学教育学科の会 1990
  - ・遠山荷塘と広瀬淡窓『明治大学教養論集』232 徳田武 明治大学教養論集刊行会 1990
  - ・三澤勝己「広瀬旭荘「日間瑣事備忘録」考(二)—諸儒との交遊を中心として—『大倉山論集二二号』大倉精神文化研究所 1990
  - ・三澤勝己「広瀬旭荘「日間瑣事備忘録」考(三)—諸儒との交遊を中心として—『大倉山論集二二号』大倉精神文化研究所 1990
  - ・徳田武「広瀬旭荘の耶馬溪行」詩人 広瀬旭荘伝一『江戸文学』6 ぺりかん社 1991
  - ・徳田武「亀井昭陽塾再入門」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』7 ぺりかん社 1991
  - ・徳田武「広瀬旭荘の亀井昭陽塾入門」『明治大学教養論集』242号 明治大学教養論集刊行会 1991・岡村 繁『広瀬淡窓・広瀬旭荘』江戸詩人選集九 岩波書店 1991
  - ・徳田武「追補 広瀬旭荘と遠山荷塘また旭荘と原采蘋」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』8 ぺりかん社 1992
  - ・徳田武「論詩」の成立」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』9 ぺりかん社 1992
  - ・広瀬淡窓私新抄 -1-『帝塚山大学教養学部紀要』35 木南卓一 帝塚山大学教養学部 1993
  - ・広瀬淡窓私新抄 (2)『帝塚山大学教養学部紀要』36 木南卓一 帝塚山大学教養学部 1993
  - ・徳田武「昭陽塾退塾」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』10 ぺりかん社 1993
  - ・徳田武「樺島石梁訪問」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』11 ぺりかん社 1993
  - ・福島理子「儒者の怪奇趣味—広瀬旭荘『丑時咀』をめぐる—」『江戸小説と漢文学』和漢比較文学叢書第十七巻 和漢比較文学学会編 汲古書院 1993
  - ・三澤勝己「広瀬淡窓・広瀬旭荘と洋学 序論」『明治聖徳記念学会紀要』復刊八号 明治聖徳記念学会 1993
  - ・広瀬淡窓私新抄 (3)『帝塚山大学教養学部紀要』38 木南卓一 帝塚山大学教養学部 1994
  - ・広瀬淡窓私新抄 (4)『帝塚山大学教養学部紀要』39 木南卓一 帝塚山大学教養学部 1994
  - ・広瀬淡窓と「徒然草」『大倉山論集』第36輯 三澤勝己 大倉精神文化研究所 1994
  - ・咸宜園—広瀬淡窓の私塾教育が今日に与える意味—『家庭科学』61 巻3号《特集》21世紀の教育制度を考える -1- 田中加代 日本女子社会教育会家庭科学研究所 1994
  - ・徳田武「旭荘」の命名」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』12 ぺりかん社 1994
  - ・徳田武「廉塾」行」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』13 ぺりかん社 1994
  - ・徳田武「未紹介広瀬旭荘詩文解説(一)」『明治大学教養論集』268号 明治大学教養論集刊行会 1994
  - ・小堀一正「幕末大阪文人社会の動向—広瀬旭荘と藤井藍田・河野鉄兜らを中心として」『大阪の歴史と文化』和泉書院 1994
  - ・廣瀬尚美『廣瀬資料館図録 天領日田の掛屋』源流社 1994
  - ・新井白石と広瀬淡窓『季刊日本思想史』46《特集》新井白石 三澤勝己 日本思想史懇話会 ぺりかん社 1995
  - ・山陽手批淡窓詩稿『日田文化』第38号 田中晃 日田市教育委員会 1995
  - ・広瀬淡窓の自然観について『中国哲学論集』21 杜栄 九州大学中国哲学研究会 1995
  - ・徳田武「廉塾」行(二)」詩人 廣瀬旭荘伝『江戸文学』14 ぺりかん社 1995
  - ・徳田武「未紹介広瀬旭荘詩文解説(二)」『明治大学教養論集』279号 明治大学教養論集刊行会 1995
  - ・中村幸彦、井上敏幸『広瀬先賢文庫目録』

- 廣瀬先賢文庫 1995
- ・三沢勝己「広瀬旭荘「日間瑣事備忘録」考（四）  
—諸儒との交遊を中心として—」『大倉山論集』三七号  
大倉精神文化研究所 1995
  - ・寛政の教化政策と地方儒学『東洋研究』121  
西江錦史郎 大東文化大学東洋研究所 1996
  - ・徳田武「「廉塾」行（三）」詩人広瀬旭荘伝  
『江戸文学』15 ぺりかん社 1996
  - ・徳田武「未紹介広瀬旭荘書牘・資料紹介—文久三年四、  
五月—」『明治大学教養論集』286号 明治大学教養論集  
刊行会 1996
  - ・徳田武「「廉塾」行（四）」詩人広瀬旭荘伝  
『江戸文学』17 ぺりかん社 1997
  - ・西江錦史郎「広瀬旭荘研究（1）系譜と活動」『東洋研究』  
126号 大東文化大学 東洋研究所 1997
  - ・岡村繁「広瀬旭荘の遺稿とその推敲課程〔含略年譜〕」  
先儒祭記念公演『斯文』106号 斯文会 1997
  - ・広瀬淡窓と袁枚『学林』28・29 肥田明啓  
中国芸文研究会 1998
  - ・淡窓詩話の文章（特集 中世・近世）『解釈』44巻3号  
大木正義 解釈学会 1998
  - ・三沢勝己「広瀬旭荘「日間瑣事備忘録」考（五）—  
儒との交遊を中心として—」『大倉山論集』四二号  
大倉精神文化研究所 1998
  - ・田中加代著「広瀬淡窓の研究」『大倉山論集』44  
三沢勝己 大蔵精神文化研究所 1999
  - ・広瀬淡窓の詩論とその源流—清代前期の詩論の受容を  
中心として—『学林』30 肥田明啓 中国芸文研究所  
1999
  - ・咸宜園における漢詩講釈の展開『教育学研究紀要』45  
巻1号 山本佐貴 中国四国教育学会 1999
  - ・私塾 本立書院（東宜園）（特集 明治十年代の江戸）  
『江戸文学』21 宮崎修多 ぺりかん社 1999
  - ・江戸時代の学習機会 - その2-『九州共立大学・九州女  
子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター紀要』  
4 Nazario Bustos 九州共立大学・九州女子大学・九州  
女子短期大学生涯学習研究センター 1999
  - ・「松下筑陰伝攷（上）」『語文研究』86・87号 高橋昌彦  
九州大学国語国文学会 1999
  - ・徳田武「未紹介広瀬旭荘詩文解説（三）」  
『明治大学教養論集』322号 明治大学教養論集刊行  
会 1999
  - ・大野修作『広瀬旭荘』日本漢詩人選集16 研文出版  
1999
  - ・咸宜園門人たちの詩社「玉川吟社」に関する考察『大  
分県地方史』179号 山本佐貴 大分県地方史研究会  
2000
  - ・広瀬淡窓と老子思想『中国哲学論集』26 杜 栄九州大学  
中国哲学研究会 2000
  - ・廣瀬淡窓の詩論と咸宜園教育との関連『立命館文學』  
563号 肥田明啓 立命館大学人文学会 2000
  - ・女流漢詩人を探す『機』No109 高橋昌彦 藤原書店  
2000
  - ・大野修作「『東瀛詩選』の成立と広瀬旭荘」『女子大國文』  
第百二十七号 京都女子大学国文学会 2000
  - ・広瀬淡窓の経世論小考『日本経済思想史研究』（1）  
三澤 勝己 日本経済思想史研究会 2001
  - ・月野文子「広瀬旭荘の「夜過二州橋一書二囀日一」  
詩：成立事情とその推敲の態度をめぐって」  
『文芸と思想』65 福岡女子大学文学部 2001年
  - ・月野文子「広瀬旭荘の題画詩「題春川釣魚図」の手法：  
楽府詩「枯魚過河泣」と『莊子』寓喩」『文芸と思想』  
66 福岡女子大学文学部 2002
  - ・西村富美子「〈論文〉 広瀬旭荘生涯と作品：波華大阪の地」  
『紀要 言語・文学編』34 愛知県立大学外国語学部 2002
  - ・大野修作「広瀬旭荘と山梨稲川—『東瀛詩選』中の詩  
人たち—」『女子大國文 第百三十一号』  
京都女子大学国文学会 2002
  - ・近世末期芸州の漢学塾を介した書籍貸借— 塾生を中心  
に『長崎大学教育学部社会科学論叢』63号 鈴木理恵  
長崎大学教育学部 2003
  - ・日本の経済発展と学校教育（1）『鹿児島大学教育学部教  
育実践センター研究紀要論文』13 神田嘉延  
鹿児島大学教育学部 2003
  - ・徳田武「広瀬旭荘の善通寺参詣」『明治大学教養論集』  
362号 明治大学教養論集刊行会 2003
  - ・月野文子「広瀬旭荘の天保十五年正月詩の周辺：「肅舎」  
取得と江戸開塾」『文芸と思想』67  
福岡女子大学文学部 2003
  - ・広瀬淡窓（1782-1856）による漢詩教育のあり方 1  
—江戸詩壇史における位置づけ（1）『茨城大学教育学部  
紀要』53号 向野康江 茨城大学教育学部 2004
  - ・広瀬淡窓（1782-1856）による漢詩教育のあり方 1  
—江戸詩壇史における位置づけ（2）『茨城大学教育学部  
紀要』53号 向野康江 茨城大学教育学部 2004
  - ・日本漢詩人紀行（1）淡窓の筑遊『創文』469号  
林田慎之助 創文社 2004
  - ・丹波における明治維新前後 広瀬淡窓の思想『丹波』6号  
《特集》幕末維新を馳せた丹波の人々 奥村覚 丹波史談会  
2004
  - ・咸宜園の漢籍収集と塾生の閲覧『漢籍』12号 三澤勝己  
漢籍研究会 2004
  - ・亀田一邦「嘉永4年広瀬旭荘の長府娶嫁及び藩儒招聘に  
関する一考察」『山口県地方史研究』91 山口県地方史学  
会 2004
  - ・『堺市博物館 書の世界—山下是臣コレクション—』  
堺市博物館 2004
  - ・広瀬淡窓「歳暮」による授業実践報告『漢文教育』30  
尾本優輝 広島漢文教育研究会 中国中世文学会 2005
  - ・漢文教材としての広瀬淡窓—『桂林荘雜詠示諸生』  
教材化の背景—『二松学舎大学人文論叢』75号  
小金澤豊 二松学舎大学人文学会 2005

- ・近世都市における「知」の空間と場—豊後国日田咸宜園を中心に—『年報都市史研究』13号 岩本 馨 山川出版社 2005
- ・淡窓漢文日記・懐舊樓筆記にみる 天保の大飢饉 『日田文化』第47号 野田高巳 日田市教育委員会 2005
- ・島岡成治「9286 広瀬旭荘における住まいと都市の場所について（建築論・場所、建築歴史・意匠）」『学術講演梗概集』日本建築学会 2005
- ・亀田一邦「広瀬旭荘晩年の赤関厄難について『日間瑣事備忘録』に見る婚家当主清水麻之丞との粉擾顛末」『地域文化研究』20 梅光学院大学地域文化研究所 2005
- ・広瀬淡窓の「教育ノ術」礼楽刑政による解釈〔含 論評〕『日本教育史研究』25号 齋藤尚志 日本教育史研究会 2006
- ・廣瀬淡窓と陶淵明『松浦友久博士追悼記念中國古典文學論集』林田慎之助 松浦友久博士追悼記念中國古典文學論集刊行會 2006
- ・島岡成治「813 広瀬旭荘の大阪の住まいと都市へのまなざし（歴史・意匠）」『日本建築学会研究報告』日本建築学会 2006
- ・郭穎「『東瀛詩選』における愈樾の修改—広瀬旭荘の『梅墩詩鈔』との比較を通して—」『中国学研究論集』第十六号 広島中国文学会 2006
- ・咸宜園と白鹿洞書院—日中私塾の比較研究—『國學院大学大学院紀要』39号 朱 玲莉 國學院大学大学院 2008
- ・広瀬淡窓、李白への挑戦「月下独酌」論『文学』10巻3号 小財陽平 岩波書店 2009
- ・「幕末明治期の咸宜園と真宗僧」『淡窓研究会会報』川邊雄大 淡窓研究会 2009
- ・日向薬事始め（その5）日向出身の緒方洪庵・適塾と広瀬淡窓・咸宜園に学んだ人々『九州保健福祉大学研究紀要』10号 山本郁男・井本真澄・宇佐見則行ほか 九州保健福祉大学研究紀要委員会 九州保健福祉大学 2009
- ・広瀬淡窓における学校と社会『日本文化論叢』17号 前田勉 愛知教育大学日本文化研究室 2009
- ・休道詩鑑賞への一考『敬天』第37号 岩沢光夫 淡窓会 2009
- ・『近世文芸研究と評論』75号 [内容]: 広瀬淡窓と頼山陽 文化五年の交流を通して 黒川桃子 近世文芸研究と評論の会 早稲田大学文学部 2009
- ・広瀬淡窓の教育『杵築史談会』藤井準一郎 久米忠臣 杵築史談会 2009
- ・大野雅之「大給府内藩と廣瀬家 近説と旭荘の関係を中心に」『資料館研究紀要』14 大分県立先哲資料館 2009
- ・亀田一邦「高杉晋作の主治医 石田精一について—変革期草医の「雅」と「侠」—」『日本医史学雑誌』第55巻 第4号 日本医史学会 2009
- ・梅溪昇「広瀬旭荘と池田」『池田郷土研究』11号 池田郷土史学会 2009
- ・『託明寺縁起略伝記』託明寺 2009
- ・『続池田学講座—人物編—新たに知る池田 改めて出会う池田—』池田市、池田市教育委員会 2009
- ・廣瀬淡窓の詩風について—その日本化の一側面を中心に—『アジア文化交流研究』第5号別冊《特集》幕末明治期における日本文学・歴史・思想・藝術の諸相 朱 秋而 関西大学アジア文化交流研究センター 2010
- ・広瀬淡窓と陸游詩—淡窓詩の源流—『江戸風雅』第2号 黒川桃子 江戸風雅の会 2010
- ・広瀬旭荘の足利学校行『江戸風雅』第3号 徳田武 江戸風雅の会 2010
- ・苔を二広の墓碑と合原松子の墓とに掃ふ『江戸風雅』第3号 池澤一郎 江戸風雅の会 2010
- ・広瀬旭荘と『水滸伝』『江戸風雅』第3号 徳田武・土屋和之 江戸風雅の会 2010
- ・大野雅之「『淡窓先生手書克己篇』にみる廣瀬淡窓の苦惱 末弟旭荘のこと」『史料館研究紀要』15 大分県先哲資料館 2010
- ・川崎理恵「近世社会における暦占の実態 広瀬旭荘と古谷道庵を素材に」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編9』京都女子大学大学院文学研究科史学専攻 2010
- ・亀田一邦『幕末防長儒医の研究』知泉書館 2010
- ・神戸輝夫「旭荘の漢文日記」『潮 一月号』潮出版社 2011・合山林太郎「幕末京撰の漢詩壇 広瀬旭荘・河野鉄兜・柴秋村を中心に（特集 近世韻文の力）」『日本文学』60巻 10号 日本文学協会 2011
- ・黒川桃子「亀井少棠小伝—父昭陽の詩文を通して—（上）」『江戸風雅 第五号』江戸風雅の会 2011
- ・徳田 武「困記事 広瀬林外と川路聖謨・安井息軒・大沼枕山」『江戸風雅』第五号 江戸風雅の会 2011
- ・鈴木理恵『近世近代移行期の地域文化人』塙書房 2012
- ・『廣瀬淡窓の生家—廣瀬家の歴史と業績—』日田市教育委員会 2012
- ・『吹田市立博物館 大庄屋 中西家名品展』吹田市教育委員会 2012
- ・展示解説書『廣瀬旭荘—東遊 大坂 池田—』咸宜園教育研究センター 2012
- ・展示図録『廣瀬旭荘と池田・大坂』池田市立歴史民俗資料館 2012
- ・徳田 武「広瀬旭荘と江戸」『江戸風雅』第七号 江戸風雅の会 2013
- ・『廣瀬淡窓と咸宜園—近世日本の教育遺産として—』日田市教育委員会 2013
- ・『廣瀬淡窓と咸宜園—近世日本の教育遺産として—資料編』別府大学文化財研究所・日田市教育委員会 2013
- ・～文化財指定記念～国史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」ガイドブック 廣瀬本家 2013
- ・平成25年度特別展『九州の私塾と教育～咸宜園とその周辺～』展示解説書 咸宜園教育研究センター 2013
- ・徳田武・長田和也・山形彩美「増訂西村天因著『亀門の二広』 広瀬旭荘」『江戸風雅』第九号 江戸風雅の会 2014.6

- ・徳田武「広瀬旭荘略年譜」『江戸風雅』第九号江戸風雅の会 2014.6
- ・徳田武「広瀬旭荘と春日載陽」『江戸風雅』第九号江戸風雅の会 2014.6
- ・平成26年度特別展『漢詩人 廣瀬淡窓』咸宜園教育研究センター 2014
- ・徳田武「広瀬旭荘『日間瑣事備忘』の顕彰—亀谷省軒・牧野藻洲・西村天因—」『江戸風雅』第十号江戸風雅の会 2014.11
- ・今村孝次著・徳田武増訂「中島子玉」『江戸風雅』第十号江戸風雅の会 2014.11
- ・栗三直隆『野上文山 覚書』2014
- ・「江戸の学びと文化」実施報告書（教育遺産世界遺産登録推進国際シンポジウム2014）日田市教育庁世界遺産推進室 2015
- ・川邊雄大「善教寺蔵・「田原法水略歴」および「田原法水紀功碑」（草稿）について『国土館大学経済研紀要』第26号 国土館大学政経学部附属経済研究所 2014.3
- ・原千里「廣瀬淡窓とその世界時代を先取りした淡窓の教育」『海』第二期第13号（通巻第80号）花書院 2015.1
- ・原千里「廣瀬淡窓とその世界『学制の儀』をめぐって」『海』第二期第13号（通巻第80号）花書院 2015.1
- ・川邊雄大・町泉寿郎「資料紹介 善教寺蔵・小栗憲一「琉球日記」について」『二松学舎大学東アジア学術総合研究所集刊』第45集 二松学舎大学東アジア学術総合研究所 2015.3
- ・川邊雄大「明治期の琉球における真宗法難事件に関する一考察—善教寺資料を中心に—」
- ・『沖縄文化研究』41 法政大学沖縄文化研究所 2015.3
- ・『ふるさと豊前 人物再発見』求菩提資料館 2015.3
- ・徳田武「広瀬旭荘と筑井昆陽」『江戸風雅』第11号 江戸風雅の会 2015.6
- ・鈴木理恵「近世後期の教育環境としての漢学塾—咸宜園とその系譜塾」『書籍文化とその基底』平凡社 2015.10
- ・徳田武「広瀬旭荘と鈴木春山（一）」『江戸風雅』第12号 江戸風雅の会 2015.11
- ・徳田武「『在臆話記』の広瀬旭荘記事—『日間瑣事備忘』の顕彰—」『江戸風雅』第12号 江戸風雅の会 2015.11
- ・『淡窓伝光霊流 日本詩道会 日田詩道会四十五周年記念大会』四十五周年記念大会実行委員会 2015.11
- ・原千里「廣瀬淡窓とその世界咸宜園の入門者をめぐって」『海』第二期第15号（通巻82号）花書院 2016
- ・川邊雄大「資料紹介 白華文庫蔵・小栗栖香頂「水築小相伝」について」『二松学舎大学東アジア学術総合研究所集刊』第46集 二松学舎大学東アジア学術総合研究所 2016.3
- ・高橋昌彦（資料）「廣瀬淡窓の著述 - 新出資料の紹介 - 」『福岡大学人文論叢』第48巻第1号 福岡大学研究推進部 2016
- ・鈴木理恵「咸宜園蔵書の形成と管理」『広島大学院教育学研究科紀要』第3部 第65号 広島大学大学院教育学研究科 2016
- ・高橋昌彦「廣瀬旭荘の著述 - 未紹介資料について - 」『福岡大学人文論叢』第48巻第3号 福岡大学研究推進部 2016
- ・秋月立雄「「林外」をめぐって」『大分県地方史』第229号 大分県地方史研究会 2017
- ・川邊雄大「白華文庫蔵・平野五岳「五岳道人 古竹邨舎詩鈔」について」『日本漢文学研究』第12号 二松学舎大学東アジア学術総合研究所日本漢文教育研究推進室 2017.3.31
- ・川邊雄大「「応接筆記」・「藩庁応接記」・「廿二日対辨記」について - 真宗法難事件における東本願寺と琉球藩庁の会議記録 - 」『国土館大学経済研紀要』第29号 国土館大学経済学研究科 2017
- ・西江錦史郎「長州藩時代の長三洲」『国土館大学経済研紀要』第29号 国土館大学大学院経済学研究科 2017
- ・城戸淳一「幕末の漢詩人たちの歴遊 - 廣瀬旭荘の書簡と『佛山堂日記』を中心に - 」『北九州国文』第44号 福岡県高等学校国語部会北九州地区部会 2017

## Ⅳ．咸宜園開塾200年記念事業

廣瀬淡窓の「咸宜園」は開塾から200年を迎えました。

1817年(文化14)2月、廣瀬淡窓は豊後国日田郡堀田村(現在の所在地)に私塾「咸宜園」を開きました。2017年(平成29年)2月、咸宜園開塾から200年を迎えたことから日田市や日田市教育委員会では平成29年2月18日から下記の記念事業をスタートいたしました。

ここでは咸宜園開塾200年記念事業の内容とオープニングに実施した記念式典や記念講演、記念鼎談の様子を写真を使って報告する。

- ・平成28年12月5日(月) 咸宜園開塾200年記念イベント・二松學舎大学創立140年(共催)  
講演会:「明治期の咸宜園関係の漢詩人たち」  
講師:石川忠久氏(二松學舎大学名誉教授) 場所:日田市役所7階 大会議室
- ・平成29年2月16日(木)～3月31日(日)  
記念展示 平成28年度咸宜園教育研究センター春季企画展・咸宜園開塾200年記念「廣瀬旭莊・敬四郎文庫」～旭莊子孫に伝承した史料群～  
場所:咸宜園教育研究センター公開展示室
- ・平成29年2月19日(日)  
「咸宜園開塾200年記念事業」記念式典・記念講演・記念鼎談  
内容:記念アトラクション1 日田少年少女合唱団 題目:「東天寮歌」「清風寮歌」(いずれも自由学園寮歌)  
記念式典 来賓あいさつ 大分県知事 廣瀬 勝貞 氏ほか  
平成28年度咸宜園教育顕彰事業表彰式  
受賞者【教育文化部門】優秀賞 点訳ボランティアたんぼぼの会  
記念講演 「偉大なる教師～廣瀬淡窓と吉田松陰」  
講師:京都大学名誉教授 海原 徹 氏  
記念アトラクション2 詩吟:淡窓伝光靈流日田詩道会 題目:「桂林莊雜詠示諸生」、「隈川雜詠」  
記念鼎談 「江戸の教育に学ぶ～咸宜園の軌跡～」  
(登壇者) 海原 徹 氏(京都大学名誉教授)  
廣瀬 勝貞 氏(大分県知事)  
大石 学 氏(東京学芸大学副学長)

場所:日田市民文化会館大ホール

平成29年度実施の主な事業一覧(日田市・日田市教育委員会主催分で項目のみ掲載。詳細は次号にて報告予定)

- ・平成29年9月3日(日)～9月17日(日)  
「咸宜園門下生遺墨展」 共催:日田先哲研究会  
場所:日田市民文化会館 ギャラリー
- ・平成29年11月10日(金)・11日(土)  
「嚶鳴フォーラム in ひた」 共催:嚶鳴協議会  
場所:日田市民文化会館・日田市総合文化施設ほか
- ・平成30年2月24日(土)・25日(日)  
「咸宜園門下生子孫の集い」第1部～第4部  
場所:第1～2部 日田市民文化会館、第3部 日田温泉旅館街「みくまホテル」  
第4部 咸宜園跡・長生園・廣瀬資料館・豆田町など



咸宜園開塾200年記念事業 受付  
日田市民文化会館「パトリア日田」大ホール



記念アトラクション 日田少年少女合唱団  
「東天寮歌」・「清風寮歌」(自由学園寮歌)



記念アトラクション 詩吟「桂林荘雑詠示諸生」  
淡窓伝光霊流日田詩道会



記念アトラクション 詩吟「隈川雑詠」  
淡窓伝光霊流日田詩道会



成宜園開塾 200 年記念事業記念式典  
日田市民文化会館「パトリア日田」大ホール



成宜園開塾 200 年記念事業記念式典（前列左端から  
大分県知事 広瀬勝貞氏・衆議院議員 衛藤征士郎氏）



記念講演「偉大なる教師—廣瀬淡窓と吉田松陰」  
京都大学名誉教授 海原 徹 氏



記念鼎談「江戸の教育に学ぶ～成宜園の軌跡～」  
左から大石 学氏・海原 徹氏・広瀬 勝貞氏



『図説 成宜園—近世最大の私塾』の  
刊行（記念事業の一環）



成宜園開塾 200 年記念事業  
式次第（表）



成宜園開塾 200 年記念事業  
式次第（裏）

# V. 教育顕彰事業

## 咸宜園教育顕彰事業

### ■ 顕彰事業（「咸宜園の日」記念事業）

#### (1) 咸宜園開塾 200 年記念事業との共催

内 容：記念式典・講演・記念鼎談など

日 時：平成 29 年 2 月 19 日（日）

午前 10 時から 12 時半まで

#### ① 記念講演：「偉大なる教師－廣瀬淡窓と吉田松陰」

京都大学名誉教授 海原 徹 氏

#### ② 咸宜園教育顕彰事業 表彰式

事業概要：廣瀬淡窓や咸宜園教育に関して、学術研究部門（調査研究の論文等が対象）及び教育文化部門（個人、団体、学校などが制作した作品や文化活動などが対象）を設け、毎年公募し、優秀な作品等を表彰するもの。

募集期間：平成 28 年 6 月 1 日から 11 月 1 日

#### ③ 咸宜園教育顕彰事業 研究発表会

教育文化部門 優秀賞受賞者 1 件



教育文化部門 優秀賞  
点訳ボランティアたんぼの会

### 【教育文化部門】優秀賞 1 名

賞名	団体名	所属	受賞内容
優秀賞	点訳ボランティア たんぼの会	日田市社会福祉 協議会	咸宜園関連書の点訳及び点訳書の寄贈（視覚障がい者・団体等への咸宜園・廣瀬淡窓の普及啓発）

咸宜園教育顕彰事業とは  
 慶応文化士、日経財団の私塾である咸宜園の創立者で、儒学者、詩人、教育者として歴史的な教育を営み、近代日本の発展に多くの人材を輩出しました。由で咸宜園教育研究センターを設立し、廣瀬淡窓や咸宜園教育の理念とその業績を顕彰し、さらに継承するための本事業を創設いたしました。今回は、咸宜園が開かれた2月23日「咸宜園の日」にちなんで、毎年開催の咸宜園開塾200周年記念・研究活動の発展に資する著作物や文化活動が顕彰された咸宜園教育の普及に貢献した個人および団体の活動などを表彰いたします。

平成28年度(第6回)  
**咸宜園教育顕彰事業**  
 研究論文、文学作品、芸術作品、文化活動など

募集期間 平成28年 6月1日(水)～11月1日(水)

応募対象 2部門で募集いたします。

◆学術研究部門  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体

◆教育文化部門  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体  
 慶応園の教育者、個人、教育者など様々な職業を持つ方、団体

咸宜園教育研究センター  
 〒977-0002 福島県日田市長巻2-1-18 TEL/FAX 0973-22-0268  
 http://www.city.hita.aita.jp/kangien/ E-mail kangien@city.hita.aita.jp

平成28年度 咸宜園 教育顕彰事業  
 研究論文、文学作品、芸術作品、文化活動など

◆ 応募要領 ◆  
 「学術研究部門」と「教育文化部門」で応募方法が異なります。

◆ 研究部門 ◆  
**【応募方法】**  
 ① 自費による申し込みと他薦による申し込みの2種類があります。  
 ● 自薦の場合：応募者の氏名・所属・連絡先  
 ● 他薦の場合：推薦者の氏名・所属・連絡先・推薦理由  
 その他、推薦する論文やタイトル名、提出の場合は掲載された雑誌名や巻名、著者、出版年など  
 ② 推薦者は推薦する者に対し、応募することについて事前に承諾を得ること  
 ③ 所定の様式(A4)に必要な事項をご記入の上、お申し込みください  
 ④ なお、各種様式は当センターのホームページからダウンロードするか、事務局へ直接お尋ねください

**【応募時期】**  
 ① 応募作品は本人のもので、未発表または既出は問いません。  
 ② 既出のものに関しては原則公表から概ね3年以内とします。  
 ③ 原稿はワープロソフトによる作成に限り、原稿は400字詰め原稿用紙に換算して、原簿70枚程度(原・表・註を含む)を上原とします。  
 ④ 原簿70枚を超える場合は、事前に事務局へご連絡ください。  
 ⑤ 原簿はA4用紙、本文・注とも同じサイズで40字×30行、縦書き、半角を用いる場合は、なるべく西暦併用をお願いします。  
 ⑥ 注は各原簿に差し番号で、(1)、(2)……のように付けてください。  
 ⑦ 原稿原本の部にコピー2部を添え、併せて800～1200字程度の要旨を付けてください。要旨はA4判用紙を使用し、縦書きとします。  
**【提出方法】**  
 ● 原簿・発表された論文のコピーまたは原簿を3部提出してください。また併せて原簿・発表された雑誌・書籍などの発行年数がわかるように要旨を付けてください。ただし、後掲表裏に発行雑誌、書籍の記載があるものはこの限りではありません。  
 ● 提出論文について、800～1200字程度の要旨を付けてください。

◆ 教育文化部門 ◆  
**【応募方法】**  
 ① 個人または団体による申し込み、他薦での申請はできません。  
 ● 個人の場合：応募者の氏名・所属・連絡先など  
 ● 団体の場合：団体名、代表者名、連絡先、活動内容の説明所定の様式(A4)にご記入の上、お申し込みください。なお、各種様式は当センターのホームページからダウンロードするか、事務局へ直接お尋ねください。  
**【応募時期】**  
 ① 応募内容の提出については、原則、電子機器によって撮影または収録された記録媒体、映像(ビデオ、DVD、デジタルカメラ)・音楽(カセット、CD)・写真などを直接お送りください。  
**【応募作品や活動の例】**  
 ● 日田の自然や風景を題材にした詩集  
 ● 俳句を詠む会の活動  
 ● 淡窓の漢詩に登場する風景の写真記録  
 ● 咸宜園出身の門下生子弟の交流活動  
 ● 咸宜園での学びの機会をつなぐとした時代劇の脚本制作  
 ● 淡窓の漢詩をアレンジした合唱活動  
 ● 親子の活動を生徒をミュージカルに！といった活動など

◆ 提出方法 ◆  
 原則、郵送での応募のみ受け付けます。  
**【応募要領】**  
 ● 咸宜園教育顕彰事業申込書(各種)1部  
 ● 他薦の場合は所定の推薦書1部(学術研究部門のみ)  
 ● 応募要領に關した研究論文や作品、活動などの記録媒体等

◆ 応募期間 ◆  
 平成28年6月1日(水)～11月1日(水)  
 ※平日必着。期間外連絡したものは、次年度分として受け付けません。  
**◆ 発表 ◆**  
 入選者通知：平成29年1月下旬予定  
 ※申請者(他薦の場合は推薦者)に直接通知します。  
 なお、入選者の発表式は平成29年2月19日(日)にパトリア日田で行ないます。  
 ※2月上旬には当センターのホームページでも入選結果を掲載いたします。  
**◆ 応募先 ◆**  
 〒977-0012 大分県日田市長巻2-2-18  
 咸宜園教育研究センター 咸宜園教育顕彰事業事務局 宛

◆ お問い合わせ ◆  
 電話 0973-22-0268(水曜日を除く)09:00～17:00  
 E-mail kangien@city.hita.aita.jp

平成 28 年度(第 6 回)咸宜園教育顕彰事業募集チラシ 表(左側)・裏(右側)

(2) 淡窓先生に学ぶ～学校の取組み～

学校の取組みを広く市民等に知ってもらうことを目的とし、咸宜園や咸宜園教育等について関心を持ってもらうきっかけとする。市内小中学校による顕彰活動の成果を紹介するため、展示会を行っている。

◇期 間：平成 29 年 2 月 18 日（土）～ 3 月 3 日（金）

◇展示場所：パトリア日田（ギャラリー）

◇参 加 校：小学校 8 校 咸宜小学校、桂林小学校、日隈小学校、高瀬小学校、光岡小学校、有田小学校、朝日小学校、石井小学校

中学校 6 校 東部中学校、三隈中学校、北部中学校、東有田中学校、大山中学校、五馬中学校



ギャラリー入り口 モザイク画（北部中学校）



ギャラリー正面



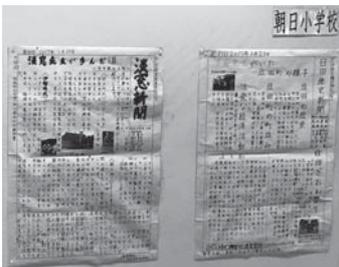
咸宜小学校



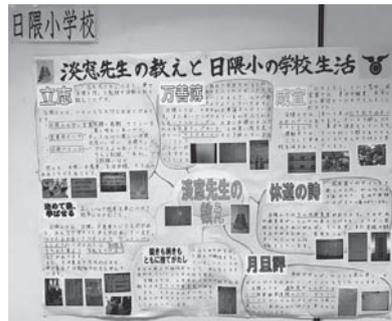
咸宜小学校



高瀬小学校



朝日小学校



日隈小学校



桂林小学校



朝日小学校



桂林小学校



光岡小学校



光岡小学校



石井小学校



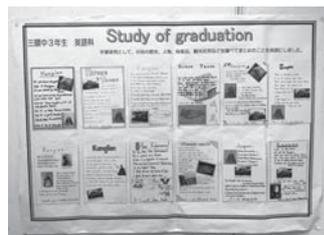
有田小学校



石井小学校



東部中学校



三隈中学校



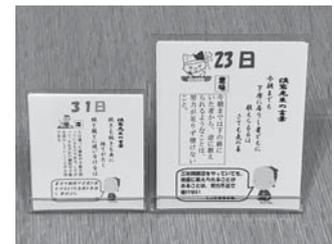
三隈中学校



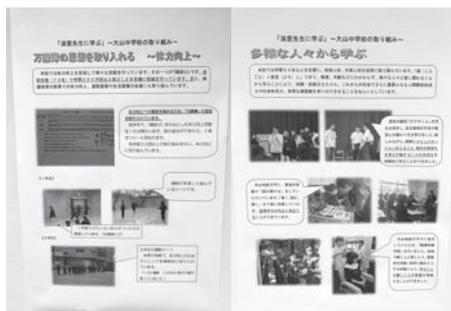
東部中学校



東有田中学校



東有田中学校



大山中学校



大山中学校



五馬中学校

## Ⅵ．世界文化遺産登録推進の取り組み

### 1．世界遺産とは

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から引き継がれた貴重なもの。世界遺産にはさまざまな国や地域に住む人びとが誇る文化財や自然環境などがあり、人類の残酷な歴史を刻むものや戦争や自然災害、環境汚染などにより危機にさらされているものも含まれている。それらは国際協力を通じた保護のもと、国境を越え世界のすべての人びとが共有し、次の世代に受け継いでいくべきものである。

#### ○世界遺産リストに記載されるまで

- ①条約締約国の推薦：締約国の政府が国内の世界遺産候補の中から、条件の揃ったものを世界遺産委員会に推薦。（各国の世界遺産暫定一覧表記載の資産から推薦される。）世界遺産委員会の事務局としての機能はユネスコ世界遺産センターが担っている。
- ②専門機関による調査：世界遺産委員会の依頼により、文化遺産はICOMOS、自然遺産はIUCNが候補地の評価調査を行う。
- ③世界遺産委員会での審議：ICOMOSやIUCNなどによる評価調査報告を受け、毎年1回開催される世界遺産委員会において、世界遺産リストへの記載物件の可否を決定する。

### 2．事業の概要

日田市では平成22年度に世界遺産推進室を開設し、茨城県水戸市の弘道館及び偕楽園、栃木県足利市の足利学校と連携し、「近世日本の教育遺産群」という主題で咸宜園の世界文化遺産登録を目指して取組んでおり、平成27年5月には、新たに岡山藩の日本最古の郷学（校）・閑谷学校の所在する岡山県備前市が教育遺産世界遺産登録推進協議会に加わった。

世界文化遺産として登録されるには、ユネスコが定めた基準である「顕著で普遍的な価値」を証明する必要がある。そこで、「近世日本の教育遺産群」が持つ「顕著で普遍的な価値」を証明するために、世界遺産推進室では日田市世界遺産登録検討委員会の指導のもと、咸宜園に関する学術的な調査研究を「咸宜園教育研究センター」と両輪となって作業を進めている。また、この取り組みは行政のみで進められるものではなく、市民の機運の醸成と協力が必要となってくる。市民と行政とが一体となって取り組むことが重要となることから、調査研究の結果を公表しその情報を共有することで普及啓発につなげ、一人でも多くの市民の協力を得ることができるよう取組まなければならない。

また、平成27年4月には、国が新たに創設し、国内外からの観光誘客や地域活性化に役立てる仕組みである「日本遺産」の第1号認定を受けた。認定ストーリーのタイトルは「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」で、日田市における日本遺産のストーリーを構成する文化財は、「咸宜園跡」、「日田市豆田町伝統的建造物群保存地区」、「廣瀬淡窓旧宅及び墓」、「長福寺本堂」、「桂林園跡」、「咸宜園関係歴史資料」の6件である。国からの支援を受けた情報発信・普及啓発の取組を推進した。

#### ○調査研究

平成22年度から進めてきた調査研究の成果を、平成24年度に報告書として刊行した。この報告書は水戸市や足利市と共同によるものではなく、日田市の資産（私塾・咸宜園、豆田町）について、世界遺産登録を目指す視点でまとめたものである。「本編」と別府大学文化財研究所と共に「淡窓・咸宜園の放学・遊山」についての調査結果をまとめた「資料編」がある。他に、世界遺産登録に向けて必要となる構成資産を保護するための「保存管理計画」や「緩衝地帯」（バッファ・ゾーン）の方針検討のため、岡山理科大学と共に調査を進めた。

#### ○普及啓発

- ①日本遺産サミット in 岐阜への参加 平成28年7月1日（日曜日）  
協議会を構成4市関係者によるPRブースの展開等を行った。

会場：長良川国際会議場

主催：文化庁及び日本遺産連盟



日本遺産ロゴマーク

- 1 認定自治体による PR ブースの設置
- 2 平成 28 年度日本遺産認定証交付式
- 3 日本遺産サミット
- 4 座談会

#### ②水戸市日本遺産講演会の開催

日時：平成 29 年 2 月 4 日（土曜日）午後 1 時～午後 4 時

会場：茨城県総合福祉会館コミュニティーホール

アトラクション 児童及び生徒による演武 発表者：水戸東武館

講演 1 「日本遺産～地域のお宝を探せ～」

講師：大西 啓介氏（文化庁文化財部記念物課長）

事例発表 「近世日本の教育遺産群の取組」

発表者：水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課

講演 2 「心を育む論語の素読～弘道館こども論語塾を通じて～」

講師：安岡 定子氏（安岡定子事務所代表）

素読発表：水戸市三の丸小学校及び論語塾参加児童

講演 3 「江戸時代の和算体験」

講師：小塚 のり子氏（茨城県弘道館事務所学芸員）

この講演会は、日本遺産魅力発信推進事業の水戸市における事業として開催し、日田市からは教育長及び教育次長が出席した。

このほか、平成 27 年度とともに日本遺産認定を受けた熊本県人吉市の「ひとよし花まる学園大学講座」に講師として「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の紹介をしたほか、福岡県太宰府市における「日本遺産シンポジウム」には、九州の認定地が集う中で、日田市の取組の発表を行うなどした。

#### ③市民協働の取組み（咸宜園平成門下生之会の活動）

世界遺産登録を目指す取り組みは市民と行政とが一体となって取組むことが重要となることから、市民による応援団体「咸宜園平成門下生之会」が平成 23 年度に発足し、この団体は廣瀬淡窓や咸宜園について学習すると同時に、世界遺産登録の取組みを市民の側から支援する活動を中心とする。今年度は咸宜園に関する講座や世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産群」の視察研修の他、「咸宜園交流事業サポーター」として登録された会員を中心に、咸宜園で行った イベント等 に協力をいただいた。（2 ページ参照）

#### ④情報発信

市ホームページの更新や広報誌の活用、「日田川開き観光祭」のパレードに参加するなどの啓発活動を行った。

#### ⑤日本遺産魅力発信推進事業

日本遺産認定を受け、国からの支援を受けて日田市においても観光振興・地域活性化に繋げる各種事業を実施した。（事業主体：教育遺産世界遺産登録推進協議会）

- ・高速バスラッピングによる情報発信

日田 - 福岡間を運行する高速バス 1 台に日本遺産である咸宜園、豆田町を PR する全面ラッピングを行い、1 日 1 往復以上 9 か月間運行し、福岡都市圏を中心に情報発信を行った。

- ・スマートフォン向けアプリケーションソフト「ひた咸宜園入門ナビ」の

平成 27 年度に開発したアプリの機能拡充を行うとともに、あわせてアプリの利用促進を図るため、若年層を対象とした利用促進イベントの開催やチラシ等の作成を行った。

- ・「日本遺産子どもガイド」の養成・実施

市内小学校 5・6 年生（計 17 名）を「日本遺産子どもガイド」として養成し、日本遺産に認定された咸宜園跡、長生園、豆田町、廣瀬家、長福寺、桂林園跡を日田天領祭り、天領日田おひなまつりにおいて実際にガイドを実施した。

- ・日本遺産宣材用写真整備事業

日本遺産のストーリーを構成する文化財の宣材用写真の整備を行い、今後日田市の日本遺産の情報発信に活用できるようにした。

他に、協議会全体での取り組みとして、全日空国内線機内誌「翼の王国」へ記事広告掲載（平成 29 年 1 月号）を行ったほか、BS-TBS「日本遺産」の映像制作・番組放映（平成 29 年 1 月 22 日放映）などを行い、「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」の情報発信を図った。

この他、日田市独自の取組として、日本遺産を巡る地元住民・関係機関・行政の連絡調整等を図るため、「日田市日本遺産活性化懇話会」を組織した。市民他一般から日本遺産を活用する取組・アイデアを募集し、優秀な取組・アイデアを表彰する「日本遺産活用アイデア募集事業」を実施した。また、平成 28 年 10 月・11 月の 2 か月間に「日本遺産スタンプラリー」を初めて開催した。この取組は、日本遺産の構成文化財を巡り、回遊性を促し、滞在時間を延ばすことや日本遺産に対する理解を深めるために実施した。卓上ミニのぼりを作成して豆田町商店街他に配置したほか、Google ストリートビューのトレックパートナープログラムより機材を借り入れ、日田市内の日本遺産構成文化財 を撮影・公開した。さらに、日田市の共通封筒に日本遺産ロゴマークや咸宜園のデザインを入れるなど情報発信に努めた。

#### ・日本遺産活用アイデア募集事業

審査機関：日田市日本遺産活性化懇話会審査会（会員から選出された審査員：8 名）

募集期間：平成 28 年 9 月 15 日（「広報ひた」掲載時）～ 12 月 27 日（火）

応募総数：224 件

応募内訳：取組・商品開発部門 3 の個人・団体から 3 件

アイデア部門 192 の個人・団体から 221 件（うち市内高校生 176 件）

審査会を開催し、応募案件から優秀賞を選出する。優秀賞の副賞：賞金 3 万円（最大 6 件）

審査会：平成 29 年 1 月 24 日（火）16：00～

審査員：日田市日本遺産活性化懇話会員 7 名（1 名欠席）

#### 審査結果

取組・商品開発部門（最大 3 件）～取組や商品等が具体的な形となっているもの（具象化されているもの）（優秀賞）1 件

応募者：日田商工会議所青年部

案件名：千年あかりにおける咸宜園の竹灯籠飾りつけ、ライトアップ

アイデア部門（最大 3 件）～具体的に形になっていないもの（具象化されていないもの）（優秀賞）3 件

①応募者：松本 望（日田市中尾町）

案件名：咸宜園入園体験

②応募者：桑野 隆（日田市田島町）

案件名：天領日田代官の屋敷（永山布政所）の建築

③応募者：野中 泰佑（高知県須崎市）

案件名：咸宜園文学賞の創設



高速バスラッピングによる情報発信



高速バスラッピングによる情報発信



平成 28 年度「日本遺産活用アイデア募集事業」  
優秀賞受賞者記念撮影



BS - TBS「日本遺産」映像制作及び放映



日本遺産子どもガイド



日本遺産子どもガイド



日田商工会議所青年部・竹灯籠による咸宜園のライトアップ  
(平成 28 年度「日本遺産活用アイデア募集事業」優秀賞受賞)



日本遺産宣材用写真整備事業写真



普及啓発用卓上ミニのぼり



Google トレッカーによる  
日本遺産構成文化財撮影



### 3. 教育遺産世界遺産登録推進協議会

#### ①協議会

「近世日本の教育遺産群」として、咸宜園とともに世界遺産登録を目指す茨城県水戸市の水戸藩藩校「弘道館」と栃木県足利市の「足利学校」。また、関係三市は、相互の連絡調整の円滑化及び一体的な事業の展開を図ることを目的として、平成24年11月に「教育遺産世界遺産登録推進協議会」を設立した。平成27年5月には岡山藩の郷校「閑谷学校」の所在する岡山県備前市が加わり、四県四市体制となった。協議会は、市長と教育委員会教育長、学識経験者（商工会議所会頭、専門家、県の担当課長、市民団体代表）を委員とし、国内外の教育遺産に係る調査研究、教育遺産を 活用した普及啓発に関することなどを所掌する。また、4市で構成する本協議会に対して、日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の認定を受け、各種情報発信・普及啓発事業を展開している。

#### ②会議

○幹事会 平成28年5月17日（都内）

- 1 平成27年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について
- 2 平成27年度教育遺産世界遺産登録推進協議会決算について
- 3 平成28年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算（案）について

○協議会 平成28年5月29日（都内）

- 報告第1号 平成27年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について  
認定第1号 平成27年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について  
議案第1号 平成28年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

#### ③専門部会の開催

これまで関係自治体による合同学術会議で検討されてきた世界遺産登録に向けた調査・研究等については、専門部会A（登録推進戦略の検討）、専門部会B（国内外の教育遺産の評価）、専門部会C（保存管理方策の検討）に分かれ、各専門部会による検討・協議を重ねており、平成28年度はストーリー案の再検討のための専門部会を開催した。

○第1回A・B合同会議 平成28年9月4日（都内）

- 1 今年度の日本遺産関係事業について
- 2 ストーリー（案）の検討について

○第1回A・B・C合同会議 平成28年10月31日（都内）

- 1 再提案に向けた進め方について
- 2 ストーリー（案）の検討について

○第2回A・B・C合同会議 平成29年1月21日（都内）

- 1 教育遺産としての昌平坂学問所（昌平黉）について
- 2 「総合的所見」と「提案する評価基準とその評価基準への適合性証明」
- 3 「完全性の言明」と「真実性の言明」について
- 4 保護と管理に必要な措置について
- 5 今後の専門部会の進め方について

#### ④事務連絡会議の開催

○平成28年7月13日（都内）

協議内容

- 1 今年度の日本遺産魅力発信推進事業の執行について

- 2 今年度の専門部会について
- 3 平成 29 年度事業計画・予算（案）について
- 4 協議会の運営に係る各市の事務分担について
- 5 日田市アプリなど補助事業で取得した財産について

○平成 28 年 9 月 4 日（都内）＜日本遺産プロデューサー派遣事業：水戸市と併催＞

協議内容

- 1 協議会の運営に係る各市の事務分担について
- 2 補助事業で取得し、又は効用の増加した財産の取扱いについて
- 3 平成 29 年度事業計画・予算（案）について
- 4 その他

○平成 28 年 10 月 31 日（都内）

協議内容

- 1 協議会の運営に係る各市の事務分担について
- 2 補助事業で取得し、又は効用の増加した財産の取扱いについて
- 3 平成 29 年度日本遺産魅力発信推進事業の検討について
- 4 その他

○平成 28 年 12 月 21 日（日田市）＜日本遺産プロデューサー派遣事業：日田市と併催＞

協議内容

- 1 平成 29 年度日本遺産魅力発信推進事業の検討について
- 2 日本遺産における他の教育遺産との連携について

○平成 29 年 1 月 21 日（都内）

協議内容

- 1 日本イコモス国内委員会との意見交換会について
- 2 平成 29 年度国補助事業のうち共通事業の「日本遺産ホームページ」の担当について
- 3 日本遺産プロデューサー作成の活動評価シート（案）について

○平成 29 年 3 月 27 日（都内）

協議内容

- 1 イコモス国内委員会との意見交換会について
- 2 専門部会員の現地視察
- 3 協議会事業の優先順位
- 4 教育ツーリズムのためのコンテンツ作り
- 5 平成 29 年度協議会事業計画・予算について

#### ⑤文化庁との意見交換会

○平成 29 年 3 月 27 日（都内）

- 1 当協議会及び構成資産候補の概要
- 2 現在の検討状況

## 4. 経過

日田市においては、日本遺産認定を受け、咸宜園教育研究センター公開講座「日本遺産を歩く」の開催や日本遺産スタンプラリーなど普及啓発のための取組を進めた。また、連携している茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市との間においては、協議会会議のほか、有識者による専門部会や日本遺産認定を受け、事業の遂行のための事務連絡会議を重ねた。

日 程	内 容
平成 28 年 4 月 25 日	日本遺産認定 1 周年記念イベント（「或る列車」で日田駅に到着された観光客に記念品配布）
5 月 17 日	幹事会開催
5 月 22 日	日田川開き観光祭どんたくカーニバル参加
5 月 29 日	協議会開催
6 月 21 日	日本遺産活性化懇話会（準備会）開催
7 月 1 日	福岡・日田間ラッピング高速バス出発式（運行は平成 29 年 3 月 31 日まで） 日本遺産サミット in 岐阜参加
7 月 13 日	事務連絡会議開催
8 月 18 日	第 1 回日田市日本遺産活性化懇話会開催
9 月 3 日	日本遺産プロデューサー派遣事業（於：水戸市）
9 月 4 日	事務連絡会議・専門部会 A・B 合同会議開催
10 月 1 日～11 月 30 日	2016 日本遺産スタンプラリー実施
10 月 18 日	第 2 回日田市日本遺産活性化懇話会開催
10 月 31 日	事務連絡会議・専門部会 A・B・C 合同会議開催
11 月 19 日	平成 28 年度ひとよし花まる学園大学講座講師派遣
12 月 21 日	事務連絡会議開催
12 月 22 日	日本遺産プロデューサー派遣事業（於：日田市）
10 月 18 日	ANA 国内線機内誌「翼の王国」記事広告掲載
平成 29 年 1 月 1 日～1 月 31 日	専門部会 A・B・C 合同会議開催
1 月 21 日	第 2 回日田市世界遺産登録検討委員会開催
1 月 22 日	BS-TBS「日本遺産」にて「近世日本の教育遺産群」放映
1 月 24 日	第 3 回日田市日本遺産活性化懇話会開催
2 月 4 日	水戸市日本遺産講演会参加
2 月 17 日～3 月 31 日	豆田まちづくり歴史交流館において日本遺産写真パネル展示
3 月 4・5 日	天領日田おひなまつりにて日本遺産子どもガイド実施
3 月 12 日	太宰府市日本遺産シンポジウム参加
3 月 17 日	平成 28 年度日本遺産活用アイデア募集事業表彰式及び市長報告
3 月 19 日	第 1 回日田市世界遺産登録検討委員会開催
3 月 27 日	事務連絡会議・文化庁との意見交換会開催



日本遺産サミット in 岐阜



太宰府市「日本遺産シンポジウム」参加

## Ⅶ．利用状況・日誌抄

### 1．利用状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

月	H28年度	市内小中学校	その他団体	一般・個人
4	881名	0団体 0名	16団体 312名	569名
5	1,337名	0団体 0名	20団体 508名	829名
6	857名	0団体 0名	17団体 230名	627名
7	1,429名	1団体 20名	23団体 567名	842名
8	1,697名	1団体 160名	18団体 361名	1,176名
9	2,116名	0団体 0名	47団体 1,027名	1,089名
10	2,634名	1団体 38名	54団体 1,441名	1,155名
11	9,681名	7団体 242名	73団体 2,081名	7,358名
12	1,182名	1団体 21名	20団体 340名	821名
1	1,228名	10団体 610名	11団体 134名	484名
2	1,595名	7団体 311名	27団体 370名	914名
3	2,175名	2団体 123名	22団体 439名	1,613名
計	26,812名	29団体 1,525名	348団体 7,810名	17,477名

※上記の他、パトリアでの開催事業（記念事業の講演会やシンポジウム、定期講座等）の参加人数は約2,500名を数える。

### 2．日誌抄

- |   |  |
|---|--|
| <p>2016. 4. 1 常設展示（～2017.2.14）<br/>                         咸宜園教育研究センター</p> <p>4.15 「咸宜園研修」（東明館中学校1年生）<br/>                         史跡咸宜園跡・咸宜園教育研究センター</p> <p>5.23 第1回咸宜園教育研究センター運営委員会<br/>                         咸宜園教育研究センター</p> <p>5.24 「日田川開き観光祭」<br/>                         どんたくカーニバル・パレード参加</p> <p>6.17 ふれあい宅配講座（～2.25）<br/>                         咸宜園教育研究センター</p> <p>7. 7 咸宜園平成門下生講座（～2.23）<br/>                         パトリア日田小ホール他</p> <p>7.22 第16回「立志の道を歩こう」（山鹿市主催）<br/>                         史跡咸宜園跡</p> <p>7.30 第1回咸宜園教育研究センター専門委員会<br/>                         咸宜園教育研究センター</p> <p>10.19 第70回日田市文教祭学校行事<br/>                         「日田市小中学校書写展」<br/>                         アオーゼ2階美術展示ギャラリー</p> <p>10.31 定期講座（年5回）（～12.15）</p> | <p style="text-align: right;">パトリア日田スタジオ1</p> <p>11.26 第2回咸宜園教育研究センター専門委員会<br/>                         咸宜園教育研究センター</p> <p>12. 5 咸宜園200年記念事業イベント<br/>                         「明治期の咸宜園関係の漢詩人たち」<br/>                         石川忠久氏（二松學舎大学名誉教授）講演会<br/>                         日田市役所7階 大会議室</p> <p>12.19 第2回咸宜園教育研究センター運営委員会<br/>                         咸宜園教育研究センター</p> <p>2017. 2.16 春の企画展<br/>                         「廣瀬旭荘・敬四郎文庫」（～3.31）<br/>                         咸宜園教育研究センター</p> <p>2.18 日田市民ミュージカル「咸く宜し」<br/>                         パトリア日田 大ホール（～2.19）</p> <p>2.18 淡窓先生に学ぶ～学校の取組み～<br/>                         パトリア日田（ギャラリー）（～3.3）</p> <p>2.19 咸宜園開塾200年記念事業<br/>                         記念式典・講演会・鼎談<br/>                         咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）<br/>                         パトリア日田（大ホール）</p> |
|---|--|

## Ⅷ．各種委員会・職員名簿

### 1. 咸宜園教育研究センター運営委員会委員名簿

任期：平成30年5月31日まで

選出資格	氏名	所属
学識経験者	大神 信 證	日田市文化財保護審議会副会長
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	廣瀬 貞 雄	公益財団法人廣瀬資料館理事長
文化団体	佐藤 誠一郎	淡窓会顧問
	三宅 多加子	日田書道協会
まちづくり	武内 眞 司	社団法人日田市観光協会理事
生涯教育	ワトソン ロバート	(一財)日田市公民館運営事業団公民館館長会会長、大山公民館館長
行政関係	三 筈 眞治郎	日田市教育委員会教育長

### 2. 咸宜園教育研究センター専門委員会委員名簿

任期：平成30年5月31日まで

選出資格	氏名	所属
学識経験者	海原 徹	京都大学名誉教授（平成29年3月31日付け退任）
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	豊田 寛 三	前別府大学学長
	高橋 昌 彦	福岡大学人文学部教授
	鈴木 理 恵	広島大学大学院教授
	佐藤 晃 洋	大分県教育庁文化課長
	中島 三 夫	日田市文化財保護員

(50音順)

### 3. 世界遺産登録検討委員会委員名簿

任期：平成30年5月31日まで

選出資格	氏名	所属
学識経験者	吾妻 重 二	関西大学教授
	江面 嗣 人	岡山理科大学教授
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	鈴木 理 恵	広島大学大学院教授
	豊田 寛 三	前別府大学学長

(50音順)

### 4. 職員名簿

咸宜園教育研究センター

職名	氏名
名誉館長	後藤 宗 俊

(平成28年4月1日現在)

職名	氏名
所長	竹尾 秀 広
主幹	高村 智恵美
副主幹	吉田 博 嗣
主任	原田 弘 徳
主任	溝田 直 己
研究員	深町 浩一郎

(平成28年4月1日現在)

世界遺産推進室

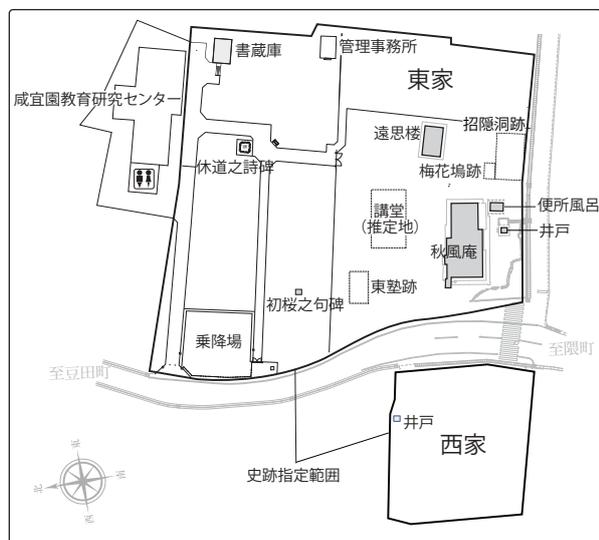
職名	氏名
室長	竹尾 秀 広
主幹	高村 智恵美
副主幹	吉田 博 嗣
主任	原田 弘 徳
主任	溝田 直 己

(平成28年4月1日現在)

## 1. 沿革

明治 30 年 (1897) 9 月 咸宜園閉塾  
 大正 2 年 (1913) 淡窓先生頌徳祭  
 (生誕 130 年祭) 開催  
 大正 5 年 (1916) 淡窓図書館建設  
 大正 8 年 (1919) 休道の詩碑建立  
 昭和 7 年 (1932) 7 月「咸宜園跡」が国指定史跡に指定  
 昭和 23 年 (1948) 「廣瀬淡窓墓」が国指定史跡に指定  
 昭和 35 年 (1960) 11 月 淡窓百年祭 (100 回忌) の開催  
 平成 2 年 (1990) 3 月『第 3 次日田市総合計画』で咸宜園跡の保存整備を計画  
 平成 4 年 (1992) 2 月 史跡咸宜園跡保存整備構想検討委員会発足  
 平成 5 年 (1993) 3 月 史跡咸宜園跡保存整備構想の策定  
 平成 6 年 (1994) 1 月 秋風庵等保存修理事業実施  
 (～平成 8 年)  
 平成 7 年 (1995) 3 月 史跡咸宜園跡内秋風庵等保存修理委員会発足 (～平成 12 年度)  
 平成 9 年 (1997) 1 月 遠思楼復元修理事業  
 (～平成 12 年度)  
 平成 15 年 (2003) 史跡咸宜園跡保存整備委員会発足  
 (～平成 25 年度)  
 平成 17 年 (2005) 史跡咸宜園跡保存整備実施設計  
 淡窓先生 150 年祭 (150 回忌) 開催  
 平成 19 年 (2007) 11 月 史跡咸宜園跡ガイダンス棟実施設計が後の咸宜園教育研究センターの基本設計となる  
 平成 20 年 (2008) 咸宜園教育研究センター建設 (国土交通省所管のまちづくり交付金事業を導入) (～平成 22 年 3 月)

平成 21 年 (2009) 9 月 咸宜園教育研究センター運営検討会議開催  
 平成 22 年 (2010) 1 月 咸宜園教育研究センター運営検討会議開催  
 3 月 咸宜園教育研究センター運営検討会議開催  
 10 月 咸宜園教育研究センター開館  
 記念式典、記念事業実施  
 「咸宜園門下生子孫の集い」開催  
 (日田市制 70 周年記念事業)  
 12 月 咸宜園平成門下生之会発足  
 平成 23 年 (2011) 10 月 平成 23 年度特別展  
 「近世の私塾－西日本を中心として－」開催  
 11 月 開館一周年記念事業「私塾フォーラム」開催  
 平成 24 年 (2012) 3 月 第 1 回 咸宜園教育顕彰事業 (「咸宜園の日」) 実施  
 8 月 廣瀬旭荘没後 150 年記念事業 (特別展・講演会・鼎談) 実施  
 11 月 教育遺産世界遺産登録推進協議会発足・世界遺産登録推進国際シンポジウム開催 (水戸市)  
 平成 25 年 (2013) 2 月 第 2 回 咸宜園教育顕彰事業 (「咸宜園の日」) 実施  
 3 月 国史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」(国史跡「廣瀬淡窓墓」の追加指定及び指定名称の変更)  
 10 月 世界遺産登録推進国際シンポジウム開催 (足利市)  
 平成 26 年 (2014) 2 月 第 3 回 咸宜園教育顕彰事業 (「咸宜園の日」) 実施  
 平成 27 年 (2015) 2 月 第 4 回 咸宜園教育顕彰事業 (「咸宜園の日」) 実施  
 4 月 「咸宜園跡」や「豆田町重要伝統的建造物群保存地区」などが初の日本遺産に認定  
 11 月 日本遺産認定記念フォーラムの開催  
 平成 28 年 (2016) 2 月 第 5 回 咸宜園教育顕彰事業 (「咸宜園の日」) 実施  
 平成 29 年 (2017) 2 月 咸宜園閉塾 200 年記念事業  
 第 6 回 咸宜園教育顕彰事業 (「咸宜園の日」) 実施



咸宜園教育研究センター及び史跡咸宜園跡位置図

## 2. 施設の概要・組織

### (1) 設置目的

咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集、公開等を行うことにより、その理解を深め、宜風の浸透を図ることをもって、教育、学術や文化の向上に寄与する。

### (2) 設置年月日

平成22年4月1日  
(平成22年10月2日開館)

### (3) 設置場所

日田市淡窓2丁目2番18号

### (4) 設置の概要

公開展示室・研修室・研究室を備えた「史跡咸宜園跡」のガイダンス施設。

- ①構造・規模 木造平屋造 建物延べ面積  
約373㎡(専有面積)
- ②開館時間 午前9時から午後5時
- ③休館日 ・水曜日  
(水曜日が国民の祝日または振替休日  
に当るときはその翌日)  
・年末年始(12月29日～1月3日)

### ④主要な施設

#### ◇公開展示室 (約108㎡)

- 常設展示
- 企画展示
- 特別展示

#### ◇研修室 (約73㎡)

咸宜園入門ばっくすの体験や各種研修に利用

#### ◇研究室 (約61㎡)

図書コーナーやパソコン閲覧コーナーを設け、廣瀬淡窓や咸宜園のことなどについて、自由に調べることが可能。ただし、図書の貸し出しは行わない

#### ◇収蔵庫 (約44㎡)

### (5) 主な業務

- ①咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究調査並びに関係資料の収集、整理及び保管
- ②上記①の研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用
- ③咸宜園に関する体験学習、講座、講演会等による普及啓発
- ④史跡咸宜園跡の公開

### (6) 組織

#### ①咸宜園教育研究センター

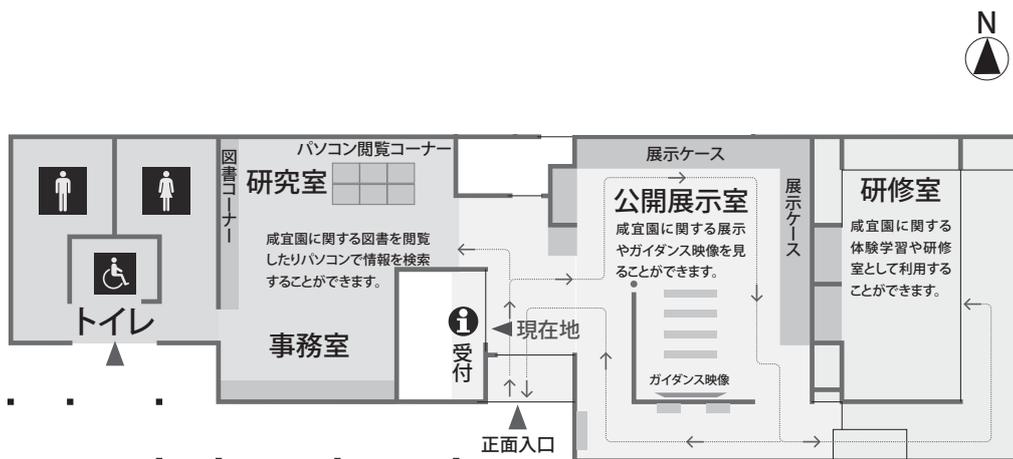
名誉館長(非常勤)

- 所長
- 主幹 1
  - 副主幹 1
  - 主任 2
  - 嘱託 1(研究員)
  - 臨時職員 3

#### ②世界遺産推進室

- 室長
- 主幹 1
  - 副主幹 1
  - 主任 2

(内、学芸員資格者3)



咸宜園教育研究センター平面図

### 3. 利用案内

#### (1) 開館時間

- 公開展示室：午前9時から午後5時
- 研修室：午前9時から午後5時
- 研究室：午前9時から午後5時  
(入館時間は、午後9時から午後4時30分)
- 休館日：・水曜日（水曜日が国民の祝日または振替  
休日に当たるときはその翌日）  
・年末年始（12月29日～1月3日）

#### (1) 交通

- JR久大本線：「日田駅」下車徒歩約10分
- 高速バス：「市役所前」下車徒歩約7分
- 車：大分自動車道「日田IC」から約5分  
・専用駐車場には10台駐車可能  
・乗降場は大型バス3台まで乗降可能



## 4. 条例・規則

### 1. 咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例

平成22年3月24日  
条例第9号

(設置)

第1条 咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集、公開等を行うことにより、その理解を深め、宜風の浸透を図ることをもって、教育、学術や文化の向上に寄与することを目的として咸宜園教育研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 咸宜園教育研究センター

位置 日田市淡窓2丁目2番18号

(業務)

第3条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究並びに関係資料の調査、収集、整理及び保管
- (2) 前号の研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用
- (3) 咸宜園に関する体験学習、講座、講演会等による普及啓発
- (4) 史跡咸宜園跡の公開
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時まで（入館時間については、午前9時から午後4時30分まで）とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館料)

第5条 センターの入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、センターの入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

(原状回復義務又は損害賠償)

第7条 故意又は過失によりセンターの建物、設備、展示物等を損傷又は滅失した者は、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。た

し、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(研修室の利用の許可)

第8条 研修室の利用（体験学習の利用を除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修室の利用の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 研修室の建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他研修室の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は研修室の利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (4) その他研修室の管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による利用許可の取消し等によって利用者が損害を受けても、その賠償の責めを負わないものとする。

(目的外利用又は権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、研修室を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める額を使用料として前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を後納することができる。

(使用料の減免)

第13条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。
- (2) 市長又は教育委員会が特に必要と認める者が第

1 条に規定する設置目的に沿って利用するとき。  
 (使用料の不還付)  
 第 14 条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由に基づいて利用を中止したときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。  
 (1) 研修室の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。  
 (2) 利用者が自己の都合により 2 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。  
 (3) 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなったとき。  
 (咸宜園教育研究センター運営委員会の設置)  
 第 15 条 センターの適正かつ効果的な運営を図るため、咸宜園教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。  
 2 運営委員会の所掌事務、組織その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
 (委任)  
 第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第 15 条及び次項の規定並びに附則第 3 項の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
 (平成 22 年教委規則第 11 号で平成 22 年 10 月 2 日から施行)  
 (準備行為)  
 2 教育委員会は、施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。  
 (日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 3 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 167 号）の一部を次のように改正する。  
 [次のよう] 略

別表（第 12 条関係）

区分	単位	金額	備 考
研修室	1 時間につき	320 円	1 常設電灯以外の電気を利用するときは、1 回につき 410 円を加算する。 2 冷暖房を利用するときは、1 時間につき 200 円を加算する。

備考 1 日の利用時間は、原則として 3 時間を限度とする。

## 2. 咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 22 年 3 月 25 日  
 教委規則第 2 号

(趣旨)  
 第 1 条 この規則は、咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。  
 (利用申請)  
 第 2 条 条例第 8 条第 1 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、咸宜園教育研究センター研修室利用許可申請書（様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。  
 (利用許可)  
 第 3 条 教育委員会は、研修室の利用の許可（以下「利用許可」という。）をしたときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可証（様式第 2 号。以下「利用許可証」という。）を申請者に交付するものとする。  
 (利用者の遵守事項)  
 第 4 条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
 (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。  
 (2) 研修室内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。

(3) 利用を終了したときは、研修室内を整理整頓すること。  
 (4) その他職員の指示に従うこと。  
 (利用許可の変更等)  
 第 5 条 利用者は、利用許可の変更又は取消しを求めようとするときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消申請書（様式第 3 号）に利用許可証を添えて教育委員会に提出しなければならない。  
 2 教育委員会は、前項の利用許可の変更又は取消しを許可したときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消許可証（様式第 4 号）を利用者に交付するものとする。  
 3 利用者は、前項の規定による利用許可の変更の許可を受けた場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足額を生じるときは、直ちに、当該不足額を納付しなければならない。  
 (使用料の減免)  
 第 6 条 条例第 13 条の規定による使用料の減額又は免除（以下「使用料の減免」という。）ができる場合及び減免の率は、別表第 1 に定めるとおりとする。  
 (使用料の減免の申請)  
 第 7 条 使用料の減免を受けようとする利用者は、咸宜園教育研究センター研修室使用料減免申請書（様式第 5 号）に利用許可申請書を添えて教育委員会に提出し、

承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定による既納の使用料の還付ができる場合及び還付の率は、別表第2に定めるとおとする。

(使用料の還付の申請)

第9条 使用料の還付を受けようとする利用者は、咸宜園教育研究センター研修室使用料還付申請書(様式第6号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第10条 咸宜園教育研究センター(以下「センター」という。)の入館者は、センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、咸宜園教育研究センター施設等損傷(汚損・滅失)届(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(寄贈及び寄託)

第11条 センターは、咸宜園に關係する資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 前項の資料の所有者は、センターに当該資料を寄贈し、又は寄託しようとするときは、資料名、数量等を明記した寄贈・寄託申込書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による資料の寄託を受けるものと決定したときは、預かり証(様式第9号。以下同じ。)を寄託者に交付し、受託控(様式第10号)をセンターに保管するものとする。

4 寄託期間は、原則として3年とする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この期間を短縮することができる。なお、寄託の更新を妨げないものとする。

5 前項の期間の起算日は、寄託資料をセンターが受託した日が1月1日から6月30日までのときは1月1日、7月1日から12月31日までのときは7月1日とする。

6 寄託者は、寄託期間中に、特別の理由により寄託資料の一時返還を受けようとするときは、寄託資料一時返還申請書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、寄託資料の一時返還を受けようとする者が寄託者の代理人であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

7 教育委員会は、前項の寄託資料の一時返還を承認したときは、寄託資料一時返還承認書(様式第12号)を寄託者に交付し、当該寄託資料を一時返還するものとする。

8 寄贈資料又は寄託資料の保管その他の取扱いについては、センターの所蔵する資料に準じて行うものとする。ただし、寄贈者又は寄託者と利用制限等に関して特約があるものについては、この限りでない。

9 資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

10 寄託資料が汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が補償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その賠償の責めを負わないものとする。

11 寄託資料の所有者が譲渡により変更が生じたときは、譲渡人は、速やかに預かり証に所有権の移転を証

明する書類を添えて教育委員会に提出し、その旨の書き換えを受けなければならない。

12 寄託者は、預かり証を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその事実を証明する書類又は当該預かり証を教育委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(資料の館外貸出し)

第12条 収藏品等の資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、教育委員会が、博物館、図書館、学校等において学術上の調査研究又は教育普及の目的で使用され、かつ、取扱い上安全性が確保されると認めるときは、この限りでない。

2 前項の館外貸出しを受けようとする者(以下「貸出し申請者」という。)は、咸宜園資料貸出し許可申請書(様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の館外貸出しを許可したときは、咸宜園資料貸出し許可書(様式第14号)を貸出し申請者に交付するものとする。

(撮影、複写等の許可)

第13条 収藏品等の資料を学術上の調査研究等の目的で撮影し、若しくは複写し、出版物等への掲載をしようとする者又は模写、模造等をしようとする者(以下「撮影等申請者」という。)は、咸宜園資料撮影等許可申請書(様式第15号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による撮影等を許可したときは、咸宜園資料撮影等許可書(様式第16号)を撮影等申請者に交付するものとする。

(運営委員会の所掌事務)

第14条 条例第15条に規定する咸宜園教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、教育委員会の諮問に応じ、条例第3条各号に掲げる業務に関する事項について審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

2 運営委員会は、前項に定める事項のほか、センターの運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(運営委員会の組織等)

第15条 運営委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

8 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 運営委員会に、専門の事項について審議する必要が

あるときは、臨時委員を置くことができる。

- 11 臨時委員は、教育委員会が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 12 臨時委員は、専門の事項について審議し、運営委員会への報告が完了したときは、解職されるものとする。
- 13 運営委員会の庶務は、教育委員会において処理する。(評価委員会)

第 16 条 センターに収蔵する咸宜園に関する資料の購入価格の適正な評価を行うため、咸宜園教育研究センター収蔵資料評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置き、評価委員若干名で組織する。

- 2 評価委員は、教育委員会の諮問に応じ、センターが購入しようとする資料の評価を行い、その意見書を提出する。
- 3 評価委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 評価委員の任期は、1 年以内とする。
- 5 評価委員は、職務上知り得た秘密のほか、自己が評価委員であることを他に漏らしてはならない。
- 6 購入しようとする資料について利害関係を有する評価委員は、当該資料の評価に加わることができない。
- 7 評価委員会の庶務は、教育委員会において処理する。(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第 11 条から第 16 条まで及び次項の規定並びに附則第 3 項の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会は、施行の日前においても、この規則に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。

(日田市教育委員会事務委任規則の一部改正)

- 3 日田市教育委員会事務委任規則（昭和 39 年教委規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第 1（第 6 条関係）

減免ができる場合	減免の率	備 考
1 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免 除	1 号の免除は、使用料の減免の申請を省略することができる。
2 市長又は教育委員会が特に必要と認める者が第 1 条に規定する設置目的に沿って利用するとき。	免 除	

別表第 2（第 8 条関係）

還付ができる場合	還付の率	備 考
1 研修室の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。	10 割	還付金に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
2 利用者が自己の都合により 10 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。	7 割	
3 利用者が自己の都合により 2 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。	5 割	
4 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなったとき。	10 割	

咸宜園教育研究センター

研究紀要 第七号

二〇一八年 二月二十八日印刷発行

編集 日田市教育庁咸宜園教育研究センター

〒八七七・〇〇二二

大分県日田市淡窓二・二・一八

咸宜園教育研究センター

発行 日田市教育委員会

印刷・製本 日田時報紙器印刷(株)

THE KANGIEN EDUCATION RESEARCH CENTER  
B U L L E T I N

Vol. 7

Great teacher—Hirose Tanso and Yoshida Shoin.

UMIHARA Toru

Transcription into braille of a Kangien related note and contribution of a transcription into braille note.

TANPOPO no Kai

When commemoration business of the Private Academy “Kangien” establishment for 200 years is held. — The pace of the former activity Hirose Tanso’s divination teaching—“GIFU”.

YOSHIDA Hiroshi

FUKAMACHI Koichiro

About the Chinese poems Hirano compiled of Waseda University library possession . (The book possessed in the past by Ichijima Haruki )

KAWABE Yutai

Historical introduction about new appearance historical sources on the Kangien relation seen in Hirose Seison bunko library. (National institute of Japanese Literature, possession)

MIZOTA Naoki

---

Research Center Annual Report (Fiscal2016)

Research Center Directory

February.2018